

令和3年度 東京都教育委員会の権限
に属する事務の管理及び執行の状況の
点検及び評価（令和2年度分）報告書

東京都教育委員会

目 次

第 1	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について……	1
第 2	東京都教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価 実施要綱（概要）について……	1
第 3	東京都教育委員会の令和 2 年度の主な活動概要……	2
第 4	東京都教育ビジョン（第 4 次）について……	3
第 5	東京都教育ビジョン（第 4 次）に基づく令和 2 年度点検及び評価……	9
第 6	令和 2 年度新型コロナウイルス感染症への緊急対策一般会計補正予算等関連 事業……	235
第 7	点検・評価に関する有識者からの意見 ……	236
<資料>	東京都教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検 及び評価実施要綱 ……	239

第1 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について

平成19年6月に公布された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正において、新たに「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」が規定された。

この規定により、平成20年4月1日から、全ての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することが義務付けられた。また、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとされた。

この法律の規定に基づき、東京都教育委員会は、令和元年度の東京都教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行い、報告書を作成し、東京都議会へ提出する。

第2 東京都教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱について（概要）

（平成20年6月12日 東京都教育長決定）

1 点検及び評価の目的

東京都教育委員会が自らの権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を実施するために必要な事項を定めることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、都民への説明責任を果たし、都民に信頼される教育行政を推進することを目的とする。

2 点検及び評価の対象

東京都教育委員会の権限に属する主要な事務事業とする。

3 点検及び評価の実施方法

- (1) 点検及び評価は、前年度の東京都教育委員会の権限に属する主要な事務事業の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、毎年1回実施する。
- (2) 点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。
- (3) 施策・事業の進捗状況等を取りまとめ、教育に関し学識経験を有する者の意見を聴取する機会を設けるものとする。
- (4) 委員会において点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を作成し、東京都議会へ提出する。また、報告書は公表するものとする。

第3 東京都教育委員会の令和2年度の主な活動概要

東京都教育委員会は、東京都知事が東京都議会の同意を得て任命した教育長と5人の委員により組織される合議制の執行機関である。教育長の任期は3年、委員の任期は4年である。

教育委員会の会議は原則として毎月第2及び第4木曜日に定例会を開催し、必要に応じて臨時会を行っている。令和2年度は、定例会20回を開催し、議案293件、報告事項53件について審議等を行い、審議の過程において、委員から出された様々な意見を内容に反映した。また、5回の臨時会を開催し、新型コロナウイルス感染症に関連した都立学校の対応について審議を行った。

教育委員会の会議以外の活動では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4に基づき、東京都総合教育会議を4回行い、「新型コロナウイルス感染症への緊急対応及びその後を見据えた新たな東京の教育の在り方」や、「ICTを活用した新しい時代の学校教育の在り方」を議題に知事との協議、意見交換を行った。

東京都教育委員会の活動は、学校の実態を踏まえて、当面する諸課題に適切かつ迅速に対応すること、そして、教育施策を都民にとって分かりやすいものにすることを基本的な考え方としている。今後も引き続き、積極的な活動を行い、総合的な教育施策に取り組んでいく。

第4 東京都教育ビジョン(第4次)について

1 「東京都教育ビジョン(第4次)」とは

「東京都教育ビジョン(第4次)」は、令和元年度から令和5年度までの5年間で、東京都教育委員会として取り組むべき基本的な方針と、その達成に向けた施策展開の方向性を示した「教育振興基本計画」(教育基本法第17条第2項)として策定された。学校と家庭、地域・社会の英知を結集し、子供たちのために一体となって様々な取組や実践を展開するため、都内公立学校教職員をはじめとする全ての教育関係者の“羅針盤”として位置付けられている。

2 「東京都教育ビジョン(第4次)」策定に係る社会的背景

「東京都教育ビジョン」を策定するに当たり、子供たちが生きていくこれからの東京都の姿を分析することが重要である。その上で、将来の東京都を支え、社会の持続的な発展に貢献できる人材を育成するために、どのような教育が求められるのか、多面的・多角的に考えていかなければならない。「東京都教育ビジョン(第4次)」策定に係る主な社会的背景として、同ビジョンでは以下の五つを示している。

(1) 情報技術の急速な発展

現在の情報化した社会では、第4次産業革命、あるいは Society5.0 などと呼ばれるほど、コンピュータやインターネット、人工知能(AI)や Internet of Things(IoT)といったICTの発達により、時間や空間の制約を乗り越え、日々、様々なサービスが創出されている。日本では既にインターネットの利用者数が1億人を上回り、人口普及率も80%を超えている。情報技術の発達により、生活がより便利になるとともに、人々のコミュニケーションや経済活動のボーダレス化が加速度的に進み、社会の仕組み・在り方までも大きく変化する時代になった。情報化の進展は、人々の生活の利便性を向上させ、人間の労働を軽減する一方で、近い将来、現在ある多くの仕事はAIなどで代替されるのではないかと、との予測もある。

人間の労働を代替する側面と雇用を促進する側面の両面を兼ね備えるAIが普及する近未来の社会を見据え、今後必要とされる知識・技能の習得を通じた人材の育成が重要になってくる。

(2) 超高齢社会の到来

東京都の人口は、令和7(2025)年をピークに減少傾向となることが予測されている。これは、我が国全体の状況と比較すると若干遅いペースである。一方で、東京都では高齢化が加速し、65歳以上の割合が、令和7(2025)年には23.3%、令和12(2030)

年には 24.3%となり、約 4 人に 1 人が高齢者となる超高齢社会に突入するとともに、出生数の減少などにより少子化も進んでいくことが予測されている。

子供たちが活躍する将来の社会は、社会保障費が急増するとともに、労働力が不足することが容易に想像できる。全ての子供たちが社会の形成者としての自覚をもち、自らのキャリアを力強く歩んでいく力を育むとともに、企業や学校等を退職した人材の活動の場を創設し、活力ある社会を築き上げていく必要がある。

(3) 国際化の進展

東京都に在住している外国人は増加傾向にある。東京都の総人口が 20 年前と比較して約 15%増加している中で、外国人人口は 20 年前と比較して約 70%も増加している。

東京都は、外国人人口が全国で最も多く、その割合も全国で最高率であり、我が国に住む外国人の約 20%が東京都で暮らしている。

また、東京の観光PRや旅行者の受入環境整備等の取組、諸外国における経済成長などにより、東京都を訪れる外国人旅行者数は、増加傾向にある。

このことは、子供たちが、自分たちの学校や地域で外国人と接することが珍しくない環境になってきていることを示している。将来は、世界で様々な国の人々と共に働き、共に生活することが当たり前の時代になることが見込まれる。

子供たちには、外国人と良好な人間関係やコミュニケーションを築くために必要な力を育成していくことが不可欠である。

(4) 就業・就労状況の変化

東京都の労働力人口に占める 34 歳以下の割合が近年低下している。完全失業率は、緩やかな減少傾向にあるものの、東京都は全国より高い水準であり、長年高止まりの状況が続いている。若年者の完全失業率も全国より高い水準で推移しており、新規学卒者の 3～4 割が 3 年以内に離職するなど、就労の在り方も多様化している。

また、東京都における女性の就業者数と就業率は増加傾向にある。女性が職業に就くことへの意識も変化している。内閣府が実施した世論調査によると、「子供ができて、ずっと仕事を続ける方がよい」と回答する割合は年々増加し、平成 28 (2016) 年には男女ともに 50%を大きく超えた。

さらに、東京都の民間企業における障害者雇用数も年々増加し、平成 29 (2017) 年には過去最高の約 18 万 1 千人となった。

子供たちには、自らのキャリアに見通しをもたせ、主体的に社会へ参画する意欲と態度を育成していく必要がある。

(5) 経済・産業の変化

世界各国の名目 GDP (国内総生産) の総計は、1980 年から 2016 年までの間に約

6倍に増加した。国・地域別にみると、アジアの増加が顕著で、中でも中国は1980年と比べて30倍以上に増加している。

日本の名目GDPは、伸びに陰りが生じているものの、2016年には世界の約6.5%を占め、世界第3位にある。また、その首都である東京都の都内総生産額は、一つの国と言えるほどの経済規模を有している。

産業別に見ると、製造業はサービス業に次ぐ日本経済を支える大きな産業であり続けている。経済産業省、厚生労働省、文部科学省が2017年5月に発表した「2016年版ものづくり白書」によると、日本の製造業の業績は3年連続で回復傾向にある。

しかしながら、民間シンクタンクの調査によると、2002年時点で、日本の製造業は、高い競争力をもつ北米に次いで世界の2番手であったが、この10年で国際競争力の低下が見受けられる。低コストで生産ができる新興国が台頭したことや、デジタル化などにより複雑な製造工程を必要としないものづくりが増加したことなどが要因と、本調査では分析している。機械的な構造をもった製品（事務機械、自動車、工作機械など）は、製造工程が複雑なため、日本の競争力を維持できているが、これも楽観視できない状況である。複雑なものを現場の力でつくり上げるという強みをどう生かすかが鍵となる。

また、「2016年版ものづくり白書」では、次のように指摘している。

「付加価値が『もの』そのものから、『サービス』『ソリューション』へと移るなか、単に『もの』をつくるだけでは生き残れない時代に入った。海外企業がビジネスモデルの変革にしのぎを削るなか、我が国企業の取組は十分とは言えない。」

次代を担う子供たちには、ものづくりのスキルと、新しいビジネスモデルを創造し、東京ひいては日本の経済を発展させることができる力を育成する必要がある。

3 「次代を担う東京の子供の姿」とその考え方

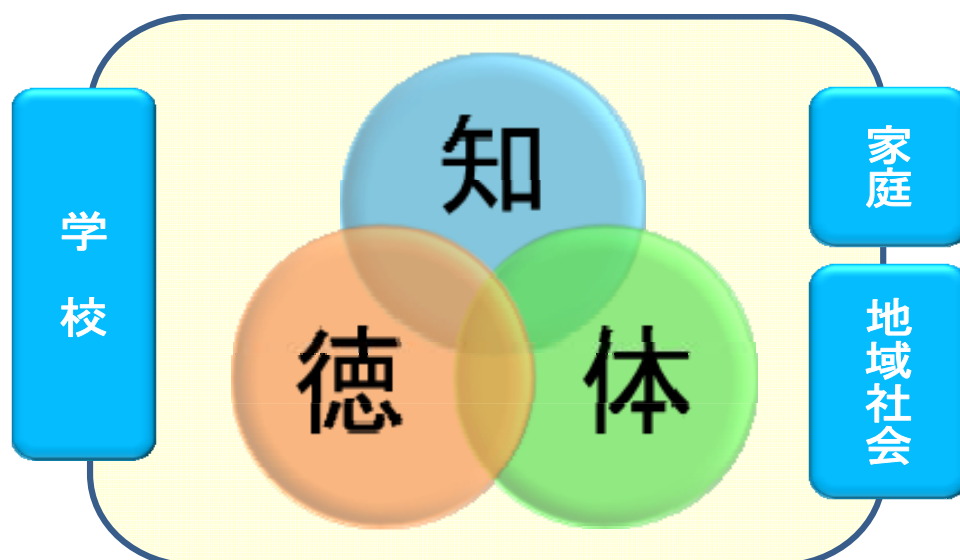
「東京都教育ビジョン（第4次）」では、「次代を担う東京の子供の姿」を以下に記載の考え方の下、次のように定める。

情報化や国際化など急速かつ激しく変化するこれからの社会を主体的・創造的に生き抜いていく子供

《「次代を担う東京の子供の姿」に向けた主な考え方と「東京都教育ビジョン（第4次）」の概念図》

- 情報化や国際化など、急速かつ激しく変化するこれからの社会を主体的・創造的に生き抜いていく子供を育てていかなければならない。そのため、全ての子供たちに基礎的・基本的な力を確実に育成することが重要。
- 社会を牽引する専門的な力を育む教育を通して、生涯にわたって自ら学び、自ら考え、主体的に判断・行動し、より良く問題を解決する資質や能力を育てていく必要がある。
- 自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力など、子供の「知」「徳」「体」をバランス良く育むことで、生涯にわたり学び続け、社会の持続的な発展に貢献する力を培っていくことが不可欠。
- 学校だけで多様な価値観に対応し、子供一人一人の個性や能力を伸ばすことが難しい時代にあって、今まで以上に学校と家庭、地域・社会が相互に連携・協力して、子供を育てていかなければならない。
- 学校と家庭、地域・社会とが共に力を合わせ、日本の未来を担う人材を育成していくとともに、誰もが生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合うことができる社会の実現を図っていく。

東京都教育ビジョン（第4次）の概念図



東京都教育ビジョン(第4次)の体系

基本的な方針

今後5か年の施策展開の方向性

子供の「知」「徳」「体」を育み、社会の持続的な発展に

1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育

2 社会の持続的な発展を牽引する力を伸ばす教育

3 グローバルに活躍する人材を育成する教育

4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育

① きめ細かい指導を行い、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図ります

② 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進します

③ 我が国の産業を支える専門的な力を伸ばす職業教育を推進します

④ 科学的に探究する力を伸ばす理数教育を推進します

⑤ 高度に情報化した社会で活躍できる力を伸ばす教育を推進します

⑥ 生きた英語が身に付き、コミュニケーション能力を伸ばす教育を推進します

⑦ 我が国や郷土の伝統・文化への理解を深める教育を推進します

⑧ 文化の多様性を尊重し、国際社会の発展に寄与する態度を育てる教育を推進します

⑨ 自分の未来を切り拓く力を育むキャリア教育を充実します

⑩ 障害のある児童・生徒の能力を最大限に伸ばし、自立と社会参加・貢献を実現するための教育を充実します

⑪ 社会的な自立を支援する学びのセーフティネットを構築します

⑫ 人権尊重の理念を定着させ、あらゆる偏見や差別をなくす教育を充実します

⑬ 生命を大切にする心や他人を思いやる心、規範意識等を育む教育を充実します

⑭ いじめ防止等の対策や自殺対策に資する教育を推進します

基本的な方針

今後5か年の施策展開の方向性

貢献する力を培う

6 健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育

⑮ 生涯を通じて、たくましく生きるために必要な体力を育む教育を推進します

⑯ 健康で充実した生活を送るための力を育む教育を推進します

⑰ 危険を予測し回避する能力や、社会の安全に貢献できる資質・能力を育む教育を推進します

7 オリンピック・パラリンピックの精神を学び、育む教育

⑱ 東京2020大会、さらにその先の社会で活躍するために必要な力を身に付ける教育を推進します

8 生徒の多様なニーズと時代の要請に応える「都立高校改革」

⑲ 次代を担う社会的に自立した人間を育成します

⑳ 生徒一人一人の能力を最大限に伸ばす学校づくりを推進します

㉑ 質の高い教育を支えるための環境整備を進めます

9 これからの教育を担う優れた教員の育成

㉒ 優れた教員志望者を養成・確保します

㉓ 教員一人一人のキャリアに応じた資質・能力の向上を図ります

㉔ 教育者としての高い見識をもち、広い視野で学校経営ができる管理職を育成します

10 教員の負担を軽減し、教育の質を向上させる「働き方改革」

㉕ 教員が誇りとやりがいをもって職務に従事できる学校運営体制を整備します

㉖ 多角的に学校を支援する新たな体制を構築します

11 質の高い教育を支える環境の整備

㉗ 教員一人一人の健康保持の実現を図ります

㉘ 質の高い学校教育を支える施設・設備等を整備します

12 家庭、地域・社会と学校とが連携・協働する教育活動

㉙ 学校と家庭、地域・社会が一体となり、子供を見守り、育てる教育活動を推進します

㉚ 地域・社会の教育資源を活用し、子供を支え伸ばす教育活動を推進します

学校、家庭、地域・社会が相互に連携・協力して子供を育てる

第5 東京都教育ビジョン(第4次)に基づく令和2年度点検及び評価

注	基本的な方針	今後5か年の施策展開の方向性	ページ
子供の「知」「徳」「体」を育み、社会の持続的な発展に貢献する力を培う。	1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育	1 きめ細かい指導を行い、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図ります。	10
		2 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進します。	25
	2 社会の持続的な発展を牽引する力を伸ばす教育	3 我が国の産業を支える専門的な力を伸ばす職業教育を推進します。	33
		4 科学的に探究する力を伸ばす理数教育を推進します。	39
		5 高度に情報化した社会で活躍できる力を伸ばす教育を推進します。	49
	3 グローバルに活躍する人材を育成する教育	6 生きた英語が身に付き、コミュニケーション能力を伸ばす教育を推進します。	65
		7 我が国や郷土の伝統・文化への理解を深める教育を推進します。	74
		8 文化の多様性を尊重し、国際社会の発展に寄与する態度を育てる教育を推進します。	79
	4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育	9 自分の未来を切り拓く力を育むキャリア教育を充実します。	84
		10 障害のある児童・生徒の能力を最大限に伸ばし、自立と社会参加・貢献を実現するための教育を充実します。	92
		11 社会的な自立を支援する学びのセーフティネットを構築します。	100
	5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育	12 人権尊重の理念を定着させ、あらゆる偏見や差別をなくす教育を充実します。	117
		13 生命を大切に作る心や他人を思いやる心、規範意識等を育む教育を充実します。	123
		14 いじめ防止等の対策や自殺対策に資する教育を推進します。	129
	6 健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育	15 生涯を通じて、たくましく生きるために必要な体力を育む教育を推進します。	146
		16 健康で充実した生活を送るための力を育む教育を推進します。	151
		17 危険を予測し回避する能力や、社会の安全に貢献できる資質・能力を育む教育を推進します。	155
	7 オリリンピック・パラリンピックの精神を学び、育む教育	18 東京2020大会、さらにその先の社会で活躍するために必要な力を身に付ける教育を推進します。	161
学校、家庭、地域・社会が相互に連携・協力して子供を育てる。	8 生徒の多様なニーズと時代の要請に応える「都立高校改革」	19 次代を担う社会的に自立した人間を育成します。	167
		20 生徒一人一人の能力を最大限に伸ばす学校づくりを推進します。	172
		21 質の高い教育を支えるための環境整備を進めます。	175
	9 これからの教育を担う優れた教員の育成	22 優れた教員志望者を養成・確保します。	180
		23 教員一人一人のキャリアに応じた資質・能力の向上を図ります。	186
		24 教育者としての高い見識をもち、広い視野で学校経営ができる管理職を育成します。	195
	10 教員の負担を軽減し、教育の質を向上する「働き方改革」	25 教員が誇りとやりがいをもって職務に従事できる学校運営体制を整備します。	199
		26 多角的に学校を支援する新たな体制を構築します。	204
	11 質の高い教育を支える環境の整備	27 教員一人一人の健康保持の実現を図ります。	207
		28 質の高い学校教育を支える施設・設備等を整備します。	209
	12 家庭・地域・社会と学校とが連携・協働する教育活動	29 学校と家庭・地域・社会が一体となり、子供を見守り、育てる教育活動を推進します。	224
		30 地域・社会の教育資源を活用し、子供を支え伸ばす教育活動を推進します。	231

<東京都教育ビジョン（第4次）>

基本的な方針	1	全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育
施策展開の方向性	1	きめ細かい指導を行い、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図ります。
予算額：26,557,134千円 決算額：24,611,409千円		従事職員数 34人（指導主事 24人）

1 小・中学校における基礎学力の定着（指導部）

- (1) 児童・生徒の学力向上を図るための調査
- (2) 「東京都学力向上施策検討委員会」の設置
- (3) 都及び国の学力調査結果を生かした「授業改善推進プラン」を活用した授業改善の推進
- (4) 「新しい指導と評価の在り方」指導資料の作成・配布及び公開授業等の実施
- (5) 授業改善や学習指導に関わる先進情報の提供
- (6) 算数・数学における習熟度別指導、英語における少人数・習熟度別指導の推進
- (7) 改訂版「東京ベーシック・ドリル」及び同ソフトの活用
- (8) 学力格差解消に向けた取組

<取組状況>

新型コロナウイルス感染症対策のための小・中学校等における一斉臨時休業の影響を考慮し、「児童・生徒の学力向上を図るための調査（以下、「都の学力調査」という。）」の実施は取りやめ、都内全公立小・中学校等に調査問題及び調査問題の解説や活用方法、復習のポイント等を掲載した「解説資料」等を配布した。

また、小学校では令和2年度から、中学校では令和3年度から全面实施となる新学習指導要領の内容を踏まえ、「東京ベーシック・ドリル」及び同ソフトを改訂して都教育委員会ホームページで公表するとともに、「東京方式 習熟度別指導ガイドライン（改訂版）《小学校 算数、中学校 数学》」及び「東京方式 少人数・習熟度別指導ガイドライン（改訂版）《中学校 英語》」を策定し、区市町村教育委員会に周知した。

さらに、都の学力向上施策に関する検討を行う委員会（有識者、区市町村教育委員会の代表、校長会の代表、PTA協議会の代表などから構成）を年2回開催し、令和3年度以降の「児童・生徒の学力向上を図るための調査」を中心とした学力向上施策について協議した。（新型コロナウイルス感染症対策のため、2回目は書面開催）

<成果>

- ・都の学力調査の「解説資料」を都内の全公立小・中学校等に配布し、調査対象学年以外での活用方法や、調査問題を活用した授業改善のポイント等を丁寧に示した。
- ・令和2年3月2日から5月31日までの臨時休校期間中に、都教育委員会ホームページで公開した改訂版「東京ベーシック・ドリル」ソフトが多くの子どもの家庭学習の教材として活用された。

月	2月	3月	4月	5月	6月
アクセス数	4,378件	77,760件	246,834件	112,527件	16,125件

※平成31年度の月平均アクセス数（3月を除く）は、3,695件

基本的な方針 1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育

- ・「東京都学力向上施策検討委員会」での検討を踏まえ、令和3年度以降の都の学力調査では、児童・生徒の学びに向かう力等に関する意識及び学校の指導方法等を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、各学校の教育指導の充実や組織的な授業改善等に役立てることができるよう、学力調査の在り方を研究・開発した。

<課題>

- ・令和2年度は、都の学力調査及び国の学力調査の実施が見送られたことから、児童・生徒の学力や学習状況を把握することが難しかったため、令和3年度に実施される都の学力調査及び国の学力調査の結果を丁寧に分析し、児童・生徒の学力や学習状況の課題を把握する必要がある。

<今後の取組の方向性>

- ・都の学力調査を実施し、その結果と国の学力調査の結果とを関連付け、様々な観点から分析を行い、各地域、学校における学力向上を図る取組を支援する。
- ・効果的な習熟度別指導を一層推進する。
- ・「東京ベーシック・ドリル」ソフト等の活用を促進し、知識及び技能の確実な定着を図る。

2 就学前教育と小学校教育とのより一層の円滑な接続を図るための取組の推進（指導部）

<取組状況>

(1) 小学校との連続性を踏まえた就学前教育の一層の充実

「就学前教育カンファレンス」については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から開催を中止し、動画配信により、東京都教育委員会から「就学前教育と小学校教育との円滑な接続に向けて」の説明を行うとともに、実践報告として、「荒川区就学前教育と小学校教育との一層の円滑な接続を図るための教育課程の研究・開発委員会における実践内容」及び「平成31年度就学前教育研究開発委員会の指導資料説明」を行った。

(2) 就学前教育と小学校教育の一層の円滑な接続

荒川区では、令和元年度より「荒川区就学前教育と小学校教育との一層の円滑な接続を図るための教育課程の研究・開発委員会」を設置し、5歳児から小学校低学年をひとまとまりとした教育課程の研究・開発、児童・幼児の資質・能力に関する調査、保育者及び教員対象の研修を行うとともに、荒川区が指定したモデル園・校において、幼児・児童の共有スペースを設置し、共有スペースの活用方法の検証を行うとともに、指導計画の作成や教材の準備等を行った。

福生市では、令和2年度より「幼保小連携推進委員会」を設置し、新入学児童に関する内容の情報交換、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」に関する講演、小学校と就学前施設によるスタートカリキュラムの内容についての協議等を行った。また、慶應義塾大学と連携し、市内就学前施設を対象に、保育環境評価スケールに基づいた保育の質に関わる調査を実施した。

国立市では、令和2年度より市教育委員会と子ども家庭部が連携して「国立市幼保小連携推進委員会」を設置し、市内就学前施設と公立小学校の連携や接続の現状を把握するための調査を実施するとともに、結果を基にした市独自のスタートカリキュラムの作成に着手した。また、市内の保育者や小学校教員を対象にした研修会を実施した。

<成果>

基本的な方針 1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育

- ・ 就学前教育カンファレンスの配信動画は、令和3年3月時点で1800回以上の視聴回数を記録している。
- ・ 荒川区では、就学前施設保育者は小学校での学びを見通せるようになり、小学校教員は児童のこれまでの学びの積み重ねを確認できるようになった。また、モデル園・校において、幼児・児童の共有スペースの活動計画や5歳児から小学校低学年までを連続した時期として捉えた指導計画を作成したことで、幼稚園での経験と小学校の各教科の連続性を捉えることができた。
- ・ 福生市では、情報交換を通じて、保育者は入学後の様子を把握する機会となり、小学校教員は新入学児童に対する理解を深めることができた。また、講演を通じて、保育者と小学校教員の両者が「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」について理解を深めることが、就学前教育との円滑な接続を図ることにつながるという共通理解を深めることができた。
- ・ 国立市では、小学校教員が就学前施設の指導の実態を把握することができ、入学当初のスタートカリキュラム時期における、就学前施設の経験を踏まえた具体的な指導方法について検討することができた。

<課題>

就学前教育と小学校教育とのより一層の円滑な接続を図るための取組の促進

<今後の取組の方向性>

- ・ 小学校との連続性を踏まえた就学前教育の一層の充実について、保育・教育関係者に広く啓発するとともに、都教育委員会が作成した「就学前教育カリキュラム改訂版」及び「就学前教育カリキュラム改訂版ハンドブック【新幼稚園教育要領等対応】」等の指導資料の活用を促進する。
- ・ 就学前教育と小学校教育の一層の円滑な接続について、各モデル地区(研究開発地区、研究指定地区、研究協力地区)における研究の成果を、動画配信等も活用しながら、全都へ広く周知し、就学前教育と小学校教育の一層の充実を図っていく。

3 高等学校における学力の確実な定着（指導部）

(1) 「都立高校学カスタンダード」活用事業の推進

<取組状況>

ア 「各高等学校における独自の学カスタンダード」の作成

進学指導重点校、中高一貫教育校及び夜間定時制高校以外の全ての都立高校において、「基礎」・「応用」・「発展」の3段階の「都立高校学カスタンダード」に基づき、対象科目の内容・項目ごとに学校独自の学カスタンダードを作成した。

【対象科目】普通科目6教科19科目、専門科目3教科3科目

国語総合・現代文B・数学Ⅰ・数学Ⅱ・コミュニケーション英語Ⅰ・コミュニケーション英語Ⅱ・世界史A・世界史B・日本史A・日本史B・地理A・地理B・現代社会・倫理・政治・経済・物理基礎・化学基礎・生物基礎・地学基礎・農業と環境・工業技術基礎・ビジネス基礎

イ 学カスタンダードに基づく学習指導の実施

- (ア) 学カスタンダード推進委員会、教科会などからなる組織的な学習指導体制の確立
- (イ) 学カスタンダードに基づく各教科の指導計画及び報告書の作成
- (ウ) 指導と評価のPDCAサイクルによる授業改善の実施

基本的な方針 1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育

- (エ) 各学校において作成した自校の学力スタンダードのホームページへの掲載
- ウ 学力スタンダード推進協議会の開催
 - 事業趣旨説明及び組織的な学習指導体制を整えている学校による実践事例の発表及び協議
- エ 学力向上データバンクの構築
 - 各教科で組織的な指導を効果的に実施していくことを支援するため、各校が作成した学力調査問題を共通で利用することができるデータバンクに保存・登録

【対象科目】

国語総合・現代文B・数学Ⅰ・数学Ⅱ・コミュニケーション英語Ⅰ・コミュニケーション英語Ⅱ

各校独自の学力調査結果の分析による、学力定着状況の把握、繰り返し指導の実施及び学習指導方法の改善

<成果>

令和元年度学力スタンダードに関するアンケート結果の分析から、授業進度が統一されている学校の割合は 95.5%であり、統一された授業及び評価等に関する教科の体制が構築されている。他方、義務教育段階の生徒の学習の定着状況に応じて習熟度授業を実施している学校が一定数ある。

学力スタンダード対象科目における定期考査問題の共通化について、全ての科目で、完全又は一部で共通化して実施している割合は 87.6%（平成 30 年度は 89.2%、平成 29 年度は 88.7%）であり、定期考査の共通化が図られつつある。

<課題>

授業進度が統一されている学校においても、一部で考査問題の統一や各科目の指導内容・方法の共有化がされていない学校の割合が 7.9%もあり、組織的な校内体制が整っていない学校が一部見られる。

<今後の取組の方向性>

令和 2 年度のアンケート結果を分析するとともに、令和 4 年度からの新学習指導要領の目指す生徒の資質・能力の育成に向けて、学力スタンダードの在り方を検討する。

(2) 「学びの基盤」プロジェクトによる教育プログラムの開発

<取組状況>

本プロジェクトは、当初の計画では、令和元年度から 3 か年で、研究協力校 6 校の高校生を対象として実施した調査・分析を基に、「学びの基盤」としての「読解力」等をも高めるための研究プロジェクトであり、令和元年度は、プロジェクト 1 年目として、読解力、自ら学ぶ力に関する調査、認知特性に応じた支援に関する調査を実施した。

令和 2 年度は、2 年次調査を実施して実態を把握するとともに、1 年次教育プログラムの検証授業を通して明らかになった課題を踏まえ教育プログラムの内容の充実を図ること、さらに、読解力、自ら学ぶ力、認知特性がそれぞれ取り組んだ 1 年次教育プログラムを統合させた教育プログラムを開発することとしていた。

しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大に伴う臨時休業等により、実態調査等を計画どおり実施することが不可能となり、令和 3 年度以降のスケジュールを見直した。

研究協力校においては、1 年次教育プログラムを基に、校内体制を整え、組織的に授業改善を図った。

基本的な方針 1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育

<成果>

- ・研究協力校において、1年次教育プログラムを基に、以下のように研究授業を行い、授業改善を行った。

	読解力育成のための授業実践	自ら学ぶ力を育むための授業実践	認知特性チームの開発した学習指導案に基づく授業実践	認知特性チームと連携した学習意欲を向上させるための授業実践	研究体制等
足立東	10/22 理科・化学基礎 10/22 国語・国語総合			11/16 地歴・地理 A	副校長を中心に若手の授業実践及び協議を実施
南葛飾	11/20 国語・現代文 B	11/27 公民・現代社会			主幹教諭を中心に若手の授業実践及び協議を実施
板橋	11/13 国語総合	11/19 コミュニケーション英語Ⅱ			本プロジェクトを学校経営に位置付け、副校長が中心となって声を掛けている。
光丘		11/26 地歴・世界史 B			昨年度構築した組織体制の推進が必要
東村山				11/25 地歴・地理 A	授業実践及び協議の取りまとめを行う人材が必要
秋留台	12/8 保健体育 12/22 英語	11/24 国語・国語総合	11/12 国語・国語総合	12/22 地歴・地理 A	副校長及び担当者を中心に授業実践及び協議を実施

<課題>

- ・令和元年度入学生への実態調査等を中止したため、令和2年度の「学びの基盤」プロジェクトを休止し、令和3年度以降のスケジュールを見直す。

<今後の取組の方向性>

- ・新たなスケジュールとして、令和3年度入学生に対して令和3年度から5年度までの3か年の実態調査を実施する。
- ・令和3年度については、令和元年度に開発し、実践した読解力プログラム、自ら学ぶ力プログラムと、認知特性プログラムをそれぞれ統合したプログラムを開発し、検証を行う。その際に、各研究協力校においては、年間2回の研修または研究授業を実施する。
- ・実態把握のための日本語検定については、生徒のモチベーション維持・向上を図ることを目的に、5級から始まり、上級の受験を可能とする。
- ・令和4年度は、令和3年度の統合プログラムを一本化し、教育プログラムを開発、検証する。
- ・令和5年度は、2年間のプログラムを改善、検証し、「学びの基盤」教育プログラムを完成し、令和6年度から他の都立学校にも展開する。

(3) 「校内寺子屋」の推進

<取組状況>

義務教育段階の基礎学力の定着状況が十分ではない生徒に対して放課後等に外部人材を活用した学習支援を行う学力向上研究校（校内寺子屋）を30校、2年間（令和2・3年度）指定した。

- ・国語、数学、英語において高校1年生20名程度の生徒を対象
- ・各教科週2回程度、放課後に2時間程度

基本的な方針 1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育

- ・元教員や非常勤講師、大学生などの外部人材を活用し個別学習を実施

<成果>

令和元年度の対象となる生徒の意欲向上に関するアンケート結果の分析から、「学習意欲が上がった」、「分からない問題が分かるようになった」、「基礎学力が向上した」という設問に対し、81%（前年度比+22%）の生徒が「当てはまる」又は「ほぼ当てはまる」と回答しており、生徒の学びに対する意欲の向上につながったと考えられる。

<課題>

地域によっては外部講師の確保が難しい学校があり、近隣の中学校や学習塾等との連携が必要である。

<今後の取組の方向性>

令和2年度のアンケート結果を分析し、新規（10校）と継続（20校）の課題をそれぞれ把握することで、基礎学力の向上や中途退学の防止により一層取り組む。

4 高等学校通信制課程におけるサポート体制の充実

(1) 通信制高校におけるICT環境の整備（都立学校教育部）

<取組状況>

平成31年2月策定の都立高校改革推進計画 新実施計画（第二次）に基づき、通信制課程の高校において、多様な学習ニーズに対応するため、ICTを活用し、時間や場所の制約を超えて学習や相談ができるようにするとともに、基礎・基本の学習コンテンツ等の活用を促進する。また、学習の進捗状況を生徒や保護者のスマートフォン等から確認できるようにすることで、自学自習を支援し、学習意欲の向上を図るなど、通信制課程における学習環境の改善・充実に努めていくと定めており、令和元年度はシステムの検討・構築を行った。

<成果>

令和2年度に完成した校務支援システム及び学習管理システムの基幹を元に、通信制3校と連携しながら、随時説明会等も行い、システム開発を行った。試行の上、細かい改善等を行い、年度末には、システムの完全移行を行った。

<課題>

令和3年度から実際に使用していくにあたり、生徒や教員の活動に支障をきたすことのないよう、適宜学校をフォローしていく必要がある。また、他の都立学校で使用しているFOGOSシステムと校務支援システムについては、随時適合性をすり合わせる必要がある。

また、学習管理システムについては、追加改修を行いながら、令和4年度のWEB学習コース（仮称）の試行に向けて、モデル校と連携しながら、試行を行っていく必要がある。

<今後の取組の方向性>

校務支援システムについては、実際に使用していくにあたり、生徒や教員の活動に支障をきたすことのないよう、適宜学校をフォローしていく。

基本的な方針 1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育

学習管理システムについては、WEB学習コース（仮称）を始め、通信制各校の生徒の自学自習を促進する活用方法を支援していく。

(2) 学びのセーフティネット事業（NPO等と連携した居場所づくり）（地域教育支援部）

<取組状況>

通信制高等学校に在籍する生徒に対するアウトリーチを実施し、学校生活に不安のある生徒に対する支援を行っている。

また、都内3か所で日常生活の中でよりどころとなる居場所（支援場所）を提供するとともに、その場において、生徒同士の交流の機会の提供、進路相談・生活相談の実施、学習支援、就労に向けた支援等をNPO等の外部機関と連携するなど、個々の生徒等に応じたきめ細かい対応を行っている。

なお、通信制以外の都立高等学校においては、不登校や中途退学などにより、支援を必要としている生徒等にも対応している。

<成果>

- ・中途退学した生徒や学校生活に不安を抱えている生徒に対して、自立支援チームが働き掛けることにより、NPO等の外部機関につなげることができた。
- ・NPO等の外部機関が通信制課程のスクーリング時にアウトリーチを実施したことにより、支援者と生徒との良好な関係を築くことができ、その後の支援を円滑に行うことができた。

事 項	令和2年度末
学びのセーフティネット事業の参加者数	238名

<課題>

- ・通信制高等学校でスクーリングに出席しない生徒をNPO等の外部機関の支援につなげていくことが難しい。
- ・居場所（支援場所）に参加する生徒等が社会的に自立をしていけるようになるまでには時間がかかるため、継続的な支援を実施していく必要がある。
- ・オンライン支援では生徒同士の交流が生まれにくく、集団の場では個々のアプローチをするのが難しい。そのため、生徒等の状況に応じて通所とオンラインのバランスを取る必要がある。

<今後の取組の方向性>

- ・学校生活に不安を抱えている生徒に対し、よりきめ細かな支援ができるよう、自立支援チームと緊密に連携していく。
- ・外国にルーツのある生徒に対し、日本語の習得の支援等学校生活への定着に向けた支援を行っている。
- ・参加者にアンケート等を実施するなどして、成果や課題等について様々な視点から検証し、支援の充実を図っていく。

5 特別支援学校における「準ずる教育課程」の教育内容・方法の充実（指導部）

<取組状況>

基本的な方針 1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育

(1) 都立特別支援学校版「授業改善推進プラン」の策定の推進と活用の促進

準ずる教育課程を編成する都立特別支援学校に対して、教育課程編成・実施・管理説明会において、「授業改善推進プラン」の作成を周知した。また、令和2年度発行の指導資料「特別支援学校の指導内容・方法の充実に向けて」において、「授業改善推進プラン」策定の意義や作成方法を解説するとともに、研究指定校である都立特別支援学校3校の実践を紹介するなど、都立特別支援学校に対して本プランの作成及び効果的な活用について理解啓発を行った。

(2) 特別支援学校の教員の指導技術や授業力の向上

準ずる教育課程を編成する都立特別支援学校3校と地域の小・中学校及び高等学校が連携して授業改善・授業研究を行う「授業研究連携校」のモデル実施を行った成果を踏まえ、都立特別支援学校が「授業改善推進プラン」に基づき、都立学校及び区市町村教育委員会と連携し、「授業研究連携校」の取組を推進させるよう周知した。

<成果>

都立特別支援学校の準ずる教育課程における教科指導力の向上への意識が高まった。

<課題>

「授業改善推進プラン」の活用状況及び「授業研究連携校」の指定による成果検証が必要である。

<今後の取組の方向性>

各学校での取組状況を把握し、更なる授業力向上に向けた各学校の取組を推進する。

6 小学校、中学校及び高等学校等における特別支援教育の充実(都立学校教育部・指導部)

(1) 通常の学級に在籍する発達障害のある児童・生徒への支援(都立学校教育部)

<取組状況>

ア 小学校における特別支援教室の円滑な運営に向けた支援

平成28年度から順次特別支援教室を導入し、平成30年度に全公立小学校において特別支援教室を設置した。また、区市町村への支援として、特別支援教室専門員の配置及び臨床発達心理士等の巡回を行った。

イ 中学校における特別支援教室の円滑な導入及び運営に向けた支援

平成30年度から特別支援教室の導入を開始するとともに、特別支援教室の導入に向けた区市町村への支援として、教室環境整備費等の補助事業、特別支援教室専門員の配置及び臨床発達心理士等の巡回を実施した。

ウ 特別支援教室の運営に対する指導・助言

都教育委員会が、特別支援教室巡回運営指導員を中心として、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、特別支援教室を設置する学校に直接訪問し、各校の取組や運営状況の把握を踏まえた具体的な指導・助言や好事例の収集・紹介などにより、特別支援教室の運営の適正化及び発達障害教育のより一層の充実を図った。また、発達障害等のある子供への支援の更なる充実を図るため、特別支援教室の導入ガイドラインを改訂し、「特別支援教室の運営ガイドライン」を作成した。

エ 都立高等学校等における発達障害のある生徒への支援

基本的な方針 1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育

(7) 平成29年度から、中学校において通級指導学級での指導・支援を受けていた生徒等が高校でも引き続き特別な指導・支援を必要とする場合、学校外において、放課後や土曜日などにソーシャルスキルの学習等、教育課程外での特別な指導・支援を受けられる講座を実施している。なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、一部講座を中止するとともに、オンラインにより講座を開講した。

(イ) 都立高校における発達障害のある生徒の通級指導の仕組み等を検討するため、平成30年度から令和2年度まで、パイロット校である都立秋留台高等学校において、通級による指導を実施した。

<成果>

ア 小学校における特別支援教室の円滑な運営に向けた支援

- ・特別支援教室の設置：全校
- ・特別支援教室専門員配置：1,251名（令和2年4月1日）

イ 中学校における特別支援教室の円滑な導入及び運営に向けた支援

- ・特別支援教室の設置：524校
- ・特別支援教室専門員配置：487名（令和2年4月1日）

ウ 特別支援教室の運営に対する指導・助言

小学校訪問校数：80校
中学校訪問校数：37校

エ 都立高等学校等における発達障害のある生徒への支援

- (7) 通年長期講座：10月から3月まで毎週土曜日、計20回実施。受講生徒数71人
通年短期講座：10月から3月までの期間を二期に分け、各期10回実施。受講生徒数91人
- (イ) 都立秋留台高等学校1校において通級による指導を実施

<課題>

ア・イ・ウ 公立小・中学校における特別支援教室の運営及び設置

既存の特別支援教室の円滑な運営と指導・支援の充実に向けて、引き続き、区市町村に対する支援が求められる。

エ 都立高等学校における指導・支援

都立高等学校における発達障害のある生徒の在籍状況を踏まえ、「教育課程外での特別な指導・支援」及び「通級による指導」それぞれに対する生徒のニーズ把握等により、適切な支援体制を構築していく必要がある。

<今後の取組の方向性>

ア 公立小・中学校における特別支援教室の適切な運営

特別支援教室の円滑な運営と指導・支援の充実に向けた区市町村への支援として、引き続き、特別支援教室専門員の配置と臨床発達心理士等の巡回を行っていく。

イ 特別支援教室の運営に対する指導・助言

区市町村教育委員会に対する説明会や学校への直接訪問等を通じて、新たなガイドラインにのった適正な運営の徹底に向けた指導・助言を行っていく。

ウ 都立高等学校等における教育課程外での特別な指導・支援及び通級による指導の実施

(7) 令和3年度についても、引き続き、教育課程外での特別な指導・支援を実施していくとともに、

基本的な方針 1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育

応募状況等を踏まえ適切な実施規模及び実施形態を検討していく。

- (1) パイロット校での指導の実践を踏まえ、どの都立高等学校等においても、学校内で特別の指導を実施できる仕組みを導入する。

(2) 学校におけるインクルージョンに関する研究(都立学校教育部・指導部)

<取組状況>

ア 区市町村における実践的研究事業の実施

障害の有無に関わらず、個々の教育的ニーズに的確に応え、多様な学びの場を備えた教育の促進に向けた取組を行う都内区市町村教育委員会の中から、公募により実施地区を決定し、実践的研究を開始した。

イ 区市町村等との協議会の設置

実践的研究事業実施地区のほか、学識経験者、P T A代表、療育機関等を構成員として、協議会を立ち上げ、これまでに2回協議会を開催した。

ウ 普及啓発リーフレットの作成

幼稚園・保育園の年中児の保護者や関係機関等を対象に、障害のある子供の教育に関するリーフレットを作成・配布した。

<成果>

- ・2回開催した協議会において、実践的研究事業実施地区の事業計画の内容について共有するとともに、これまでの実践的研究の実施状況について報告を受けた。実施地区からは、実践的研究を通じて児童・生徒の意識に変容が見られたなどの報告があった。
- ・障害のある子供の教育に関するリーフレットの配布を通じて、特別支援教育についての普及啓発を図った。

<課題>

将来、都内各地区に本研究の成果の普及を図っていくことを念頭に置き、成果検証を適切に行っていく必要がある。

<今後の取組の方向性>

区市町村等と連携しながら、引き続き、本研究を実施していく。

7 島しょにおける教育活動の充実(都立学校教育部)

(1) ICT環境の更なる活用による教育活動の充実

<取組状況>

島しょの都立高校は、豊かな自然環境に恵まれている一方、島外とは海を隔てていることから、学校外における学習活動の機会が制約されてしまうことなど、地理的制約を抱えている。こうしたことから、ICT機器の活用を促進するため、島しょ高校の一部をモデル校として指定し、web会議システム等の活用に関する実証実験を開始

<成果>

基本的な方針 1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育

モデル校において Web 会議システム等を活用し、学校臨時休業中のオンラインホームルームや健康観察、島外の専門家等からの講演会等を実施。

モデル校 3 校が連携して実施した講演会では、相互の交流も行い、ICT 等も活用した学校外の機関と連携した学習活動の必要性について認識が深まった。

<課題>

島しょ高校全校での ICT の更なる活用を検討していく必要がある。

(2) 島外生徒の受入れの推進

<取組状況>

島しょの都立高校（大島海洋国際高校除く。）は、在籍する生徒が減少する中、生徒同士が切磋琢磨する環境が生まれにくい状況があることなどから、平成 28 年度から神津島村・神津高校、平成 29 年度から八丈町・八丈高校において、島外に住む生徒の島しょ高校への受入れを開始

<成果>

これまでの受入実績は以下のとおり

【神津島村（神津高校）】

入学年度	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
募集人数	1 名		3 名		4 名		4 名	1 名	4 名程度	1 名程度
合格者	1 名		2 名	1 名	3 名	1 名	2 名	1 名	3 名	2 名

【八丈町（八丈高校）】

入学年度	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
募集人数	実施なし		2 名		1 名			1 名	未実施	
応募者数			5 名		4 名			3 名		
合格者			2 名		3 名	1 名		1 名		

<課題>

受入実施を継続して実施していくための地元理解と受入先の開拓、規模の拡大などの検討

<今後の取組の方向性>

受入実施を継続して実施していくため、受入れを実施している町村から課題を聞き取り、都教育委員会として支援できることを検討する。また現在、受入れを実施している町村からの情報を取りまとめ、町村間で共有することで、規模の拡大についても検討する。

8 外部人材を活用した授業以外の場における学習支援の充実（地域教育支援部・指導部）

(1) 地域未来塾の推進（地域教育支援部）

<取組状況>

区市町村が主体となって、放課後等に地域住民等の協力を得て、学習支援が必要な中学生等を対象に学習習慣の確立や基礎学力の定着を図ることを目的とした学習支援の機会である「地域未来塾」を実施した。

- ・実施区市町村 30 区市町村（平成 28 年度事業開始）
（対象校数（実績） 小学校 394 校、中学校 258 校、両方対象：22 区市町）

実施地区数等の推移

年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
地区数（区市町村数）	15 地区	21 地区	29 地区	31 地区	30 地区
対象校数	230 校	428 校	640 校	659 校	652 校

・新型コロナウイルス感染拡大の影響

多くの地域未来塾は、放課後等に学校を会場としているため、学校休業中は実施することができなかった。学校再開後は、感染予防対策を講じた上で実施、又は未実施など地域や学校により対応は異なった。

・取組内容

大学生や教員 OB 等による、個別指導やグループ学習等の形式による学習支援を実施
会場は、自治体ごとに様々で、学校の教室を利用するものや公民館・教育センター等学校外の施設を利用している例もある。

<成果>

実施した教育委員会や学校からは、「地域未来塾に参加することで学習する習慣がついた」「宿題を確実に終了させるとともに疑問点もその場で聞くことができる」などの学習習慣が確立したことや、「学校の授業についていけるようになった」「授業で学習した内容を復習し、理解することができるようになっている」といった基礎学力の定着などの成果が報告されている。

また、参加している児童・生徒からは、「苦手意識のあった教科も、地域未来塾を通して好きになった」「学校で聞けなかったことを聞ける」など、意欲に関するアンケート回答も寄せられている。

<課題>

未実施地区への「地域未来塾」活用促進や実施地区における対象校数の拡大促進が課題である。また、各地域未来塾の運営に関しては、感染症予防対策の好事例の共有やオンラインの活用などがある。

<今後の取組の方向性>

区市町村に対して、コロナ禍における取組をまとめた事例集をはじめ、参考となる情報を提供するなど、地域や学校の実態を踏まえた学習支援の取組が一層拡充するよう働き掛けを行う。

(2) スタディ・アシスト事業の実施（地域教育支援部）

<取組状況>

モデル地区を指定して中学生を対象とする進学を目的とした放課後等の学習支援を実施した。

- ・ 4 地区 計 27 中学校、中学 3 年生 243 名が参加
- ・ 数学、英語を中心に、民間教育事業者（講師）により 10 名程度の少人数で習熟度別に指導
- ・ 放課後、土曜日又は長期休業日中に 2 時間程度
- ・ 7 月又は 8 月から 2 月にかけて 25 回程度

<成果>

	A 地区	B 地区	C 地区	D 地区
参加生徒の満足度（「満足」、「役立った」、「期待通り」等の計）	98%	100%	100%	97.3%
【平均点の比較】 業者による事前テスト（初回）と 事後テスト（最終回）の結果	英語 +29.2	英語 +4.7	英語 +10.2	英語 +22.3
	数学 +12	数学 + 1.2	数学 +16.3	数学 + 2

平成 30 年度、令和元年度の 2 年間のモデル実施（2 地区）を経て、令和 2 年度からは地域未来塾の一環として、実施地区を拡大し、4 地区で実施した。コロナ禍における休校の影響で、進学支援として有効な夏季休業前に事業周知が十分に行うことができなかつたため、実施地区が拡大したものの、昨年度とほぼ同じ受講者数となった。

生徒対象のアンケートには、「無料でここまでやってもらえるのはありがたかった」「塾は勉強しなければ置いて行かれるところだと思っていたが、わからない所でも教えてくれたので、塾に対するイメージが変わり勉強するようになった。」等、通塾経験のない生徒から肯定的な声が寄せられた。

<課題>

実施条件は、日時（土曜日又は放課後）、日程（ほぼ定期的又は不定期）などモデル地区によって設定が異なっている。各実施地区における実績の共有化を図りつつ、モデル地区の地域性をより踏まえた効果的な条件設定が必要である。

<今後の取組の方向性>

- ・ 平成 30 年度、令和元・2 年度の事業成果や課題を踏まえ、今後の公立中学校の進学を目的とした学習支援事業の在り方について検討しつつ、令和 3 年度もモデル地区を拡充し、引き続き事業実施を行う。
- ・ 具体的には、モデル地区を 4 地区から当初計画の 6 地区程度とし、これまでのモデル地区における成果や課題を踏まえた各地区における実施計画の策定を促すことで、実施地区の課題や状況に応じた効果的な事業運営を図る。
- ・ 他の区市町村教育委員会に対して情報提供を行うなど、事業成果に関する周知を行う。

(3) 校内寺子屋の推進（再掲）（指導部）

<取組状況>

義務教育段階の基礎学力の定着状況が十分ではない生徒に対して放課後等に外部人材を活用した学習支援を行う学力向上研究校（校内寺子屋）を30校、2年間（令和2・3年度）指定した。

- ・国語、数学、英語において高校1年生20名程度の生徒を対象
- ・各教科週2回程度、放課後に2時間程度
- ・元教員や非常勤講師、大学生などの外部人材を活用し個別学習を実施

<成果>

令和元年度の対象となる生徒の意欲向上に関するアンケート結果の分析から、「学習意欲が上がった」、「分からない問題が分かるようになった」、「基礎学力が向上した」という設問に対し、81%（前年度比+22%）の生徒が「当てはまる」又は「ほぼ当てはまる」と回答しており、生徒の学びに対する意欲の向上につながったと考えられる。

<課題>

地域によっては外部講師の確保が難しい学校があり、近隣の中学校や学習塾などとの連携が必要である。

<今後の取組の方向性>

令和2年度のアンケート結果を分析し、新規（10校）と継続（20校）の課題をそれぞれ把握することで、基礎学力の向上や中途退学の防止により一層取り組む。

(4) 「進学アシスト校」事業の実施（指導部）

<取組状況>

進路多様校等において、大学進学を目指す生徒の資質・能力を伸ばし、進学実績の向上を図るため、予備校講師等の外部人材を活用して大学受験講座等の学習支援を行う「進学アシスト校」を設置する。

- ・対象校：都立松原高等学校、都立福生高等学校（2校）
- ・実施回数：1年生4回（1月～3月）、2年生20回（5月～3月）、3年生16回（5月～12月）
各教科1講座60分

<成果>

- ・進学実績の向上（GMARCH、日東駒専）
- ・成績の向上、学習習慣の改善

<課題>

- ・講座日以外の時間の使い方や参加生徒一人一人の学習計画に対する学習サポートの充実
- ・生徒の出席率の低下
- ・講座内容の充実と教員の参加の推進

<今後の取組の方向性>

- ・指定の最終年度にあたり、これまでの成果と課題を踏まえ、委託業者と連携を密にし、事業計画に基

基本的な方針 1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育

つき進行管理を行いつつ、事業実施の効果検証を行い、事業の終了・継続について検討する。

<東京都教育ビジョン（第4次）>

基本的な方針	1	全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育
施策展開の方向性	2	「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進します。
予算額：59,282千円		決算額：37,923千円
従事職員数7人（指導主事7人）		

1 課題の解決に向けた実践力を育成する教育の推進（指導部）

(1) 持続可能な社会づくりに向けた教育推進事業

<取組状況>

令和元年度と令和2年度の2年間で指定期間として、「持続可能な社会づくりに向けた教育推進校」を15校（小学校7校、中学校5校、高等学校2校、特別支援学校1校）指定し、各推進校において、次のような取組を行った。

- ・SDGsに関する課題を扱い、課題解決に向けた学習過程等を工夫するなど、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に取り組んだ。
- ・教科等横断的な視点で、各教科等で扱う単元・題材とSDGsとの関連を記した年間指導計画を作成するなどして、各推進校におけるカリキュラム・マネジメントに取り組んだ。
- ・外部講師による講演会や研修会について、緊急事態宣言の状況を鑑み、オンラインを用いて実施するなど、外部人材や地域資源等を活用した教育活動に取り組んだ。
- ・令和2年度は、各推進校において研究の成果について研究発表会を実施する予定であったが、全15校のうち、令和3年2月までに実施を予定していた学校14校は新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかったため、紙上発表や動画等によるオンライン発表で実施した。
- ・教育活動におけるSDGsの位置付けや推進校の先進的な取組等をまとめた資料を作成し、都内全ての公立学校に配布した。

<成果>

「持続可能な社会づくりに向けた教育推進校」における調査

項目	成果目標	調査結果
自然環境や地域・地球規模等の諸課題について、身近な課題であると認識している児童・生徒の割合	80%以上	90.6%
授業の中で、教科等の見方・考え方を働かせて自分の意見を持ち、理由等を考えるとともに、グループ等で話し合った内容を共有していると認識している児童・生徒の割合	80%以上	
授業の中で、学んだ知識を関連付けて理解し、自分の考えをもつことができていると認識している児童・生徒の割合		87.8%
授業の中で、友人や教師と対話することで、自分の考えが広がり深まっていると認識している児童・生徒の割合		89.3%

<課題>

本事業の取組の成果の更なる普及・啓発

<今後の取組の方向性>

都教育委員会主催の実践発表会を開催し、推進校の研究成果の普及を図る。また、事業の実施にあたっては、新型コロナウイルス対策として、オンライン配信を中心とする等の工夫を行い、新しい日常への対応を図る。

(2) スクールアクション「もったいない」大作戦

<取組状況>

各学校がこれまで実践してきた環境保全に係る取組を基に、3R（リデュース、リユース、リサイクル）について幼児・児童・生徒が具体的な行動目標を設定し、目標に基づく自主的な活動を家庭、地域と連携して推進する「スクールアクション『もったいない』大作戦」を実施した。

<成果>

都教育委員会が配布した具体的な行動目標を記入するポスターを活用するなどして、全公立学校が「スクールアクション『もったいない』大作戦」に取り組み、環境保全に係る活動をより一層推進した。

<課題>

各学校が取り組んできた環境保全に関する取組を、大会後も長く続く教育活動として発展させる必要がある。

<今後の取組の方向性>

引き続き各学校における環境保全に係る活動を充実させるとともに、オリンピック・パラリンピック教育アワード校（環境部門）の顕彰や優れた取組の紹介により、東京2020大会終了後のレガシーを見据えた取組を推進する。

(3) 環境教育の推進

<取組状況>

児童・生徒に、環境に対する豊かな感受性や探究心、環境に関する思考力や判断力、環境に働きかける実践力など、持続可能な社会を構築していくための資質・能力の育成を図ることを目的として、環境教育掲示用教材を作成した。持続可能な開発のための教育（ESD）や持続可能な開発目標（SDGs）との関連を踏まえた環境保全に関する具体的な内容を取り扱った。

<成果>

ア 環境教育掲示用教材の作成・配布

【部数】各 7,000 部 【対象】都内全公立小・中学校等

【特色】

- ・小学校低学年版、中学年版、高学年版、中学校版の4種類を作成
- ・環境保全に関する東京都の課題をテーマに設定
- ・授業や校長講話等で活用できるよう、指導資料やワークシート等を添付

基本的な方針 1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育

- ・授業中、電子黒板等で掲示できるよう図表等の電子データをホームページ上で公開

<課題>

- ・環境教育指導資料の趣旨の理解・啓発等による児童・生徒への持続可能な社会を構築していくための資質・能力の育成

<今後の取組の方向性>

- ・昨年度作成した環境教育指導資料の趣旨を踏まえた環境教育掲示用教材をさらに活用しやすいように補助教材を作成し、都内全ての公立小・中学校等に電子データで配布を検討

2 授業改善に資する研究・研修の推進(指導部)

(1) 「教育研究員」の実施

<取組状況>

都内各地区の教育研究活動の中核となる教員を育成することにより、東京都の教育の質の向上を図ることを目的として実施。各教科等の分科会を校種毎に設置し、教員経験 10 年～15 年程度の教員を研究員として募集し、教科の研究を進める予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかつたため、代替措置をとった。具体的には、教育研究員として決定していた教員に対して、各教科等の分科会担当指導主事から、個別に指導・助言を受けることができる場を設定し、必要に応じて活用できるようにした。

年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
研究員数	319 人	325 人	323 人	342 人	228 人

<成果>

各教科等 25 部会において、電子メール等を活用して、部会担当指導主事より対象教員との間で個別の指導・助言を行い、対象教員の専門性の向上に役立った。

<課題>

授業実践を基にした教育研究を行っているが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、集合型によらない運営が求められる。令和 2 年度においては、年度当初に学校が休業していたり、分散登校を余儀なくされていたりしたため、電子メール等を活用した個別の指導・助言を実施したが、グループ研究による多角的・多面的な視点からの検討に課題が残った。オンライン会議システムの活用や動画配信による発表など、DX 推進に向けて、一層の充実を図る必要がある。

また、教育研究員に推薦される教員の中で、子育て世代である 30 代女性の推薦が少ない。適切な子育て支援を行うなど、参加しやすい環境づくりが課題である。

<今後の取組の方向性>

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、オンライン会議システムを活用した月例会や、授業動画のビデオ視聴及び動画配信による研究成果の発表など、集合型によらない形での運営を検討し、DX 推進を行う。

また、御岳宿泊研究会における子育て支援として、保育会場を設置し、希望者には研究時間中における

基本的な方針 1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育

保育の場を提供する。上記取組を、区市町村教育委員会及び都立学校を通して対象となる教員に周知し、広く募集を呼び掛ける。

(2) 「東京都教育委員会研究推進団体」認定事業の実施

<取組状況>

東京都教育委員会の教育目標を踏まえ、教員の教科等の専門性を育成するための研究活動等を通して教員の指導力向上に資するため、東京都教育委員会研究推進団体を認定し、研究活動の促進、研究成果の普及等の支援を行う。

ア 団体数

年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
団体数	138 団体	139 団体	141 団体

イ 取組

学習指導要領等に従い、それぞれの教科等の特性を踏まえ、研究活動、発表会、研修会等を実施し、教科等の研究を進める。

<成果>

実績報告書に基づく研修会等を実施した研究推進団体の割合

アンケート結果	R2 年度
研修会等の実施を報告した割合	100%

<課題>

研究推進団体の活動は、自主的・自発的に教員が参加しており、主体的に研究活動を行っているが、新しい教育課題への対応等が日々求められることから、より一層の研究活動の活性化及び成果の普及が課題である。

<今後の取組の方向性>

教育研究員事業及び教科等専門部会事業と連携し、研究活動を活性化させるとともに、それぞれの発表会等の情報を周知し、研究成果を広く普及できるようにする。

3 高等学校における新しい価値を創造する力を育む教育の推進（指導部）

(1) アクティブ・ラーニングの推進

<取組状況>

都立高校の生徒が、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるよう、アクティブ・ラーニングの視点に立った指導の充実に向けた研究開発を行う学校として、「アクティブ・ラーニング推進校」を平成 28 年度から合計 45 校指定し、以下の取組を行った。

ア 推進校の取組

- (ア) 外部講師を活用した校内研修の実施
- (イ) 先進的に取り組んでいる高等学校や大学等の先進校視察
- (ウ) 研究成果報告書の作成及び提出

基本的な方針 1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育

- (エ) 実践報告会における実践事例の発表
- (オ) 情報交換会における実践事例の発表・取組の共有
- イ 東京都教育委員会の取組
 - (ア) 平成 28 年度
 - ① 実践報告会の開催（平成 28 年 12 月 15 日）
 - ② 「平成 28 年度アクティブ・ラーニング推進校報告書」の作成
 - ③ DVD「これからの時代に求められる資質・能力の育成を目指して～主体的・対話的で深い学びの実現～」の作成
 - (イ) 平成 29 年度
 - ① 「カリキュラム・マネジメント推進校」との合同による実践報告会の開催（平成 29 年 12 月 7 日）
 - ② 「平成 29 年度アクティブ・ラーニング推進校報告書」の作成
 - (ウ) 平成 30 年度
 - ① 「カリキュラム・マネジメント推進校」との合同による実践報告会の開催（平成 30 年 12 月 6 日）
 - ② 「平成 30 年度アクティブ・ラーニング推進校報告書」の作成
 - (エ) 令和元年度
 - ① 実践報告会の開催（令和元年 12 月 5 日）
 - ② 「令和元年度アクティブ・ラーニング推進校報告書」の作成
 - (オ) 令和 2 年度
 - ① 情報交換会の開催（令和 2 年 12 月 21 日）
 - ② 「令和 2 年度アクティブ・ラーニング推進校報告書」の作成

<成果>

- ア 推進校におけるアクティブ・ラーニングの視点に基づく授業実践と実践事例の周知
推進校によって、実施状況に幅はあるものの、平均すると約 7 割の教員がアクティブ・ラーニングの視点に基づく授業改善に取り組んだ。また、全ての学校で授業実践や学校図書館の活用に取り組み、実践事例として報告書に指導案を掲載し、全都立高校に向けて周知を図った。
- イ 情報交換会における実践事例の発表
オンラインで開催した情報交換会において、アクティブ・ラーニングの視点に基づく組織的な授業改善やカリキュラム・マネジメントを推進させる取組についての実践事例を発表するとともに、事前アンケート集計結果を報告し、指定 3 年間の成果やコロナ禍における工夫された取組の共有を図った。また、グループごとに情報交換を行い、コロナ禍における授業の工夫や組織的な授業改善の好事例等が共有され、各校が今後の取組を考える契機となった。

<課題>

- ア 推進校の取組の継続
推進校が、更に教員の意識改革を図り、学校の組織的な取組を継続・推進すること、また、推進校 3 年間の成果を他校へより普及させていくことが必要である。
- イ 課題解決に向けた連携の強化
コロナ禍におけるアクティブ・ラーニングの視点に基づく授業改善の具体的方策等、関心の高い課題の解決に向けて、情報を共有し、連携を強化できる機会を設けることが求められる。

＜今後の取組の方向性＞

推進校における全教員が、アクティブ・ラーニングの視点に基づく授業実践に取り組むよう組織的に授業改善に取り組むとともに、公開授業研究・協議会や研究発表会の開催等をとおして、他校へ優れた実践の周知を図っていく。

(2) 知的探究イノベーター推進事業

＜取組状況＞

探究的な学習等を推進する先導的学校として「知的探究イノベーター推進校」を3校指定し、以下の取組をした。

- ア 探究的な学習等を用いて新しい価値を創造する力等を育成する学習内容及び方法の開発の支援
- イ 探究的な学習の指導方法を全都立高校に周知するため、公開授業・公開成果発表会及び探究フォーラムの実施

＜成果＞

- ア 「探究的な学習」を進めるに当たり、各推進校において学校の特色や在り方の見直しを図るとともに、「探究的な学習」を中核にした教育課程を研究し、指導の充実を図った。
- イ 公開授業や探究フォーラムの参加者は、推進校の指導の取組や指導方法への理解を深め、自校の取組を工夫し、探究的な学びの推進に向けた取組につなげることができた。
- ウ 推進校4年間の「探究的な学習」について、各校独自のプログラムや校内体制、特色ある外部連携方法等、実践的な取組をまとめた「実践事例集」を作成し、全都立高校に配布することで取組の普及を図った。

＜課題＞

- ア 「探究的な学習」の充実に向けた校内体制の構築と外部連携の強化
少人数で指導を行うための教育課程の編成やより適切な校内体制について研究するとともに、地域や外部機関と連携し「探究的な学習」の指導を推進する必要がある。
- イ 探究的な学習の推進と普及
推進校の「探究的な学習」の取組を組織的に一層推進するとともに、全都立高校に具体的な年間計画の立て方、指導方法等の指定校の成果について普及し、各校の「探究的な学習」の指導の充実を図る必要がある。

＜今後の取組の方向性＞

各校で「探究的な学習」の充実に向けて、プログラムや教育課程の編成等について組織的に研究を継続するとともに、開発した教育課程及び実践的な取組方法を普及することで、都立高校における「探究的な学習」を推進していく。また、本事業の成果を踏まえ、探究活動を通じて、新しい時代に求められる資質・能力の育成を更に図る取組を行っていく。

- ア 推進校である都立三田高等学校、都立大泉高等学校、都立南多摩中等教育学校の3校は、大学や研究機関との連携や外部講師による講演会を開催し、探究的な学習を更に推進していく。
- イ 推進校は、公開授業及び公開発表会を実施し、探究的な学習の指導方法、発表に至るまでの指導の説明、発表後の取組を充実させる工夫について周知していく。
- ウ 地域探究推進事業として地域探究推進校の指定を行う。地域探究推進校は、探究的な学びを通じ

て、地域の課題を発見しその解決を図ることにより、新しい時代に求められる資質・能力を育み、将来、地域で活躍する人材の育成を目指すとともに、自治体や大学、企業等によるコンソーシアム等を構築し、探究学習と各教科の学習を関連付けた特色ある教育活動を実践する。

(3) カリキュラム・マネジメントの推進

<取組状況>

ア 推進校の取組

(ア) 平成 29 年度

教科等横断的な視点に立ったカリキュラム・マネジメントの実現を目指し「カリキュラム・マネジメント推進校」を7校指定し、学習指導要領改訂の背景や趣旨の共有、各学校の現状と課題の分析、グランドデザインの構築や教育目標の見直し、教科主任会及び教科会の活性化など、カリキュラム・マネジメントの実現に向けた研究開発等の取組を推進した。

(イ) 平成 30 年度

推進校2年目として、グランドデザイン等に示された将来の生徒像や学校の教育活動全体を通じて育成すべき資質・能力と、各教科や特別活動、進路指導、生活指導などを関連付けながら、各教科等のルーブリックや単元指導計画を作成した。

イ 東京都教育委員会の取組

(ア) 平成 29 年度

アクティブ・ラーニング推進校及びカリキュラム・マネジメント推進校実践報告会における実践報告をするとともに、ポスター発表を行った。

(イ) 平成 30 年度

公開授業・公開連絡協議会を実施するとともに、12月のアクティブ・ラーニング推進校及びカリキュラム・マネジメント推進校実践報告会において、自校のグランドデザインとそれに基づく組織的な取組や教育活動の充実に向けた取組について発表した。

(ウ) 令和元年度

「カリキュラム・マネジメント推進校」の成果を広く普及するとともに、全ての都立高校に対してグランドデザインの作成を支援し、各校におけるカリキュラム・マネジメントの確立を目指した。

<成果>

ア カリキュラム・マネジメント推進校の取組の成果

1年目は、主に「グランドデザイン」と「概念図（コンセプトマップ）」作成に組織的に取り組み、各校の課題や進捗状況を協議することで、各校の取組を共有した。

2年目は、グランドデザインで示された育成すべき資質・能力を具現化するために、各教科で単元指導計画とルーブリックの作成を行い、グランドデザインを意識した授業実践に取り組んだ。また、カリキュラム・マネジメント推進校の授業実践と連絡協議会を広く公開し、推進校のみではなく、推進校以外の教員が複数参加し、他の都立高校へ還元する機会を創出した。

イ グランドデザインに関する推進校の取組の普及

推進校が全校に先駆けてグランドデザインの作成に取り組んだ成果を、平成30年度の説明会、令和元年度の研修会等で好事例として紹介し、他の都立高校の参考とすることができた。

<課題>

ア 校内体制の構築と組織的な取組の推進

校内の体制が十分機能せず、グランドデザインの共有・活用には課題がある。また、校内研修についても、十分に実施できているとは言えない学校がある。今後は、より一層組織的に、校内研修や教科会を活性化していくことが必要である。

イ グランドデザインに基づくカリキュラム・マネジメントの実現

グランドデザインの作成には積極的に取り組んでいるが、ルーブリックの作成やグランドデザインに基づいた授業改善までは取り組めていない学校が多い。今後は、グランドデザインの見直しをしつつ、ルーブリックの作成や授業改善の取組を推進していく必要がある。

<今後の取組の方向性>

全ての都立高校でグランドデザインに基づいたカリキュラム・マネジメントを実現するために、報告会等を通じて優れた取組や好事例を共有するとともに、作成したグランドデザインを教職員の共通理解のツールとしてだけでなく、学校の特色を生徒や保護者、地域や受験を控えた中学生にも理解してもらうためのツールとして活用し、都立高校の魅力を積極的に発信していく。

<東京都教育ビジョン（第4次）>

基本的な方針	2	社会の持続的な発展を牽引する力を伸ばす教育
施策展開の方向性	3	我が国の産業を支える専門的な力を伸ばす職業教育を推進します。
予算額： 1,116,042 千円 決算額： 1,028,282 千円		従事職員数 5人（指導主事 3人）

1 都市型農業教育において東京の食を支える人材の育成（都立学校教育部）

(1) GAPに関する教育の推進

<取組状況>

農業系高校では、食品安全や環境保全、作業工程の効率化などについて取り組むGAP（Good Agricultural Practice：農業生産工程管理）の取組を通して、より良い農業経営について学習する取組を推進している。

GAPの認証団体による認証の取得については、令和2年3月時点で農業系高校全8校においてJGAP又は東京都GAPの認証を取得し、令和3年3月までに認証の更新等を実施した。

<成果>

都立農業系高校全8校において、令和2年度末までにGAP認証を取得している。

【農業系高校における認証取得状況（令和2年度末時点）】

学校名	認証取得農産物
園芸高等学校	トマト
農芸高等学校	トマト
農産高等学校	ナス、ピーマン、ダイコン、ブルーベリー、ブロッコリー、カリフラワー、キャベツ、えだまめ、さといも、トマト、ネギ
瑞穂農芸高等学校	メロン
農業高等学校	トマト、緑茶、日本なし、ブドウ
大島高等学校	トマト、ブロッコリー
三宅高等学校	さといも、ナス、緑茶
八丈高等学校	オクラ、トマト、ミニトマト

<課題>

GAP認証を取得していない農産物で、GAPと同様の取組を推進することや、GAPの意義を理解し、授業で教えることができる教員を育成するために、GAP指導員資格を持つ教員を計画的に育成すること。

<今後の取組の方向性>

認証を取得した農産物での取組の継続、認証を取得していない農産物の取扱いの検討。

GAPの意義を普及啓発することや、地域の農業従事者と連携した取組を推進すること、学校PRの実施等

(2) 農業系高校における企業と連携した学習の推進

<取組状況>

東京都農林水産振興財団と連携し、東京の就農体験学習について検討・一部実施した。

<成果>

農業系高校の一部において、緊急事態宣言期間等を避けた時期に地元農家での体験研修や生徒が半日程度の就農体験を行い、東京都の農業において、GAPに関する取組の実施状況や生產品の費用対効果等について学習を実施した。

<実施内容>

学校名	実施時期	実施内容
園芸高等学校	令和2年12月15日	区内指導農業士農家での就農体験
瑞穂農芸高等学校	令和3年3月25日	近隣指導農業士農家へのインタビュー等

<課題>

一部の学校では上記取組を計画したものの、新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言期間であったために実施できなかった。

<今後の取組の方向性>

連携する企業等の拡大に向け、東京商工会議所等との連携により、地元企業に学校での教育活動や教育内容を理解いただく取組を実施し、東京都関連団体等との連携強化を検討する。

また、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、実施時期等についても検討を行う。

2 ものづくりへの興味・関心を高める教育の推進（指導部・都立学校教育部）

(1) ものづくり立志事業の実施

<取組状況>

工業高校への入学生を対象として、ものづくりへの興味・関心を高め、キャリア意識を培うため、熟練技術者による講演・実演やものづくり企業への現場訪問、基礎的な製作体験等の取組を、導入対策事業として1年次の1学期に実施した。

<成果>

本事業に参加した生徒は、「工業科目に力を入れて勉強したいと思うようになった。」「熟練技術者を目指して、頑張りたいと思った。」と感想を述べた生徒が多く、本事業において、新入生のものづくりへの興味・関心を高めることができた。また、「技術者として働くことについて、具体的なイメージをもつことができた。」と感想を述べる生徒もおり、生徒のキャリア意識を高めることができた。

<課題>

講演を実施する学校が多く、生徒の意欲を高める取組としては成果を上げることができたが、実践に必要な取組が少なかった。

次年度は、生徒の学習意欲の更なる向上に加え、思考力と実践力を向上させる取組として、講演だけで

なく、実習等を取り入れて実施することにより、都立工業高校に入学した生徒のものづくりへの興味・関心を高める。

<今後の取組の方向性>

主に2年次の生徒が参加する「東京未来ファクトリー」と関連付け、同世代で他の工業高校に通う生徒と交流することや、企業が求める技術・技能を体感することで、ものづくりへの興味・関心を高め、キャリア意識を培う取組を推進する。

(2) 企業、専門学校と連携したIT人材の育成

<取組状況>

町田工業高校において、日本工学院八王子専門学校(学校法人片柳学園)、及びIT企業等と連携して、IT人材の育成を目指す、「Tokyo P-TECH」事業開始に向けた検討及び試行授業等を実施

<成果>

新型コロナウイルス感染症対策としてIT関連人材の需要がさらに高まっている状況を受け、当初令和4年度事業開始予定であったものを、令和3年度入学生から開始することとした。高校段階における教育課程や連携した授業の計画等を検討した。令和2年10月には関係者からなるコンソーシアムを設置し、教育カリキュラム等を全体で検討した。

あわせて、現生徒に対して企業及び専門学校と連携した授業を実施した。感染症対策等の観点から、連携授業は全てリモートで実施し、授業終了後のアンケートでは8割以上の生徒が非常に勉強になったと回答した。

<課題>

企業との連携をより強化していく必要がある。また、新入生の確保に向け、中学生向けPR等を効果的に実施していく必要がある。

<今後の取組の方向性>

事業実施校の拡大等に向け検討を開始するとともに、協力企業等の開拓及び連携を強化していく。また、事業のPR等を着実に実施していく。

(3) 工業系高校PRワークショップ

工業高校は、新しい時代に対応した知識や技術が学べる学校であることを周知するため、ものづくりや実験のワークショップや学科別の学習内容を紹介する展示会を開催する。工業高校の学習内容を広く中学生や保護者、中学校教員等に周知し、就業先として検討できるよう広報した。

<成果>

- ア 令和2年度の来場者数は508名
- イ 来場者に都立工業系高校の魅力を周知することができた。

<課題>

令和3年度においては、中学校への案内に加え、企業等にも案内を送付し、都立工業高校の魅力を広く伝えていく。

(4) 東京未来ファクトリーの実施

<取組状況>

2年次の生徒を対象として、先端技術施設における探究活動や技能五輪全国大会出場者等と交流することや、企業が求める技術・技能を体感することで、ものづくりへの興味・関心を高め、キャリア意識を培う取り組みを推進した。

参加生徒

都立工芸高等学校2名、都立蔵前工業高等学校1名、都立墨田工業高等学校1名、都立六郷高等学校1名、都立中野工業高等学校2名、都立杉並工業高等学校1名、都立北豊島工業高等学校1名、都立足立工業高等学校、都立葛西工業高等学校、都立府中工業高等学校4名、都立町田工業高等学校、都立科学技術高等学校1名、都立多摩科学技術高等学校4名、都立八王子桑志高等学校1名

<成果>

本事業に参加した生徒は、「工業高校で学んだ技術で誰かの役に立てる人になりたい」、「新しいアイデアを生み出せる人になりたい」と感想を述べた生徒が多く、ものづくりへの興味・関心を高め、キャリア意識を培うことができた。

<課題>

参加した生徒からは、自らの課題に主体的に取り組みやすい夏季休業中に様々な学校の生徒と交流したいとの感想があった。こうしたことから、来年度は、夏季休業中にプログラムを実施することにより、学びの充実を図っていく。

3 東京の匠の技術を守り育てていく人材の育成（都立学校教育部）

(1) 産業高校における新たな類型の設置検討

<取組状況>

東京都独自の学科である「産業科」を設置する橘高校において、東京の伝統工芸等に関する学習の実施に向けて、実習施設や機材の整備検討及び外部講師等の確保に向け検討・調整を行った。

<成果>

令和4年度本格実施に向けた教育課程の検討を行い、方向性を決定することができた。実習室等の整備方針が決定し、令和3年度以降施設の改修等を実施予定

<課題>

伝統工芸に関する市民講師等の外部人材の確保

<今後の取組の方向性>

学校施設等の着実な整備を実施するとともに、外部講師等の確保に向け、都内伝統工芸関連団体等との調整を実施していく。

4 ビジネスを実地に学ぶ新たな商業教育の推進（指導部）

<取組状況>

(1) 実地に学ぶ商業教育の推進

- ア 2学年「ビジネスアイデア」（学校設定科目）を実施
令和元年度からビジネス科7校で「ビジネスアイデア」を実施した。
- イ 学習成果発表会の実施
「ビジネスアイデア実践発表会」は各校の代表生徒が発表する様子をDVDに収め、実施した。

(2) 商業教育コンソーシアム東京の推進

- ア 「商業教育コンソーシアム東京」理事会の実施
令和2年5月、理事会を紙面開催した。
- イ 企業等との連携の充実
 - (ア) コンソーシアム支援員等によるビジネス科7校の訪問の実施
 - (イ) コンソーシアム支援員等による企業や大学の講師等の紹介の実施
- ウ 「商業教育コンソーシアム東京」公式 Twitter の充実
「商業教育コンソーシアム東京」公式 Twitter において、商業高校の取組を周知した。

<成果>

(1) 実地に学ぶ商業教育の推進

- ア 2学年「ビジネスアイデア」（学校設定科目）を実施
令和元年度作成した「価値を生み出す力をはぐくむ「ビジネスアイデア」学習指導事例と授業ガイド」を活用し、各校の取組及び教材等を共有した。
- イ 学習成果発表会の実施
「ビジネスアイデア実践発表会」のDVDを用いて、商業高校の取組状況を共有した。

(2) 商業教育コンソーシアム東京の推進

- ア 「商業教育コンソーシアム東京」理事会の実施
コンソーシアム組織のあるべき姿や業務内容の詳細について、検討を進めた。
- イ 企業等との連携の充実
 - (ア) ビジネス科7校に企業や大学の講師等を紹介することができた。
 - (イ) 活用割合 85.7%（7校中6校）
 - (ウ) 協力企業等 23社
- ウ 「商業教育コンソーシアム東京」公式 Twitter の充実
「商業教育コンソーシアム東京」公式 Twitter において、年間をとおしてツイートし、商業高校の取組を広く都民に周知した。

<課題>

(1) 実地に学ぶ商業教育の推進

- ア ビジネス科7校での「ビジネスアイデア」における指導方法等の共有の継続
- イ 「ビジネスアイデア実践発表会」の充実
- ウ 商業7校以外の商業科教員の本改革の趣旨の理解

基本的な方針2 社会の持続的な発展を牽引する力を伸ばす教育

(2) 商業教育コンソーシアム東京の推進

- ア 学校のニーズに応える企業等の発掘、学校及び企業間の調整
- イ 「商業教育コンソーシアム東京」 協力企業等の名簿登録に係る手続の円滑化
- ウ 質の高い大学生のアシスタント・ティーチャーの確保
- エ 「商業教育コンソーシアム東京」 公式 Twitter 等による商業高校の魅力発信の推進

<今後の取組の方向性>

(1) 実地に学ぶ商業教育の推進

- ア 「商業教育コンソーシアム東京」 理事会の開催
- イ 「商業教育コンソーシアム東京」 協力企業等連絡会の開催
- ウ ビジネス科7校への企業や大学の講師等の紹介の充実

(2) 商業教育コンソーシアム東京の推進

- ア 商業科主任会で取組状況等を周知
- イ 支援員等による学校訪問の充実
- ウ 「商業教育コンソーシアム東京」 公式 Twitter の充実

<東京都教育ビジョン（第4次）>

基本的な方針	2	社会の持続的な発展を牽引する力を伸ばす教育
施策展開の方向性	4	科学的に探究する力を伸ばす理数教育を推進します。
予算額：144,623千円	決算額：96,207千円	従事職員数7人（指導主事5人）

1 小学校・中学校における理数教育の推進（指導部）

(1) 「小学生科学展」の開催

<取組状況>

小学生が、自ら決めたテーマについて深く研究した成果を、4日間にわたり展示発表するとともに口頭発表を行う予定であった。感染拡大防止の観点から口頭発表を中止とし、展示発表のみで開催する予定で準備をしたが、1月の緊急事態宣言が発令されたことを受け、展示発表も中止した。

<成果>

- ・出品点数 63点（各区市町村からの代表1点、都立特別支援学校小学部から1点）
- ・HP上で全ての作品についての有識者からの講評とともに掲載した。

<課題>

- ・各区市町村教育委員会における本事業の更なる活用推進
- ・学校への本事業の周知

<今後の取組の方向性>

- ・区市町村教育委員会における本事業活用例の調査及び更なる周知
- ・各種説明会、ホームページ、ツイッター等を活用した本事業の周知

(2) 「東京ジュニア科学塾」の開催

<取組状況>

小学校第6学年及び中学校第1・2学年の児童・生徒が科学の専門家等から指導を受け、科学への興味や関心を高めることを目的に、「東京ジュニア科学塾」を開催した

- ・東京ジュニア科学塾は当初3回開催を予定していたが、感染拡大防止のため会場での開催を中止とし、2月に1回オンラインで開催した。

参加人数 1回で327名（令和元年度は3回で延べ556名）

<成果>

- ・東京ジュニア科学塾の受講者を対象にしたアンケート調査では、「自然科学に対する興味が深まった」と回答する参加児童・生徒の割合が、令和2年度が91.6%、令和元年度が99.0%と、いずれも90%を超えている。
- ・オンライン開催となったため、例年参加者のいない島しょ地区からも2名参加した。

<課題>

- ・参加者数の更なる拡大

<今後の取組の方向性>

- ・感染症拡大の状況により大規模会場での実施ができない場合、オンラインで開催する。
- ・各学校への周知、募集方法の改善（DXの推進に向けて、メールによる募集、デジタルアンケートの実施）

(3) 「中学生科学コンテスト」の開催

<取組状況>

東京都内の中学生が理科・数学等の能力を競い合い切磋琢磨する場を提供することで、中学生の理科・数学等に対する意欲・能力を更に伸ばし、科学好きの生徒の裾野を広げるとともに、「科学の甲子園ジュニア全国大会」に出場する東京都代表チームを選考する予定であったが、全国大会の中止に伴い、今年度は中止とした。

<成果>

・JST主催で、オンラインによる「科学の甲子園ジュニアエキシビジョン大会」が開催されたが、予選会はシステムトラブルのため中止となった。本選には東京都から13校24チームが参加した。

<課題>

- ・参加学校数の拡大
- ・「新しい日常」を踏まえた実技競技の実施

<今後の取組の方向性>

- ・各自治体や関係団体及び学校を通じた開催の周知
- ・全国大会の開催状況を見ながら実技競技の時間短縮等開催方法を決定

(4) 理科教育支援推進事業

<取組状況>

5地区を指定し、観察・実験の充実、関心・意欲の向上、指導力の向上、基礎学力の定着の四つの柱について、各地域における理科教育施策の整理・充実に向けた支援を実施した（3年計画の3年次）。

<成果>

- ・各地区における効果的な取組を連絡協議会にて共有し、今後の取組につながる情報交換を行った。
- ・各地区の3年間の成果をHP上で公開した。

<課題>

- ・3年間の成果と課題を踏まえ、理科教育の充実を図ること。

<今後の取組の方向性>

- ・各地区の効果的な取組を課の事業説明会、課の広報誌、教育委員会ホームページを通して普及・啓発

する。

2 高等学校における理数教育の充実（指導部・都立学校教育部）

(1) 「理数アカデミー校」の充実（指導部）

<取組状況>

理数アカデミー校 富士高等学校・附属中学校

令和3年度スーパーサイエンスハイスクール（以下、SSH）の指定に向け、申請した。

- ア 探究活動の一層の充実
- イ 国内外の研究施設等における研修の実施
- ウ 教員研修
- エ 大学や研究機関との連携
- オ 科学の祭典等における研究成果の発表

<成果>

これまでの成果を更に発展させる計画を立案し、令和3年度SSHに採択された。

- ア 「探究未来学」の更なる充実のため、教材プリントの改善や、ICT教材の開発を行い、高校1年「探究未来学」の評価指標としてルーブリック（FUJI RUBRIC）の研究開発を行った。
- イ 日本学生科学賞や国際科学オリンピックへの応募など、生徒が積極的に成果発表の場を求めるようになり、日本学生科学賞東京都大会で優秀賞を受賞した。
- ウ 中学3年生・高校1年生で「探究未来学」を必修、高校2年生で選択とし、それぞれ中間発表会・最終発表会などを開催するといった改善を図り、生徒の「考える力」がより深まるように工夫をした。
- エ 運営委員会を設置し、コロナ禍においてもICTを活用しオンライン等で実施することで、外部有識者、学校関係者から指導・助言を受け、研究開発を進めた。
- オ 年間通して実施されている「土曜講座」や、東京大学のサイエンスキャンプを通して、科学技術、理科・数学に対する興味・関心を高め、探究心を向上させるとともに、チャレンジ精神を育成することができた。
- カ 大学や専門機関との連携による取組は、1件（H27）、18件（H28）、23件（H29）、25件（H30）、33件（R1）、33件（R2）と着実に増加している。
- キ 卒業後の進路の状況等については、理系大学進学が増加傾向にあり、国公立大学合格者も着実に増加している。

<課題>

- ア 各教科において中高の系統的な取組の計画を具体化していく必要がある。
- イ 「探究未来学」で使用する指導教材の改善や新規教材の開発を継続し、探究活動に係る指導方法及び評価方法の更なる充実を図る必要がある。
- ウ 「探究未来学」の取組を、「総合的な探究の時間」「理数探究基礎」「理数探究」にどのようにつなげていくか、今後検討が必要である。
- エ 思考力・判断力・表現力等を重視したカリキュラムの検討、新たな大学入試、特に国立大学等で増加する推薦入試に備える必要がある。

<今後の取組の方向性>

令和3年度 SSH に採択されたことにより、「理数アカデミー校」の指定を解除。

(2) 「理数リーディング校」の指定（指導部）

<取組状況>

理数リーディング校 科学技術高等学校・国分寺高等学校・南多摩中等教育学校
科学技術高等学校が、令和3年 SSH の指定に向け、申請した。

- ア 探究活動に関する研究開発
- イ 高等学校や大学等の先進校の視察
- ウ 大学や研究機関等と連携した探究活動の充実
- エ 研究開発のため研究開発委員会の設置
- オ Tokyoサイエンスフェア（「科学の甲子園東京都大会」及び「研究発表会」）、各種コンテスト等への参加

<成果>

科学技術高等学校が、令和3年度 SSH に採択された。

- ア 大学や研究機関の研究者による講演会、探究活動プログラム、課題研究、フィールドワーク活動などにより、理数系の進路を選択する生徒の割合が、前年度と比較して増加した。
- イ 各種の科学コンテストに参加した生徒が入賞したほか、国際科学オリンピック 2019 本選大会で銅賞を獲得した生徒もいた。
- ウ 研究開発委員会を設置し、各校とも年間3回程度を実施し、外部有識者、学校関係者から指導助言をもらい、研究開発を行った。
- エ 探究活動における評価の充実として、ルーブリックの研究開発を行った。
- オ 探究活動の過程で必要とされる研究倫理等の指導に当たっての研究開発を行った。

<課題>

- ア SSH の指定、新学習指導要領の共通教科「理数」の設置を見据え、理数教育の充実を図る教育課程の検討を進める必要がある。
- イ 探究活動の時間の十分な確保、外部機関との積極的な連携を図るとともに、生徒の多様な進路にかなげる指導体制を構築する必要がある。
- ウ 組織的に活動できるような体制を校内に位置付け、探究的な活動を促進する教員組織を立ち上げていく必要がある。

<今後の取組の方向性>

平成30年度から3年間、3校での取組の成果と課題を整理し、理数教育の充実に向けた取組を全都立高校等へ周知する。

また、これまでの理数教育の充実に向けた指定校の取組を発展させた「理数教育重点校」を、令和3年度から3校（晴海総合高校、豊島高校、国分寺高校）を3年間指定し、新学習指導要領を見据え、探究活動の充実に向けて、科学技術、数学・理科における探究活動を充実させるとともに、数学や理科における「見方・考え方」を活用しながら、教科等横断的なテーマに徹底的に向き合い考え抜く力を育成するため、数学と理科の知識・技能を総合的に活用して主体的な探究活動を行う新たな選択科目の学習内容や学

習方法、指導法等の研究開発を先進的に行っていく。

(3) 「理数研究校」の指定（指導部）

<取組状況>

理数研究校（24校）

農産高等学校	竹早高等学校	小松川高等学校
西高等学校	調布北高等学校	小笠原高等学校
三鷹中等教育学校	田園調布高等学校	目黒高等学校
駒場高等学校	世田谷総合高等学校	桜修館中等教育学校
北園高等学校	飛鳥高等学校	農芸高等学校
豊島高等学校	町田高等学校	成瀬高等学校
八王子東高等学校	武蔵高等学校	武蔵野北高等学校
小金井北高等学校	清瀬高等学校	小平南高等学校

ア 探究活動の実施

イ 科学の甲子園東京都大会、研究発表会、各種コンテスト等への参加

ウ フィールドワーク・観察の実施

<成果>

5年間連続で指定してきた豊島高等学校を、令和3年度から「理数教育重点校」に指定した。

ア 「Tokyoサイエンスフェア」研究発表会のポスター発表は、全ての指定校が作品を出品し、日頃の研究成果について交流した。

イ 積極的に各種の科学コンテストに参加し、複数の生徒が入賞した。

<課題>

各学校とも理数分野に興味・関心の高い生徒が集まる部活動での活動が多かった。より活動の輪を広げていくためにも、共通教科「理数」を教育課程上に位置付けるなど、探究活動において学校全体で取り組む指導体制を整えていくとともに、広く都立高校で取組を共有する必要がある。

<今後の取組の方向性>

各指定校における生徒の実態に合わせた研究活動を広く共有し、理数好きの生徒の裾野拡大を図る。

令和3年度は、以下の24校を指定する。（令和2年度から引き続きの指定が21校）

<u>農産高等学校</u>	<u>竹早高等学校</u>	<u>小松川高等学校</u>
<u>西高等学校</u>	<u>調布北高等学校</u>	<u>小笠原高等学校</u>
<u>三鷹中等教育学校</u>	<u>田園調布高等学校</u>	<u>目黒高等学校</u>
<u>駒場高等学校</u>	<u>新宿高等学校</u>	<u>桜修館中等教育学校</u>
<u>北園高等学校</u>	<u>農芸高等学校</u>	<u>町田高等学校</u>
<u>成瀬高等学校</u>	<u>府中東高等学校</u>	<u>国立高等学校</u>
<u>八王子東高等学校</u>	<u>武蔵高等学校</u>	<u>武蔵野北高等学校</u>
<u>小金井北高等学校</u>	<u>清瀬高等学校</u>	<u>小平南高等学校</u>

(4) 「理数研究ラボ事業」の実施（指導部）

<取組状況>

ア 目的

理科や数学、科学技術に対する興味・関心のある生徒が、最先端の研究機関等をオンライン訪問して科学技術及びその研究に接することで、将来の進路に向けての触発・動機付けの機会とするとともに、コミュニケーション力やプレゼンテーション力を身に付ける。

イ 期間

令和2年9月13日（日）～11月15日（日）

事前学習3日、研究活動3日、事後学習1日

ウ 実施方法

オンライン開催（Zoom）

エ 内容

オンライン学習 物理「走査トンネル顕微鏡による量子力学の研究」

数学「数学の未解決問題の研究」

工学「身の回りのプロダクトの工夫を読み解く研究」

生物「遺伝子発現のライブイメージング解析の研究」

テーマごとに、研究活動、アイスブレイク、スクランブルトーク、研究機関訪問、プレゼンテーション講座、ポスター作成、発表会等を実施

<成果>

普通高校、専門高校、中等教育学校等の幅広い学校から20名の都立高校生が参加した。今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、全日程をオンライン開催することになり、当初の契約内容を変更した。

このような中でも、生徒たちの興味・関心のある研究テーマについて大学や研究施設の研究者から直接指導を受け、最終日は班ごとに研究テーマに沿って研究のまとめを行った。生徒たちは、このオンライン学習を通して、将来の進路に向けての触発・動機付けの機会とするとともに、コミュニケーション力やプレゼンテーション力を身に付けることができた。

<課題>

理数に興味・関心をもち、探究活動に取り組もうとする生徒の裾野を、更に拡大する必要がある。

<今後の取組の方向性>

指定校等以外の生徒たちの数学及び理科の学びの場を提供するため、内容を変更して実施する。

(5) 「チーム・メディカル」による医学部進学への支援（都立学校教育部）

<取組状況>

生徒の多様な進学ニーズに対応するため、戸山高等学校において、医学部等への進学を希望する生徒同士で互いに切磋琢磨し支え合うチームを結成し、進学指導を充実させるとともに、医療への理解を深め医師になる志を育む、3年間一貫した以下に掲げる育成プログラムを実施している。

- ・医学部や病院等への見学・体験の実施

基本的な方針 2 社会の持続的な発展を牽引する力を伸ばす教育

- ・最先端医療に関する講演会
- ・医学部大学教授による模擬授業
- ・医科学系論文指導、小論文指導
- ・個人面談、個別学習管理等

しかし、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、講演会の参加、医学部や病院等での体験活動や交流を実施できなかった。

<成果>

令和3年度入試では、目標としている国公立大学医学部の現役合格者数には達しなかったものの（目標8名：実績7名）、学校全体で医学部を目指すことが特別なことでなくなっている。

また、浪人生を含めた合格者数では、令和2年度入試が9名だったのに対し、令和3年度は16名と、在学中の育成プログラムの成果が着実に数字として表れている。

<今後の取組の方向性>

引き続き、キャリア教育と学習支援を2本の柱とし、さらに、医療分野の課題研究、論文作成により医師に必要な主体性の向上と、他者と協力して課題解決を図るコミュニケーション能力の育成に取り組んでいく。

(6) 「理数科」の設置（都立学校教育部）

<取組状況>

平成31年2月策定の「都立高校改革推進計画 新実施計画（第二次）」及び令和2年3月に取りまとめた「都立高校における理数科の在り方に関する検討委員会報告書」に基づき、理数系分野の幅広い素養と、情報活用能力等を高いレベルで併せもち、それらを生かして新しい価値（イノベーション）を生み出すことのできる人材を育成することを目的として、理数科の設置に向けた検討を行っている。

対象校	内容	改編予定年度
立川高等学校	普通科の一部を理数科に改編	令和4年度

※このほか、多摩地域における理数科の設置の進捗状況等を踏まえ、23区内においても理数科の設置を検討

<成果>

検討委員会報告書に基づき、令和4年度設置に向けて、立川高校の理数に関する学科の教育方針や具体的な教育課程を検討した。また、リーフレットの配布や学校説明会等により、広報活動を実施した。

令和3年度は、同教育課程を踏まえ、具体的な教育活動計画等を検討していく。

<課題>

教育活動計画の検討において、特色となる探究活動等の実現に当たり、多様な分野の外部機関等からの支援が必要となっている。

<今後の取組の方向性>

外部機関等を開拓し、同機関との連携方策の検討、実施方法等の調整を行っていく。また、理数科の特色を踏まえ、適切な学科名称や入学者選抜方法を決定する。

3 高大連携の推進（指導部・都立学校教育部）

(1) 東京都立大学との高大連携の推進（指導部）

<取組状況>

希望する都立高校生を対象として、平成29年度から、大学教授が最先端の研究内容を講演する首都大学フォーラム（令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で中止）を、平成30年度から、生徒が大学の研究室で研究を実体験する理数探究ラボを実施してきた。

平成30年9月には、これまでの取組を踏まえ、都立高校生の学問的な探究意欲を喚起し、志を高めるとともに、大学での研究活動に対応できる資質能力を向上させることを目的として、首都大学東京と連携協定を締結した。

<成果>

- ・都立大学高校生探究ゼミの実施

参加した生徒からは、科学に対する興味・関心を高めるとともに、コミュニケーション力やプレゼンテーション力を身に付けることができたとの感想などがあった。

<課題>

- ・幅広い学校から興味・関心の高い生徒を集めるため、活動内容を充実させる必要がある。
- ・感染症対策を講じ、連携事業を実施する必要がある。

<今後の取組の方向性>

連携協定に基づき、考古学、宇宙物理、無線通信の三つのテーマについて、東京都立大学が都立高校生向けに開講するゼミ等において、生徒が大学レベルの研究に継続して取り組むことができるようにしていく。

都立高校生のための先端研究フォーラムについては、感染症対策として会場集合型とオンライン型を併用して実施する予定である。

(2) 東京農工大学との高大連携の推進（指導部・都立学校教育部）

①指導部の取組

<取組状況>

東京農工大学の有する高度な教育・研究力を生かして、都立多摩科学技術高等学校の生徒に大学への進学を見据えた専門的な教育機会を提供するとともに、高校教育から大学院教育までの12年間を一貫したプログラムを開発することを目的として、平成31年3月に連携協定を締結した。

令和2年度は、理数分野（4分野）に関する研究発表会や科学技術に関する講演、イノベーション研修等の連携事業を展開し、参加生徒の研究に対する興味・関心を高めることができた。

<今後の取組の方向性>

連携協定に基づき、大学教員による生徒の研究に対する指導や、大学の研究室における専門性の高い実験の継続的な実施など、12年間のプログラムのうち高校段階のプログラムの一部を開始するとともに、高校教育と大学教育の円滑な接続に向けた検討を更に進めていく。

②都立学校教育部の取組

<取組状況>

平成 31 年 2 月策定の「都立高校改革推進計画 新実施計画（第二次）」に基づき、東京農工大学との連携により、世界の第一線で活躍する研究者としての素養を高校教育から大学・大学院教育まで継続的に育成するプログラムの開発を行う。

<成果>

令和 2 年度は、東京農工大学工学部と都立多摩科学技術高等学校と協議を重ね、令和 3 年度から開始する高大接続プログラムの検討を行った。また、新たに農学部と都立農業高等学校との連携関係構築に向けて協議を開始した。

<課題>

令和 3 年度からの開始に当たり、実施上の具体的な課題の整理
都立多摩科学技術高等学校から東京農工大学への高大接続プログラムの具体的な検討

<今後の取組の方向性>

高大接続プログラムのうち高校段階での取組内容をより具体的に検討していく。令和 2 年度から実施することができる取組については、実施する予定である。

また、高大接続プログラムのうち高校段階から大学入学段階、大学入学以降の段階についても検討し、高校から大学院後期課程までの 12 年間を見通した高大接続プログラムの開発に向けて取り組んでいく。

(3) 総合学科高校における高大連携の推進（都立学校教育部）

<取組状況>

平成 31 年 2 月策定の「都立高校改革推進計画 新実施計画（第二次）」に基づき、総合学科高校における高大連携を更に推進し、大学の高いレベルの研究手法や指導法を学ぶことにより、課題研究を深化させ、高校での学びを生かした大学との円滑な接続を実現させる。

<成果>

令和元年 5 月に総合学科高校 10 校及び本庁（指導部・都立学校教育部）による連絡協議会を設置し、連携先候補大学の選定や、連携内容について検討した。

総合学科高校生の課題研究を大学のもつ研究手法・指導法により深化させるとともに、大学との円滑な接続等を図るなど幅広く連携事業を推進していくため、令和 2 年 3 月に産業能率大学との間で連携協定を締結した。

<今後の取組の方向性>

大学教員を講師とした総合学科高校の教員向けの講習会の実施や各学校のニーズに応じた生徒への学習支援、大学教員による課題研究発表時の指導講評、生徒の大学講義の体験受講など連携内容について、今後検討していく。

(4) 「志」育成事業の推進（指導部）

<取組状況>

基本的な方針2 社会の持続的な発展を牽引する力を伸ばす教育

ア 令和2年8月15日（土）～21（金）動画配信

京都大学サマープログラム2020（参加者112名）

イ 令和2年10月3日（土） 令和2年11月1日（日）

東京大学 IRCN 東京都立高校生向けオンライン講義～Meet the Young Scientist!～（参加者55名）

ウ 京都大学「えるきゃす」オンライン2020（参加者27名）

エ 令和2年9月1日（火曜日）～12月22日（火曜日）

京都大学学びコーディネーター事業（参加校17校 参加者2544名）

<成果>

・フォーラム形式の事業は中止となったが、オンラインでの動画配信などの事業を実施し、研究意欲を刺激し、大学進学への目的意識を高めさせることができた。

<課題>

- ・フォーラムの内容に対する理解をより深め、自己の在り方等の意識を高めるために参加する生徒に予備知識を与えるなどの検討が必要である。
- ・開催時期を考慮したり、より早い時期から参加募集をかけたりにするなどしてより多くの生徒が参加できるような企画とするべく努めていく。
- ・「志」育成事業と高大接続事業、理数教育事業、各学校の進路指導等との関連性が不明確で、各事業への参加の動機付けが十分に行われていない。
- ・全体の参加者が減少傾向にある中、各フォーラムの参加者増に向けて、開催時期の検討が必要である。

<今後の取組の方向性>

- ・フォーラム開催時期を集中させ、生徒の興味・関心を喚起する。
- ・他の高大連携事業への参加の動機付けとする。
- ・会場での講演会に加えて、オンラインによる動画配信を行うなど実施形態を検討する。
- ・生徒が進学先として検討する選択肢を増やし、大学進学希望を喚起するため、協力大学等の拡大を図る。

<東京都教育ビジョン（第4次）>

基本的な方針	2	社会の持続的な発展を牽引する力を伸ばす教育
施策展開の方向性	5	高度に情報化した社会で活躍できる力を伸ばす教育を推進します。
予算額：18,344,298千円 決算額：12,564,415千円		従事職員数12人（指導主事3人）

1 「TOKYOスマート・スクール・プロジェクト」の推進（総務部）

<取組状況>

(1) 区市町村立学校のICT環境整備・利活用

ア 公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備支援事業

児童・生徒一人一人の理解度や進度に応じて、個別最適化された学びや主体的・対話的な学びなどを実現するため、公立小・中学校において校内LANの新設・更新及び電源キャビネットの新設・更新を行う区市町村に対して、国の補助により整備費を支援するのに加えて、令和2年度から国の補助に上乗せした都独自の補助を実施した。

【補助実績】

東京都公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備支援事業 38地区

イ 公立学校情報機器整備支援事業

児童・生徒一人一人の理解度や進度に応じて、個別最適化された学びや主体的・対話的な学びなどを実現するため、公立小・中学校において一人1台端末の整備を行う区市町村に対して、国の補助を活用し整備することを積極的に働き掛けるとともに、端末導入時の機器設定や授業等における利活用について支援する端末導入支援員の配置経費を都独自で補助した。

【補助実績】

東京都公立学校情報機器整備費支援事業（端末導入支援員） 23地区

ウ ICT利活用モデル検証事業

公立小中学校におけるICT環境整備を推進するため、先進的にICT機器を整備・活用している区市町村教育委員会の協力を得て、ICT機器の活用及び効果等について実証研究を実施した。また、都内外公立学校、私立学校等の活用事例の調査分析を活用し、児童・生徒一人1台端末の環境におけるオンライン学習の特徴とその効果を整理し、ICT機器整備モデルの研究及び開発を行った。

エ 新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症による学校の臨時休業等を踏まえ、児童・生徒の家庭におけるオンライン学習の環境を整備する区市町村を支援し、教育のデジタル化の加速化を図った。

【補助実績】

東京都家庭学習通信環境整備支援事業 33地区

（ルーター機器費、通信費支援）

東京都オンライン学習環境整備支援事業 31地区

（学校配備端末転用、クラウドサービス利用支援）

(2) 都立学校のICT環境整備・利活用

ア 「Society5.0に向けた学習方法研究校」事業

(ア) ICTを活用して、Society5.0に不可欠な生徒一人一人の資質・能力を最大限伸ばす学習方法を開発するための研究を行うモデル校を18校（高等学校及び中等教育学校12校、特別支援学校6校）指定した。

(イ) ICTを活用し、生徒一人一人の資質・能力を最大限伸ばす学習支援を実践した。また、ブランドデザインに基づくICT活用推進計画等を各校で立案した。

イ 採点支援システムの構築・活用

(ア) 採点支援システムを都立高校7校に導入し、定期考査や小テスト等の採点業務を正確かつ効率的に行うことで、採点誤りの防止と教員の業務縮減を図るとともに、問題ごとの正答率等を集計・分析し、授業改善や生徒の補習等の取組を推進した。

(イ) 定期考査や小テスト等のデータを分析し、教員の更なる授業改善と個に応じた指導の充実についての研究を実施した。

ウ ICT支援員の配置・教員向け研修

(ア) 都立学校への校内無線LAN環境整備、統合型学習支援サービスの導入等のICT環境整備に当たり、トラブルに迅速に対応し、安定した活用を支援するとともに、専門的見地から活用手法の改善や新たな活用法について支援するためのICT支援員を配置した。

(イ) オンライン学習を推進するための教員向けの研修動画を公開した。また、児童・生徒一人1台常時接続下での学習活動を、学校が滞りなく進めていくための学校管理職向け研修動画を作成し、公開した。

エ 教育用ダッシュボード整備に係る調査研究

校務系データと学習系データの効果的な連携方法及び学習系データを蓄積するための基盤（クラウド）構築について研究を実施した。

オ 教育用ICTネットワークの更改

(ア) 都立高等学校、高等学校附属中学校、中等教育学校及び特別支援学校におけるICT環境の充実のため、平成21年度に全校を結んだ教育用ICTネットワークを整備した。

(イ) ネットワーク基盤更改とともにネットワーク帯域の拡張や運用の改善を行い、継続して情報活用能力を育成する環境を整備した。

カ 校内無線LAN環境の整備

(ア) 生徒が所有するICT機器等の効果的な活用方法や校内ルールづくりなどの研究を行うモデル校を10校指定し、校内無線LAN環境を平成30年度に当該校に整備した。

(イ) 令和2年度に87校（高等学校及び中等教育学校80校、特別支援学校7校）の校内無線LAN環境を整備した。

キ 統合型学習支援サービスによる全校オンライン学習環境の整備

教員及び児童・生徒等の双方向のオンライン学習等を可能とする統合型学習支援サービスについて、令和2年度から都立高等学校、高等学校附属中学校、中等教育学校及び特別支援学校の全教員及び児童・生徒等分のアカウントを発行し、利用を開始した。

ク 新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症による学校の臨時休業等を踏まえ、全都立学校への統合型学習支援サービスの導入やICT支援員の配置を行った。

(3) 教育における先端技術利活用促進事業

5GやAR／VR等の先端技術の活用について、都立学校3校において実証研究に取り組むため、VR機器等を試行利用し新たな指導方法の検討を行った。

(4) 統合型校務支援システムの整備

児童・生徒一人一人の力を最大限に伸ばす質の高い教育の実現及び校務の効率化を図ることを目的としたTOKYOスマート・スクール・プロジェクトを推進するため、統合型校務支援システムのシステム構成及び各サービスの機能要件を精査し、システム化の範囲を決定し構築設計を行う。

<成果>

(1) 区市町村立学校のICT環境整備・利活用

ア 公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備支援事業

国及び都の補助を活用し、令和2年度中にほぼ全ての地区で校内LANの整備が完了した。

イ 公立学校情報機器整備支援事業

国の補助を活用し、令和2年度中にほぼ全ての地区で一人1台端末環境の整備が完了した。また、都の補助を活用し端末導入支援員を配置することで、円滑な端末導入を支援した。

ウ ICT利活用モデル検証事業

都教育委員会が検証実施地区として指定した区市教育委員会（千代田区・町田市）が指定するICT利活用モデル検証事業実施校において実践研究を実施した。千代田区の実施校では、家庭学習と連動した一人1台のアクティブラーニング型授業における学びの変容の可視化調査を行い、町田市の実施校ではICTの機器構成と活用事例の取りまとめを実施した。また、都内外公立学校、私立学校及び海外教育機関のICT活用事例の調査分析を実施した。

本事業の目的と概要、実証研究の内容を動画にまとめ、区市町村教育委員会に周知した。さらに、成果報告書を都教育委員会ホームページに掲載した。

エ 新型コロナウイルス感染症対策

各補助事業によって、新型コロナウイルス感染症による学校の臨時休業時等のためのルーター等の整備、学習支援クラウドサービスの導入等家庭におけるオンライン学習に必要な環境整備を促進した。

(2) 都立学校のICT環境整備・利活用

ア 「Society5.0に向けた学習方法研究校」事業

研究校に生徒・教員用タブレットPC及びデジタル教科書を配備し、ICTを活用した資質・能力育成型授業スタイルの研究・開発を行った。また、研究校での実践事例を全都立学校へ動画配信するとともに、中間報告書としてまとめた。

イ 採点支援システムの構築・活用

採点支援システムを導入することで、定期考査の採点時間の縮減効果について検証した。また、定期考査及び小テストの採点データの活用研究を行い、蓄積された採点データを集計・分析し授業改善や指導改善等につなげることで、エビデンスベースの指導及び個別最適化された学びが実現される実践を行った。

ウ ICT支援員の配置・教員向け研修

(ア) 統合型学習支援サービスの導入、運用等に関する支援、研修をICT支援員が行い、都立学

校における統合型学習支援クラウドサービスの利用やICT機器等の活用を推進した。

- (イ) 教員向けの研修動画及び学校管理職向け研修動画の公開により、新型コロナウイルス感染症による臨時休業期間中におけるオンライン学習や各学校におけるICTを活用した教育を推進した。

エ 教育用ダッシュボード整備に係る調査研究

統合型学習支援サービス利用状況のデータ、校務に関する情報及び、学習に関する情報を対象として、データ収集、加工、蓄積、可視化及び分析について、データの収集から可視化まで一連の構成を構築し、試行検証を通して、分析基盤、データ分析の有用性及び、本構築に向けたデータ量の検証を実施した。また、非認知情報に関するアンケートの回答と校務に関する情報を組み合わせて分析する研究を実施した。

オ 教育用ICTネットワークの更改

基盤更改とともにネットワーク帯域の拡張を行うことで、都立学校においてオンライン学習が可能な環境を整備することができた。また、運用改善を行うことで、学校における環境管理業務の負荷を低減することができた。

カ 校内無線LAN環境の整備

令和2年度に87校（高等学校及び中等教育学校80校、特別支援学校7校）の校内無線LAN環境を整備することで、都立学校におけるオンライン学習を推進することができた。

キ 統合型学習支援サービスによる全校オンライン学習環境の整備

統合型学習支援サービスについて、令和2年度から都立高等学校、高等学校附属中学校、中等教育学校及び特別支援学校の全教員及び児童・生徒等分のアカウントを発行し、利用を開始することで、教員及び児童・生徒等の双方向のオンライン学習等が可能となった。

ク 新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症による都立学校の臨時休業等を踏まえ、全都立学校への学習支援クラウドサービスの導入やICT支援員の配置を行うことで、オンライン学習を推進することができた。

(3) 教育における先端技術利活用促進事業

研究校3校において教員を中心にVRやIoT機器等の試行活用を行い、それらの技術や機器類の活用が学習目的に適合するかどうかの検討や、翌年度の活用に向けた課題の整理などを行った。

(4) 統合型校務支援システムの整備

関係部署及び都立学校職員によるプロジェクトチーム及びワーキンググループで、統合型校務支援システムのシステム構成及び各サービスの機能要件を確認し、システム化の範囲を決定した。

<課題>

(1) 区市町村立学校のICT環境整備・利活用

ア 公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備支援事業

一人1台端末環境下での校内通信ネットワークの円滑な運用を確保する必要がある。

イ 公立学校情報機器整備支援事業

一人1台端末を授業等で十分に利活用するため、必要な支援体制を検討する必要がある。

ウ ICT利活用モデル検証事業

基本的な方針2 社会の持続的な発展を牽引する力を伸ばす教育

- 一人1台端末環境に対応した教員のICT活用指導力と端末の持ち帰り学習に向けた検討
- エ 新型コロナウイルス感染症対策
非常時等にオンラインによる学習へ切り替えが迅速にできるよう、日常的なオンラインを活用した学習を推進する必要がある。

(2) 都立学校のICT環境整備・利活用

- ア 「Society5.0に向けた学習方法研究校」事業
研究校で蓄積した実践事例を、都立学校が各校の実態に合わせて有効活用できるように工夫して展開する必要がある。
- イ 採点支援システムの構築・活用
モデル校での実績を全都立高等学校等へ展開するため、採点支援システムを全都立高等学校等に導入するとともに、データ活用研究の成果を各校で活用できるように展開する必要がある。
- ウ ICT支援員の配置・教員向け研修
校内無線LAN環境、統合型校務支援システムの導入等、都立学校におけるICT環境整備が進んでおり、一人1台端末環境での安定運用を各校で行うために、学校が継続的に活用していくための仕組み作りのための支援について実施していく必要がある。
- エ 教育用ダッシュボード整備に係る調査研究
教育用ダッシュボードの実現に向け、エビデンスベースの指導や子供たち一人一人の個に応じた学びにつながるダッシュボードとして取り上げるべき有効なデータの選択や実証研究の有用性の検証、システム間の連携方法について検討する必要がある。
- オ 教育用ICTネットワークの更改
オンライン学習が進むことで、より性能の高いネットワークが必要になる可能性がある。
- カ 校内無線LAN環境の整備
令和3年度の全校校内無線LAN環境の整備を確実に完了する必要がある。
- キ 統合型学習支援サービスによる全校オンライン学習環境の整備
オンライン学習をより推進するため、PDCAサイクルを循環させ、機能の改善や拡張等が必要となる。
- ク 新型コロナウイルス感染症対策
新型コロナウイルス感染症による都立学校の臨時休業等、今後の動向が不透明なため、状況に応じて必要となる対応を迅速且つ柔軟に進める必要がある。

(3) 教育における先端技術利活用促進事業

今年度は教員を中心とした試行活用が中心であったため、今後、生徒を含めた活用を行い、学習における効果を検証する必要がある。また、教員の機器取扱いの習熟等も課題として挙げられているため、活用場面での支援等も考慮する必要がある。

(4) 統合型校務支援システムの整備

令和4年度4月からの円滑な運用開始を目指し、統合型校務支援システムの構築及び研修を行う。

＜今後の取組の方向性＞

(1) 区市町村立学校のICT環境整備・利活用

- ア 公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備支援事業
各区市町村の校内通信ネットワークの接続状況、課題等を定期的に把握し、必要な支援を検討していく。
- イ 公立学校情報機器整備支援事業
令和3年度は端末導入支援員の配置を引き続き支援するとともに、各区市町村の一人1台端末の活用状況等を定期的に把握し、必要な支援を検討していく。
- ウ ICT利活用モデル検証事業
本事業は令和2年度で終了する事業であるが、今後、一人1台端末活用で得られる教育データ活用に向けた検討が求められる。
- エ 新型コロナウイルス感染症対策
日常におけるオンラインを活用した学習の推進

(2) 都立学校のICT環境整備・利活用

- ア 「Society5.0に向けた学習方法研究校」事業
モデル校が蓄積した実践事例を分類化・モデル化することで、都立学校が単元や教科等のまとまりの中で計画的に活用できる学習モデルを開発するとともに、開発したモデルの効果検証を行う。
- イ 採点支援システムの構築・活用
令和4年4月からの全都立高校等への展開に向けた設計・開発を行う。また、全都立高校等での円滑な運用及び採点データの効果的な活用を目指し、令和3年度のモデル校における研究成果を生かした導入方法を検討する。
- ウ ICT支援員の配置・教員向け研修
全都立学校へICT支援員を配置し、ICT利活用の支援を行う。また、児童・生徒一人1台常時接続下での学習活動を学校が滞りなく進めていくため、中核となる教員の存在が不可欠であることから、各学校におけるデジタル利活用を一層推進するため、各学校における中核となる教員を対象とした、未来を生きる子供たちに必要な資質・能力を真に理解することにより教育イノベーションを実現するための研修を実施する。
- エ 教育用ダッシュボード整備に係る調査研究
教育用ダッシュボードの実現に向け、追加の試行検証を行うとともに、教育用ダッシュボードに必要な機能や環境等について検討を進める。
- オ 教育用ICTネットワークの更改
各学校におけるネットワークの利用状況等を踏まえ、次回の更改に向けネットワークの見直し等の検討を進める。
- カ 校内無線LAN環境の整備
新設校の新規整備や校舎移転時の校内無線LAN整備の対応を確実に遂行する。
- キ 統合型学習支援サービスによる全校オンライン学習環境の整備
PDCAサイクルを循環させ、オンライン学習をより推進するために必要な機能の改善や拡張等を検討する。
- ク 新型コロナウイルス感染症対策
日常におけるオンラインを活用した学習の推進

(3) 教育における先端技術利活用促進事業

令和2年度の試行の成果と課題を踏まえ、引き続き研究校3校において、生徒を含めた先端技術の活用の研究に取り組む。

(4) 統合型校務支援システムの整備

令和4年度4月からの円滑な運用開始を目指し、統合型校務支援システムの構築及び研修を行う。

2 プログラミング教育の着実な推進（指導部）

<取組状況>

(1) 情報教育研究校（7校）におけるプログラミング教育の研究

令和2年度から、効果的な情報教育（プログラミング教育、情報モラル教育、ICT利活用）を実践的に研究する情報教育研究校（7校）を指定した。各校に対し、2事例以上の情報教育の指導事例の開発を求めた。

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
指定した校数	2	2	2	1

(2) 小学校対象「プログラミングキャラバン」の実施

令和2年度から全面実施される小学校プログラミング教育を支援するため、希望する小学校から100講座の実施を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により契約時期を遅らせたため、実施講座数を減らし、50講座で実施した。また、学校の要望により実施形態を校内の別教室からリモートで実施することにも対応した。

さらに、講座終了後に、児童に提示するスライドを実施校に提供し、本講座を受講していない別の児童を対象とした授業においても活用できるようにした。

コース名	校数	受講児童数
Aコース「はじめてのビジュアルプログラミング」	33校※	1,202人
Bコース「はじめてのセンサープログラミング」	10校	289人
Cコース「はじめてのロボットプログラミング」	7校	180人
計	50校	1,671人

※校内の別教室からリモートで講義した1校を含む。

(3) 情報教育ポータルサイトの公開・運営

プログラミング教育、情報モラル教育、ICT利活用など、情報活用能力を育成するための指導事例を公開するために開発し、令和2年11月から公開した。平成30・31年度に指定した東京都教育委員会プログラミング教育推進校及び情報モラル推進校の指導事例等及び令和2年度に指定した情報教育研究校の指導事例を公開した。

情報教育ポータルサイト 「とうきょうの情報教育」URL	https://infoedu.metro.tokyo.lg.jp
--------------------------------	---

<成果>

(1) 情報教育研究校（7校）におけるプログラミング教育の研究

基本的な方針2 社会の持続的な発展を牽引する力を伸ばす教育

プログラミング教育の推進に向けて情報教育研究校が開発した指導事例を動画により取りまとめ、情報教育ポータルサイトに掲載した。

プログラミング教育の指導事例

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
指導事例数	3	2	2	0

(2) 小学校対象「プログラミングキャラバン」の実施

プログラミング教育が全面実施されることと、GIGA スクール構想に基づく一人1 台端末が配備されることを受け、校内の多くの教員が関心をもち、多くの学校で、授業者以外の教員が本講座を見学する様子が見られたり、講座終了後に校内全体で研修会を行ったりするなど、各学校におけるプログラミング教育の推進に寄与することができた。

(3) 情報教育ポータルサイトの公開・運営

12 年間で身に付けるべき情報活用能力を発達段階に応じて示した「情報活用能力 #東京モデル」(以下「東京モデル」という。)を作成し、公開した。

この「東京モデル」は、情報活用能力について 160 の資質・能力を一覧形式で示したものであり、「基本的操作」、「情報活用」、「プログラミング」、「情報モラル・情報セキュリティ」の各カテゴリで分類している。この「東京モデル」を基に、都内公立学校に対し、各学校の実態に応じて学校ごとのモデルを作成するよう通知した。

また、情報教育研究校が開発した指導事例を「東京モデル」の該当する資質・能力と併せて掲載し、学校の情報活用能力の育成を支援した。160 の資質・能力のうち、47 (29.4%) の事例を掲載した。

カテゴリ	基本的操作	情報活用	プログラミング	情報モラル・ 情報セキュリティ	計
資質・能力の数	37	53	40	30	160
該当する指導事例※	7	12	22	6	47
該当する指導事例の割合	18.9%	22.6%	55.0%	20.0%	29.4%

※一つの指導事例が、複数の資質・能力を育成することがあるため、掲載した指導事例の数よりも多く表示されている。

<課題>

(1) 情報教育研究校（7校）におけるプログラミング教育の研究

プログラミングに関する指導事例について、さらに開発を行うこと。

(2) 小学校対象「プログラミングキャラバン」の実施

応募校が、本講座を基に指導法を校内で広め、各教員が一人でプログラミング教育を行えるようにすること。

(3) 情報教育ポータルサイトの公開・運営

より分かりやすいデザイン・構成とすること。

＜今後の取組の方向性＞

(1) 情報教育研究校（14校）におけるプログラミング教育の研究

令和2年度に指定した7校は引き続き令和3年度も引き続き研究を進める。令和3年度から新たに7校を追加して指定し、更に指導事例の開発を行う。

(2) 小学校対象「プログラミングキャラバン」の実施

令和3年度から中学校の技術分野におけるプログラミングが充実することを受け、中学校を対象とした内容について検討する。

(3) 情報教育ポータルサイトの公開・運営

掲載した内容を踏まえ、各学校における情報活用能力のモデルを作成し、計画的に情報活用能力を育成できるよう、各教育委員会を通じて指導・助言を行っていく。

3 情報モラル教育の着実な推進（指導部）

＜取組状況＞

(1) 情報教育研究校における情報モラル教育の研究

令和2年度から効果的な情報教育（プログラミング教育、情報モラル教育、ICT利活用）を実践的に研究する情報教育研究校（7校）を指定した。各校に対し、2事例以上の情報教育の実践事例の開発を求めた。

令和2年度 情報教育研究校

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
指定した校数	2	2	2	1

(2) 小学校対象「親子スマホ教室」の実施

都内公立小学校に専門家を派遣し、情報モラル・リテラシーに関する訪問講座を実施することにより、児童への適切な指導及び保護者への啓発を行った。

136校の小学校から応募があり、100校を選定して実施しようとしたところ、新型コロナウイルス感染症の影響により契約手続きが延期されたため、7月に実施することを希望していた26校を除く74校で実施した。新型コロナウイルス感染症対策として、リモート形式等、対面式以外の実施形式に応じた。

受講者数

実施校数	受講児童数	保護者	
		保護者向け講座受講者数	児童向け講座参観者数
74校	13,378人	39人	121人

実施形態

対面式	放送式	リモート	動画視聴のみ
59校	1校	3校	11校

(3) SNS等の適正な使い方の啓発強化

ア 情報モラル補助教材「SNS東京ノート」の改訂の趣旨及び効果的な使い方について、令和2年

基本的な方針2 社会の持続的な発展を牽引する力を伸ばす教育

4月に、区市町村教育委員会の指導主事対象に講演を行う予定であったが、新型コロナウイルス感染症対策のため実施することができなかった。

そこで、講演の代わりに、「SNS 東京ノート」の効果的な活用法を9本の動画にまとめ、令和3年2月に公開した。

イ 情報モラル補助教材「SNS 東京ノート」の令和3年度版を編集し、発行した。GIGA スクール構想による一人1台端末の使い方等についての事例を新たに追加した。

令和3年度版「SNS 東京ノート」発行部数（令和3年3月発行）

SNS 東京ノート1	SNS 東京ノート2	SNS 東京ノート3	SNS 東京ノート4	SNS 東京ノート5	活用の手引
148,809部	126,928部	126,819部	106,702部	53,096部	28,045部

(4) インターネット等の適正な利用に関する子供を取り巻く実態の把握

「児童・生徒のインターネット利用状況調査」（抽出調査）を、都内公立学校児童・生徒総数の2%程度を対象に実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、調査対象数を1%に減らして実施した。

調査結果を令和3年3月に取りまとめ、情報教育ポータルサイト「とうきょうの情報教育」で公開した。

調査対象校数

	区市町村立 小学校	区市町村立 中学校	区立 義務教育学校	都立 中等教育学校	都立 高等学校	都立 特別支援学校	計
調査対象校数	43校	26校	1校	1校	16校	5校	92校

回答者数

	児童・生徒	保護者	学校（管理職）
小学校	7,123人	6,631人	44人
中学校	2,618人	2,312人	27人
高等学校	1,727人	1,299人	16人
特別支援学校	289人	234人	5人
全体	11,757人	10,476人	92人

(5) 情報教育ポータルサイトの公開・運営（再掲）

プログラミング教育、情報モラル教育、ICT利活用など、情報活用能力を育成するための指導事例を公開するために開発し、令和2年11月から公開した。平成30・31年度に指定した東京都教育委員会プログラミング教育推進校及び情報モラル推進校の指導事例等及び令和2年度に指定した情報教育研究校の指導事例を公開した。

情報教育ポータルサイト 「とうきょうの情報教育」URL	https://infoedu.metro.tokyo.lg.jp
--------------------------------	---

<成果>

(1) 情報教育研究校（7校）における情報モラル教育の研究

情報モラル教育の推進に向けて情報教育研究校が開発した指導事例を動画により取りまとめ、情報教育ポータルサイトに掲載した。

情報モラル教育の指導事例

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
指導事例数	3	1	0	0

(2) 小学校対象「親子スマホ教室」の実施

各講座終了後にアンケート実施を求め、70校から回答を得た。講座の内容については、「よくわかった」「少しわかった」の回答は合わせて94.2%と高い評価を得た。話の内容について興味をもつことができたかという質問について、「とてももてた」「少しもてた」の回答は合わせて84.7%と少し下がったが、1年から3年までは9割前後の肯定的評価を得た。

Q1「親子スマホ教室」の話はわかりましたか？ Q2「親子スマホ教室」の話は、興味をもてましたか？

	わかつたよ く	わかつた少 し	あま りわ か つ た	全 然 わ か ら な か つ た	未 回 答		も と も と も	少 し も て た	あ ま り も て な か つ た	全 然 も て な か つ た	未 回 答
1年	69.6	21.7	5.8	2.1	0.8	1年	72.9	18.6	4.8	3.4	0.3
2年	70.3	23.6	3.8	1.6	0.7	2年	61.2	30.5	5.4	2.7	0.3
3年	72.7	21.4	3.4	0.9	1.5	3年	43.8	44.2	8.4	2.5	1.1
4年	74.1	20.8	2.4	0.7	2.1	4年	36.3	49.6	8.8	3.1	2.2
5年	75.7	18.8	1.9	0.9	2.7	5年	30.7	53.2	10.2	3.0	2.9
6年	72.8	21.3	2.4	1.2	2.3	6年	26.0	53.7	12.8	5.1	2.4
合計	73.5	20.7	2.7	1.0	2.1	合計	36.9	47.8	9.7	3.5	2.1

単位 パーセント 対象児童 10,701人(学校数 70校)

(3) SNS等の適正な使い方の啓発強化

「令和2年度 児童・生徒のインターネット利用状況調査」調査結果によれば、インターネット利用時間が長時間化傾向を示しているにも関わらず、インターネット利用時に、トラブルや嫌な思いをしたかという設問に対し、「ある」という回答が前年度並みに留まっており、「SNS 東京ルール」の取組が浸透していると捉えることができる。

一日何時間くらい、インターネットを利用しますか。【単一回答】

年度	回答数	1時間程度	2時間程度	3時間程度	4時間程度	5時間程度	6時間程度	6時間を超える	ほとんど使わない
平成28年度	18,855人	29.6%	21.0%	13.0%	6.6%	3.6%	2.4%	5.1%	17.4%
平成29年度	19,817人	28.1%	20.9%	13.2%	7.0%	4.0%	2.6%	5.8%	16.4%
平成30年度	20,229人	27.2%	21.7%	14.5%	7.8%	4.2%	2.8%	6.1%	14.3%
令和元年度	20,301人	24.6%	21.4%	15.6%	8.9%	5.2%	3.3%	8.0%	11.1%
令和2年度	10,871人	21.8%	20.3%	17.0%	10.2%	6.2%	4.5%	9.5%	8.4%

基本的な方針2 社会の持続的な発展を牽引する力を伸ばす教育

平成28年4月から今までの間で、インターネットを利用するときにトラブルや嫌な思いをしたことがありますか。【単一回答】

年度	回答数	ある	ない	無回答
平成28年度	18,855人	6.5%	91.4%	2.1%
平成29年度	19,817人	7.5%	88.2%	4.3%
平成30年度	20,229人	6.9%	88.7%	4.4%
令和元年度	20,301人	6.9%	89.5%	3.6%
令和2年度	10,871人	6.9%	89.3%	3.8%

※「令和2年度 児童・生徒のインターネット利用状況調査」（東京都教育庁・令和3年3月）より

(4) インターネット等の適正な利用に関する子供を取り巻く実態の把握

インターネット上で知らない人とやりとりをしたことがあるかという設問に対し、全体の3.6%が「直接会ったことがある」と回答するなど、トラブルに巻き込まれる危険性がある行動をとっている子供が一定程度存在する実態があることが分かった。

インターネットで知らない人とやりとりをしたことがありますか。【複数回答可】

学校種	年度	(n)	インターネットで知らない人とのやりとり割合 (%)						無回答
			① 「いいね」ボタン がある	② 感想・コメント を書き込んだ ことがある	③ チャットや メッセージ を送ったこと がある	④ 直接会った ことがある	⑤ やりとりした ことはない	⑥ わからない	
全体	令和元	20,301人	36.9	21.3	16.8	3.9	49.9	8.4	2.9
	令和2	10,871人	38.0	22.7	18.5	3.6	46.0	8.4	3.0
小学校	令和元	12,140人	22.5	11.0	4.9	1.1	62.5	10.7	3.9
	令和2	6,316人	23.4	12.1	6.0	1.5	58.1	11.3	3.9
中学校	令和元	4,858人	54.5	34.0	28.2	4.2	37.2	4.7	1.3
	令和2	2,592人	54.7	36.1	30.9	3.1	34.1	3.8	1.9
高等学校	令和元	2,885人	69.2	43.9	47.8	15.3	18.6	4.1	1.2
	令和2	1,705人	67.7	41.8	45.9	12.1	18.8	5.3	0.9
特別支援 学校	令和元	418人	28.2	20.1	14.8	5.3	47.1	13.6	5.7
	令和2	258人	32.2	22.1	17.8	5.0	47.3	7.0	6.6

※網掛けは各学校種・年度で最も割合が高いインターネットで知らない人とのやりとり

(5) 情報教育ポータルサイトの公開・運営(再掲)

12年間で身に付けるべき情報活用能力を発達段階に応じて示した「情報活用能力 #東京モデル」(以下「東京モデル」という。)を作成し、公開した。

この「東京モデル」は、情報活用能力について160の資質・能力を一覧形式で示したものであり、「基本的操作」、「情報活用」、「プログラミング」、「情報モラル・情報セキュリティ」の各カテゴリごとに分類している。この「東京モデル」を基に、都内公立学校に対し、各学校の実態に応じて学校ご

基本的な方針2 社会の持続的な発展を牽引する力を伸ばす教育

とのモデルを作成するよう通知した。

また、情報教育研究校が開発した指導事例を「東京モデル」の該当する資質・能力と併せて掲載し、学校の情報活用能力の育成を支援した。160の資質・能力のうち、47（29.4%）の事例を掲載した。

カテゴリ	基本的操作	情報活用	プログラミング	情報モラル・ 情報セキュリティ	計
資質・能力の数	37	53	40	30	160
該当する指導事例※	7	12	22	6	47
該当する指導事例の割合	18.9%	22.6%	55.0%	20.0%	29.4%

※一つの指導事例が、複数の資質・能力を育成することがあるため、掲載した指導事例の数よりも多く表示されている。

<課題>

(1) 情報教育研究校における情報モラル教育の研究

情報モラル教育に関する指導事例について、さらに開発を行うこと。

(2) SNS等の適正な使い方の啓発強化

「令和2年度 児童・生徒のインターネット利用状況調査」により判明した「インターネット上で知らない人とやりとりをしたことがある児童・生徒」が、トラブルに巻き込まれないようなネットリテラシーを身に付けること。

(3) 情報教育ポータルサイトの公開・運営(再掲)

より分かりやすいデザイン・構成とすること。

<今後の取組の方向性>

(1) 情報教育研究校（14校）における情報モラル教育の研究

令和2年度に指定した7校は引き続き令和3年度も引き続き研究を進める。令和3年度から新たに7校を追加して指定し、更に指導事例の開発を行う。

(2) SNS等の適正な使い方の啓発強化

「令和2年度 児童・生徒のインターネット利用状況調査」により判明した「インターネット上で知らない人とやりとりをしたことがある児童・生徒」に対し、トラブルに巻き込まれないような指導資料を作成するなど、情報モラル教育に関する指導事例について、さらに開発を行う。

(3) 情報教育ポータルサイトの公開・運営(再掲)

掲載した内容を踏まえ、各学校における情報活用能力のモデルを作成し、計画的に情報活用能力を育成できるよう、各教育委員会を通じて指導・助言を行っていく。

4 ICT利活用の着実な推進（指導部）

<取組状況>

(1) 情報教育研究校（7校）におけるICT利活用の研究

令和2年度から、効果的な情報教育（プログラミング教育、情報モラル教育、ICT利活用）を実践的に研究する情報教育研究校（7校）を指定した。各校に対し、2事例以上の情報教育の指導事例の開発を求めた。

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
指定した校数	2	2	2	1

(2) 情報教育ポータルサイトの公開・運営（再掲）

プログラミング教育、情報モラル教育、ICT利活用など、情報活用能力を育成するための指導事例を公開するために開発し、令和2年11月から公開した。平成30・31年度に指定した東京都教育委員会プログラミング教育推進校及び情報モラル推進校の指導事例等及び令和2年度に指定した情報教育研究校の指導事例を公開した。

情報教育ポータルサイト 「とうきょうの情報教育」URL	https://infoedu.metro.tokyo.lg.jp
--------------------------------	---

<成果>

(1) 情報教育研究校（7校）におけるICT利活用の研究

ICT利活用の推進に向けて情報教育研究校が開発した指導事例を動画により取りまとめ、情報教育ポータルサイトに掲載した。

ICT利活用（「基本的操作」及び「情報活用」）の指導事例

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
指導事例数	5	1	1	1

(2) 情報教育ポータルサイトの公開・運営（再掲）

12年間で身に付けるべき情報活用能力を発達段階に応じて示した「情報活用能力 #東京モデル」（以下「東京モデル」という。）を作成し、公開した。

この「東京モデル」は、情報活用能力について160の資質・能力を一覧形式で示したものであり、「基本的操作」、「情報活用」、「プログラミング」、「情報モラル・情報セキュリティ」の各カテゴリごとに分類している。この「東京モデル」を基に、都内公立学校に対し、各学校の実態に応じて学校ごとのモデルを作成するよう通知した。

また、情報教育研究校が開発した指導事例を「東京モデル」の該当する資質・能力と併せて掲載し、学校の情報活用能力の育成を支援した。160の資質・能力のうち、47（29.4%）の事例を掲載した。

基本的な方針2 社会の持続的な発展を牽引する力を伸ばす教育

カテゴリ	基本的操作	情報活用	プログラミング	情報モラル・ 情報セキュリティ	計
資質・能力の数	37	53	40	30	160
該当する指導事例※	7	12	22	6	47
該当する指導事例の割合	18.9%	22.6%	55.0%	20.0%	29.4%

※一つの指導事例が、複数の資質・能力を育成することがあるため、掲載した指導事例の数よりも多く表示されている。

<課題>

(1) 情報教育研究校におけるICT利活用の研究

ICT利活用に関する指導事例について、さらに開発を行うこと。

(2) 情報教育ポータルサイトの公開・運営(再掲)

より分かりやすいデザイン・構成とすること。

<今後の取組の方向性>

(1) 情報教育研究校(14校)におけるICT利活用の研究

令和2年度に指定した7校は引き続き令和3年度も引き続き研究を進める。令和3年度から新たに7校を追加して指定し、更に指導事例の開発を行う。

(2) 情報教育ポータルサイトの公開・運営(再掲)

掲載した内容を踏まえ、各学校における情報活用能力のモデルを作成し、計画的に情報活用能力を育成できるよう、各教育委員会を通じて指導・助言を行っていく。

5 情報活用能力等を兼ね備え、新たな時代を牽引する理数系人材の育成(都立学校教育部)

(1) 「理数科」の設置(再掲)

<取組状況>

平成31年2月策定の新実施計画(第二次)及び令和2年3月に取りまとめた都立高校における理数科の在り方に関する検討委員会報告書に基づき、理数系分野の幅広い素養と、情報活用能力等を高いレベルで併せもち、それらを生かして新しい価値(イノベーション)を生み出すことのできる人材を育成することを目的として、理数科の設置に向けた検討を行っている。

対象校	内容	改編予定年度
立川高等学校	普通科の一部を理数科に改編	令和4年度

※このほか、多摩地域における理数科の設置の進捗状況等を踏まえ、23区内においても理数科の設置を検討

<成果>

検討委員会報告書に基づき、令和4年度設置に向けて、立川高等学校の理数に関する学科の教育方針や具体的な教育課程を検討した。また、リーフレットの配布や学校説明会等により、広報活動を実施した。令和3年度は、同教育課程を踏まえ、具体的な教育活動計画等を検討していく。

<課題>

教育活動計画の検討において、特色となる探究活動等の実現に当たり、多様な分野の外部機関等からの支援が必要となっている。

<今後の取組の方向性>

外部機関等を開拓し、同機関との連携方策の検討、実施方法等の調整を行っていく。また、理数科の特色を踏まえ、適切な学科名称や入学者選抜方法を決定する。

6 社会の変化に対応した実践力ある I T 人材の育成（指導部・都立学校教育部）

(1) 企業、専門学校と連携した I T 人材の育成（再掲）

<取組状況>

町田工業高校において、日本工学院八王子専門学校（学校法人片柳学園）、及び I T 企業等と連携して、I T 人材の育成を目指す、「Tokyo P-TECH」事業開始に向けた検討及び試行授業等を実施

<成果>

新型コロナウイルス感染症対策として I T 関連人材の授業がさらに高まっている状況を受け、当初令和 4 年度事業開始予定であったものを、令和 3 年度入学生から開始することとした。高校段階における教育課程や連携した授業の計画等を検討した。令和 3 年 10 月には関係者からなるコンソーシアムを設置し、教育カリキュラム等を全体で検討した。

あわせて、現生徒に対して企業及び専門学校と連携した授業を実施した。感染症対策等の観点から、連携授業は全てリモートで実施し、授業終了後のアンケートでは 8 割以上の生徒が非常に勉強になったと回答した。

<課題>

企業との連携をより強化していく必要がある。また、新入生の確保に向け、中学生向け P R 等を効果的に実施していく必要がある。

<今後の取組の方向性>

事業実施校の拡大等に向け検討を開始するとともに、協力企業等の開拓及び連携を強化していく。また、事業の P R 等を着実に実施していく。

<東京都教育ビジョン（第4次）>

基本的な方針	3	グローバルに活躍する人材を育成する教育
施策展開の方向性	6	生きた英語が身に付き、コミュニケーション能力を伸ばす教育を推進します。
予算額：5,885,501千円 決算額：3,922,019千円		従事職員数13人（指導主事8人）

1 小学校における英語教育の充実（人事部・指導部）

(1) 小学校における英語教科化に向けた指導体制の整備（指導部）

<取組状況>

令和2年度は、指導主事連絡協議会や学校の訪問を通して、学習指導要領の趣旨の徹底を図っていくとともに、英語専科教員の専門性向上をねらいとして、「小学校英語専科教員連絡協議会」を実施した。実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策として、区部と市部に分けて実施することで密を避けるとともに、検温、アルコール消毒の徹底を行った。また、新規英語専科教員の配置校を指導訪問し、授業の指導・講評等を行い、小学校英語専科教員の授業力向上への支援を行った。

<成果>

- ・これまでに作成・配布した、実際の授業の進め方などを映像から学ぶことのできる「小学校第3・4学年外国語活動指導資料DVD」及び「小学校第5・6学年外国語指導資料DVD」の活用方法について、「小学校英語専科教員連絡協議会」において周知し、活用の促進を図った。
- ・外国語担当指導主事や、英語専科教員等に学習指導要領の趣旨や外国語の学習評価における留意点を「小学校英語専科教員連絡協議会」において周知するとともに、受講者が個別に実施する演習などを実施し、理解の深化を図った。
- ・新規英語専科教員の配置校を指導訪問
- ・「小学校英語専科教員連絡協議会」において、「学習指導要領で求められている指導」、「学習評価」、「新型コロナウイルス感染症に配慮した言語活動の工夫」について、指導に対して不安があると回答する教員の研修前と研修後の割合がそれぞれ、14%、28%、34%減少

<課題>

令和2年度から全面実施の学習指導要領により、新たに始まった教科としての英語の学習評価等について、引き続き十分な周知を行う必要がある。

<今後の取組の方向性>

令和3年度においても、「小学校英語専科教員連絡協議会」、新規英語専科教員の配置校への指導訪問を継続し、学習指導要領の趣旨や外国語の学習評価における留意点を周知するとともに、英語専科教員の専門性向上を図っていく。

基本的な方針3 グローバルに活躍する人材を育成する教育

(2) 英語教育を推進する教員の活用（人事部）

<取組状況>

グローバル人材育成のための英語教育の充実と令和2年度からの小学校の英語教科化への対応を図るため、教員採用候補者選考において小学校全科（英語コース）を設置

<成果>

英語教育を推進する教員の採用（令和2年度）

	採用見込数	応募者数	受験者数	名簿記載者数	倍率
小学校全科（英語コース）	30人	30人	23人	10人	2.3倍

<課題>

小学校全科（英語コース）の受験資格を、小学校（全科）教諭免許状と中学校又は高等学校教諭の「英語」免許状の両方を有する者としているため、受験者拡大に向けた取組が必要である。

<今後の取組の方向性>

小学校（全科）教諭免許状と中学校又は高等学校教諭の「英語」免許状の両方を取得可能な大学へのPR活動を引き続き実施する。

(3) 小学校教員の海外派遣研修（指導部）

<取組状況>

グローバル人材育成のための英語教育の充実と令和2年度からの小学校の英語教科化への対応を図るため、120名を定員として、外国語（英語）科教員及び小学校全科教員を英語圏の大学に派遣し、英語の4技能に優れ専門性の高い教員の育成に向けて集中的に研修を実施している。都教育委員会と覚書を締結している国・地域（カナダ ブリティッシュ・コロンビア州、オーストラリア ニュー・サウス・ウェールズ州、クイーンズランド州及びニュージーランド）を中心に、これまでに734名の教員を派遣している。

【令和2年度実績】

新型コロナウイルス感染症の影響で海外派遣を中止したが、代替として希望者に対し、オンライン英会話を実施した。また、対象者全員に、教員用指導資料「児童・生徒の発話を引き出し思考力を高める外国語指導に向けて～東京都英語村 TOKYO GLOBAL GATEWAY での実践から～」を配布した。

<成果>

小学校教員26名がオンライン英会話を受講した。

<課題>

新型コロナウイルス感染症の影響により、海外派遣が困難な状況が続いている。

また、派遣教員を中心に指導力の向上が図られているものの、東京都における英語教育の改善を実現するには、研修内容の更なる充実を図りながら、引き続き本研修を実施していく必要がある。特に小学校英語教科化に関して、円滑な移行を実現するため、教員の指導力の更なる向上を図り、児童・生徒へ還元することが求められている。

＜今後の取組の方向性＞

新型コロナウイルス感染症の影響を見極めつつ、研修の一部をオンラインで実施すること等を検討する。また、本研修を継続実施するとともに、学校現場のニーズに合致した研修内容の更なる精選を通して、より高い指導力や豊かな国際感覚を身に付けた教員を更に多く養成し、英語授業等の改善を図っていく。さらに、覚書を最大限活用し現地教育機関と連携することで、より効果的な派遣事業の在り方等の検討を進める。

2 中学校における英語教育の充実（指導部）

(1) 英語「話すこと」の評価を行うスピーキングテストのプレテストの実施

＜取組状況＞

平成31年3月に公表した「民間資格・検定試験を活用した東京都中学校英語スピーキングテスト（仮称）事業」の募集要項により事業者の公募を行い、審査を経て事業者を決定した。また、都内公立中学校3年生約80,000人を対象としてプレテストを実施する予定としていたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により事業の計画全体を1年繰り下げるとともに、確認プレテストを2年にわたり行うこととした。令和2年度は600人を対象として確認プレテストを実施した。

＜成果＞

本事業に関する基本的事項、実施運営等を取りまとめ、事業者と協定を締結した。

確認プレテストの成果、課題等の検証結果を取りまとめ、次年度の確認プレテスト等の実施に向けて検討を行った。

＜課題＞

中学校英語スピーキングテストの本格実施に当たり、中学校における英語4技能育成に向けた「話すこと」の指導の充実が図れるよう、学校関係者に向けた周知を引き続き行っていく必要がある。

また、令和3年度の都内公立中学校3年生全生徒を対象とした確認プレテスト、令和4年度から始まるスピーキングテストに向けて、公平で公正なスピーキングテスト実施のための準備を進めていく必要がある。

＜今後の取組の方向性＞

事業者と連携の上、スピーキングテストの準備を進めるとともに、学校関係者へ向けた周知を行っていく。

(2) 中学校英語科教員を対象とした研修の実施

＜取組状況＞

平成29年度から令和元年度までの過去3年間、「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための研修」を実施し、新学習指導要領の全面実施に向けた中学校英語の指導方法及び評価方法の改善について周知を図ってきた。また、令和2年1月に「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための指導資料」を作成し、研修で発信してきた内容やこれまでに出版されている資料等を収録したCD-Rとともに、中学校外国語科の先生方全員と、小学校に各校1冊ずつ配布した。

基本的な方針3 グローバルに活躍する人材を育成する教育

今年度は、都内公立中学校、義務教育学校（後期課程）、中等教育学校（前期課程）に在籍する英語科教員（希望者）及び区市町村教育委員会の外国語教育担当指導主事等（希望者）を対象として、授業公開を含めた「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための授業力向上セミナー」を3回実施した。実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の状況から、通常の授業公開を避け、その中でもなるべく多くの先生が受講できるよう、授業映像の視聴及び授業者による解説とすることとした。

<成果>

受講者に対するアンケート集計結果より（3回分の合計）

項目	「よくあてはまる」 「ややあてはまる」の合計	「あまりあてはまらない」 「あてはまらない」の合計
①新学習指導要領改訂のポイントや外国語科の目標などについて理解することができた。	99.7%	0.3%
②授業映像を通じて、本日のテーマについて理解を深めることができた。	99.4%	0.6%
③授業者や講師の説明を通じて、本日のテーマについて理解を深めることができた。	99.7%	0.3%
④自身の指導と評価の改善につながる内容だった。	99.1%	0.9%

<課題>

アンケート結果から、受講者のニーズに合った研修内容とすることができたと考えられるが、一方で「即興で話す力を高めていく指導について」、「生徒が学習の見通しを立てたり、振り返ったりすることができるようにする指導について」依然として不安に感じている受講者の割合がそれぞれ、63.4%、50.3%であった。新学習指導要領の全面实施となる令和3年度は、引き続き新学習指導要領に対応した授業を実際に見られる機会を提供するとともに、更に指導と評価の充実を図っていく必要がある。

また、新型コロナウイルス感染症の状況から、研修形態を授業映像の視聴及び授業者による解説としたが、会場の関係上、抽選とせざるを得ない回があった。できる限り多くの希望者が受講できるよう、会場選定やオンラインによる開催について検討を進めていく必要がある。

<今後の取組の方向性>

令和3年度においても、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、新学習指導要領における指導のポイントとなる項目を研修テーマとして設定した「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための授業力向上セミナー」を、引き続き年3回実施する。さらに、学習評価について、取組事例等をリーフレットにまとめ、発信していく。

3 高等学校における英語教育の充実（指導部）

- (1) JETプログラムによる外国人英語指導者の活用
- (2) 「東京グローバル10」の指定継続
- (3) 「東京イングリッシュ・エンパワーメント・プロジェクト（TEEP）」の実施

<取組状況>

生徒にコミュニケーションツールとして使える英語力を身に付けさせ、国際理解教育の推進を図るため、引き続き全ての都立高等学校（夜間定時制課程単独校は除く。）及び中高一貫教育校にJETプログラムによる外国人指導者（以下「JET 青年」という。）を配置し、授業でのティーム・ティーチングの実施や部活動等での日常的な交流を促進させた。また、英語教育の改善を図るために、JET 青年の指導力を向上させ効果的に活用した授業の実践例を共有するとともに、学校生活の中で日常的に英語に触れる機会を拡大させ、体験的に英語を使う場を校内に設定する「Tokyo English Empowerment Project」（以下「TEEP」という。）を継続実施し、生徒が英語で発信する力の向上を図った。

さらに、都立高等学校における「東京グローバル10」の指定を継続し、高い英語力によるコミュニケーション能力、異文化への理解や適応力、国際貢献への意欲等を高め、将来、国際社会の様々な分野・組織で活躍できるグローバル・リーダーの育成を図った。あわせて、生徒の使える英語力の向上を図るため、特に「聞く」、「話す」に重点を置いたきめ細かい指導を行うなど英語教育を先導する「英語教育推進校」の40校の指定も継続した。これら、「東京グローバル10」及び「英語教育推進校」では、JET 青年の複数配置をするとともに、オンライン英会話をはじめとするICTを活用した授業や外部検定試験受験支援を行うなど、教育環境の整備を行った。

なお、オンライン英会話においては、時差通学、オンライン授業において活用するため、自宅において個人端末でも視聴可能とし、柔軟に対応した。

・JETプログラムによる外国人英語指導者の配置人数

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2
実績	5人	5人	5人	100人	200人	200人	220人	239人	239人	239人

・「東京グローバル10」指定校（10校）

日比谷高等学校、深川高等学校、西高等学校、国際高等学校、飛鳥高等学校、千早高等学校、小平高等学校、小石川中等教育学校、三鷹中等教育学校、立川国際中等教育学校

・「英語教育推進校」指定校（40校）

青山高等学校、竹早高等学校、白鷗高等学校、上野高等学校、三田高等学校、大田桜台高等学校、両国高等学校、墨田川高等学校、城東高等学校、小松川高等学校、小岩高等学校、富士高等学校、調布北高等学校、狛江高等学校、小山台高等学校、駒場高等学校、新宿高等学校、戸山高等学校、大泉高等学校、町田高等学校、八王子東高等学校、松が谷高等学校、日野台高等学校、翔陽高等学校、立川高等学校、昭和高高等学校、国立高等学校、武蔵高等学校、武蔵野北高等学校、小金井北高等学校、保谷高等学校、多摩科学技術高等学校、国分寺高等学校、桜修館中等教育学校、南多摩中等教育学校、杉並高等学校、成瀬高等学校、府中高等学校、福生高等学校、羽村高等学校

<成果>

JET 青年は学校に配属された後、日本人教員と協力しながら指導計画を考えたり、自作の教材を開発したりするなど、積極的に生徒の指導に関わっている。また、英語部等で英語劇やディベートの指導に当た

基本的な方針3 グローバルに活躍する人材を育成する教育

ったり、ランチタイム英会話を設けて交流を図ったりするなど、授業以外の活動にも取り組んでいる。これらの交流により、全ての都立高等学校及び中高一貫教育校において、生徒が日常的に生きた英語に触れる機会が増え、異文化理解を深めることができた。

「東京グローバル10」の指定においては、指定校に重点配置された JET 青年等を活用した効果的な授業を実践するなど、英語科教員の指導力が向上するとともに、発信力を高める指導を強化するなど英語授業の改善が進められている。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、例年、指定校で実施していた海外語学研修の実施や留学生の受入れは中止となったが、オンラインによる海外との学校の交流を行うなど、ICT 機器を活用した国際理解教育の推進を図った。

「東京グローバル10」及び「英語教育推進校」では、オンライン英会話の導入をはじめとする ICT を活用した授業や外部検定試験支援、「CAN-DO リスト」の作成を行うなど、「聞く」「話す」技能も含めた 4 技能をバランス良く育成することができた。

<課題>

世界各国から来日している JET 青年は、日本の文化や学校教育に順応し、効果的な指導を身に付けるまでに一定の時間を要する。また、JET プログラムによる外国人英語指導者を効果的に活用している学校が多数ある一方で、活用方法を模索している学校もある。国の「高校生のための学びの基礎診断」及び「大学入学共通テスト」などへの対応も含め、4 技能をバランス良く育成することが一層重要であり、生徒の「聞く」「話す」能力の育成に重点的に取り組む必要がある。

<今後の取組の方向性>

JET 青年を効果的に活用した授業の実践例や指導案、授業以外での活用事例などを積極的に収集し、全都立高校及び中高一貫教育校で共有し、英語の授業改善を図る。また JET 青年が配置校において、より効果的な指導を行えるよう到来日時研修や指導力向上研修の改善を図るとともに、JET と英語科教員に対する研修を設定するなどして、効果的な指導法等についての周知を図る。

また、令和3年度は「東京グローバル10」及び「英語教育推進校」の指定期間を1年間延長し、引き続き JET 青年を複数配置するとともに、学校生活の中で、日常的に英語に触れる機会を拡大させ、JET 青年とともに英語で会話や議論を行い、生徒が英語で発信する力の一層の向上を図る。さらに、オンライン英会話、外部検定試験受験支援等を一層活用し、「聞く」「話す」技能も含めた 4 技能をバランス良く育成し、生徒の使える英語力の向上に向けて取り組んでいく。

(4) 「英語教育推進校」事業の実施

<取組状況>

生徒の使える英語力の向上を図るため、特に「聞く」「話す」に重点を置いたきめ細かい指導を行うなど英語教育を先導する「第二期英語教育推進校」の 40 校の指定をした。

推進校 40 校に対しては、JET 青年の複数配置をするとともに、オンライン英会話をはじめとする ICT を活用した授業や外部検定試験受験支援を行うなど、教育環境の整備を行った。

・「第二期 英語教育推進校」指定校（40 校）

青山高等学校、竹早高等学校、白鷗高等学校、上野高等学校、三田高等学校、大田桜台高等学校、両国高等学校、墨田川高等学校、城東高等学校、小松川高等学校、小岩高等学校、富士高等学校、杉並高等学校、調布北高等学校、狛江高等学校、小山台高等学校、駒場高等学校、新宿高等学校、戸山高

基本的な方針3 グローバルに活躍する人材を育成する教育

等学校、大泉高等学校、町田高等学校、成瀬高等学校、八王子東高等学校、松が谷高等学校、日野台高等学校、翔陽高等学校、立川高等学校、昭和高等学校、府中高等学校、国立高等学校、武蔵高等学校、武蔵野北高等学校、小金井北高等学校、保谷高等学校、多摩科学技術高等学校、福生高等学校、羽村高等学校、国分寺高等学校、桜修館中等教育学校、南多摩中等教育学校

<成果>

オンライン英会話等の導入をはじめとする ICT を活用した授業や外部検定試験支援、「CAN-DO リスト」の作成と「CAN-DO リスト」を活用した英語の指導を行うことなどにより、「聞く」「話す」技能も含めた4技能をバランス良く育成することができた。

<課題>

- ・JET 青年を複数配置するとともに、学校生活の中で、日常的に英語に触れる機会を拡大させ、JET 青年とともに英語で会話や議論を行い、生徒が英語で発信する力の一層の向上を図る。
- ・オンライン英会話、外部検定試験受験支援等を一層活用し、「聞く」「話す」技能も含めた4技能をバランス良く育成し、生徒の使える英語力の向上に向けて引き続き取り組んでいく。

<今後の取組の方向性>

令和3年11月頃に全都立高校等に対して、推進校の成果発表等を通して広める。

4 学校外における英語に触れる機会の充実（指導部）

(1) 「TOKYO GLOBAL GATEWAY」の運営支援

<取組状況>

児童・生徒が英語を使用する楽しさや必要性を体感でき、英語学習の意欲向上のきっかけ作りとなる環境を整備するための体験的で実践的な学習を行う場として「TOKYO GLOBAL GATEWAY」(TGG)を平成30年9月に開設し、平成30年度は約5万人、令和元年度は約9万人、令和2年度は約3万人が利用した。現在、3密対策を徹底し運営しているが、令和2年度は、3月から8月までの間は学校利用がほぼ皆無となるなど、新型コロナウイルス感染拡大の影響により校外活動が抑制され、利用者が減少した。

<成果>

利用した児童・生徒の約9割が「楽しかった」「今後の英語学習の刺激になった」と回答している。

<課題>

今後、多くの学校が利用し有意義な体験ができるよう、事業者とともに内容の充実を図る。また、利用者拡大に向け、教育関係者に加え保護者に対しても、施設の意義やメリットを分かりやすく発信することが必要である。

<今後の取組の方向性>

事業者と連携しながら、充実したプログラムの提供・改善や、都内外の学校や教育委員会、保護者等に対する広報を引き続き行う。

また、TOKYO GLOBAL GATEWAY (TGG) の特長を備えた環境を多摩地域でも展開し、世界に羽ばたきグロ

基本的な方針3 グローバルに活躍する人材を育成する教育

ーバルに活躍する人材を育成する。

(2) 多摩地域における体験型英語学習施設の検討

<取組状況>

令和元年12月策定の『『未来の東京』戦略ビジョン』において、「TOKYO GLOBAL GATEWAY」と同様の体験型英語学習環境を多摩地域にも整備していくことを打ち出し、多摩地域における体験型英語学習施設の開設に向けて検討を行っている。

<成果>

「体験型英語学習施設の在り方検討委員会」の設置等により、「東京都英語村 TOKYO GLOBAL GATEWAY」と同様の体験型英語学習施設の望ましい在り方について検討を行い、調査検討を踏まえ、令和3年2月に「多摩地域における体験型英語学習施設整備方針」を策定・公表した。

<課題>

新型コロナウイルス感染状況等を見ながら進めていく必要がある。

<今後の取組の方向性>

「多摩地域における体験型英語学習施設整備方針」に基づき、プログラムの具体的要件等を示した募集要項を公表し、事業者を募集する。企画力、技術力、運営力、経営能力等の観点から審査の上、事業者を選定し、事業者の決定後、当該事業者と具体的な整備内容を協議し、協定を締結する。

(今後の予定)

令和3年4月	募集要項の公表
8月	提案書の受付
9月	事業予定者の決定・公表
令和4年度中	開業

5 高度で創造的な探究学習の提供（指導部）

(1) Diverse Link Tokyo Edu の構築

<取組状況>

国際感覚や世界的視野、高い英語力により、事象を多面的・多角的に捉え、主体的に課題を見だし分析する深い思考力と、多様な価値観を尊重しながら協働する力、斬新かつ柔軟な創造力によって、解決策を導き行動していくことができる人材を育成するため、高度で創造的な探究学習を社会・世界と連携して提供する都独自の「学びのプラットフォーム」の構築を目指している。

令和元年度は、学校における教育課程におけるきめ細かかつ継続的な取組と、学校の特色を生かした取組を支援したほか、14校を主な対象校として、学校同士の連携の場の提供、アウトプットの場の提供、外部リソースの開拓等を行った。

令和2年度は、拠点校・共同実施校・事業連携校等の生徒が参加する高校生国際会議等を実施予定だったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止した。

基本的な方針3 グローバルに活躍する人材を育成する教育

<成果>

令和2年度は、事業に協力いただける外部機関を登録する制度「協力機関バンク」を発足した。また、生徒同士の学び合いを活性化するため、各校から優秀な論文を募集し、ホームページ上に新たに設ける「グローバル論文レポジトリ」に掲載して公開する仕組みを構築した。

事業実施に当たっては、オンラインで外部有識者から専門的見地より指導助言、成果検証をしていただく運営指導委員会・検証委員会を実施した。

<課題>

生徒に対し、学校の垣根を超えた取組は、管理機関が機会を創出している。今後は、教員同士の学び合いの機会を創出していく必要がある。

令和3年度は、事業の最終年度にあたり、取組内容や成果を可視化し、汎用化することを目指す必要がある。

<今後の取組の方向性>

本事業の連携先である東京大学先端科学技術研究センターの協力により、特別講座「Tokyo Leading Academy」、都立校生の個別指導「高校生研究員プロジェクト」、高校生国際会議を実施する。

また、取組内容や成果を最終報告書に取りまとめるとともに、最終報告会を実施し、広く情報発信していく。

<東京都教育ビジョン（第4次）>

基本的な方針	3	グローバルに活躍する人材を育成する教育
施策展開の方向性	7	我が国や郷土の伝統・文化への理解を深める教育を推進します。
予算額： 420,619 千円 決算額： 204,122 千円		従事職員数 9 人（指導主事 8 人）

1 国際社会に生きる日本人の育成（指導部）

(1) 都独自英語教材「Welcome to Tokyo」の活用

<取組状況>

日本及び東京の伝統・文化、歴史等の理解の促進、英語によるコミュニケーション能力の伸長、東京2020大会に向けた国際教育の推進を目的として作成した都独自の英語教材「Welcome to Tokyo」を、都内公立学校の小学校3年生以上の児童・生徒全員に配布した。

種類は、Beginner（入門編）（小学校3・4年生用）、Elementary（初級編）（小学校5・6年生用）、Basic（基礎編）（中学生用）、Intermediate（発展編）（高校生用）があり、それぞれに付属のDVDと指導資料を用意している。

さらに、Elementary（初級編）及びBasic（基礎編）の日本語版を国際交流実施校等に配布した。

<成果>

都内公立小学校の外国語活動や総合的な学習の時間、都内公立中・高等学校等の英語の授業における補助教材として活用した。

日本語版については、生徒がALTやJET-ALT等の外国人講師や海外の高校生（留学受入れ生徒等）とのコミュニケーションを図る活動の題材として活用することで、外国語教育の充実と異文化理解の促進を図ることができた。また、姉妹校交流や国際交流を行う相手先の学校へ、日本や東京の文化・歴史を紹介する時に活用することで、交流活動の契機とすることができた。

<課題>

「Welcome to Tokyo」の活用を年間指導計画に位置付け、英語科の教科書や文部科学省の外国語活動教材と組み合わせて効果的に活用している地区や学校の事例が共有されていない。

日本語版について、各地区や各校で充実した交流活動に活用するための具体的な方法に関する情報提供が必要である。あわせて、日本語学習が必要な児童・生徒への活用に向けて、活用に関する情報提供を行う必要がある。

<今後の取組の方向性>

各学校における活用状況を把握し、各校での指導目標に即した効果的な活用方法に関する情報を集約して、共有を図る。また、外国語（英語科）教員等の海外派遣研修等において、引き続き「Welcome to Tokyo」を活用した授業の実践に関するプログラムを実施する。これにより、児童・生徒が東京や日本のことを理解し、英語で発信できる力の育成を強化していく。

国際交流の状況や交流における日本語版の活用について、状況を把握し、交流事業での効果的な活用や活用に向けた指導事例等について、共有を図る。

基本的な方針3 グローバルに活躍する人材を育成する教育

また、デジタル化へ向けて、令和3年度中に英語教育ウェブサイト「Tokyo English Channel」に掲示するための準備を行う。

(2) 日本の伝統芸能鑑賞教室

<取組状況>

都立高校生一人一人が、日本の伝統・文化に興味や関心をもつとともに、我が国の伝統芸能に親しみ、理解を深め、その内容を他者に発信していく力を身に付けることを目的とする。平成28年度から平成30年度までに第一期として、全ての都立高等学校（全日制）、都立中等教育学校（後期課程）178校に通う生徒が、在学中に一度は日本の伝統芸能に触れる機会を設定した。また、希望する定時制・通信制及び都立中等教育学校の前期課程の生徒が日本の伝統芸能に触れる機会も設定した。

令和元年度から令和3年度までの期間で第二期日本の伝統芸能鑑賞教室を実施しているが、令和2年度については新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった。

ア 学校独自の伝統芸能鑑賞教室を計画・実施

令和2年度伝統芸能鑑賞教室 中止

令和元年度までに

平成28年度伝統芸能鑑賞教室	野村万作	狂言の世界（参加生徒 約2,800名）
平成29年度伝統芸能鑑賞教室	東儀秀樹	雅楽の世界（参加生徒 約6,000名）
平成30年度伝統芸能鑑賞教室	吉田兄弟	邦楽の世界（参加生徒 約2,000名）
	野村万作・萬斎	狂言とは（参加生徒 約2,100名）
	東儀秀樹	雅楽の世界（参加生徒 約5,700名）
令和元年度伝統芸能鑑賞教室	吉田兄弟	邦楽の世界（参加生徒 約1,500名）
	野村万作・萬斎	狂言とは（参加生徒 約1,300名）
	東儀秀樹	雅楽の世界（参加生徒 約4,300名）

<成果>

参加高校生に対して、日本の伝統芸能の第一人者による本物の演技を見せることにより、伝統・文化のすばらしさを実感させることができた。

- 平成30年度日本の伝統芸能鑑賞教室 東儀秀樹 雅楽の世界 事後アンケート結果（5,741名）
日本の伝統芸能に対する興味をもった生徒→約85.7%
- 令和元年度日本の伝統芸能鑑賞教室 東儀秀樹 雅楽の世界 事前事後アンケート結果

		事前	事後	成果
①	日本の伝統芸能について興味をもっている	37.6%	84.2%	46.6ポイント増加
②	日本の伝統芸能の良さを理解している	26.5%	69.2%	42.7ポイント増加

（回答数4,314名）

<課題>

感染症対策を講じた実施方法を検討する必要がある。

<今後の取組の方向性>

ア 会場での実施に向けて十分に感染症対策を講じるとともに、オンラインでの実施についても検討する。

イ 都立高校に在籍する生徒が、在学中に一度は古典芸能の第一人者による本物の演技を鑑賞し、体験する機会を創出することを通して、日本の伝統・文化への興味・関心を高めるとともに、価値に気付かせ、日本文化についての発信者としての資質・能力を育成する。

2 優れた芸術文化に対する理解の促進（指導部）

<取組状況>

(1) 東京 2020 大会に向けた都の文化プログラムの活用による芸術文化の鑑賞・体験

東京都の文化プログラム「Tokyo Tokyo FESTIVAL」や「オリンピック・パラリンピック教育推進支援事業（コーディネート事業）」における教育支援プログラム等を活用し、芸術・文化の鑑賞や体験等を推進し、様々な文化に対する理解を深める取組を行った。

(2) 都立高等学校における文化部活動の振興

- ・令和 4 年度に開催が決定している第 46 回全国高等学校総合文化祭東京大会に向けて、都立高等学校の文化部活動の充実を推進するため、東京大会で開催が予定されている部門の文化部活動の活性化と部門内の組織強化を目標に、文化部推進校 18 校及び文化部新設置推進校 4 校を指定した。
- ・文化部活動における全国大会参加旅費等を支給した。

<成果>

(1) 東京 2020 大会に向けた都の文化プログラムの活用による芸術文化の鑑賞・体験

文化プログラム・学校連携事業指定校として、広域活動団体型 30 校、地域連携型 114 校を指定した。指定校では、オーケストラや歌舞伎の鑑賞、和太鼓体験等を行い、優れた文化に対する理解を深めた。オンライン対応も可能となるようプログラムを準備した。

(2) 都立高等学校における文化部活動の振興

第 43 回全国高等学校総合文化祭高知大会に、都立高等学校が延べ 26 校出場した。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、オンラインによる大会開催（WEB SOUBUN）となったことから、一部の部門において選考会等を実施できなかった。

項目	成果目標	結果
全国高等学校総合文化祭への都立高等学校の出場校	延べ 40 校以上	延べ 26 校

- ・新型コロナウイルス感染症対策として、オンラインを活用した交流会等を実施することで、他校や他県の高校生との交流を推進することができた。

<課題>

(1) 東京 2020 大会に向けた都の文化プログラムの活用による芸術文化の鑑賞・体験

各学校が取り組んできた様々な文化を理解する取組を、大会後も長く続く教育活動として発展させる必要がある。

(2) 都立高等学校における文化部活動の振興

- ・外部人材を効果的に活用した、生徒の取組意識及び技能を効果的に向上させること。
- ・推進校の取組を他の都立高等学校に普及させ、文化部活動全体の活性化の推進を図ること。
- ・第46回全国高等学校総合文化祭東京大会の実施に向けた、部門内組織を更に強化すること。
- ・新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた文化部活動を推進すること。

<今後の取組の方向性>

(1) 東京2020大会に向けた都の文化プログラムの活用による芸術文化の鑑賞・体験

東京都の文化プログラムの活用などにより、優れた芸術・文化を鑑賞・体験する取組を促進しオリンピック・パラリンピック教育の充実を図るとともに、学校と地域の芸術文化団体との継続的な連携を構築することにより、東京都の文化プログラムの裾野拡大や東京2020大会のレガシーとなる取組を支援する。

(2) 都立高等学校における文化部活動の振興

- ・全国高等学校総合文化祭東京大会までの取組を通して、推進校の取組や成果を都立高校全体の文化部活動全体の活性化につなげること。

3 高等学校における日本史の必修化の推進（指導部）

(1) 都立高等学校における日本史必修化の推進

<取組状況>

日本人としての自覚を高めるため、高校生に日本史を継続して学ばせることが重要であるとの基本的な考え方に基づき、平成24年度から実施した日本史必修化を推進している。あわせて、全都立高等学校へ都独自の日本史科目「江戸から東京へ」を配布し、普及・啓発を図っている。また、教育課程に「江戸から東京へ」を教科として設置している学校に対しては、「江戸から東京へ」歴史地図帳及び問題集であるサブノートを配布している。

<成果>

全都立高等学校において日本史を学習するとともに、令和2年度においては16校が教育課程に「江戸から東京へ」を設置している。

<課題>

教科書の巻末の写真等に関して、最新版に差替え可能な部分については対応する必要がある。

<今後の取組の方向性>

令和4年度からの高等学校学習指導要領移行に伴い、「歴史総合」が必修修となり、日本の近現代史を都立高校生全員が学ぶことになる。日本史必修化事業の目的である「日本人としての自覚を高めるため、高校生に日本史を継続して学ばせること」については、「歴史総合」の必修修によって達成することになる。

このため、平成24年度から全面実施してきた日本史必修化事業は、現行学習指導要領の最後の学年である令和3年度入学生までで役割を終えることになるが、都独自科目「江戸から東京へ」については、引き続き、学校設定科目として設置できるようにする。

その一方で、「歴史総合」では、近世、近代の江戸・東京の学習の扱いが乏しいため、都独自科目「江

戸から東京へ」のテキストを全都立高校生へ配布し、補助教材として活用し学習する予定である。

4 特別支援学校における文化部活動の推進（指導部）

<取組状況>

(1) 文化部活動への専門家の招へい

都立特別支援学校における文化部活動の教育体制の整備・充実のため、部活動指導員及び外部指導員を導入し、児童・生徒の個性や能力を一層伸長した。

(2) 文化芸術活動の成果を発表する取組推進

ア Web 美術館 東京都特別支援学校アートプロジェクト特別展の開催

今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に係る様々な影響を考慮し、「東京都特別支援学校アートプロジェクト展」及び「東京都特別支援学校アートキャラバン展」の会場開催を中止とした。そこで、新たに Web 美術館を立上げ、令和元年度に開催した第 5 回東京都特別支援学校アートプロジェクト展の作品を専用サイト内に展示し、特別支援学校で学ぶ児童・生徒の美術分野における優れた才能を多くの方々に知っていただく機会を設け、障害者に関する理解促進を図った。

イ 東京都特別支援学校総合文化祭

音楽・演劇・造形美術等、全 9 部門での文化・芸術活動を発表する部門別発表会を開催する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止とした。

<成果>

「東京都特別支援学校アートプロジェクト特別展」の閲覧者からは、「作品の動画や写真から、まるで会場で実際に見ているかのような臨場感や作品の素晴らしさを感じることができた」「都外在住だが、タブレット等から手軽に何度も見ることができた」「会場開催が始まったらぜひ行ってみたい」など、都内外を問わず、多くの方々が本特別展を通して、児童・生徒の作品に出会う機会を創出することができた。

また、出品者の関係者からも「専用サイトで展示され、多くの方々に御覧いただき光栄だった」等の意見があり、次への作品づくりへの意欲につながっている。

<課題>

今後も引き続き、広く都民に鑑賞してもらうための展示会場の確保やオンラインを活用した取組の検討が必要である。

<今後の取組の方向性>

各学校での取組状況を把握し、更なる文化芸術活動の充実に向けた各学校の取組を推進する。

<東京都教育ビジョン（第4次）>

基本的な方針	3	グローバルに活躍する人材を育成する教育
施策展開の方向性	8	文化の多様性を尊重し、国際社会の発展に寄与する態度を育てる教育を推進します。
予算額： 1,281,632 千円 決算額： 850,606 千円		従事職員数 23 人（指導主事 10 人）

1 国際交流の推進（指導部）

(1) 都立学校における海外との学校間交流の拡充

<取組状況>

グローバル人材育成の一層の促進を図るため、姉妹校をはじめとする海外の学校との交流を積極的に推進する先導的 school 55 校を「海外学校間交流推進校」として指定し、交流活動に必要な教育環境の整備等の支援を実施した。

<成果>

多くの国と地域との間で海外学校間交流が実現できた。

<課題>

国際交流の方法について、様々な事例の共有を図る等しながら、推進校を増加させていく必要がある。

<今後の取組の方向性>

今後も引き続き、継続及び単発での海外学校間交流を支援する。

また、平成 30 年度に創設した国際交流コンシェルジュを活用し、新たな交流校・交流地域の開拓やマッチング支援、相談対応等を行うほか、都教育委員会と海外の教育行政機関との連携等を通して交流を支援していく。

(2) 都立高等学校等における留学生の受入れの促進

<取組状況>

都立高校等における留学生の受入拡大を推進するため、都教育委員会が主体となって行う留学生受入事業「東京体験スクール」を実施してきた。

令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、事業を中止した。

<成果>

多くの生徒が日本にいながら国際交流を行うことができ、留学生にとって訪都のインセンティブとなるよう、部活動や清掃活動などの日本型教育の体験や、日本文化、ホームステイによる東京の暮らし等に触れる機会を創出している。

＜課題＞

新型コロナウイルス感染症の影響を見極めつつ安全に事業を計画・実施し、学校での滞在等を、より双方向型の活動として深めていく必要がある。また、これまでに参加した留学生に帰国後も東京の魅力を発信してもらい、東京への留学機運を高めていく必要がある。

＜今後の取組の方向性＞

オンラインの活用も視野に入れた事業を検討する。また、経験者の同窓会の立ち上げなどにより、ネットワークを構築するなど、東京への留学機運を更に高める。

(3) 国際交流コンシェルジュ

＜取組状況＞

都内公立学校の国際交流を促進するため、交流可能先（海外の学校等）の情報の一元化や、学校からの相談対応等を行う「国際交流コンシェルジュ」を創設し、各学校のニーズに応じてきめ細やかな支援を行った。

＜成果＞

平成30年10月に創設し、データベース機能を有する「国際交流支援システム」の運用と併せ、多くのマッチング支援や相談対応等を行った。

＜課題＞

国際交流を実施する学校の裾野を広げるため、「国際交流コンシェルジュ」の活用をより促進する必要がある。

＜今後の取組の方向性＞

「国際交流コンシェルジュ」を東京学校支援機構に移管し、業務内容の充実化を図る。また、都内公立学校へのマッチング支援や相談対応等を引き続き実施していくとともに、国際交流未実施校を中心として、気軽に始めることができる国際交流の実施方法の普及を図り、国際交流の裾野を広げていく。

2 高校生の留学・海外大学進学への支援（指導部・都立学校教育部）

(1) 次世代リーダー育成道場の充実（指導部）

＜取組状況＞

ア 取組概要

(ア) ねらい

「次世代リーダー育成道場」では、国際社会に生きる日本人を育成するため、生徒が社会の一員であることを自覚し、社会に貢献する意欲や態度を高めるとともに、様々な課題に対して積極的に取り組むことができる資質・能力を育むための教育を推進する。この事業は、世界を舞台に活躍する国際感覚豊かな若者を東京から輩出するための仕組みであり、将来、様々な分野や組織で活躍し、日本や東京の未来を担う人材になるという高い志をもった都立高校生等を、研修・留学を通じて大きく成長させることをねらいとしている。

(イ) 育てたい人物像

基本的な方針3 グローバルに活躍する人材を育成する教育

グローバル社会において、自立し、リーダーとして活躍できる広い視野や的確に自分の考えを表現できるなどの高い英語力、チャレンジ精神や使命感など、新しい時代が求めている資質・能力を身に付けている人物

(ウ) 令和2年度「次世代リーダー育成道場」の仕組み

令和2年度の「次世代リーダー育成道場」は、「①国内事前研修、②留学、③国内事後研修」から構成される。留学の開始時期により、A、B二つのコースを設定

A（冬出発）コース：約6か月の事前研修の後、冬に約8か月の留学に出発

※Aコースについては、新型コロナウイルス感染症感染拡大のため、出発を延期し留学期間を1年間から8か月間に短縮した。

B（夏出発）コース：約1年間の事前研修の後、翌年度の夏に、約1年間の留学に出発

イ 実施状況 募集人数・応募状況

(7) 令和2年度実績（9期生）

合格者数 (応募者数)	Aコース	Bコース
195人(252人)	95人	100人

(イ) 事前研修

英語研修（英語実践演習、英語による講義、在京留学生との交流、英語オンライン学習）、各界のリーダーによる講義、個人研究、日本の歴史、見学・体験（日本の伝統・文化、先端技術施設見学）等を実施。

実施の際には、オンラインによる研修を適宜取り入れた。

(ウ) 留学プログラム

Aコース：

オーストラリア・南オーストラリア州 令和3年3月から同年11月まで

オーストラリア・クイーンズランド州 令和3年3月から同年11月まで

ニュージーランド・北島（30名）令和3年3月から同年12月まで

Bコース：

カナダ・ブリティッシュコロンビア州、アルバータ州及びオンタリオ州

令和3年8月から令和4年6月まで（予定）

※新型コロナウイルス感染症のため、Aコース・Bコース共に、留学プログラムを中止した。

(エ) 事後研修

帰国オリエンテーション、成果報告会、成果発表会、交流研修

(オ) 普及・啓発

留学フェア、フォーラム及びウェブページ

コロナ禍のため、令和2年度留学フェアは中止した。公開プログラムであるフォーラムについては、研修生は対面で参加、一般参加者には動画配信を実施した。

<成果>

令和2年度に全てのプログラムを修了した第7期生を対象として、グローバル人材として必要な資質・能力等八つの観点について成果検証を行い、次の成果を得た。

①英語力…

留学前と留学後の英語能力試験において、留学後のテストで総合点が上昇した修了生の割合 95%

②コミュニケーション能力…

コミュニケーション能力が高まった修了生の割合 91%

③主体性・積極性…

主体性や積極性が高まった修了生の割合 90%

④協調性・柔軟性…

協調性や柔軟性が高まった修了生の割合 96%

⑤責任感・使命感…

責任感や使命感が高まった修了生の割合 80%

⑥異文化に対する理解…

異文化に対する理解が深まった修了生の割合 95%

⑦日本人としてのアイデンティティ…

日本人としてのアイデンティティが高まった修了生の割合 79%

⑧将来の展望…

「将来の夢や方向性、就きたい職業や進路等が明確になった」と回答した割合 79%

- ・英語以外の七つの観点のうち、80%以上の修了生が肯定的に回答したのは五つの観点であった。「誰とでも分け隔てなく、接することができるようになった」、「広い視野で物事を捉えるようになった」、「日本と諸外国との生活や文化の違いを理解し、尊重するようになった」、「自分で考え判断し、行動することが多くなった」等において、肯定的回答が顕著に見られた。留学を通して、様々な困難を乗り越え、異文化理解や他者を尊重する意識、そして自立心や自尊心が育まれたことが見受けられる。
- ・「将来の展望」及び「日本人としてのアイデンティティ」の肯定的回答率が80%を下回った。前者は留学を通して視野や興味・関心が広がり、将来の展望の幅が大きく広がったことによるものと考えられる。後者については、日本の伝統・文化、歴史等に誇りを感じている修了生が多数いるものの、新型コロナウイルス感染拡大により、実際に地域の祭りや催しに参加する機会が限られていたことによるものが理由の一つと考えられる

<課題>

- ア 留学開始時における高い英語力（4技能）の習得
- イ 研修生及び現地機関等からの報告を踏まえた留学生活のサポート
コロナ禍における事前研修、留学プログラムの実施及び可否判断
- ウ 事業の趣旨に合致した研修生の確保

<今後の取組の方向性>

- ア 英語に関する学習では、英語によるコミュニケーションや自己表現に加え、論理的説明や議論する力を身に付けることを目標とした系統的学習指導を展開する。
- イ 双方向のオンラインによる事前研修を適宜行う。留学に関しては、研修生の安全を第一を考え、出発や中止の判断を行うとともに、留学する場合には、コロナ禍に対応した危機管理体制を整える。
- ウ 研修生の求める資質・能力を踏まえた事業スキームの見直しを検討する。

(2) 都立国際高等学校における国際バカロレアの取組の推進（都立学校教育部）

<取組状況>

公立高校初となる国際バカロレアの認定を取得（平成27年5月）した都立国際高等学校において、国際バカロレアの教育プログラム（ディプロマ・プログラム）を実施し、国際的に認められる大学入学資格（フルディプロマ）の取得とともに、それを用いた海外大学進学を支援している。

<成果>

- ・令和3年3月に卒業した第4期生のフルディプロマ取得率86.4%
- ・令和3年度入学者選抜（第7期生）は、募集人員20名に対して77名の応募があった（応募倍率3.85倍）。
- ・令和2年度は、国際バカロレア機構（IBO）による認定校の定期評価を受け、再認定を受けた。

<課題>

- ・英語で授業を行える教員の安定的な確保

<今後の取組の方向性>

引き続き、英語で授業を行える教員の安定的な確保に努めていく。

3 豊かな国際感覚を醸成する都立学校の整備（都立学校教育部）

<取組状況>

(1) 都立新国際高等学校（仮称）の設置準備

都立新国際高等学校（仮称）については、基本設計に着手した。

(2) 都立小中高一貫教育校の設置準備

都立小中高一貫教育校については、令和2年度に立川国際中等教育学校に開設準備室を設置し、教育内容の検討等を行うなど、令和4年度の開校に向けた準備を進めている。

<成果>

- ・都立新国際高等学校（仮称）については、令和2年度に基本設計の契約を締結・着手した。
- ・都立小中高一貫教育校については、小学校1、2年生の英語教科書を作成するとともに12年間の教育課程の検討を行った。

<今後の取組の方向性>

- ・都立新国際高等学校（仮称）については、令和2年度に引き続き基本設計を実施し、その設置に向けた準備を着実に進めていく。
- ・都立小中高一貫教育校については、令和2年度に引き続き開設準備室を設置し、開校に向けた諸業務を行うとともに、小学校3、4年生の英語教科書の作成や施設整備に係る諸調整等、設置に向けた準備を着実に進めていく。

<東京都教育ビジョン（第4次）>

基本的な方針	4	夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育
施策展開の方向性	9	自分の未来を切り拓く力を育むキャリア教育を充実します。
予算額：246,488千円	決算額：173,837千円	従事職員数12人（指導主事7人）

1 キャリア教育の推進（指導部・都立学校教育部・地域教育支援部）

(1) 中学校における「職場体験活動」の実施（指導部）

<取組状況>

- ・全ての中学校で職場体験活動の取組を実施
- ・2020年4月から実施する「キャリア・パスポート」を活用したキャリア教育の周知
- ・三つの校区の連携する小学校と中学校を「法」に関する教育推進校として指定し、「法」に関する教育の指導内容及び指導方法等についての研究・開発を行い、消費者教育を中心とした「法」に関する教育を推進した。

<成果>

- ・中学生の職場体験：令和元年度 100%実施 → 令和2年度 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から一部の学校を除き中止
- ・「キャリア・パスポート」を活用したキャリア教育の充実に向けたリーフレットを作成し、都内公立小・中学校及び高等学校等の全教員に配布した。
- ・「法」に関する教育推進校における外部人材や関係機関と連携した研修、研究授業の実施
- ・「東京都金融・金銭協議会」への教員等の参加：83人

<課題>

- ・「東京都金融・金銭協議会」への教員の参加の拡大
- ・「キャリア・パスポート」を活用したキャリア教育の実施の徹底

<今後の取組の方向性>

- ・中学生の職場体験を引き続き継続する。
- ・「キャリア・パスポート」を活用したキャリア教育の充実に向けたリーフレットについて、さらに周知を行い、体系的なキャリア教育を推進する。
- ・新学習指導要領の全面実施及び成年年齢引下げに向け、消費者教育を中心とした「法」に関する教育を推進する。

(2) インターンシップ事業の推進（指導部）

<取組状況>

- ア 都立高校生に望ましい勤労観、職業観を育成するため、国際ロータリーと連携したインターンシップ事業を平成19年度から実施しているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の状況や国

基本的な方針4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

際ロータリーの受け入れ態勢の状況に鑑み、国際ロータリーとの連携によるインターンシップ事業を原則として中止した。

イ 都立高等学校における優れた取組を周知するため、進路指導資料を全校に配布した。

<成果>

ア 国際ロータリーと連携したインターンシップ事業
事業中止のためなし

イ 新型コロナウイルス感染症対策を施しながら「人間と社会」の体験活動において優れた取組を実施した学校を紹介した。

<課題>

各校における生徒の変容を把握し、指導と評価の改善を図る必要がある。

<今後の取組の方向性>

学校における取組の更なる充実を図るため、報告書から現状と課題を分析し、「人間と社会」推進者研修等により、情報提供を行う。

(3) 都立高校生等起業・創業体験（指導部）

起業・創業体験は、都立高校生を対象に、社会起業家によるワークショップやビジネスプランの作成・発表を通して、起業家精神を醸成することを目的とし、プログラムを実施している。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止した。なお、令和元年度の取組について特集した冊子を各都立高校等へ配布した。

<成果>

事業中止のためなし

<課題>

事業中止のためなし

<今後の取組の方向性>

令和元年度に参加した生徒からは、自らの課題に主体的に取り組みやすい夏季休業中に、様々な学校の生徒と交流することにより、新鮮なアイデアが生まれたなどの成果が報告された。こうしたことから、来年度は、プログラムを夏季休業期間中に実施することにより、経費を縮減しつつ、学びの充実を図っていく。

(4) 家庭・福祉高校（仮称）の設置（都立学校教育部）

<取組状況>

入学者選抜の応募倍率が高い調理師を養成できる学科や、不足が見込まれる保育人材を育成する学科、超高齢社会に対応した介護人材を育成する学科を併せ持った高校として令和3年に赤羽北桜高等学校を開設

基本的な方針4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

<成果>

令和2年度は高島高校内に開設準備室を設置し、令和3年度の開校に向け広報活動や入学選抜に係る業務を行うとともに赤羽商業校の準備を進めた。

<課題>

「調理師養成施設」及び「介護福祉士国家試験受験可能な教育課程を設置する高等学校」として、必要な資格要件を備えた教員等を引続き確保していく必要がある。

<今後の取組の方向性>

学年進行により今後必要となる教材の調達等を行うとともに、広報活動も引き続き実施していく。

(5) 実地に学ぶ商業教育の推進（指導部）（再掲）

<取組状況>

- ア 2学年「ビジネスアイデア」（学校設定科目）を実施
令和元年度からビジネス科7校で「ビジネスアイデア」を実施した。
- イ 学習成果発表会の実施
令和2年2月、「ビジネスアイデア実践発表会」を開催した。

<成果>

- ア 2学年「ビジネスアイデア」（学校設定科目）を実施
令和元年度作成した「価値を生み出す力をはぐくむ「ビジネスアイデア」学習指導事例と授業ガイド」を活用し、各校の取組及び教材等を共有した。
- イ 学習成果発表会の実施
「ビジネスアイデア実践発表会」のDVDを用いて、商業高校の取組状況を共有した。

<課題>

- ア ビジネス科7校での「ビジネスアイデア」における指導方法等の共有の継続
- イ 「ビジネスアイデア実践発表会」の充実
- ウ 商業7校以外の商業科教員の本改革の趣旨の理解

<今後の取組の方向性>

- ア 「商業教育コンソーシアム東京」理事会の開催
- イ 「商業教育コンソーシアム東京」協力企業等連絡会の開催
- ウ ビジネス科7校への企業や大学の講師等の紹介の充実

(6) 企業・NPO等と連携した「都立高校生の社会的・職業的自立支援教育プログラム事業」の実施

<取組状況>

企業や大学、若者支援に関する専門的知識や経験を有するNPO等との連携の下、都立高校生が社会や職業について、実感をもって理解しながら、将来、社会人・職業人として生活していくために必要な能力等を身に付けることができる多様な参加体験型の教育プログラムを、普通科高校を中心に実施した。

基本的な方針 4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
実施校	138 校	142 校※	142 校※	138 校	138 校
協力団体数	55 団体	58 団体	58 団体	56 団体	51 団体

※ 平成 29・30 年度については、専門学科高校 4 校試行実施

<成果>

- ・生徒が社会人・職業人の経験等に学ぶことにより、学校で学習することや働くことの意義を実感するとともに、自己理解・自己管理能力や課題解決能力の向上等を図るなど、学校ニーズに対応した多様な内容の教育プログラムを用意することで、学校が系統的・継続的なキャリア教育を実施する条件を整えることができた。
- ・普段と違う生徒の様子を見て、生徒への指導方法について考えるきっかけやアクティブラーニング等の手法を学ぶことができたという声が教員から寄せられた。
- ・成年年齢引下げを見据え、「金銭基礎教育プログラム」「金融経済教育」「模擬投票」「知っておきたい労働法規」などの社会人としての素養を養い主権者意識を醸成するプログラムや、懸念されている消費者被害の未然防止の観点から、「金融トラブル」「ローン・クレジット」などの消費者教育プログラムを専門家の支援の下、実施することができた。

<課題>

- ・教育プログラムの単発的な導入に留まっている学校もあり、令和 4 年度の総合的な探究の時間の本格実施に向けて、授業内容を深める系統的・継続的な活用ができていないという課題がある。
- ・働き方改革の下、定時制等の夜間授業に対応できる団体が少なくなっている。

<今後の取組の方向性>

- ・令和 4 年度から本格実施される総合的な探究の時間への対応に備え、学校ニーズを踏まえたプログラム開発を行う。

2 主権者として社会に参画する能力の育成（指導部）

(1) 全都立学校への全国紙等の配布

<取組状況>

全都立学校へ新聞（全国紙等 6 紙）等の学校図書館への配備と活用を図る。

<成果>

新聞（全国紙等 6 紙）を活用することで、指導の政治的中立性を確保するとともに、生徒の政治的教養を育むことができた。

<課題>

全国紙を活用した効果的な授業実践事例を集約し、主権者教育推進者研修等の機会に伝達するなどして、継続的に生徒の意志決定力を育成していくことが大切である。

<今後の取組の方向性>

基本的な方針4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

学校における取組の更なる充実を図るために、全都立学校の図書館に主権者教育における資料として新聞（全国紙等6紙）や関連書籍等を配置する等教育環境を整える。

(2) 主権者意識の醸成

<取組状況>

- ア 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により対面型の研修会は中止し、主権者教育について特集した通信を各都立高校等へ発信した。
- イ 公職選挙法改正に伴い、高校生に政治的教養を学ばせることが重要であるとの基本的な考え方に基づき、都独自の教材として主権者教育リーフレット及び民主主義リーフレット、選挙啓発カードを全都立高等学校に配布

<成果>

- ア 学校の教育活動全体を通じて、主権者教育担当教員を中心とした主権者教育を実施することができた。
- イ リーフレットや選挙啓発カードの活用を通して、主権者として社会に参画するための政治的教養を育むことができた。

<課題>

- ア 主権者教育における優れた授業実践事例を集約し、主権者教育推進者研修等の機会で伝達するなどして、主権者教育の一層の充実を図る必要がある。
- イ リーフレットや選挙啓発カードの内容を更に充実したものに改善し、継続的に生徒の意志決定力を育成していく必要がある。

<今後の取組の方向性>

感染症対策を講じた主権者教育推進者研修の実施について検討する。衆議院解散等による突発的な選挙への対応も考慮しながら、高校生に政治的教養を学ばせるための効果的な指導法や学習教材を引き続き開発していく。

3 高等学校における東京都独自の教科「人間と社会」の実施（指導部）

(1) 都独自教科「人間と社会」の実施

<取組状況>

平成27年度まで都立高等学校等で実施していた教科「奉仕」の成果を踏まえて、平成28年度に設置した人間としての在り方生き方に関する新教科「人間と社会」を全都立高等学校及び全都立中等教育学校で実施した。

道徳性を養い、判断基準（価値観）を高めることで、社会的現実には照らして、よりよい生き方を主体的に選択し行動する力の育成を図るために、以下の取組を実施した。

- ア 各校の推進者の育成を図るため研修会を実施（平成30年度1回、令和元年度1回、令和2年度1回）
- イ 全都立学校全課程を対象に実施状況調査を実施（年度末）
- ウ 学習前後の生徒の変容を測るためのアンケート調査の実施（1学期及び2学期）

<成果>

実施状況調査により、各校の推進組織、学習内容、体験学習の内容、連携している外部機関について把握することができた。

社会の変化に対応するため、「人間と社会」においても、変化の激しい社会に対応できる資質・能力の育成のために探究的な学びを取り入れ、従来の内容に探究的なプロセスを導入した教科書への改訂を行った。改訂版教科書では、これまでの価値の理解を深める学習や選択・行動に関する資質・能力を育成する学習に加え、課題（リサーチ・クエスチョン）の設定ができるような構成にした。

また、新型コロナウイルス感染症対策に伴い、各学校が実施してきた体験活動をこれまでどおり実施することが難しい状況が続いたが、「東京都立高等学校教育課程編成基準・資料」（令和元年11月）に示した体験活動の内容を踏まえ、「新しい日常」における体験活動について、実践事例を紹介しながらまとめた事例集を全校に送付した。

<課題>

令和2年度は新型コロナウイルス感染症などにより、多くの学校において当初予定していたとおりに事業を実施できなかったため、新型コロナウイルスの感染症対策を踏まえた体験活動の情報を収集して紹介したり、令和3年度から使用する「人間と社会」改訂版教科書の活用方法を研修会の機会等を活用して周知したりするなどして、各学校における「人間と社会」の組織的な授業改善を図る必要がある。

<今後の取組の方向性>

各学校における「人間と社会」の演習や体験活動の実施状況を把握し、その成果と課題を踏まえて、推進者研修を実施し、各校の取組の充実を図る。

4 将来の東京の教育を担う意欲ある人材の育成・確保（都立学校教育部・指導部）

(1) 東京学芸大学との高大連携の推進

① 都立学校教育部の取組

<取組状況>

平成31年2月策定の「都立高校改革推進計画 新実施計画（第二次）」に基づき、高校生が教職の役割と仕事のやりがい、教育の社会的意義などについて早期に学び、意欲的に教職を進路選択の一つにできるよう、東京学芸大学と連携したキャリア教育を推進する。

<成果>

令和2年度は、昨年度協議を重ねた取組内容をもとに、令和2年度から実施することができる連携事業について実施した。

<課題>

- ・教職への志をもち、教職を目指すための、魅力ある具体的な取組の検討
- ・都立小金井北高等学校以外の学校への取組の拡大

<今後の取組の方向性>

基本的な方針4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

教職への志を高められるような1年次の取組内容と教職に就くに当たり必要となる知識・技能・態度などを育成することができる取組内容の具体化に向けて検討していく。

令和3年度の実施年度に当たり、参加生徒に教師としての基本的な素養や職業意識等を育むことができるよう、連携事業を進めていく。

②指導部の取組

<取組状況>

教職に興味のある高校生に、教師としての基本的な素養や職業意識を育むため、平成31年3月に東京学芸大学との連携協定を締結した。

教師に魅力を感じ、教職を志す生徒が取り組むプログラムを、都立小金井北高等学校を拠点校として中心に実施することとした。

令和2年度は、東京学芸大学と事業連携対象の都立小金井北高等学校が、オンライン講座や教職大学院ワークショップ等の連携事業を展開し、参加生徒に教師としての基本的な素養や職業意識等を育むことができた。

<今後の取組の方向性>

連携協定に基づき、東京学芸大学の教員による教職の魅力伝えるセミナーや、教職大学院生によるワークショップを実施するとともに、地域の小中学校での学習活動や学校行事におけるボランティアスタッフとして、児童・生徒に積極的に関わる機会を設定し、教師の道を志す生徒の意欲を更に高めていく。

5 知的障害特別支援学校における職業教育の充実（都立学校教育部）

(1) 就業技術科と職能開発科による職業教育の展開

<取組状況>

知的障害が軽度から中度までの生徒を対象に、将来の自立に向けた基礎的な職業教育を行う高等部職能開発科の増設について、平成29年2月に策定した東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画において今後の計画を示した。

知的障害が軽度の生徒を対象とした就業技術科を5校に、知的障害が軽度から中度までの生徒を対象とした職能開発科を4校に設置し、生徒の企業就労を促進している。

<成果>

- ・ 港特別支援学校高等部職能開発科の設置（平成28年度）
- ・ 青峰学園高等部就業技術科の定員増（平成28年度より定員40名(4学級)から60名(2学級)に増）
- ・ 足立特別支援学校高等部職能開発科(平成26年度設置)初の卒業生となった平成28年度卒業生の企業就労率100%達成（平成28年度確定値）
- ・ 江東特別支援学校高等部職能開発科の設置（平成30年度）
- ・ 東久留米特別支援学校高等部職能開発科の設置（令和3年度）

<課題>

将来の生徒数の増加、各学校の教室保有状況及び就業技術科・職能開発科の受入人数の割合の地域バラ

基本的な方針4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

ンスに配慮しながら設置を進める必要がある。

<今後の取組の方向性>

東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画に基づき、高等部職能開発科の設置を今後も進めていく。

今後の職能開発科の設置予定校と設置予定年度

- ・青鳥特別支援学校（令和5年度）
- ・練馬特別支援学校（令和6年度）
- ・南多摩地区特別支援学校（仮称）（令和6年度）
- ・北多摩地区特別支援学校（仮称）（設置年度調整中）

<東京都教育ビジョン（第4次）>

基本的な方針	4	夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育
施策展開の方向性	10	障害のある児童・生徒の能力を最大限に伸ばし、自立と社会参加・貢献を実現するための教育を充実します。
予算額：40,473,093千円 決算額：36,353,337千円		従事職員数11.2人（指導主事2人）

1「東京都特別支援教育推進計画（第二期）」に基づく取組の推進（都立学校教育部・指導部）

(1) 都立知的障害特別支援学校における規模と配置の適正化の推進（都立学校教育部）

<取組状況>

知的障害教育部門の児童・生徒数増加に対応するため、東京都特別支援教育推進計画に基づく学校の新設、増改築等の施設整備や学部の改編等による特別支援学校の規模と配置の適正化を進めるとともに、平成29年2月に策定した東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画において、学校の新設や校舎の増改築をはじめとして、多様な方法により教育環境の充実を図ることとした。

<成果>

- ・都立水元小合学園肢体不自由教育部門（小学部・中学部・高等部）の開設（平成29年4月1日）及び新校舎の供用開始（平成29年4月1日）
- ・都立光明学園（肢体不自由教育部門 小学部・中学部・高等部、病弱教育部門 小学部・中学部・高等部）の開設（平成29年4月1日）
- ・都立王子特別支援学校（知的障害教育部門 小学部・中学部・高等部）の開設（平成31年4月1日）
- ・都立臨海青海特別支援学校（知的障害部門 小学部・中学部）の開設（平成31年4月1日）
- ・都立花畑学園（肢体不自由教育部門 小学部・中学部・高等部、知的障害教育部門 小学部・中学部）の開設（令和2年4月1日）
- ・都立八王子西特別支援学校（知的障害部門 小学部・中学部・高等部）の開設（令和2年4月1日）
- ・都立東久留米特別支援学校（知的障害部門 高等部）の開設（令和3年4月1日）

<課題>

知的障害特別支援学校の在籍者数は、これまで一貫して増加傾向にあり、また、今後の将来推計によっても、この傾向が続くことが見込まれている。

これまで、特別支援学校の適正規模・適正配置の取組を着実に進め、教育環境の充実に努めてきたが、今なお、特別教室を転用したり、一つの教室を間仕切りしたりして普通教室を確保している学校が残されている。

<今後の取組の方向性>

東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画に基づき、学校の新設や校舎の増改築をはじめとして、多様な方法を用いて迅速かつ効果的に教育環境の改善を図っていく。

(2) 児童・生徒の通学環境の改善（スクールバスの充実）（都立学校教育部）

基本的な方針4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

<取組状況>

特別支援学校では、学校教育法第78条に規定された寄宿舎設置義務の代替手段として、児童・生徒の登下校に必要なスクールバスを運行している。

令和3年4月1日時点の配車状況は、52校・509コースである。

肢体不自由のある児童・生徒の身体的負担を軽減し、通学環境を改善するため、運行時間の短縮を目標としている。

<成果>

スクールバスの平均運行時間は、平成27年度には60分にまで短縮され、東京都特別支援教育推進計画で設定した目標を達成した。更なる運行時間の短縮を図るため、バスの小型化等に取り組んでおり、通学コースは、平成28年4月の373コースから令和3年4月には509コースとなっている。

<課題>

個別の通学コースをみると、運行時間が60分を超えるコースがある。

<今後の取組の方向性>

運行時間が60分を超えるコースについて、バスの小型化やコース設定を工夫することにより、平均運行時間の短縮に努める。

(3) 都立知的特別支援学校における就労支援の取組の推進（指導部）

<取組状況>

ア 民間を活用した企業開拓委託

(ア) 特別支援学校高等部生徒の企業就労を一層促進するため、現場実習先や雇用先の開拓等に関する情報収集を委託した。

【参考：委託企業が現場実習先を開拓した事業所数】

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
実績	323事業所	318事業所	315事業所	314事業所	193事業所

(イ) 進路指導教員とともに企業開拓業務を行う就労支援アドバイザーを配置し、更なる開拓数の増加を促進した。

【参考：就労支援アドバイザー委嘱者数】

年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
実績	28人	30人	29人	29人	28人

イ 特別支援学校就労支援体制

実習先や雇用先企業の開拓や情報管理、特別支援学校における効果的な就労支援事業等を行うため、「東京都就労支援員（会計年度任用職員）」を配置した。

ウ 障害者雇用に対する理解促進

(ア) 企業向けセミナーの開催により、障害者雇用に関する理解促進を行うとともに、雇用及び実習受入れ等の協力を依頼した。

基本的な方針 4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

【参考：企業向けセミナーに参加した会社数(企業関係参加人数)】

年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
実績	80 社(96 人)	155 社(217 人)	122 社(166 人)	117 社(142 人)	130 社(159 人)

(イ) 特別支援学校生徒の企業就労に向けて、企業等に対し、障害者雇用についての理解推進及び雇用促進を図ることを目的に平成 27 年度に制作した DVD を活用した。

エ 職業教育の充実

(ア) 特別支援学校技能競技大会を開催し、生徒が日頃の学習の成果を企業に対して発表する機会を設けた。

(イ) 就業技術科及び職能開発科の産業現場等における実習に際して、実習先への謝礼を確保し、実習の実施の促進を図った。

(ウ) 特別支援学校就労支援委員会企業開拓部会を開催し、就労支援における課題解決の方法等を協議することにより、進路担当者の力量の向上を図った。

<成果>

都立特別支援学校高等部生徒の企業における現場実習の機会が増えることで就労意欲が高まり、卒業後の企業への就職者数が増加した。

卒業年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
就業者数	702 人	710 人	774 人	854 人	843 人
卒業生数	1,512 人	1,580 人	1,550 人	1,926 人	1,897 人
就職率	46.4%	44.9%	49.9%	44.3%	44.4%

<課題>

今後、新たに都立特別支援学校高等部職能開発科の設置が計画されており、生徒の在籍者数が増加することを見込まれる。そのため、更なる現場実習先の確保が必要である。また、就職をした卒業生に対して、継続して就労生活を送ることができるよう、福祉・労働等の関係機関と強固な連携が必要である。

<今後の取組の方向性>

現場実習先の確保に向けては、今まで開催してきた企業向けセミナーを継続するとともに、その内容を充実させ、企業関係者へ更なる理解啓発を図る。一方、各特別支援学校においては、外部の専門家等を活用し職業教育の改善を図っていく。

卒業生の就労生活を支援するために、各特別支援学校が「個別移行支援計画」作成し、関係機関との連携を図る。さらに、都教育委員会が各都立特別支援学校と協力し、卒業生の職場定着状況についての調査を継続的に実施し、都立特別支援学校における進路指導・職業教育の在り方について検討していく。

(4) 医療的ケアの充実（都立学校教育部）

<取組状況>

ア 特別支援学校における人工呼吸器の管理の実施

令和元年度末に策定した「都立学校における人工呼吸器による医療的ケアを必要とする子供の安全な学校生活のためのガイドライン」に基づき、令和 2 年度は都立肢体不自由特別支援学校 9 校で人工呼吸器の管理を実施し、校内管理体制の整った学校から保護者の付添日数を徐々に減らすなど、保

基本的な方針4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

護者負担を段階的に軽減した。

イ 特別支援学校における胃ろうからの初期食による給食についての検討

胃ろうからの初期食（ミキサー食）の注入は、都立特別支援学校では安全を確保する観点から市販又は処方された栄養剤に限って実施してきたが、保護者の要望を受け、令和2年度に都立肢体不自由特別支援学校4校でモデル事業に取り組んだ。具体的には、対象児童・生徒の状況把握や注入の実施方法等について検討を行い、初期食の注入を試行した。

ウ 特別支援学校における看護師の専門性向上

専門的な知見を有する医師を講師に招き、最新の動向を踏まえた医療及び看護技術等についての講習会「気管カニューレ再挿入等実技研修会」を3回開催した。

エ 区市町村立小・中学校における医療的ケア実施のための支援

小・中学校における医療的ケアを必要とする児童・生徒の増加を踏まえ、都教育委員会主催の研修等に小・中学校教職員が参加できるようにした結果、令和2年度は3人の区市町村立小・中学校の教員の参加があった。

<成果>

食物アレルギー対応や注入方法、緊急時対応等の実施手順をまとめた「胃ろうからの初期食シリンジ注入に関するガイドライン」を令和2年度末に策定し、令和3年度以降、準備の整った都立肢体不自由特別支援学校から、順次初期食の注入による給食の提供を実施することとした。

<今後の取組の方向性>

医療的ケア児は、入学後、学校看護師に対処方法等の引継ぎを行うまでの間、保護者に付添いを依頼しているが、付添い期間の短縮化に向け、入学後の医療的ケア実施のための一連の手順を入学前から開始するモデル事業に取り組んでいく。

(5) 通常の学級に在籍する発達障害のある児童・生徒への支援（都立学校教育部）（再掲）

<取組状況>

ア 小学校における特別支援教室の円滑な運営に向けた支援

平成28年度から順次特別支援教室を導入し、平成30年度に全公立小学校において特別支援教室を設置した。また、区市町村への支援として、特別支援教室専門員の配置及び臨床発達心理士等の巡回を行った。

イ 中学校における特別支援教室の円滑な導入及び運営に向けた支援

平成30年度から特別支援教室の導入を開始するとともに、特別支援教室の導入に向けた区市町村への支援として、教室環境整備費等の補助事業、特別支援教室専門員の配置及び臨床発達心理士等の巡回を実施した。

ウ 特別支援教室の運営に対する指導・助言

都教育委員会が、特別支援教室巡回運営指導員を中心として、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、特別支援教室を設置する学校に直接訪問し、各校の取組や運営状況の把握を踏まえた具体的な指導・助言や好事例の収集・紹介などにより、特別支援教室の運営の適正化及び発達障害教育のより一層の充実を図った。また、発達障害等のある子供への支援の更なる充実を図るため、特別支援教室の導入ガイドラインを改訂し、「特別支援教室の運営ガイドライン」を作成した。

エ 都立高等学校等における発達障害のある生徒への支援

基本的な方針4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

(7) 平成29年度から、中学校において通級指導学級での指導・支援を受けていた生徒等が高校でも引き続き特別な指導・支援を必要とする場合、学校外において、放課後や土曜日などにソーシャルスキルの学習等、教育課程外での特別な指導・支援を受けられる講座を実施している。なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、一部講座を中止するとともに、オンラインにより講座を開講した。

(1) 都立高校における発達障害のある生徒の通級指導の仕組み等を検討するため、平成30年度から、令和2年度までパイロット校である都立秋留台高等学校において、通級による指導を実施した。

<成果>

ア 小学校における特別支援教室の円滑な運営に向けた支援

- ・特別支援教室の設置：全校
- ・特別支援教室専門員配置：1,251名（令和2年4月1日）

イ 中学校における特別支援教室の円滑な導入及び運営に向けた支援

- ・特別支援教室の設置：524校
- ・特別支援教室専門員配置：487名（令和2年4月1日）

ウ 特別支援教室の運営に対する指導・助言

小学校訪問校数：80校
中学校訪問校数：37校

エ 都立高等学校等における発達障害のある生徒への支援

- (7) 通年長期講座：10月から3月まで毎週土曜日、計20回実施。受講生徒数71人
通年短期講座：10月から3月までの期間を二期に分け、各期10回実施。受講生徒数91人
- (1) 都立秋留台高等学校1校において通級による指導を実施

<課題>

ア・イ・ウ 公立小・中学校における特別支援教室の運営及び設置

既存の特別支援教室の円滑な運営と指導・支援の充実に向けて、引き続き、区市町村に対する支援が求められる。

エ 都立高等学校における指導・支援

都立高等学校における発達障害のある生徒の在籍状況を踏まえ、「教育課程外での特別な指導・支援」及び「通級による指導」それぞれに対する生徒のニーズ把握等により、適切な支援体制を構築していく必要がある。

<今後の取組の方向性>

ア 公立小・中学校における特別支援教室の適切な運営

特別支援教室の円滑な運営と指導・支援の充実に向けた区市町村への支援として、引き続き、特別支援教室専門員の配置と臨床発達心理士等の巡回を行っていく。

イ 特別支援教室の運営に対する指導・助言

区市町村教育委員会に対する説明会や学校への直接訪問等を通じて、新たなガイドラインにのった適正な運営の徹底に向けた指導・助言を行っていく。

ウ 都立高等学校等における教育課程外での特別な指導・支援及び通級による指導の実施

(7) 令和3年度についても、引き続き、教育課程外での特別な指導・支援を実施していくとともに、

基本的な方針4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

応募状況等を踏まえ適切な実施規模及び実施形態を検討していく。

- (イ) パイロット校での指導の実践を踏まえ、どの都立高等学校等においても、学校内で特別の指導を実施できる仕組みを導入する。

(6) 在宅訪問教育における分身ロボットを活用した遠隔教育の試行実施（都立学校教育部）

<取組状況>

肢体不自由特別支援学校2校において、準ずる教育課程を履修する児童・生徒等を対象として、自宅にしながら、分身ロボットを通じて教室での授業や学校行事等に参加できる環境を整備し、活用場面や端末の操作性等について検証し、分身ロボットの活用による遠隔教育の実用化に向けた検討を行うためにモデル事業を実施。

<成果>

分身ロボットの活用は、通常の在宅訪問教育では実施が困難な、音楽の授業や外国語活動等に児童・生徒が参加することができるなど、在宅訪問教育において効果があることが確認できた。

<課題>

在宅訪問教育における分身ロボットの活用については、児童・生徒の障害の程度や状態により在籍する学校の児童・生徒と学習の進度が異なる場合には、教科指導に工夫が必要となるなどの問題点があることも明らかとなった。

<今後の取組の方向性>

新型コロナウイルス感染症への対応から一人1台端末が前倒しで配備されたことにより、在宅訪問教育を受ける児童・生徒に対して、在籍する学校の児童・生徒との学び合いや交流の機会を確保することが可能となった。

今後は、本モデル事業の成果を踏まえ、児童・生徒の障害の程度や状態に応じて、学校に配備された端末や病院内分教室に配備する分身ロボット等のデジタル機器を活用し、在宅訪問教育の充実を図っていく。

2 医療的ケアを必要とする児童・生徒への安全な教育環境の提供（都立学校教育部）

(1) 医療的ケアの充実（再掲）

<取組状況>

ア 特別支援学校における人工呼吸器の管理の実施

令和元年度末に策定した「都立学校における人工呼吸器による医療的ケアを必要とする子供の安全な学校生活のためのガイドライン」に基づき、令和2年度は都立肢体不自由特別支援学校9校で人工呼吸器の管理を実施し、校内管理体制の整った学校から保護者の付添日数を徐々に減らすなど、保護者負担を段階的に軽減した。

イ 特別支援学校における胃ろうからの初期食による給食についての検討

胃ろうからの初期食（ミキサー食）の注入は、都立特別支援学校では安全を確保する観点から市販又は処方された栄養剤に限って実施してきたが、保護者の要望を受け、令和2年度に都立肢体不自由特別支援学校4校でモデル事業に取り組んだ。具体的には、対象児童・生徒の状況把握や注入の実施

基本的な方針4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

方法等について検討を行い、初期食の注入を試行した。

ウ 特別支援学校における看護師の専門性向上

専門的な知見を有する医師を講師に招き、最新の動向を踏まえた医療及び看護技術等についての講習会「気管カニューレ再挿入等実技研修会」を3回開催した。

エ 区市町村立小・中学校における医療的ケア実施のための支援

小・中学校における医療的ケアを必要とする児童・生徒の増加を踏まえ、都教育委員会主催の研修等に小・中学校教職員が参加できるようにした結果、令和2年度は3人の区市町村立小・中学校の教員の参加があった。

<成果>

食物アレルギー対応や注入方法、緊急時対応等の実施手順をまとめた「胃ろうからの初期食シリンジ注入に関するガイドライン」を令和2年度末に策定し、令和3年度以降、準備の整った都立肢体不自由特別支援学校から、順次初期食の注入による給食の提供を実施することとした。

<今後の取組の方向性>

医療的ケア児は、入学後、学校看護師に対処方法等の引継ぎを行うまでの間、保護者に付添いを依頼しているが、付添い期間の短縮化に向け、入学後の医療的ケア実施のための一連の手順を入学前から開始するモデル事業に取り組んでいく。

3 インクルーシブ教育システムの調査・研究の実施（都立学校教育部・指導部）

(1) 学校におけるインクルージョンに関する研究（都立学校教育部・指導部）

<取組状況>

ア 区市町村における実践的研究事業の実施

障害の有無に関わらず、個々の教育的ニーズに的確に応え、多様な学びの場を備えた教育の促進に向けた取組を行う都内区市町村教育委員会の中から、公募により実施地区を決定し、実践的研究を開始した。

イ 区市町村等との協議会の設置

実践的研究事業実施地区のほか、学識経験者、PTA代表、療育機関等を構成員として、協議会を立ち上げ、これまでに2回協議会を開催した。

ウ 普及啓発リーフレットの作成

幼稚園・保育園の年中児の保護者や関係機関等を対象に、障害のある子供の教育に関するリーフレットを作成・配布した。

<成果>

- ・ 2回開催した協議会において、実践的研究事業実施地区の事業計画の内容について共有するとともに、これまでの実践的研究の実施状況について報告を受けた。実施地区からは、実践的研究を通じて児童・生徒の意識に変容が見られたなどの報告があった。
- ・ 障害のある子供の教育に関するリーフレットの配布を通じて、特別支援教育についての普及啓発を図った。

基本的な方針4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

<課題>

将来、都内各地区に本研究の成果の普及を図っていくことを念頭に置き、成果検証を適切に行っていく必要がある。

<今後の取組の方向性>

区市町村等と連携しながら、引き続き、本研究を実施していく。

<東京都教育ビジョン（第4次）>

基本的な方針	4	夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育
施策展開の方向性	11	社会的な自立を支援する学びのセーフティネットを構築します。
予算額： 6,891,255 千円 決算額： 3,987,420 千円		従事職員数 27 人（指導主事 9 人）

1 給付型奨学金による支援（都立学校教育部）

(1) 給付型奨学金による支援の実施

<取組状況>

家庭の経済状況にかかわらず、生徒が希望する進路に挑戦できるよう、生徒が学校の選択的教育活動に参加するために必要な経費を、現物給付により支援した。

また、新型コロナウイルスの影響により、収入が激減した世帯もあったことから、令和2年度に制度改正し、新たに家計急変世帯を支援対象に加えた。

ア 認定者数

- ・ 5万円対象者 15,343 人
- ・ 3万円対象者 9,809 人

イ 交付決定額

1,061,345 千円

ウ 実績額

303,067 千円

<成果>

これまで経済的負担を理由に参加を見送っていた生徒が、この制度を活用することにより、模擬試験や資格試験、勉強合宿等、希望する教育活動に参加できるようになった。また、TGGの利用料（平成30年度）やコミュニケーションアシスト講座事業（令和元年度）等、順次対象経費を拡大し、教育活動の充実を図っている。

<課題>

認定者は8割（交付決定額／予算額、令和2年度）に達しているにもかかわらず、依然として低い執行率が続いている。

<今後の取組の方向性>

令和2年度の執行状況について、詳細な分析を行い、低執行率の原因を探るとともに、原因に応じた対応策を検討する。認定を受けた生徒が給付限度額まで活用できるよう、制度活用の促進を図っていく。

(2) 多子世帯に対する授業料支援

<取組状況>

所得制限により就学支援金を受けられない世帯の中で、23歳未満の子供を3人以上扶養している世帯に対して、収入にかかわらず、都立学校の授業料等を半額に減額した。

<成果>

多子世帯の教育に係る経済的負担の軽減を図ることができた。

<課題>

広く都民に対する多子世帯支援という観点から、都立学校以外の国公立高校に通っている世帯に対しても支援を検討していく必要がある。

<今後の取組の方向性>

都内の国公立高校にも、多子世帯支援に対する都の制度趣旨を理解してもらい、本制度の導入を促していく。

2 学校と家庭との連携を図る取組の充実（指導部）

(1) 学校と家庭の連携推進事業

<取組状況>

「家庭と子供の支援員」の配置

ア 配置の目的・配置先について

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生活指導上の課題に対応するため、問題を抱える児童・生徒に直接関わるとともに、その保護者からの相談に応じる「家庭と子供の支援員」（民生・児童委員、保護司、青少年委員、退職教員、退職警察官、心理学系大学生等）を小・中学校に配置する。

イ 活動内容等について

「家庭と子供の支援員」と教員が家庭訪問等を行い、児童・生徒やその保護者へのアドバイスや情報提供等を行う。

ウ 「学校と家庭の連携推進会議」の設置

「家庭と子供の支援員」を配置した小・中学校に、学校管理職及び教職員と「家庭と子供の支援員」を構成員とした「学校と家庭の連携推進会議」を設置し、支援が必要な児童・生徒やその保護者についての情報交換及び対応についての協議を行う。

エ スーパーバイザーの配置

対応が困難な事例などに対しては、スーパーバイザー（弁護士、医師、臨床心理士など）が、「家庭と子供の支援員」に対して、定期的に助言を行う。

オ 事業経費運用方法

(ア) 学校指定初年度（委託事業）

国 1/3、都（委託料） 2/3

(イ) 学校指定2年目以降（補助事業）

国 1/3、都（負担金補助及び交付金） 1/3、区市町村 1/3

※ ただし、スーパーバイザーの配置に係る経費については、都が全額補助

カ 実施地区、配置校数、配置人数

(ア) 実施地区

(31 区市町村（13 区 17 市 1 町）

(イ) 実施校

392 校（小学校 249 校、中学校 143 校）

基本的な方針4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

(ウ) 家庭と子供の支援員数

797人

(エ) スーパーバイザー数

131人

キ 家庭と子供の支援員及びスーパーバイザーの派遣日数

延べ 23,327日

ク 事業等

令和3年2月4日の生活指導担当者連絡会において、区市町村教育委員会担当指導主事と「家庭と子供の支援員」による協議を実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から中止とした。

<成果>

平成30年度から令和2年度の推移をみると、「家庭と子供の支援員」の配置を希望する学校が年々増加傾向にあり、区市町村教育委員会や学校がその効果を認識していることがうかがえる。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
小学校	221校	211校	249校
中学校	129校	135校	143校
計	350校	346校	392校

<課題>

家庭と子供の支援員による不登校児童・生徒への支援前後の態様について

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
① 支援を行った不登校の児童・生徒の合計人数	378人	563人	674人
② うち、改善が見られた児童・生徒の合計人数	156人	266人	328人
③ 改善率 (②/①×100)	41.3%	47.2%	48.7%

過去3年間で支援を行った不登校児童・生徒のうち、改善が見られた割合は、5割弱である。

不登校という状況を問題行動として判断してはならないことや、学校復帰のみを目標としないことなど、教育の機会確保法の理解が広がり、対応が変化していることが影響していると考えられる。区市町村教育委員会及び学校における活用方法等について、実態や課題を把握するとともに、不登校施策における今後の活用の在り方について再度検討する必要がある。

また、「学校と家庭の支援員」は、児童・生徒への対応に関して必ずしも専門性を有する者ではないことがあることから、対応力向上を図るための取組を行うことが必要である。そこで、区市町村教育委員会へのスーパーバイザーの配置を推進するとともに、生活指導担当指導主事連絡会において家庭と子供の支援員同士が事例を通して情報を共有することができるようし、学校と家庭の支援員の対応力向上を図る。

<今後の取組の方向性>

学校において、多様な外部人材同士が連携し、児童・生徒に対して、一層効果的な支援を行うことができるようにする体制を構築することが必要である。そこで、スクールカウンセラー、スクールソーシャル

基本的な方針4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

ワーカー、「家庭と子供の支援員」等の外部人材同士が連携して児童・生徒等に支援を行って成果を上げた事例を収集し、各学校に周知するとともに、生活指導担当指導主事連絡会において、学校が多様な外部人材をコーディネートする機能をもつことができるようにするための方策を提言していく。

3 都立学校における生徒の自立に向けた支援の充実（地域教育支援部・指導部・都立学校教育部）

- (1) 都立学校における不登校・中途退学対策（地域教育支援部・指導部・都立学校教育部）
- (2) 都立学校における「自立支援チーム」の取組（地域教育支援部）
- (3) ユースソーシャルワーカー(主任)の配置（地域教育支援部）

<取組状況>

生徒が将来社会的に自立できるようにするため、就労や福祉の専門的知識や技術を有するユースソーシャルワーカー等からなる「自立支援チーム」を設置し、都立学校に派遣している。

「自立支援チーム」は、不登校や中途退学などの課題が特に顕著な都立高校として都教育委員会が指定した学校（継続派遣校）を訪問するとともに、その他の都立学校に対しても要請に応じて訪問し、学校経営支援センターや関係機関と連携して就労や再就学に向けた支援を行っている。

また、継続派遣校以外の学校での支援困難なケースに対応するため、ユースソーシャルワーカー(主任)を中心に生徒支援を実施している。

<成果>

事 項	令和2度末時点 における成果
継続派遣校における「自立支援チーム」の対応人数	2, 6 0 0
要請派遣における「自立支援チーム」の対応人数	5 5 2

<課題>

- ・継続派遣校においては、支援困難なケースが多くあり、派遣しているユースソーシャルワーカーだけでは対応が難しくなっている。
- ・継続派遣校以外の学校での生徒の多様かつ複雑な課題に対応するために、ユースソーシャルワーカーの活用を周知していく必要がある。
- ・外国にルーツのある生徒の入学が増えており、学校生活を円滑に送っていけるよう、様々な対応が必要となっている。

<今後の取組の方向性>

- ・引続き、ユースソーシャルワーカーの派遣を実施するとともに、研修など通じて、一人一人の課題対応力等のスキルアップを図っていく。
- ・継続派遣校以外の学校において、ユースソーシャルワーカーの活用が進むよう、改めて活用方法等の周知を図っていく。
- ・外国にルーツのある生徒への支援について、学校と連携し、生徒一人一人の状況等を把握しながら行っていく。
- ・経済状況悪化による就労系支援の需要が増加することが想定されるため、新たに就労系ユースソーシャルワーカー(主任)を配置し、在学中の進路決定の支援や高卒就職指導体制の強化を目指す学校

へのコンサルテーションなどを行う。

4 区市町村教育委員会における不登校対策に関する取組への支援（指導部）

(1) 教育支援センターの機能強化

<取組状況>

教育支援センターの機能強化に向け、令和元年度まで実施してきたモデル事業の成果を踏まえ、都が提示する複数の区分の中から、希望する区市町村が選択し、申請する方式により、教育支援センターの新規設置や機能強化に向けた対象となる経費の一部を支援する事業を実施した。

選択に当たっては、複数区分の選択を可とし、以下のとおり、教育支援センターの新規設置に係る事業を区分1、既存の教育支援センターの機能強化に係る事業を区分2とした。

- ア 区分1 教育支援センター（分室含む）の新規設置
- イ 区分2の1 教育支援センターへの人材の配置
- ウ 区分2の2 教育支援センターの運営や講座の充実等における民間事業者の活用
- エ 区分2の3 教育支援センターの施設整備及び学習環境の充実

（実施規模）17 地区

<成果>

ア 教育支援センターの設置数の増加

本事業が始まった令和2年度で、教育支援センターが8か所増設された。

（施設）

	令和元年度 （補助事業実施前年度）	令和2年度 （補助事業実施初年度）
教育支援センター設置数	84	92

（「教育相談実態調査結果報告書」（東京都教育相談センター）より）

イ 教育支援センターの指導員の増加

本事業が始まった令和2年度、指導員が88人増員された。

（人）

	令和元年度 （補助事業実施前年度）	令和2年度 （補助事業実施初年度）
教育支援センターの指導員数	464	552

<課題>

ア 相談等を全く受けていない不登校児童・生徒の増加

教育支援センターの機能は強化されてきているが、不登校児童・生徒数の顕著な増加に伴って、学校内外のどこの施設等でも相談・指導を受けていない人数も増加しているため、更なる対策が必要である。

<今後の取組の方向性>

本補助事業の活用促進及び成果の普及・啓発を図る。

基本的な方針4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

(2) 「児童・生徒を支援するためのガイドブック」の活用

<取組状況>

平成30年度に作成し、都内全公立小・中学校、区市町村教育委員会、教育支援センターに配布した「児童・生徒を支援するためのガイドブック」の活用を、区市町村教育委員会の研修担当指導主事等に呼びかけるとともに、都教育委員会指導主事等が研修講師として研修を実施した。また、区市町村教育委員会や各学校で、ガイドブックの内容等について理解を深めることができる研修キットを開発し、配布した。

<成果>

令和2年度までに、「自殺予防連絡会」等の都主催研修や、「生活指導主任研修会」等の区市町村主催研修など、17か所、延べ6,127人に対し、ガイドブックの説明や演習等を実施し、学校における不登校児童・生徒への支援の充実を図った。

<課題>

- ・令和元年10月25日付、「不登校児童生徒への支援の在り方について」（文部科学省通知）や、ICTを活用した不登校児童・生徒支援等、最新の取組を生かし、「児童・生徒を支援するためのガイドブック」の内容を一部見直す必要がある。
- ・区市町村教育委員会が、自主的に不登校施策の中でガイドブックを利活用できるよう、研修キットの改善を図る必要がある。

<今後の取組の方向性>

- ・ガイドブックを活用した研修を行うための研修ミニキット等を作成し、区市町村教育委員会の不登校施策担当に配布する。
- ・ICT等を活用した不登校児童・生徒への支援に関する効果的な事例等を収集・分析し、ガイドブックの改訂に向けた研究を進める。

(3) 不登校特例校の設置支援

<取組状況>

「不登校特例校（分教室型）」の設置を希望する地区が作成する、文部科学省への提出書類に関する助言や、他地区の実践等の情報提供を行った。

<成果>

- ア 令和2年2月17日に、福生市教育委員会が、文部科学省から不登校特例校の認可を受け、福生市立福生第一中学校7組（分教室型不登校特例校）が、令和2年4月1日に開設した。
- イ 令和3年1月22日に、大田区教育委員会が不登校特例校の認可を受け、令和3年度4月に大田区立御園中学校みらい教室の開設を計画的に進めているほか、4地区の教育委員会から不登校特例校の設置に係る相談を受け、助言等を行った。

<課題>

文部科学省への申請手続に当たっては、それぞれの地区の状況に応じた計画等が必要なため、地区の実情に応じた継続的な支援が必要である。

<今後の取組の方向性>

設置を検討している地区の実情に応じ、文部科学省への申請手続に係る助言等の支援や、設置に係る経費を一部補助するなど、継続して設置支援を行っていく。

(4) 東京都教育相談センターにおける不登校・中途退学者への支援

<取組状況と成果>

青少年リスタートプレースを設置し、高等学校を中途退学した方や高等学校での就学経験のない方等、また、進路選択を控えながらも中学校で不登校の状態にある方、小学校で登校渋りや不登校状態の方、そしてその保護者を支援している。

ア 電話相談・来所相談

都立高等学校への進学・転学・編入学、高等学校中途退学後のことについて相談に応じている。

【令和2年度の実績】電話相談 4,071回、来所相談 216回

イ リスタート登録

リスタート登録をした方に、進路に関する様々な情報を案内する「リスタート通信」を定期的に送付している。

【令和2年度の実績】登録者数 65人、発行回数 5回

ウ 進路相談会

進路についての情報や助言を得にくい状況にある方やその保護者に、高校進級・進路・入学相談に関する専門の相談員が、具体的な進路情報の提供と、個別の相談に応じた助言を行っている。

【令和2年度の実績】実施回数 13回、参加者数 39組 63名

エ つどい

リスタート登録をされた保護者を対象に、学校復帰、社会参加に向けて、心理や医療の専門家を交えともに考える場として、つどい講演会とつどいグループミーティングを行っている。

【令和2年度の実績】講演会の実施回数 3回、参加者数 49名

グループミーティングの実施回数 3回、参加者数 11名

オ 就学サポート

都立高等学校に就学を希望の、高等学校を中途退学した方等（現在どちらの学校にも籍がない方）本人に対し、進路に関する面接を計画的、継続的に行い、都立高等学校への就学に向けた支援を行っている。

【令和2年度の実績】就学支援対象者数 3名、就学支援回数 44回（延べ数）

<課題>

東京都における不登校者数の増加傾向にあるため、今後とも取組を強化していく必要がある。

<今後の取組の方向性>

不登校・中途退学者及びその保護者の支援につながるよう、事業の広報活動等の在り方について検討していく。

5 チャレンジスクール・昼夜間定時制高等学校の充実（都立学校教育部）

(1) チャレンジスクール・昼夜間定時制高校の充実

<取組状況>

足立地区・立川地区の各チャレンジスクール新設やチャレンジスクールの規模拡大のため、学校や関係部署と調整し、必要となる施設・設備等の整備を行った。

<成果>

令和4年度の足立地区チャレンジスクールの開校に向けて、必要な人員、予算等の対応を行い、開設準備室を設置したうえで、開校に向けた検討を進めた。

<今後の取組の方向性>

「足立地区チャレンジスクール基本計画検討委員会報告書」及び「立川地区チャレンジスクール基本計画検討委員会報告書」を踏まえ、校名選定を始めとした開校に向けた条例制定等の手続きや、施設整備等具体的な準備を進めていく。

6 通信制高等学校におけるサポート体制の充実（再掲）（都立学校教育部・地域教育支援部）

(1) 高等学校通信制課程におけるICT環境の充実（再掲）（都立学校教育部）

<取組状況>

平成31年2月策定の都立高校改革推進計画 新実施計画（第二次）に基づき、通信制課程の高校において、多様な学習ニーズに対応するため、ICTを活用し、時間や場所の制約を超えて学習や相談ができるようにするとともに、基礎・基本の学習コンテンツ等の活用を促進する。また、学習の進捗状況を生徒や保護者のスマートフォン等から確認できるようにすることで、自学自習を支援し、学習意欲の向上を図るなど、通信制課程における学習環境の改善・充実を図っていきと定めており、令和元年度はシステムの検討・構築を行った。

<成果>

令和2年度に完成した校務支援システム及び学習管理システムの基幹を元に、通信制3校と連携しながら、随時説明会等も行い、システム開発を行った。試行の上、細かい改善等を行い、年度末には、システムの完全移行を行った。

<課題>

令和3年度から実際に使用していくにあたり、生徒や教員の活動に支障をきたすことのないよう、適宜学校をフォローしていく必要がある。また、他の都立学校で使用しているFOGOSシステムと校務支援システムについては、随時適合性をすり合わせる必要がある。

また、学習管理システムについては、追加改修を行いながら、令和4年度のWEB学習コース（仮称）の試行に向けて、モデル校と連携しながら、試行を行っていく必要がある。

<今後の取組の方向性>

校務支援システムについては、実際に使用していくにあたり、生徒や教員の活動に支障をきたすことの

基本的な方針4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

ないよう、適宜学校をフォローしていく。

学習管理システムについては、WEB学習コース（仮称）を始め、通信制各校の生徒の自学自習を促進する活用方法を支援していく。

(2) 学びのセーフティネット事業（NPO等と連携した居場所づくり）（再掲）（地域教育支援部）

<取組状況>

通信制高等学校に在籍する生徒に対するアウトリーチを実施し、学校生活に不安のある生徒に対する支援を行っている。

また、都内3か所で日常生活の中でよりどころとなる居場所（支援場所）を提供するとともに、その場において、生徒同士の交流の機会の提供、進路相談・生活相談の実施、学習支援、就労に向けた支援等をNPO等の外部機関と連携するなど、個々の生徒等に応じたきめ細かい対応を行っている。

なお、通信制以外の都立高等学校において不登校や中途退学などにより、支援を必要としている生徒等にも対応している。

<成果>

- ・中途退学した生徒や学校生活に不安を抱えている生徒に対して、自立支援チームが働き掛けることにより、NPO等の外部機関につなげることができた。
- ・NPO等の外部機関が通信制課程のスクーリング時にアウトリーチを実施したことにより、支援者と生徒との良好な関係を築くことができ、その後の支援を円滑に行うことができた。

事 項	令和2年度末
学びのセーフティネット事業の参加者数	238名

<課題>

- ・通信制高等学校でスクーリングに出席しない生徒をNPO等の外部機関の支援につなげていくことが難しい。
- ・居場所（支援場所）に参加する生徒等が社会的に自立をしていけるようになるまでには時間がかかるため、継続的な支援を実施していく必要がある。
- ・オンライン支援では生徒同士の交流が生まれにくく、集団の場では個々のアプローチをするのが難しい。そのため、生徒等の状況に応じて通所とオンラインのバランスを取る必要がある。

<今後の取組の方向性>

- ・学校生活に不安を抱えている生徒に対し、よりきめ細かな支援ができるよう、自立支援チームと緊密に連携していく。
- ・外国にルーツのある生徒に対する、学校定着への支援に取り組む。
- ・参加者にアンケート等を実施するなどして、成果や課題等について様々な視点から検証し、支援の充実を図っていく。

7 フリースクール等の民間施設・団体等との連携の推進（指導部）

(1) 教育委員会及び学校等とフリースクール等との公民連携協議会の実施

<取組状況>

基本的な方針4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

学校や教育関係機関の関係者とフリースクール等の関係者が、不登校児童・生徒の社会的自立に向け、情報共有や課題解決に向けた協議等を行い、連携した支援を行えるようにするため、東京都学校・フリースクール等協議会を設置した。協議会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、以下のとおり実施した。

ア 第1回東京都学校・フリースクール等協議会（日程を延期し、参加者を低減して実施）

- ・日時 令和2年8月4日（火）午後2時から午後4時30分まで
- ・内容 令和元年度調査で、フリースクール等と協議を行う場を設定していると回答した地区の担当指導主事と各地区から推薦のあったフリースクール等の関係者による協議を実施

イ 第2回東京都学校・フリースクール等協議会（参加者数を会場定員の半数に低減して実施）

- ・日時 令和2年10月26日午後2時から午後4時30分まで
- ・内容 不登校経験者や不登校経験者の保護者等、不登校児童・生徒の支援に当たっているフリースクール等関係者等による講演やパネルディスカッション等を実施

ウ 第3回東京都学校・フリースクール等協議会（動画配信により実施）

- ・動画配信日時 令和3年2月16日から3月9日まで
- ・内容 都における不登校の現状や課題等の説明、区教育委員会及びフリースクール等の関係者による連携事例の報告等を実施

<成果>

- ・フリースクール等51施設・団体が、本会の基本理念に賛同し、会への参加票を提出した。

<課題>

- ・不登校児童・生徒の社会的自立に向けた支援を実現するために、学校等とフリースクール等の一層の連携に向け、継続した協議が必要である。
- ・教職員や不登校児童・生徒及びその保護者に対して、フリースクール等による適切な支援について理解が進んでいない。

<今後の取組の方向性>

- ・不登校の児童・生徒への公民が連携した支援の在り方等について協議を実施する。
- ・各地区の実態に応じた効果的な連携や、協議の方法についても検討し、協議会の運営等についても改善を図る。

(2) 連携に必要な留意点等を記載した資料作成

<取組状況>

不登校の児童・生徒への支援の在り方や、相談機関の情報、フリースクール等による支援の内容等について、教職員や保護者が正しく理解することができるよう、令和3年1月に、冊子「未来を創るかけがえのない子供たちの自立に向けて～不登校の子供たちへの支援のポイント～」を作成し、都内国公立小・中学校や教育支援センター、フリースクール等に配布するとともに、公立小・中学校を通じて、不登校の児童・生徒の保護者等に配布した。

<成果>

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」や、「不登校児童生徒

基本的な方針4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

への支援の在り方」(令和元年10月25日 文部科学省)通知の趣旨等について、教職員や不登校の児童・生徒の保護者への周知を推進した。

<課題>

- ・教職員や不登校児童・生徒及びその保護者に対して、教育の機会確保法等を確実に周知する。
- ・不登校児童・生徒の社会的自立に向けた支援を実現するために、学校と民間施設・団体が、一層の連携を図る。
- ・不登校児童・生徒の保護者に対して、相談先に関する情報提供などを充実させる。

<今後の取組の方向性>

- ・冊子の活用や内容の周知を図るため、都主催研修等を活用し、教職員やスクールカウンセラー等に対し、説明や演習の場を設定する。

8 外部人材を活用した授業以外の場における学習支援の充実(再掲)(地域教育支援部・指導部)

(1) 地域未来塾の推進(再掲)(地域教育支援部)

<取組状況>

区市町村が主体となって、放課後等に地域住民等の協力を得て、学習支援が必要な中学生等を対象に学習習慣の確立や基礎学力の定着を図ることを目的とした学習支援の機会である「地域未来塾」を実施した。

- ・実施区市町村 30 区市町村(平成28年度事業開始)
(対象校数(実績) 小学校394校、中学校258校、両方対象:22区市町)

実施地区数等の推移

年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
地区数(区市町村数)	15地区	21地区	29地区	31地区	30地区
対象校数	230校	428校	640校	659校	652校

- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響

多くの地域未来塾は、放課後等に学校を会場としているため、学校休業中は実施することができなかった。学校再開後は、感染予防対策を講じた上で実施又は未実施など、地域や学校により対応が異なった。

- ・取組内容

大学生や教員OB等による、個別指導やグループ学習等の形式による学習支援を実施

会場は、自治体ごとに様々で、学校の教室を利用するものや公民館・教育センター等学校外の施設を利用している例もある。

<成果>

実施した教育委員会や学校からは、「地域未来塾に参加することで学習する習慣がついた」「宿題を確実に終了させるとともに疑問点もその場で聞くことができる」などの学習習慣が確立したことや、「学校の授業についていけるようになった」「授業で学習した内容を復習し、理解することができるようになっていく」といった基礎学力の定着などの成果が報告されている。

基本的な方針4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

また、参加している児童・生徒からは、「苦手意識のあった教科も、地域未来塾を通して好きになった」「学校で聞けなかったことを聞ける」など、意欲に関するアンケート回答も寄せられている。

<課題>

未実施地区への「地域未来塾」活用促進や実施地区における対象校数の拡大促進が課題である。また、各地域未来塾の運営に関しては、感染症予防対策の好事例の共有やオンラインの活用などがある。

<今後の取組の方向性>

区市町村に対して、コロナ禍における取組をまとめた事例集をはじめ、参考となる情報を提供するなど、地域や学校の実態を踏まえた学習支援の取組が一層拡充するよう働き掛けを行う。

(2) スタディ・アシスト事業の実施（再掲）（地域教育支援部）

<取組状況>

モデル地区を指定して中学生を対象とする進学を目的とした放課後等の学習支援を実施した。

- ・ 4地区 計 27 中学校、中学 3 年生 243 名が参加
- ・ 数学、英語を中心に、民間教育事業者（講師）により 10 名程度の少人数で習熟度別に指導
- ・ 放課後、土曜日又は長期休業日中に 2 時間程度
- ・ 7 月又は 8 月から 2 月にかけて 25 回程度

<成果>

	A 地区	B 地区	C 地区	D 地区
参加生徒の満足度（「満足」、「役立った」、「期待通り」等の計）	98%	100%	100%	97.3%
【平均点の比較】 業者による事前テスト（初回） と事後テスト（最終回）の結果	英語 +29.2	英語 +4.7	英語 +10.2	英語 +22.3
	数学 +12	数学 +1.2	数学 +16.3	数学 +2

平成 30 年度、令和元年度の 2 年間のモデル実施（2 地区）を経て、令和 2 年度からは地域未来塾の一環として、実施地区を拡大し、4 地区で実施した。コロナ禍における休校の影響で、進学支援として有効な夏季休業前に事業周知が十分に行うことができなかつたため、実施地区が拡大したものの、昨年度とほぼ同じ受講者数となった。

生徒対象のアンケートには、「無料でここまでやってもらえるのはありがたかった」「塾は勉強しなければ置いて行かれるところだと思っていたが、わからない所でも教えてくれたので、塾に対するイメージが変わり勉強するようになった。」等、通塾経験のない生徒から肯定的な声が寄せられた。

<課題>

実施条件は、日時（土曜日又は放課後）、日程（ほぼ定期的又は不定期）などモデル地区によって設定が異なっている。各実施地区における実績の共有化を図りつつ、モデル地区の地域性をより踏まえた効果

基本的な方針4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

的な条件設定が必要である。

<今後の取組の方向性>

- ・平成30年度、令和元・2年度の事業成果や課題を踏まえ、今後の公立中学校の進学を目的とした学習支援事業の在り方について検討しつつ、令和3年度もモデル地区を拡充し、引き続き事業実施を行う。
- ・具体的には、モデル地区を4地区から当初計画の6地区程度とし、これまでのモデル地区における成果や課題を踏まえた各地区における実施計画の策定を促すことで、実施地区の課題や状況に応じた効果的な事業運営を図る。
- ・他の区市町村教育委員会に対して情報提供を行うなど、事業成果に関する周知を行う。

(3) 校内寺子屋の推進（再掲）（指導部）

<取組状況>

義務教育段階の基礎学力の定着状況が十分ではない生徒に対して放課後等に外部人材を活用した学習支援を行う学力向上研究校（校内寺子屋）を30校、2年間（令和2・3年度）指定した。

- ・国語、数学、英語において高校1年生20名程度の生徒を対象
- ・各教科週2回程度、放課後に2時間程度
- ・元教員や非常勤講師、大学生などの外部人材を活用し個別学習を実施

<成果>

令和元年度の対象となる生徒の意欲向上に関するアンケート結果の分析から、「学習意欲が上がった」、「分からない問題が分かるようになった」、「基礎学力が向上した」という設問に対し、81%（前年度比+22%）の生徒が「当てはまる」又は「ほぼ当てはまる」と回答しており、生徒の学びに対する意欲の向上につながったと考えられる。

<課題>

地域によっては外部講師の確保が難しい学校があり、近隣の中学校や学習塾などとの連携が必要である。

<今後の取組の方向性>

令和2年度のアンケート結果を分析し、新規（10校）と継続（20校）の課題をそれぞれ把握することで、基礎学力の向上や中途退学の防止により一層取り組む。

(4) 「進学アシスト校」事業の実施（再掲）（指導部）

<取組状況>

進路多様校等において、大学進学を目指す生徒の資質・能力を伸ばし、進学実績の向上を図るため、予備校講師等の外部人材を活用して大学受験講座等の学習支援を行う「進学アシスト校」を設置する。

- ・対象校：都立松原高等学校、都立福生高等学校（2校）
- ・実施回数：1年生4回（1月～3月）、2年生20回（5月～3月）、3年生16回（5月～12月）
各教科1講座60分

基本的な方針4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

<成果>

- ・進学実績の向上（GMARCH、日東駒専）
- ・成績の向上、学習習慣の改善

<課題>

- ・講座日以外の時間の使い方や参加生徒一人一人の学習計画に対する学習サポートの充実
- ・生徒の出席率の低下
- ・講座内容の充実と教員の参加の推進

<今後の取組の方向性>

- ・指定の最終年度にあたり、これまでの成果と課題を踏まえ、委託業者と連携を密にし、事業計画に基づき進行管理を行いつつ、事業実施の効果検証を行い、事業の終了・継続について検討する。

9 病院内教育におけるICT機器の活用（都立学校教育部）

(1) 病弱教育支援員による学習支援の更なる充実

<取組状況>

平成29年度より、東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画に基づき、病弱教育支援員を病院へ派遣するとともに、必要なICT機器を配備し、入院中の児童・生徒の学習機会の確保を図っている。

<成果>

病弱教育支援員の派遣とタブレット端末の活用により、入院中の児童・生徒の学習機会を週3日・1回2時間から週5日・1回2時間に充実した。

なお、病弱教育支援員全員を対象として夏期に実施している研修については、新型コロナウイルス感染防止の観点から中止した。

<課題>

病弱教育支援員は年度ごとに任用される会計年度任用職員であり、入れ替わりが激しいことから、継続的な研修実施による専門性の維持と向上が必要である。

<今後の取組の方向性>

入院中の児童・生徒に対して、週5日・1回2時間の指導・学習支援を継続する。病弱教育支援員全員を対象とした研修を継続して実施し、専門性の維持と向上を図る。

10 在宅訪問教育における分身ロボットの活用（都立学校教育部）

(1) 在宅訪問教育における分身ロボットを活用した遠隔教育の試行実施（再掲）

<取組状況>

肢体不自由特別支援学校2校において、準ずる教育課程を履修する児童・生徒等を対象として、自宅にいながら、分身ロボットを通じて教室での授業や学校行事等に参加できる環境を整備し、活用場面や

基本的な方針4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

端末の操作性等について検証し、分身ロボットの活用による遠隔教育の実用化に向けた検討を行うためにモデル事業を実施

<成果>

分身ロボットの活用は、通常の在宅訪問教育では実施が困難な、音楽の授業や外国語活動等に児童・生徒が参加することができるなど、在宅訪問教育において効果があることが確認できた。

<課題>

在宅訪問教育における分身ロボットの活用については、児童・生徒の障害の程度や状態により在籍する学校の児童・生徒と学習の進捗が異なる場合には、教科指導に工夫が必要となるなどの問題点があることも明らかとなった。

<今後の取組の方向性>

新型コロナウイルス感染症への対応から1人1台端末が前倒しで配備されたことにより、在宅訪問教育を受ける児童・生徒に対して、在籍する学校の児童・生徒との学び合いや交流の機会を確保することが可能となった。

今後は、本モデル事業の成果を踏まえ、児童・生徒の障害の程度や状態に応じて、学校に配備された端末や病院内分教室に配備する分身ロボット等のデジタル機器を活用し、在宅訪問教育の充実を図っていく。

11 高等学校における外国人生徒等に対する教育環境の整備（都立学校教育部・指導部）

(1) 都立高校における在京外国人生徒等に係る募集規模の検討（都立学校教育部）

<取組状況>

中学校における日本語指導が必要な在京外国人生徒等の人数の推移や、居住する地域のバランス、在京外国人生徒対象枠の募集校における入学者選抜の応募状況等を踏まえ、令和3年度入学者選抜においては、既設の募集枠設置校1校において募集人員を増やした。

<成果>

- ・「在京外国人生徒対象」枠の設置状況及び募集人員の推移

平成28年4月入学（平成27年度実施入学者選抜） 国際高校・飛鳥高校・田柄高校・竹台高校・南葛飾高校の5校（募集人員95人）

平成29年4月入学（平成28年度実施入学者選抜） 国際高校・飛鳥高校・田柄高校・竹台高校・南葛飾高校・府中西高校の6校（募集人員110人）

平成30年4月入学（平成29年度実施入学者選抜） 国際高校・飛鳥高校・田柄高校・竹台高校・南葛飾高校・府中西高校・六郷工科高校の7校（募集人員120人）

平成31年4月入学（平成30年度実施入学者選抜） 国際高校・飛鳥高校・田柄高校・竹台高校・南葛飾高校・府中西高校・六郷工科高校の7校（募集人員130人）

令和2年4月入学（令和元年度実施入学者選抜） 国際高校・飛鳥高校・田柄高校・竹台高校・南葛飾高校・府中西高校・六郷工科高校・杉並総合高校の8校（募集人員150人）

令和3年4月入学（令和2年度実施入学者選抜） 国際高校・飛鳥高校・田柄高校・竹台高校・南葛飾高校・府中西高校・六郷工科高校・杉並総合高校の8校（募集人員155人）

基本的な方針4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

- ・「在京外国人生徒対象」枠の応募倍率

平成28年4月入学（平成27年度入学者選抜）	2.07倍
平成29年4月入学（平成28年度入学者選抜）	1.96倍
平成30年4月入学（平成29年度入学者選抜）	2.06倍
平成31年4月入学（平成30年度入学者選抜）	1.75倍
令和2年4月入学（令和元年度実施入学者選抜）	1.45倍
令和3年4月入学（令和2年度実施入学者選抜）	1.36倍

<課題>

- ・在京外国人生徒対象枠の募集人員を増やし、入学者選抜の応募倍率は低下したものの、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否の状況等を踏まえ、引き続き、適切な募集規模を検討する必要がある。

<今後の取組の方向性>

中学校における日本語指導が必要な在京外国人生徒等の人数の推移や、居住する地域のバランス、在京外国人生徒対象枠の募集校における入学者選抜の応募状況等を踏まえ、適切な募集規模を検討する。

(2) 在京外国人生徒等の日本語習得に向けた支援（指導部・都立学校教育部）

<取組状況>

日本語指導外部人材活用事業により、日本語指導の必要な生徒に対する支援のための予算措置を行っている。

在京外国人の人数が増加傾向にあることから、令和2年度においては、近年の増加数を考慮して予算の増額を行った。

- ・NPO法人等によるコーディネーター派遣事業の試行実施

NPO法人等によるコーディネーター派遣事業として、NPO法人と連携し「多文化共生スクールコーディネーター」を募集枠設置校4校に派遣し、入学した在京外国人生徒及び募集枠設置校に対する支援を行った。

<成果>

日本語指導外部人材活用事業の活用状況の推移

年度	決算額	申請人数
H26年度	9,875,000円	55人
H27年度	10,517,000円	80人
H28年度	14,273,000円	140人
H29年度	22,035,000円	151人
H30年度	30,469,000円	181人
R1年度	26,587,000円	174人
R2年度	34,338,000円	230人

基本的な方針4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

- ・NPO 法人等によるコーディネーター派遣事業試行実施校
杉並総合高校・南葛飾高校・府中西高校・六郷工科高校

<課題>

- ・日本語指導のスキルや経験のある教員がほとんどいないため、日本語指導以外の学習指導や生活指導・進路指導等に困難を感じている学校がある。
- ・生徒の母語によっては、外部人材の確保が困難である。
- ・令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、授業時間及び外部人材の確保がこれまで以上に難しい状況にあった。
- ・NPO 法人等によるコーディネーター派遣事業の試行実施
在京外国人生徒が、入学後に日本語習得に時間がかかる場合も多く、その結果、各学校における学習指導等も難しくなっている。また、言語・文化等の違いによる外国人生徒特有の課題等に対し、教員のみでは対応が困難になっている。

<今後の取組の方向性>

- ・在京外国人の増加を踏まえ、日本語指導外部人材活用事業の一層の活用を検討する。
- ・教員の日本語指導に対する理解を深めるとともに、日本語指導が必要な生徒に対する指導（教科学習に関する指導や生活指導・進路指導等）に関する資質・能力の向上に資するため、教員向けハンドブックの開発を行う。
- ・NPO 法人等によるコーディネーター派遣事業の試行実施
外国人生徒特有の課題等に適切に対応していくために、募集枠設置校と多文化共生スクールコーディネーターが連携し、支援体制の充実に取り組む。

<東京都教育ビジョン（第4次）>

基本的な方針	5	豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育
施策展開の方向性	12	人権尊重の理念を定着させ、あらゆる偏見や差別をなくす教育を充実します。
予算額：45,147千円		決算額：33,993千円
従事職員数9.5人（指導主事6人）		

1 人権教育の推進（総務部・指導部・地域教育支援部）

(1) 人権教育に関する研修・啓発・研究の推進（総務部・指導部・地域教育支援部）

ア 指導資料「人権教育プログラム（学校教育編）」作成

<取組状況>

学校における人権教育の実践的な手引である「人権教育プログラム（学校教育編）」を作成し、公立学校の全教職員及び教育機関に配布した。

- ・年1回配布：64,500部、配布先：公立学校全教職員 等

年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
実績	63,500部	64,500部	64,500部	64,500部	64,500部	64,500部

<成果>

人権教育プログラムの作成・配布を通して、都教育委員会の人権教育についての考え方や学校における人権教育の進め方について啓発を図ることができた。また、全ての人権尊重教育推進校において、人権教育プログラムを活用した研修等を実施することができた。

<課題>

人権教育プログラムの内容の一層の充実を図るとともに、学校における教職員の更なる活用を促していくことが課題である。

<今後の取組の方向性>

- ・人権に関する情報の収集に努め、資料の内容を充実させる。
- ・具体的な活用場面を想定し、区市町村教育委員会や各学校に活用を働き掛けていく。
- ・紙面の一部電子化に向けての情報収集及び構成等を検討していく。

イ 人権教育研究協議会

<取組状況>

都内全ての公立幼稚園・学校の園長・校長、副園長・副校長、主幹教諭・主任教諭・教諭等、指導主事など、職層に応じて人権教育研究協議会を開催した。

- ・年間開催数：8回、参加者数：2,228人（令和2年度は、園長・校長対象のみ実施）

年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
実績	7,262人	7,267人	7,298人	7,288人	7,288人	2,228人

- ・令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、来場での出席者を3分の1程度の人数と

基本的な方針5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育

し、来場できなかった参加対象者は動画を活用して実施した。

<成果>

人権教育の内容や方法について、研究・協議を行い、人権課題への正しい理解と認識を深めることができた。令和2年度は園長・校長対象のみ実施し、95%以上の参加を得ることができた。

<課題>

- ・学校等のニーズを捉えた内容の充実を図ることが課題である。
- ・学校における人権課題に関する取組の充実が課題である。

<今後の取組の方向性>

人権課題に関わる国や東京都の動向に関する最新情報を収集し、学校等の実態を踏まえた内容とし、講師の講演や主任指導主事等の講義内容を充実させることにより、学校の取組を充実させる。

ウ 人権教育指導推進委員会

<取組状況>

区市教育委員会等の指導主事を対象に、様々な人権課題に関する理解を深めるための研究・協議を行う「人権教育指導推進委員会」を実施した。

- ・年間開催数：3回（令和2年度は、中止1回、集合型の研修を2回、動画を活用した研修を1回実施）

年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
実績	5回	5回	4回	4回	4回	3回

<成果>

各人権課題に関する講義や協議等を通して、指導主事等が、様々な人権課題に関する理解を深めることができた。

<課題>

指導主事等が、各区市等において、人権課題等について学校等への指導・助言を適切に行うことができるようにすることが課題である。

<今後の取組の方向性>

委員会の内容を工夫することにより、学校への具体的な指導・助言に生かせるようにする。

エ 人権尊重教育推進校の設置

<取組状況>

(ア) 小学校33校、中学校12校、義務教育学校1校、小学校・中学校1校及び都立学校4校を人権尊重教育推進校に指定し、東京都の実態に即して、学校や地域における人権教育の推進上の諸課題に系統的、組織的に取り組んだ。

(イ) 人権尊重教育推進校の研究・実践を地域の学校に広めるために、ブロック別連絡会を開催して成果の報告や情報交換を行った。

- ・ブロック別連絡会の年間開催数：22回、参加者数：507人

基本的な方針5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育

年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 1 年度	R 2 年度
実績	28 回 4,853 人	29 回 5,365 人	29 回 4,709 人	26 回 4,718 人	23 回 4,495 人	22 回 507 人

・令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、集合型5回、紙面開催12回、動画配信5回にて実施した。(令和2年度の実績は集合型での参加人数)

<成果>

人権尊重教育推進校では、同和問題をはじめ様々な人権課題を取り上げた実践を行い、人権課題に関わる差別意識の解消を図るための教育を推進することができた。また、全ての人権尊重教育推進校で、「人権教育を通じて育てたい資質・能力」を設定し、授業研究を行った。ブロック別連絡会では、各校の取組をそれぞれの地域に広げることができた。

<課題>

各人権尊重教育推進校における人権課題への取組をより一層充実させ、他の学校へ普及・啓発を図ることが課題である。

<今後の取組の方向性>

各人権尊重教育推進校の担当指導主事が、年度当初に学校の実態を的確に把握し、それぞれの学校の課題を踏まえた指導・助言及び資料提供を行っていく。

オ 人権教育資料センターの運営

<取組状況>

東京都教職員研修センター内に設置している人権教育資料センターに、人権に関する各種資料、教材等を適切に収集・整備した。また、人権教育に関する基礎的研究を実施し、人権教育推進の支援を行った。

・令和2年度に収集・整備したビデオ教材等及び書籍数：ビデオ教材等30本、書籍107冊

年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 1 年度	R 2 年度
実績	48 本 93 冊	33 本 109 冊	32 本 132 冊	28 本 133 冊	30 本 125 冊	30 本 107 冊

<成果>

東京都人権施策推進指針に示された人権課題に関わるビデオ教材等及び書籍を収集し、東京都教職員研修センターウェブページや様々な研修会などで貸出利用の広報を行った。また、新型コロナウイルス感染症に関連する偏見や差別意識をもつことは許されないことを理解させるとともに、医療従事者等への感謝の念を育むため、指導資料を開発した。

<課題>

東京都人権施策推進指針に示された人権課題や、学校のニーズに沿ったビデオ教材等や書籍等の資料の収集・整備を更に行っていくことが課題である。

＜今後の取組の方向性＞

東京都教職員研修センターウェブサイトや様々な研修会で人権教育資料センターの広報を行い、都内公立学校でのビデオ教材等の貸出利用を推進していく。

カ 人権啓発学習資料「みんなの幸せをもとめて」の作成

＜取組状況＞

社会教育における啓発学習資料である「みんなの幸せをもとめて」を作成し、社会教育関係団体指導者及び社会教育関係職員等に配布した。

- ・年1回発行 105,000 部
- ・配布先 社会教育関係機関、都内国公立小・中・高等学校（PTA）等

年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
実績	105,000 部	105,000 部	105,000 部	105,000 部	105,000 部

＜成果＞

都教育委員会が実施する「教育庁等職員・学校事務職員等課題研修」、「人権学習指導者研修」、区市町村教育委員会・PTA等の研修・講座・学習会等の補助資料として活用された。

＜課題＞

人権啓発学習資料の一層の活用促進が課題である。

＜今後の取組の方向性＞

人権啓発学習資料の活用を促進していくために、研修等を通じて、その活用を働き掛けていく。

キ 人権学習教材ビデオの制作（隔年制作）

＜取組状況＞

人権学習教材ビデオ検討委員会を開催し、ビデオ制作の基本方針やその内容の方向性等について検討し、その成果を人権学習教材ビデオの制作（隔年制作）に向け、反映させた。

- ・年間開催数：検討委員会 3回 委員7名

年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
実績	3回 (企画)	5回 1,650 本	3回 (企画)	3回 1,650 本	3回 (企画)

＜成果＞

令和3年度人権学習教材ビデオの制作に向け、ビデオ制作の基本方針等について効果的に検討ができ、反映することができた。

＜課題＞

都の施策動向等を踏まえた人権学習教材ビデオの内容を一層充実させ、活用促進を図ることが課題である。

＜今後の取組の方向性＞

人権課題に関わる国や都の施策動向を踏まえ、人権学習教材ビデオの内容を一層充実し、その活用を促進していく。

ク 人権学習指導者研修

＜取組状況＞

社会教育関係指導者等を対象に、様々な人権課題に対する正しい理解と認識を深めるための研修を実施した。全18回実施する予定であったが、11回は新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかったため、7回実施した。

- ・年間開催数：一般研修5回、専門研修2回、合計7回
- ・参加者数

年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
実績	724名	509名	566名	654名	295名

＜成果＞

事業の実施に際しては、新型コロナウイルス対策として、参加者を会場定員の半数以下に設定し、間隔を確保するなど感染防止に向けた工夫を行うとともに、一部の研修はオンラインによる受講方式を取り入れて実施した。特にオンラインでは、受講定員の制限を受けることなく研修を行うことができた。人権学習に関わる内容について、様々な人権課題に対する正しい理解と認識を深めることができた。

＜課題＞

人権課題に関わる国や都の施策動向等を踏まえた研修内容・方法等の一層の充実が課題である。

また、オンラインによる開催は、受信環境が整っていない職場に対する研修機会の確保が課題である。

＜今後の取組の方向性＞

人権課題に関わる国や都の施策動向等を踏まえ、時宜に合った内容及び新しい人権課題等を取り入れるなど、区市町村教育委員会等の実態を踏まえながら研修内容・方法等を充実させていく。

従来の集合型研修に加えて、必要に応じてオンライン研修も取り入れることにより、効果的な研修形態を検討していく。

ケ 人権学習の促進事業

＜取組状況＞

区市町村の人権学習の促進を図るため、区市町村における人権教育事業のモデルプログラムを検討し、その成果を報告書として作成し、区市町村教育委員会等へ配布した。

- ・調査研究委員会（9回実施）
- ・報告書（「令和元年度人権教育推進のための調査研究事業報告書」）の作成：500部
- ・配布先：区市町村教育委員会、社会教育関係機関等

年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
実績	500部	500部	500部	500部	500部

基本的な方針5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育

<成果>

次年度に実施予定の自治体におけるモデル事業について、プログラムの検討を行うとともに、検討内容を報告書にとりまとめた。また、調査研究委員会の一部をリモート会議で効果的に行った。

<課題>

次年度のモデル事業実施にむけて、新型コロナウイルス感染症対策を想定した具体的検討及び実施後の評価方法が課題である。

<今後の取組の方向性>

モデル事業の成果を踏まえた「人権教育推進のための調査研究事業報告書」の活用を促進していくために、研修等を通じて、その活用を働き掛けていく。

<東京都教育ビジョン（第4次）>

基本的な方針	5	豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育
施策展開の方向性	13	生命を大切に作る心や他人を思いやる心、規範意識等を育む教育を充実します。
予算額：59,668千円		決算額：37,601千円
従事職員数11人（指導主事10人）		

1 小学校・中学校における「考え議論する道徳」の推進（指導部）

<取組状況>

(1) 「特別の教科 道徳」の指導の充実に向けた取組の推進

ア 東京都道徳教育モデル校事業

- ・ 都内公立中学校3校をモデル校に指定
- ・ 教育活動全体を通じて取り組む道徳教育の効果的なカリキュラムの開発・普及
- ・ 中学校3校がそれぞれ研究発表会を実施
- ・ モデルとなるカリキュラムの事例等を掲載した教員向けリーフレットの作成・配布（令和3年3月）

イ 「特別の教科 道徳」授業力向上セミナーの実施

- ・ 小学校版東京都道徳教育教材集「心あかるく」、「心しなやかに」、「心たくましく」、「心みつめて」を活用した、「考える道徳」、「議論する道徳」の授業実践を公開（小学校3回・中学校3回実施）

(2) 東京の子供たちの豊かな心を育成するための道徳教育の充実

ア 「東京都道徳教育教材集」の印刷及び配布

- ・ 小学校1・2年生版「心あかるく」、小学校3・4年生版「心しなやかに」、小学校5・6年生版「心たくましく」、中学校版「心みつめて」を都内全ての公立小・中学校等の全児童・生徒に配布
- ・ 小学校版「心あかるく」、「心しなやかに」、「心たくましく」について、「特別の教科 道徳」での活用に資するよう発問例を付す等の改訂

イ 「東京都道徳教育教材集」の保護者向けリーフレットの印刷及び配布

- ・ 小学校版及び中学校版を、都内全ての公立小・中学校等の新1年制の保護者に配布
- ・ 家庭における道徳教育の充実を図るため、家庭での教材集の活用事例を掲載するなど、リーフレットの内容を改訂

(3) 「道徳授業地区公開講座」の充実

- ・ 学校・家庭・地域社会が連携して子供たちの豊かな心を育むとともに、小・中学校等における道徳教育の充実のために、平成14年度から都教育委員会と区市町村教育委員会との連携により、都内全ての公立小・中学校等で、「道徳授業地区公開講座」を実施している。

<成果>

(1) 「特別の教科 道徳」の指導の充実に向けた取組の推進

ア 東京都道徳教育モデル校事業

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、各学校による研究発表会を中止した。
- ・中止とした研究発表会の代替措置として、都内公立小・中学校等の教員を対象に、東京都道徳教育モデル校の研究発表の内容を、動画配信した。
- ・東京都道徳教育モデル校の研究の成果や、学校の教育活動全体を通じて取り組む道徳教育のキャリアラムの事例等を紹介するリーフレットを作成し、都内全公立小・中学校等の全ての教員に配布した。

(2) 東京の子供たちの豊かな心を育成するための道徳教育の充実

ア 「東京都道徳教育教材集」の印刷及び配布

- ・小学校1・2年生版「心あかるく」 119,500部
- ・小学校3・4年生版「心しなやかに」 119,500部
- ・小学校5・6年生版「心たくましく」 119,100部
- ・中学校版「心みつめて」 92,300部
- ・東京都の子供たちに規範意識や思いやりの心など豊かな心を育成するために、「東京都道徳教育教材集」の活用を推進し、各学校における教育活動全体を通じた道徳教育の充実を図った。

イ 「東京都道徳教育教材集」の保護者向けリーフレットの印刷及び配布

- ・小学校版 119,500部
- ・中学校版 92,300部
- ・「東京都道徳教育教材集」の家庭での活用を推進し、保護者を啓発するとともに、各家庭における道徳性を育む取組の充実を図った。

(3) 「道徳授業地区公開講座」の充実

年度	実施校数・公開授業参観者数
平成30年度	1,922校（小・中学校、義務教育学校、中等教育学校全校及び特別支援学校） 493,711名
令和元年度	1,919校（小・中学校、義務教育学校、中等教育学校全校及び特別支援学校） 490,332名
令和2年度	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、一部の学校を除いて中止

- ・平成30年3月に作成・配布した保護者向けビデオ資料「道徳授業地区公開講座 意見交換会導入ビデオ資料 子供たちの豊かな心を育むために大人たちにできることを考える」(DVD)の活用を推進し、意見交換会の充実を図った。

<課題>

- ・1単位時間の授業の改善・充実に向けた取組をより一層充実させるとともに、各教科や特別活動において計画的に道徳教育に取り組んだり、道徳の内容項目同士を関連付けて効果的に指導したりするなど、学校の教育活動全体を通じて取り組む道徳教育の推進・充実を支援していくことが課題である。
- ・「特別の教科 道徳」の評価の考え方や在り方について、教員の理解をより一層深めるとともに、子

基本的な方針5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育

供たち一人一人のよさを認め励ます評価が適正に実施されるよう支援していくことが課題である。

- ・「道徳授業地区公開講座」の意見交換会への参加者を増やすとともに、内容の一層の充実を図り、学校・家庭・地域が一体となって取り組む道徳教育の更なる推進を支援することが課題である。

<今後の取組の方向性>

- ・研究発表会やリーフレットの作成・配布等を通じて、東京都道徳教育モデル校の研究の成果や効果的な実践事例を全都に発信する。
- ・「特別の教科 道徳」授業力向上セミナーを継続して実施する。
- ・「道徳授業地区公開講座」保護者向けビデオ資料（DVD）の活用の推進を継続し、意見交換会の充実を支援する。

2 高等学校における東京都独自の教科「人間と社会」の実施（再掲）（指導部）

(1) 都独自教科「人間と社会」の実施（再掲）

<取組状況>

平成27年度まで都立高等学校等で実施していた教科「奉仕」の成果を踏まえて、平成28年度に設置した人間としての在り方生き方に関する新教科「人間と社会」を全都立高等学校及び全都立中等教育学校で実施した。

道徳性を養い、判断基準（価値観）を高めることで、社会的現実にはらして、よりよい生き方を主体的に選択し行動する力の育成を図るために、以下の取組を実施した。

- ア 各校の推進者の育成を図るため研修会を実施（平成30年度1回、令和元年度1回、令和2年度1回）
- イ 全都立学校全課程を対象に実施状況調査を実施（年度末）
- ウ 学習前後の生徒の変容を測るためのアンケート調査の実施（1学期及び2学期）

<成果>

実施状況調査により、各校の推進組織、学習内容、体験学習の内容、連携している外部機関について把握することができた。

社会の変化に対応するため、「人間と社会」においても、変化の激しい社会に対応できる資質・能力の育成のために探究的な学びを取り入れ、従来の内容に探究的なプロセスを導入した教科書への改訂を行った。改訂版教科書では、これまでの価値の理解を深める学習や選択・行動に関する資質・能力を育成する学習に加え、課題（リサーチ・クエスチョン）の設定ができるような構成にした。

また、新型コロナウイルス感染症対策に伴い、各学校が実施してきた体験活動をこれまでどおり実施することが難しい状況が続いたが、「東京都立高等学校教育課程編成基準・資料」（令和元年11月）に示した体験活動の内容を踏まえ、「新しい日常」における体験活動について、実践事例を紹介しながらまとめた事例集を全校に送付した。

<課題>

令和2年度は新型コロナウイルス感染症などにより、多くの学校において当初予定していたとおりに事業を実施できなかったため、新型コロナウイルスの感染症対策を踏まえた体験活動の情報を収集して

基本的な方針5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育

紹介したり、令和3年度から使用する「人間と社会」改訂版教科書の活用方法を研修会の機会等を活用して周知したりするなどして、各学校における「人間と社会」の組織的な授業改善を図る必要がある。

<今後の取組の方向性>

各学校における「人間と社会」の演習や体験活動の実施状況を把握し、その成果と課題を踏まえて、推進者研修を実施し、各校の取組の充実を図る。

3 特別支援学校における社会貢献活動の推進（指導部特別支援教育指導課）

<取組状況>

(1) 社会貢献活動の実施

平成28年度から平成30年度までに実施したモデル事業で実施した活動を踏まえて、令和元年度以降は全校において社会貢献活動を行うこととした。令和2年度については新型コロナウイルス感染症の影響により直接的な交流活動は実施できなかったが、手紙によるやりとりや、授業等で育てた花を届けるなど、状況に応じた交流を実施した。

(2) 地域の学校の児童・生徒と協働した教育活動の充実

実施してきた高齢者施設等での活動を踏まえ、障害者スポーツなどを通して、各学校の地域等の状況に応じて小・中学生や地域住民の参加を得て実施する交流活動を実施してきた。令和2年度については、オンラインによる交流などを実施した。

<成果>

モデル事業の際に交流を行った高齢者施設や地域自治会等との間で引き続き継続して社会貢献活動を行うことで、児童・生徒自身が、「相手が喜ぶために何をしたらよいか」を自発的に考えられるようになってきたことで、児童・生徒の自己肯定感の向上が見られた。また、社会貢献活動は特別なものではなく、日常的に行うものであるという認識の変容が児童・生徒に見られるようになった学校もあった。

<課題>

年間の活動の中で特別な時間と位置付けて社会貢献活動を設定すると、計画から実施に当たって児童・生徒の負担が増えたり、社会貢献活動自体が何か特別なものとして認識されてしまったりする。本来の社会貢献の趣旨から、できるだけ普段の学習の成果が生かされるような内容を検討し、より身近なものとして実践できるような活動にしていくことが必要である。新型コロナウイルス対策として、交流する内容や、オンラインの活用などの工夫を検討する。

<今後の取組の方向性>

これまでの成果を生かし、引き続き、各校で社会貢献活動に取り組んでいく。

4 環境保全に向けた取組の推進（指導部）

(1) スクールアクション「もったいない」大作戦

(2) オリンピック・パラリンピック教育アワード校（環境部門）の顕彰

<取組状況>

基本的な方針5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育

各学校がこれまで実践してきた環境保全に係る取組を基に、3R（リデュース、リユース、リサイクル）について幼児・児童・生徒が具体的な行動目標を設定し、目標に基づく自主的な活動を家庭、地域と連携して推進する「スクールアクション『もったいない』大作戦」を実施した。

令和元年度に東京都オリンピック・パラリンピック教育のテーマ「環境」に関する優れた取組を行った学校等の取組を顕彰した。

<成果>

都教育委員会が配布した具体的な行動目標を記入するポスターを活用するなどして、全公立学校が「スクールアクション『もったいない』大作戦」に取り組み、環境保全に係る活動をより一層推進した。

公立学校 28 校をオリンピック・パラリンピック教育アワード校（環境部門）として顕彰した。

<課題>

各学校が取り組んできた環境保全に関する取組を、大会後も長く続く教育活動として発展させる必要がある。

<今後の取組の方向性>

引き続き各学校における環境保全に係る活動を充実させるとともに、オリンピック・パラリンピック教育アワード校（環境部門）の顕彰や優れた取組の紹介により、東京 2020 大会終了後のレガシーを見据えた取組を推進する。

(3) 環境教育の推進（再掲）

<取組状況>

児童・生徒に、環境に対する豊かな感受性や探究心、環境に関する思考力や判断力、環境に働きかける実践力など、持続可能な社会を構築していくための資質・能力の育成を図ることを目的として、環境教育掲示用教材を作成した。持続可能な開発のための教育（ESD）や持続可能な開発目標（SDGs）との関連を踏まえた環境保全に関する具体的な内容を取り扱った。

<成果>

環境教育掲示用教材の作成・配布

【部数】各 7,000 部 【対象】都内全公立小・中学校等

【特色】

- ・小学校低学年版、中学年版、高学年版、中学校版の 4 種類を作成
- ・環境保全に関する東京都の課題をテーマに設定
- ・授業や校長講話等で活用できるよう、指導資料やワークシート等を添付
- ・授業中、電子黒板等で掲示できるよう図表等の電子データをホームページ上で公開

<課題>

- ・環境教育指導資料の趣旨の理解・啓発等による児童・生徒への持続可能な社会を構築していくための資質・能力の育成

<今後の取組の方向性>

基本的な方針5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育

- ・昨年度作成した環境教育指導資料の趣旨を踏まえた環境教育掲示用教材をさらに活用しやすいように補助教材を作成し、都内全ての公立小・中学校等に電子データで配布を検討

<東京都教育ビジョン（第4次）>

基本的な方針	5	豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育
施策展開の方向性	14	いじめ防止等の対策や自殺対策に資する教育を推進します。
予算額： 5,843,301 千円 決算額： 5,607,797 千円		従事職員数9人（指導主事8人）

1 「東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次】」の着実な推進（指導部）

- (1) 「いじめ」の定義の正しい理解に基づく確実な認知の徹底
- (2) 「学校いじめ対策委員会」の機能強化
- (3) 情報サイト及びアプリケーション「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」の活用の促進
- (4) 子供たちの主体的な行動を促す指導の充実
- (5) 「学校いじめ防止基本方針」の改訂及び周知・啓発

<取組状況>

ア 「東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】」の策定

都教育委員会、区市町村教育委員会、都内全ての公立学校におけるいじめ防止等の取組の一層の推進を図ることを目的として、令和3年2月、「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」を策定し、同年3月に都内公立学校の全ての教員に配布した。

主な改定のポイントは、次の2点である。

(ア) 教員一人一人の対応力を高めるために、ダイジェスト版を巻頭に掲載

(イ) 学校、家庭、地域が一体となって取り組むために、「いじめについて学校と共に考える『保護者プログラム』」、「いじめ問題解決のための『地域プログラム』」を新たに開発

イ 「ふれあい（いじめ防止強化）月間」におけるいじめに関する調査の活用

令和2年11月に、「ふれあい（いじめ防止強化）月間」を実施し、学校や区市町村教育委員会において、いじめ防止等の健全育成に向けた取組が一層推進されるよう、通知や生活指導担当指導主事連絡会等で周知徹底を図った。

特に、令和2年度においては、学校が自校のいじめ防止対策における課題を明らかにした上で、PDCAサイクルの中で改善を図ることができるよう、教員が自分の対応の改善点を把握するためのチェックリストを新たに開発し、その活用方法等を周知した。

ウ 「東京都教育委員会いじめ問題対策委員会」における審議

令和2年7月に、第3期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会から、「東京都内公立学校におけるいじめ防止に係る取組の推進状況の検証、評価及びいじめ防止等の対策を一層推進するための方策について（答申）」を得た。この答申には、各学校が、見逃しがちな軽微ないじめの積極的な認知や、学校いじめ対策委員会を核とした組織的対応等を推進することを通して、早期にいじめを解消に導いてきた取組の成果等が明記されている。一方で、「子供の不安や悩みを十分に聴き受けることのできる大人を増やすこと」や「学校と保護者等との受け止めに乖離がないか、周知の在り方を見直すとともに、保護者や地域からの発信を促し、受け止める態勢を充実させること」などについて、更に取組の改善を図っていくことが必要であることが示された。

日時	審議の概要
令和2年7月28日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症に関連する偏見や差別、いじめを生まないための指導について ・第3期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会答申について
令和2年11月27日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都におけるいじめ防止等の対策の概要について ・「令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」について ・「いじめ総合対策【第2次】」の改定に向けて ・「令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果から見られる取組の現状と課題について ・「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」の内容について
令和3年3月3日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ総合対策【第2次・一部改定】について ・学校における「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」の実効性を高めるための方策について

エ 「東京都いじめ問題対策連絡協議会」における協議

令和2年10月に、東京都いじめ防止対策推進条例に基づく「東京都いじめ問題対策連絡協議会」を開催し、都、区市町村又は学校におけるいじめ防止等の取組の現状と課題、関係機関及び団体の連携の状況、課題及び改善の方策について協議を行った。

オ 「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」ホームページ・アプリケーションの活用

生活指導担当指導主事連絡会や長期休業日前の指導通知等の機会を捉えて、本アプリケーションの活用について都内全公立学校に周知した。

カ 感染症に関連するいじめを生まないための指導の徹底

新型コロナウイルス感染症に関連するいじめ等を防止するために、漫画形式の教材を2点新たに開発し、東京都教育委員会ホームページに公開した。感染症に関するいじめを見たり聞いたりした場合や、身近な人が感染した場合等に、どのように行動するかについて、子供が考えられるようにしている。

公開時期	教材名
令和2年7月6日	「まるでウイルスみたいに...。」
令和2年11月2日	「相手の今を思うと...。」

<成果>

ア いじめを確実に認知し、対応しようとする意識の高まり

認知したいじめのうち、学校の教職員等が発見したいじめの割合は、平成27年度は53.6%であったが、令和元年度は74.4%となっており、この5年間で20ポイント以上増加していることから、教職員が見逃しがちな軽微ないじめも認知し、組織的な対応につなげることができるようになったなどの成果が見られている。

【いじめの発見のきっかけ】

	平成 27 年度	令和元年度
学校の教職員が発見	53.6%	74.4%

平成 27 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」文部科学省

令和元年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」文部科学省

イ 児童・生徒のいじめ防止に対する意識の高まり

いじめ防止対策推進法が制定される前の平成 24 年度と、その 8 年後の令和 2 年度とを比較すると、(ア)「いじめを行った経験」について、「いじめた経験がない」と回答した児童・生徒数は、全ての校種において 26 ポイント以上増加するとともに、(イ)「いじめられた経験がある」と回答する子供の割合は 11 ポイント減少している。法制定後、いじめの認知件数が増加傾向にあることと照らしてみると、各学校において見逃しがちな軽微ないじめを積極的に認知していること、児童・生徒のいじめ防止に対する意識が高まっていることが分かる。

(ア) 【いじめを行った経験】

	平成 24 年度			令和 2 年度		
	経験がある	経験がない	無回答	経験がある	経験がない	無回答
小学校	55.1%	44.6%	0.3%	26.9%	71.5%	1.6%
中学校	60.6%	39.0%	0.4%	33.0%	65.6%	1.4%
高等学校	58.2%	41.1%	0.7%	27.9%	71.9%	0.2%
特別支援学校	50.0%	48.4%	1.6%	19.3%	79.4%	1.3%

平成 24・25 年度「いじめ問題に関する 9,400 人を対象としたアンケート」東京都教育委員会
令和 2 年度「いじめ防止等の対策を推進する研究」東京都教職員研修センター

(イ) 【いじめられた経験】

	ある	ない
平成 24 年度	66%	34%
令和 2 年度	55%	45%

平成 24・25 年度「いじめ問題に関する 9,400 人を対象としたアンケート」東京都教育委員会
令和 2 年度「いじめ防止等の対策を推進する研究」東京都教職員研修センター

ウ 学級担任に相談した件数の割合の増加

被害の子供の相談の状況から、学校が認知したいじめに関して、いじめられた子供が学級担任に相談した件数の割合は、平成 27 年度と令和元年度を比較すると、約 12 ポイント増加した。

【いじめられた児童・生徒が学級担任に相談した件数の割合】

(東京都公立学校におけるいじめの認知件数全体に対する、該当件数の割合[複数回答])

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
平成 27 年度	77.5%	79.2%	69.6%	81.8%	78.2%
令和元年度	91.6%	78.1%	59.2%	97.3%	90.1%

平成 27 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」文部科学省

令和元年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」文部科学省

基本的な方針5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育

エ 学校におけるいじめ防止対策の充実

全ての校種において、以下の3点の項目の実施校率が93%を超えており、組織的対応の強化がうかがえる。

【いじめ防止対策の実施校率】

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
いじめ防止対策推進法第2条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	99%	99%	93%	100%
いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が児童・生徒の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	99%	99%	99%	98%
「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーの役割を明確にしているとともに、全員面接を含め、スクールカウンセラーが得た情報を教職員間で共有できるようにした。(特別支援学校は回答対象外)	98%	99%	98%	

(「ふれあい月間」におけるいじめに関する調査 調査期間：令和2年4月1日から11月30日)

<課題>

ア 以下の4点の項目の実施校率が他項目より低い傾向にあり、取組の徹底を図る必要がある。

【いじめ防止対策の実施校率】

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
「いじめ総合対策【第2次】」に基づき、年に3回以上のいじめに関する研修を計画し、取り組んでいる。	88%	85%	63%	79%
「いじめ総合対策【第2次】」(学習プログラム)に基づき、いじめに関する授業を年3回以上計画し、取り組んでいる。	88%	86%	45%	67%
いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画を策定して全教職員に周知した。	94%	96%	72%	92%
いじめの事案について、児童・生徒の実態や指導の経過等の情報が、定められた様式の記録ファイルにより、パソコンの共有フォルダに保存されるなど、全教職員で共有できるようになっている。	89%	96%	76%	92%

(「ふれあい月間」におけるいじめに関する調査 調査期間：令和2年4月1日から11月30日)

基本的な方針5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育

イ 保護者、地域、関係機関等との共通理解の形成

(ア)の調査結果では、「学校いじめ防止基本方針」については、全ての学校でホームページに掲載し、保護者や地域住民に周知していることが分かる。一方で、(イ)の調査結果では、「学校いじめ防止基本方針」の内容を知っているかという質問に対し、「知っている」、「どちらかという知っている」と回答した保護者の割合は約2割、地域関係者の割合は5割にとどまっており、学校と、保護者や地域の受け止めとの間に乖離がある。

(ア) 【いじめ問題に対する日常の取組】

	小学校	中学校	高等学校	合計
学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得るよう努めた	100%	100%	100%	100%

令和元年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」文部科学省

(イ) 【保護者、地域関係者の理解】

学校の「いじめ」の対応に関する方針（学校いじめ防止基本方針）の内容を知っていますか。

	知っている	どちらかと言うと知っている	どちらかと言うと知らない	知らない	無回答
保護者	5.4%	15.5%	38.3%	39.8%	1.1%
地域関係者	26.3%	24.1%	28.4%	18.4%	2.8%

令和2年度「いじめ防止等の対策を推進する研究」東京都教職員研修センター

<今後の取組の方向性>

- ア 多様性や互いのよさを認め合うことについて、日常の授業やもとより、家庭・地域等、様々な場を通して育む取組の充実
- イ 児童・生徒に、SOSを出す力、受け止める力を育むことに加え、相談できる大人を増やすという視点を重視した取組の推進
- ウ 学校と保護者等との受け止めに乖離がないか、周知の在り方を見直すとともに、保護者や地域からの発信を促し、受け止める態勢を充実

2 SOSの出し方に関する教育の推進（指導部）

- (1) 自殺予防のための学校の組織的対応の徹底
- (2) 全公立学校の校長を対象とした生活指導等連絡会の開催
- (3) 都教育委員会作成のDVD教材を活用又は参考にしたSOSの出し方に関する教育に係る授業の実施

<取組状況>

- ア 全公立学校の校長を対象にした生活指導等連絡会の開催
 - (ア) 開催日

基本的な方針5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育

令和2年6月5日（金）、12日（金）

(イ) 対象

都内全ての公立学校長

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止

イ 各連絡会における「SOSの出し方に関する教育」の推進に係る周知

開催日及び対象		
生活指導担当指導主事 連絡会	※ ¹ 令和2年4月17日（月）	区市町村教育委員会生活指導担当 指導主事
	※ ¹ 6月26日（水）	
	11月13日（金）	
	※ ² 令和2年2月4日（木）	

※¹新型コロナウイルス感染症対策のため資料配布による開催

※²新型コロナウイルス感染症対策のため動画配信による開催

ウ コロナ禍における心のケアの充実

コロナ禍における児童・生徒の心のケアの充実を図るため、学校に対しアンケートの例を示し、定期的に子供の不安や悩みを把握するよう徹底を図るとともに、気になる様子が見られる子供がいる場合等に、学校の要請に応じてスクールカウンセラーの派遣回数を増やした。スクールカウンセラーの派遣は、1校当たり通常の38回に加え、令和2年7月22日から8月7日までの間と、令和3年1月から3月までの間、それぞれの期間において、1校につき3回を上限として追加を希望できるようにし、学校の状況を踏まえ、実際の派遣日数を決定し、実施した。

エ 保護者向けリーフレットの作成・配布

保護者等が、子供の変化に気付くための視点や、気になる様子が見られた場合の対応等について理解できるよう、『「どうしたの？」一声かけてみませんか」と題する資料を作成し、令和2年9月に、ホームページや学校を通じて、保護者等に周知した。

オ 教員が子供のSOSを受け止め、支援する力を高めるための研修プログラムの作成

子供が安心して相談できる環境の構築に向けて、令和3年3月に、教員が「子供のSOSを確実に受け止め、適切に支援する力」を高めるための研修プログラムを新たに開発した。

カ 東京都教職員研修センターが実施する職層別研修等

専門性向上研修「生活指導に求められる学校の組織的対応」令和2年10月16日（金）

<成果>

ア 通知による周知を繰り返し行い、自殺予防対策及び「SOSの出し方に関する教育」の推進について、校長のリーダーシップによる組織的な対応の強化を図った。

イ 高等学校教育指導課及び特別支援教育指導課と連携し、校長連絡会等において、「自殺対策に資する教育」の中でも、特に、「SOSの出し方に関する教育」の推進に向けた取組等を明確にして、令和3年度の教育課程に位置付けるよう周知を図った。

ウ 感染症対策の影響に伴う子供の心のケアを充実させるため、希望する学校に対して、スクールカウンセラーの追加派遣を実施し、自殺予防のための支援・相談体制の強化等を図った。

<課題>

いじめられた児童・生徒の相談状況として、90%を超える児童・生徒が学級担任等に相談をしている一方、2%程度の児童・生徒が「誰にも相談していない」と回答している現状がある。「より実効性のあ

基本的な方針5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育

る教育相談体制の構築」に加え、「SOSを出す、受け止める力の育成」を図っていくことが必要である。

【いじめられた児童・生徒の相談状況（割合）】

	平成30年度	令和元年度
学級担任に相談	88.2%	90.1%
学級担任以外の教職員に相談（養護教諭等を除く）	6.0%	5.0%
誰にも相談していない	3.6%	2.0%

平成30・令和元年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」文部科学省
複数回答可。他項目あり。「割合」は全認知件数に対する該当項目の割合

<今後の取組の方向性>

- ア 都内全公立学校における「SOSの出し方に関する教育」の推進
- イ 教職員等の「SOSの受け止め方」に関する対応力の向上

3 教育相談の一層の充実（指導部）

(1) 東京都教育相談センターにおける相談事業の推進（SNS相談含む。）

<取組状況と成果>

東京都教育相談センターでは、幼児から高校生相当年齢までの子供を対象に、子供、保護者及び学校関係者等から寄せられる教育に関する相談を電話（24時間受付の教育相談一般・東京都いじめ相談ホットライン）・来所・メールで対応している。必要に応じて、関係機関や当センターの来所相談を案内している。令和2年度の相談総数は31332回であった。

<課題>

いじめ被害や自殺願望に関する相談内容が初期段階からより把握できるようになることから、当センターが有する知見を生かし、総合的に対応していく。

<今後の取組の方向性>

当センターの電話、来所、メール及びSNS教育相談の担当が、日頃から相談内容に応じた適切な助言が可能となるよう協議を行い、教育相談の一層の充実を図っていく。

- (2) スクールカウンセラーを活用した教育相談体制の充実
- (3) モデル事業「シニア・スクールカウンセラー（SSC）」の配置
- (4) スクールカウンセラーの区市町村立小・中学校への追加配置

<取組状況>

学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図り、いじめや不登校等の児童・生徒の問題行動等の未然防止や解消に資するため、児童・生徒の心理に関して、高度に専門的な知識・経験を有する者を、全公立小・中・高等学校にスクールカウンセラーとして配置した。

- ア 資格
 - (ア) 公認心理師

基本的な方針5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育

- (イ) 臨床心理士（資格取得1年以上）
- (ウ) 精神科医
- (エ) 大学・大学院における心理学系の教授等

イ 職務

- (ア) 児童・生徒へのカウンセリング
- (イ) 子育てや生活指導に関する保護者へのカウンセリング
- (ウ) カウンセリングについて教員や保護者への指導・助言
- (エ) 児童・生徒のカウンセリング等に関する情報収集・提供
- (オ) 児童・生徒のカウンセリング等に関する教員対象の研修や事例研究等における指導・助言

ウ 配置校数

年度	小学校	中学校	高等学校	合計	備考
平成24年度	327校	631校	100校	1,058校	※全校配置 (全日制課程・定時制課程を併置する高等学校については、両課程で1人を配置)
平成25年度	1,298校	630校	188校	2,116校	
平成26年度	1,295校	629校	186校	2,110校	
平成27年度	1,292校	627校	186校	2,105校	
平成28年度	1,286校	626校	248校	2,160校	
平成29年度	1,282校	625校	248校	2,155校	
平成30年度	1,280校	624校	248校	2,152校	
令和元年度	1,278校	623校	248校	2,149校	
令和2年度	1,275校	622校	247校	2,143校	

エ 配置人数

1,481人（令和2年4月1日現在）
うち、4校勤務 1人、3校勤務 206人、2校勤務 417人、1校勤務 857人

オ 配置時間・日数

1日7時間45分×38回／年

カ スクールカウンセラー連絡会の実施

開催日	対 象
※ ¹ 令和2年5月12日（火）	都立学校配置スクールカウンセラー
※ ² 令和3年3月3日（水）	区市町村教育委員会スクールカウンセラー事業担当者
※ ² 令和3年3月25日（木）	新規配置スクールカウンセラー

※¹新型コロナウイルス感染症防止対策のため中止

※²新型コロナウイルス感染症防止対策のため動画配信

キ モデル事業「シニア・スクールカウンセラーの配置」の実施

都立学校におけるスクールカウンセラーを活用した学校教育相談体制を一層充実させるため、豊富な経験と高い能力を併せもつ人材をシニア・スクールカウンセラーとして指名し、東部、中部、西

基本的な方針5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育

部地区にそれぞれ1名ずつ配置するモデル事業を実施し、検証を行った。

①モデル事業の実施期間

平成31年4月1日から令和3年3月31日まで

②配置

シニア・スクールカウンセラーは、東部、中部及び西部の各学校経営支援センターに1名ずつ配置する。

③シニア・スクールカウンセラーの職務

- ・スクールカウンセラーが行う日常のカウンセリング業務等に関する指導・助言
- ・重篤な事案の対応等で困難をきたしているスクールカウンセラーへの支援
- ・新規に配置されたスクールカウンセラーへの支援
- ・学校における教育相談体制の課題把握と改善策の提示
- ・スクールカウンセラー連絡会等における指導・助言

④シニア・スクールカウンセラー連絡会の開催

毎月1回程度、シニア・スクールカウンセラー連絡会を開催し、活用状況報告及び情報共有を行った。

回数	開催日時	場所
第1回	令和2年6月11日(木) 午後3時から5時まで	東京都庁第二 本庁舎 15階会議室
第2回	令和2年9月18日(金) 午後3時から5時まで	
第3回	令和2年11月10日(火) 午後2時45分から4時45分まで	
第4回	令和2年12月4日(金) 午後3時45分から4時45分まで	
第5回	令和3年2月9日(火) 午後2時45分から4時45分まで	
第6回	令和3年3月23日(火) 午後2時45分から4時45分まで	

⑤シニア・スクールカウンセラーによる連絡会等における指導・助言

開催日	対象
※ ¹ 令和元年5月12日(金)	都立学校配置スクールカウンセラー
令和2年12月10日(木)	西部所管内スクールカウンセラー
令和2年12月15日(火)	中部所管内スクールカウンセラー
令和2年12月16日(水)	東部所管内スクールカウンセラー
令和2年12月17日(木)	東部所管内スクールカウンセラー
令和2年12月18日(金)	中部所管内スクールカウンセラー
令和2年12月21日(月)	西部所管内スクールカウンセラー
※ ² 令和3年3月25日(木)	新規配置スクールカウンセラー

※¹新型コロナウイルス感染症防止対策のため中止

※²新型コロナウイルス感染症防止対策のため動画配信

基本的な方針5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育

ク スクールカウンセラーの区市町村立小・中学校への追加配置

区市町村それぞれの実態やニーズに基づいた支援の一層の充実を図るため、区市町村教育委員会が一定の条件により選出した学校について、スクールカウンセラーの配置日数を年間38回から76回に拡充した。

	小学校	中学校	合計
対象学校数	81	91	172

<成果>

ア 都内全小・中・高等学校がスクールカウンセラーを積極的に活用し、学校教育相談体制の充実に向け取り組んだ。

【スクールカウンセラーを活用した学校教育相談体制の構築】

	小学校	中学校	高等学校
スクールカウンセラー等を活用して教育相談体制の充実を図った学校の割合	100%	100%	100%

令和元年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」文部科学省

イ いじめられた児童・生徒がスクールカウンセラー等に相談する件数が増加した。

【いじめられた児童・生徒の相談状況】

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
スクールカウンセラー等の相談員に相談した件数	1,450件	2,207件	2,421件

平成29・30・令和元年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」文部科学省

ウ 令和2年度におけるシニア・スクールカウンセラーの対応件数は、1083件であり、対応した学校（課程）数の合計（延べ数）は、943課程であった。

	令和2年度
本モデル事業対象校（課程）数	104校（143課程）
本モデル事業対象スクールカウンセラー数（延べ数）	143人
対応件数	1083件
対応した学校（課程）数の合計（延べ数）	943校（課程）

<課題>

1校当たり1日の相談件数が横ばいの傾向にある。さらに、いじめられた児童・生徒の相談状況として、90%を超える児童・生徒が学級担任等に相談をしている一方、2%程度の児童・生徒が「誰にも相談していない」と回答している現状がある。スクールカウンセラーの配置拡充のみならず、都内各校におけるスクールカウンセラーを活用した教育相談体制の質的向上が必要である。

【配置校数及び相談件数】

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
スクールカウンセラー配置校数	2,155校	2,152校	2,149校

基本的な方針5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育

年間相談件数総計	735,341 件	740,925 件	702,362 件
1校当たり1日の相談件数	8.9 件	9.1 件	8.6 件

(平成 30・令和元年度スクールカウンセラー活動実績)

【いじめられた児童・生徒の相談状況】

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
学級担任に相談	86.7%	88.2%	90.1%
学級担任以外の教職員に相談（養護教諭等を除く。）	6.3%	6.0%	5.0%
誰にも相談していない	3.1%	3.6%	2.0%

平成 29・30・令和元年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」文部科学省
複数回答可。他項目あり。「割合」は全認知件数に対する該当項目の割合

＜今後の取組の方向性＞

- ア 引き続き、都内公立小学校・中学校及び高等学校全課程へのスクールカウンセラーの配置
- イ 都立学校における教育相談体制の充実に向けた、モデル事業「シニア・スクールカウンセラーの配置」の実施、検証

4 児童・生徒の問題行動等の解決に向けた学校と地域、関係機関等との連携の強化（指導部）

- (1) 「学校サポートチーム」の機能強化
- (2) スクールソーシャルワーカー活用事業の推進
- (3) 警察や児童相談所等の関係機関との連携の促進

＜取組状況＞

区市町村におけるスクールソーシャルワーカー活用事業

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、生活指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童・生徒が置かれた様々な環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、問題を抱える児童・生徒に支援を行うため、スクールソーシャルワーカーを配置する区市町村教育委員会に対して支援を行った。

ア 事業概要

都は区市町村の事業費の2分の1を補助（国は都の負担額の3分の1を補助）

※平成 27 年度には、都の負担に係る予算額を前年度比の約 2.6 倍に拡充した。それ以降も予算額を増額したことで、スクールソーシャルワーカーの配置を希望する全ての区市町村に対して、申請額の全額を補助することができるようになった。

イ 資格

社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有する者のほか、教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技能を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において活動経験の実績がある者等

ウ 職務

- (7) 問題を抱える児童・生徒が置かれた環境への働き掛け
- (1) 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整

基本的な方針5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育

- (ウ) 学校内におけるチーム体制の構築、支援
- (エ) 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供

エ 配置自治体数

年度	区	市	町	村	合計
平成24年度	12 区	17 市	2 町	0 村	31 自治体
平成25年度	14 区	20 市	3 町	0 村	37 自治体
平成26年度	17 区	22 市	3 町	0 村	42 自治体
平成27年度	20 区	23 市	3 町	0 村	46 自治体
平成28年度	22 区	25 市	3 町	0 村	50 自治体
平成29年度	22 区	25 市	3 町	0 村	50 自治体
平成30年度	22 区	25 市	3 町	0 村	50 自治体
令和元年度	22 区	25 市	2 町	0 村	49 自治体
令和2年度	22 区	25 市	3 町	0 村	50 自治体

オ 配置人数

230 人

<成果>

スクールソーシャルワーカーが対応した件数と支援状況

	支 援 状 況					
	件数		問題が解決した割合		問題が好転した割合	
	R1 年度	R2 年度	R1 年度	R2 年度	R1 年度	R2 年度
スクールソーシャルワーカーが対応した件数の合計	10,668 件	11,101 件	13.1%	8.9%	19.1%	21.2%

<課題>

スクールソーシャルワーカーの配置を拡充しているにもかかわらず、支援対象児童・生徒数が年々増加している傾向にあるため、児童・生徒一人一人に対して十分な支援を実現させるためには、更なる配置拡充が必要である。

<今後の取組の方向性>

学校において、多様な外部人材同士が連携し、児童・生徒に対して、一層効果的な支援を行うことができるようにする体制を構築することが必要である。そこで、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、「家庭と子供の支援員」等の外部人材同士が連携して児童・生徒等に支援を行って成果を上げた事例を収集し、各学校に周知するとともに、生活指導担当指導主事連絡会において、学校が多様な外部人材をコーディネートする機能をもつことができるようにするための方策を提言していく。

さらに、令和3年度以降も、引き続き、全区市町村への配置と、区市町村の配置計画に対応できる予算を確保していく。

5 情報モラル教育の着実な推進（指導部）

- (1) 情報教育研究校における情報モラル教育の研究
- (2) 小学校対象「親子スマホ教室」の実施
- (3) SNS等の適正な使い方の啓発強化
- (4) インターネット等の適正な利用に関する子供を取り巻く実態の把握
- (5) 情報教育ポータルサイトの公開・運営

<取組状況>

(1) 情報教育研究校における情報モラル教育の研究(再掲)

令和2年度から効果的な情報教育（プログラミング教育、情報モラル教育、ICT利活用）を実践的に研究する情報教育研究校（7校）を指定した。各校に対し、2事例以上の情報教育の実践事例の開発を求めた。

令和2年度 情報教育研究校

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
指定した校数	2	2	2	1

(2) 小学校対象「親子スマホ教室」の実施(再掲)

都内公立小学校に専門家を派遣し、情報モラル・リテラシーに関する訪問講座を実施することにより、児童への適切な指導及び保護者への啓発を行った。

136校の小学校から応募があり、100校を選定して実施しようとしたところ、新型コロナウイルス感染症の影響により契約手続きが延期されたため、7月に実施することを希望していた26校を除く74校で実施した。新型コロナウイルス感染症対策として、リモート形式等、対面式以外の実施形式に応じた。

受講者数

実施校数	受講児童数	保護者	
		保護者向け講座受講者数	児童向け講座参観者数
74校	13,378人	39人	121人

実施形態

対面式	放送式	リモート	動画視聴のみ
59校	1校	3校	11校

(3) SNS等の適正な使い方の啓発強化(再掲)

ア 情報モラル補助教材「SNS東京ノート」の改訂の趣旨及び効果的な使い方について、令和2年4月に、区市町村教育委員会の指導主事対象に講演を行う予定であったが、新型コロナウイルス感染症対策のため実施することができなかった。

そこで、講演の代わりに、「SNS東京ノート」の効果的な活用法を9本の動画にまとめ、令和3年2月に公開した。

イ 情報モラル補助教材「SNS東京ノート」の令和3年度版を編集し、発行した。GIGAスクール構想による一人1台端末の使い方等についての事例を新たに追加した。

令和3年度版「SNS東京ノート」発行部数（令和3年3月発行）

SNS 東京ノト1	SNS 東京ノト2	SNS 東京ノト3	SNS 東京ノト4	SNS 東京ノト5	活用の手引
148,809 部	126,928 部	126,819 部	106,702 部	53,096 部	28,045 部

(4) インターネット等の適正な利用に関する子供を取り巻く実態の把握(再掲)

「児童・生徒のインターネット利用状況調査」(抽出調査)を、都内公立学校児童・生徒総数の2%程度を対象に実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、調査対象数を1%に減らして実施した。

調査結果を令和3年3月に取りまとめ、情報教育ポータルサイト「とうきょうの情報教育」で公開した。

調査対象校数

	区市町村立 小学校	区市町村立 中学校	区立 義務教育学校	都立 中等教育学校	都立 高等学校	都立 特別支援学校	計
調査対象校数	43 校	26 校	1 校	1 校	16 校	5 校	92 校

回答者数

	児童・生徒	保護者	学校(管理職)
小学校	7,123 人	6,631 人	44 人
中学校	2,618 人	2,312 人	27 人
高等学校	1,727 人	1,299 人	16 人
特別支援学校	289 人	234 人	5 人
全 体	11,757 人	10,476 人	92 人

(5) 情報教育ポータルサイトの公開・運営(再掲)

プログラミング教育、情報モラル教育、ICT利活用など、情報活用能力を育成するための指導事例を公開するために開発し、令和2年11月から公開した。平成30・31年度に指定した東京都教育委員会プログラミング教育推進校及び情報モラル推進校の指導事例等及び令和2年度に指定した情報教育研究校の指導事例を公開した。

情報教育ポータルサイト 「とうきょうの情報教育」URL	https://infoedu.metro.tokyo.lg.jp
--------------------------------	---

<成果>

(1) 情報教育研究校(7校)における情報モラル教育の研究(再掲)

情報モラル教育の推進に向けて情報教育研究校が開発した指導事例を動画により取りまとめ、情報教育ポータルサイトに掲載した。

情報モラル教育の指導事例

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
指導事例数	3	1	0	0

(2) 小学校対象「親子スマホ教室」の実施(再掲)

基本的な方針5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育

各講座終了後にアンケート実施を求め、70校から回答を得た。講座の内容については、「よくわかった」「少しわかった」の回答は合わせて94.2%と高い評価を得た。話の内容について興味をもつことができたかという質問について、「とてももてた」「少しもてた」の回答は合わせて84.7%と少し下がったが、1年から3年までは9割前後の肯定的評価を得た。

Q1 「親子スマホ教室」の話はわかりましたか？

Q2 「親子スマホ教室」の話は、興味をもてましたか？

	わか った よ く	わか った 少 し	あ ま り わ か ら な か っ た	全 然 わ か ら な か っ た	未 回 答
1年	69.6	21.7	5.8	2.1	0.8
2年	70.3	23.6	3.8	1.6	0.7
3年	72.7	21.4	3.4	0.9	1.5
4年	74.1	20.8	2.4	0.7	2.1
5年	75.7	18.8	1.9	0.9	2.7
6年	72.8	21.3	2.4	1.2	2.3
合計	73.5	20.7	2.7	1.0	2.1

	も と も て た	少 し も て た	あ ま り も て な か っ た	全 然 も て な か っ た	未 回 答
1年	72.9	18.6	4.8	3.4	0.3
2年	61.2	30.5	5.4	2.7	0.3
3年	43.8	44.2	8.4	2.5	1.1
4年	36.3	49.6	8.8	3.1	2.2
5年	30.7	53.2	10.2	3.0	2.9
6年	26.0	53.7	12.8	5.1	2.4
合計	36.9	47.8	9.7	3.5	2.1

単位 パーセント 対象児童 10,701人(学校数 70校)

(3) SNS等の適正な使い方の啓発強化(再掲)

「令和2年度 児童・生徒のインターネット利用状況調査」調査結果によれば、インターネット利用時間が長時間化傾向を示しているにも関わらず、インターネット利用時に、トラブルや嫌な思いをしたかという設問に対し、「ある」という回答が前年度並みに留まっており、「SNS 東京ルール」の取組が浸透していると捉えることができる。

一日何時間くらい、インターネットを利用しますか。【単一回答】

年度	回答数	1時間程度	2時間程度	3時間程度	4時間程度	5時間程度	6時間程度	6時間を超える	ほとんど使わない
平成28年度	18,855人	29.6%	21.0%	13.0%	6.6%	3.6%	2.4%	5.1%	17.4%
平成29年度	19,817人	28.1%	20.9%	13.2%	7.0%	4.0%	2.6%	5.8%	16.4%
平成30年度	20,229人	27.2%	21.7%	14.5%	7.8%	4.2%	2.8%	6.1%	14.3%
令和元年度	20,301人	24.6%	21.4%	15.6%	8.9%	5.2%	3.3%	8.0%	11.1%
令和2年度	10,871人	21.8%	20.3%	17.0%	10.2%	6.2%	4.5%	9.5%	8.4%

平成28年4月から今までの間で、インターネットを利用するときにトラブルや嫌な思いをしたこと

がありますか。【単一回答】

年度	回答数	ある	ない	無回答
平成 28 年度	18,855 人	6.5%	91.4%	2.1%
平成 29 年度	19,817 人	7.5%	88.2%	4.3%
平成 30 年度	20,229 人	6.9%	88.7%	4.4%
令和元年度	20,301 人	6.9%	89.5%	3.6%
令和 2 年度	10,871 人	6.9%	89.3%	3.8%

※「令和 2 年度 児童・生徒のインターネット利用状況調査」（東京都教育庁・令和 3 年 3 月）より

(4) インターネット等の適正な利用に関する子供を取り巻く実態の把握(再掲)

インターネット上で知らない人とやりとりをしたことがあるかという設問に対し、全体の 3.6%が「直接会ったことがある」と回答するなど、トラブルに巻き込まれる危険性がある行動をとっている子供が一定程度存在する実態があることが分かった。

インターネットで知らない人とやりとりをしたことがありますか。【複数回答可】

学校種	年度	(n)	インターネットで知らない人とのやりとり割合 (%)						無回答
			① 「いいね」ボタンを押したことがある	② 感想・コメントを書くことがある	③ チャットやメッセージなどを利用したことがある	④ 直接会ったことがある	⑤ やりとりしたことはない	⑥ わからない	
全 体	令和元	20,301 人	36.9	21.3	16.8	3.9	49.9	8.4	2.9
	令和 2	10,871 人	38.0	22.7	18.5	3.6	46.0	8.4	3.0
小学校	令和元	12,140 人	22.5	11.0	4.9	1.1	62.5	10.7	3.9
	令和 2	6,316 人	23.4	12.1	6.0	1.5	58.1	11.3	3.9
中学校	令和元	4,858 人	54.5	34.0	28.2	4.2	37.2	4.7	1.3
	令和 2	2,592 人	54.7	36.1	30.9	3.1	34.1	3.8	1.9
高等学校	令和元	2,885 人	69.2	43.9	47.8	15.3	18.6	4.1	1.2
	令和 2	1,705 人	67.7	41.8	45.9	12.1	18.8	5.3	0.9
特別支援学校	令和元	418 人	28.2	20.1	14.8	5.3	47.1	13.6	5.7
	令和 2	258 人	32.2	22.1	17.8	5.0	47.3	7.0	6.6

※網掛けは各学校種・年度で最も割合が高いインターネットで知らない人とのやりとり

(5) 情報教育ポータルサイトの公開・運営(再掲)

12 年間で身に付けるべき情報活用能力を発達段階に応じて示した「情報活用能力 #東京モデル」(以下「東京モデル」という。)を作成し、公開した。

この「東京モデル」は、情報活用能力について 160 の資質・能力を一覧形式で示したものであり、「基本的操作」、「情報活用」、「プログラミング」、「情報モラル・情報セキュリティ」の各カテゴリごとに分類している。この「東京モデル」を基に、都内公立学校に対し、各学校の実態に応じて学校ごとのモデルを作成するよう通知した。

基本的な方針5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育

また、情報教育研究校が開発した指導事例を「東京モデル」の該当する資質・能力と併せて掲載し、学校の情報活用能力の育成を支援した。160の資質・能力のうち、47（29.4%）の事例を掲載した。

カテゴリ	基本的操作	情報活用	プログラミング	情報モラル・ 情報セキュリティ	計
資質・能力の数	37	53	40	30	160
該当する指導事例※	7	12	22	6	47
該当する指導事例の割合	18.9%	22.6%	55.0%	20.0%	29.4%

※一つの指導事例が、複数の資質・能力を育成することがあるため、掲載した指導事例の数よりも多く表示されている。

<課題>

(1) 情報教育研究校における情報モラル教育の研究(再掲)

情報モラル教育に関する指導事例について、さらに開発を行うこと。

(2) SNS等の適正な使い方の啓発強化(再掲)

「令和2年度 児童・生徒のインターネット利用状況調査」により判明した「インターネット上で知らない人とやりとりをしたことがある児童・生徒」が、トラブルに巻き込まれないようなネットリテラシーを身に付けること。

(3) 情報教育ポータルサイトの公開・運営(再掲)

より分かりやすいデザイン・構成とすること。

<今後の取組の方向性>

(1) 情報教育研究校（14校）における情報モラル教育の研究(再掲)

令和2年度に指定した7校は引き続き令和3年度も引き続き研究を進める。令和3年度から新たに7校を追加して指定し、更に指導事例の開発を行う。

(2) SNS等の適正な使い方の啓発強化(再掲)

「令和2年度 児童・生徒のインターネット利用状況調査」により判明した「インターネット上で知らない人とやりとりをしたことがある児童・生徒」に対し、トラブルに巻き込まれないような指導資料を作成するなど、情報モラル教育に関する指導事例について、さらに開発を行う。

(3) 情報教育ポータルサイトの公開・運営(再掲)

掲載した内容を踏まえ、各学校における情報活用能力のモデルを作成し、計画的に情報活用能力を育成できるよう、各教育委員会を通じて指導・助言を行っていく。

<東京都教育ビジョン（第4次）>

基本的な方針	6	健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育
施策展開の方向性	15	生涯を通じて、たくましく生きるために必要な体力を育む教育を推進します。
予算額：1,719,376千円 決算額：819,213千円		従事職員数9人（指導主事9人）

1 「アクティブプラン to 2020」の推進（指導部）

<取組状況>

(1) 東京都統一体力テストの実施

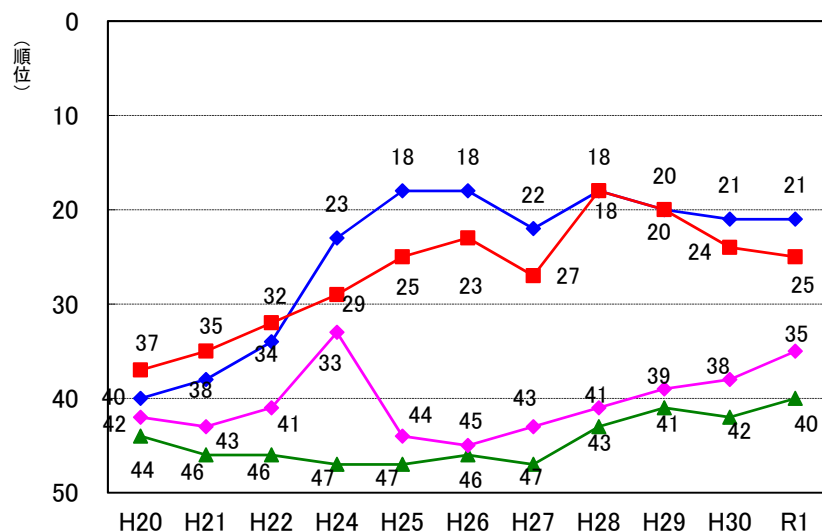
都内公立学校の全児童・生徒を対象として全都的な調査を行い、体力・運動能力及び生活・運動習慣等の実態を把握・分析することにより、施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。また、これらの取組を通じて、学校における児童・生徒の体力・運動能力等の向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

6月を「体力テスト実施月間」とし、都内の全公立学校が、4・5月に体力テストの意義や目的、学校の体力・運動能力の実態と全体的傾向、児童・生徒一人一人による目標（値）の設定、各種目の実施方法等について確実に指導した上で体力テストを実施する。

【体力合計点 東京都平均値の推移（80点満点、単位：点）】

		平成23年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
小5	男子	54.1点	54.2点	54.6点	-
	女子	54.0点	55.9点	56.2点	-
中2	男子	39.1点	40.9点	41.2点	-
	女子	45.4点	49.6点	49.6点	-
高2	男子	51.4点	52.4点	52.3点	-
	女子	48.0点	51.5点	51.3点	-

【全国体力・運動能力・運動習慣等調査結果（文部科学省）都道府県別順位の推移（東京都）】



※H23は、東日本大震災の影響により実施していない。

※R2は、新型コロナウイルス感染症の影響により実施していない。

(2) 中学生「東京駅伝」大会

中学生が学校や部活動の垣根を越えて高い目標に向けて切磋琢磨^{せつさくたくま}し、中学校期における健康増進と持久力等の体力向上、公正・協力等の態度の育成、努力・忍耐力等の精神力の向上に資するため、区市町村対抗の中学生「東京駅伝」大会を開催する。

(3) コーディネーショントレーニングの地域拠点校による普及

脳と体幹を鍛えるコーディネーショントレーニングについて、実施校の一層の拡大に向けて、地域拠点校を定め、実践内容を地域に発信する。

(4) 地区における「国際的なスポーツ大会を契機とした体力向上事業」の指定

国際的なスポーツ大会を契機とし、スポーツへの興味・関心を高め、より運動に親しむことで、「運動が苦手」「運動が嫌い」な児童・生徒をなくし、体力の向上を図る。

(5) 都立高校における『エンジョイスportsプロジェクト』モデル事業』の指定

専門的な知見を有する外部機関と連携し、生徒の多様なニーズに応える運動機会を設定するとともに、健康的な生活習慣の実践を促すことを通して、豊かなスポーツライフに向けた都立高校生の資質・能力の向上を図る。

<成果>

ア 令和2年度における「東京都統一体力テスト」では、新型コロナウイルス感染症の影響により、調査実施期間を臨時休業明けから10月30日までに延長し、希望する学校・学年・学級において各学校が、臨時休業等の影響による児童・生徒の体力の実態を踏まえながら、年間指導計画を見直す中で、児童・生徒の体力の維持・向上に活用した。

イ 令和2年度における「中学生『東京駅伝』大会」は、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止とした。代替措置として、都内公立中学校等を対象に映像資料「中学生『東京駅伝』大会メモリアル」を作成・配信及び「中学生『東京駅伝』大会記念たすき」を作成・配布した。なお、本事業は、令和2年度をもって当初の計画どおり発展的に事業終了とした。

ウ 『エンジョイスports』プロジェクトモデル事業』の指定校では、新型コロナウイルス感染症の影響により、対面による指導を一部オンラインによる指導に変更するなどしながら、外部講師を活用した体力向上に資する取組を行うとともに、校内体制を整備するなどして、事業を進めた。

<課題>

ア 東京都統一体力テストにおける総合評価D・E層に着目した体力向上の取組を推進すること。

イ 発達段階に応じた運動嫌いを少なくする取組、運動機会を創出する取組を推進すること。

ウ 児童・生徒の実態を踏まえた健康的な生活習慣を定着させる取組を推進すること。

<今後の取組の方向性>

総合的な子供の基礎体力向上方策（第3次推進計画）の成果と課題を踏まえ、第4次推進計画を策定し、体力向上に向けた取組の推進を図る。

2 運動部活動の振興（指導部）

<取組状況>

(1) 部活動指導員の配置・活用

部活動において、「部活動指導員」等の外部の指導者を活用し、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導の実現を図り、指導者の減少や学校における「働き方改革」や多様化するニーズ等の課題に対応する。

(2) スポーツ特別強化校の実施

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とし、全国大会や関東大会への出場を目指す拠点として「スポーツ特別強化校」を指定し、都立高校及び都立中等教育学校（後期課程）における運動部活動の競技力向上を一層推進する。

<成果>

(1) 部活動指導員の配置・活用

ア 部活動指導員の導入状況

部活動の実技指導や学校外での活動の引率等を行う部活動指導員を配置した。

- ・都立学校 174 校に対して 735 名を配置
- ・中学校 36 区市村 581 名を補助対象に決定（区市町村が任用、国と都が人件費を補助（国 1/3、都 1/3）

イ 効果

- ・休日等における対外試合の引率回数の減少により、教員の負担が軽減した。
- ・専門的指導を受けたいという生徒、保護者のニーズに応え、技能が向上した。
- ・顧問の教材研究や生徒指導等の時間が増加した。
- ・コロナ禍の部活動中止期間においても、自宅にいる生徒に対しオンラインや書面等による指導の継続を行った。

ウ 「東京都教育委員会 運動部活動の在り方に関する方針」及び「東京都教育委員会 文化部活動の在り方に関する方針」を策定した。

エ 「生徒のバランスのとれた心身の成長や学校生活に向けて 一部活動に関する総合的なガイドライン」を作成・配布した。

(2) スポーツ特別強化校の実施

運動部活動が優秀な競技実績を継続し、今後も全国大会等の出場を目指す部活動を 1 型「特別強化部」として 29 校 46 部、オリンピック開催に向け、競技人口の少ないスポーツを普及・育成する部活動を 2 型「育成競技」として 11 校 12 部、1 型「特別強化部」に準じる部活動を「準特別強化部」として 11 校 11 部指定した。

<課題>

(1) 部活動指導員の配置・活用

ア 人材の側面

基本的な方針6 健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育

- ・部活動指導員としての資質を備えた人材を更に多く確保し、紹介する体制を整備すること。
- ・適切な部活動運営のための体制整備と研修を充実すること。

イ 財政的な側面

- ・国が示す1時間当たりの単価（1,600円）や予算を増額すること。
- ・国の補助事業を継続的に実施すること。

(2) スポーツ特別強化校の実施

令和元年度全国高等学校総合体育大会の都立学校の出場率は、個人種目 15.3%、団体種目 15.1%であり、スポーツ特別強化校を中心に、更に競技力向上を図ること。（新型コロナウイルス感染症の影響により、指定期間を令和3年度まで延長）

<今後の取組の方向性>

- ア 顧問の負担軽減と部活動の質の確保を図るため、部活動指導員の配置事業の規模を拡充すること。（都立学校：600人、公立中学校：613人）
- イ 「生徒のバランスのとれた心身の成長や学校生活に向けて ― 部活動に関する総合的なガイドライン ―」を周知し、適切な部活動運営をより一層推進すること。
- ウ 多くの運動部活動が全国大会や関東大会へ出場することを目標として、引き続き、競技力向上を図るとともに、競技人口の少ない運動部活動の普及・活性化を図る。

3 特別支援学校における取組の充実（指導部）

<取組状況>

(1) 障害者スポーツを取り入れた体育的活動の充実

児童・生徒が、生涯にわたってスポーツに親しむことができるようにするため、体育や行事等の体育的活動に多様な障害者スポーツを取り入れるとともに、今まで行っていない新たな障害者スポーツ等を体育的活動に取り入れた。

(2) 運動部活動の振興

都立特別支援学校の部活動に外部指導員を導入し、児童・生徒の個性や能力を一層の伸長を図った。

<成果>

新たに取り組んだ障害者スポーツ等

フライングディスク（ディスクゴルフ・ディスクドッジボール）	14校
ボッチャ	11校
ゴールボール	10校
ラグビー（タグラグビー・車いすラグビー）	6校
陸上競技（マラソン・ジャベリックスロー・マラソン・駅伝）	6校
車いすバスケットボール（バスケットボール）	5校
シッティングバレー	4校
卓球（卓球バレー・車いす卓球）	4校

基本的な方針6 健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育

パラバドミントン（バドミントン）	4校
カローリング	4校
ティーボール	4校
ブラインドサッカー	3校
フロアカーリング	3校
キックベースボール	3校
サッカー（フットサル・電動車いすサッカー等）	3校
その他	31校

（複数回答あり）

各種スポーツ大会における実績

ア 国際大会

BISFED 2019 HONG KONG WORLD OPEN〈ボッチャ〉等

イ 全国大会

ジャパンパラ水泳競技大会（優勝）、日本パラ水泳選手権大会（優勝）、全国ボッチャ選抜甲子園（優勝）等

ウ 関東大会

関東身体障がい者水泳大会（優勝）、関東地区盲学校水泳大会（優勝）、関東地区盲学校ゴールボール大会中学部の部（優勝）、全国知的障害特別支援学校高等部選手権「もう一つの高校サッカー選手権」関東大会（優勝）、知的障がい者フットサル関東交流大会（夏）（優勝）等

<課題>

体育の授業等を通して障害のある児童・生徒がスポーツに親しむ取組や、部活動を通して競技力を高める取組を更に推進する。

<今後の取組の方向性>

- ・今年度と同様、各校で報償費や旅費等を活用し、外部講師による指導や助言を受け、教職員の指導力向上を図ったり、児童・生徒がスポーツに親しむ教育活動等を展開したりする。
- ・各校の実践事例や校内研修等の情報を提供し、各校の良い実践を都立特別支援学校全校で共有できる仕組みを確立させる。

<東京都教育ビジョン（第4次）>

基本的な方針	6	健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育
施策展開の方向性	16	健康で充実した生活を送るための力を育む教育を推進します。
予算額： 13,777 千円 決算額： 11,831 千円		従事職員数 3 人（指導主事 0 人）

1 健康教育の推進（指導部）

(1) がん教育に関する指導の充実

<取組状況>

国の「がん対策基本法」や「がん対策推進基本計画（第3期）」を踏まえ、平成29年度、東京都がん教育推進協議会を設置して外部講師を活用したがん教育の推進に係る事項を協議し、平成30年5月の教育委員会定例会において、東京都がん教育推進協議会提言を報告した。令和4年度までに、都内全ての公立中学校、高等学校、特別支援学校等において、外部講師を活用したがん教育を推進する。

また、平成29年度から毎年度、指導資料としてリーフレット及び活用の手引（教師用）を作成し、全ての公立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等に配布している。

また、平成27年度から毎年度、教員等を対象とした講演会を開催している。

<成果>

- ・健康教育推進委員会を书面開催し、がん教育指導資料の内容等について協議し、リーフレット及び活用の手引を修正した。
- ・修正したリーフレット及び活用の手引（教師用）を全公立学校に配布した。
- ・教員等を対象とした講演会を開催した。

<課題>

外部講師を活用したがん教育の実施率を向上する。

<今後の取組の方向性>

令和4年度までに、都内全ての公立中学校、高等学校、特別支援学校等において、外部講師を活用したがん教育の実施を目指す。

(2) 性に関する指導の充実

<取組状況>

人間尊重の精神を基本とした人格の完成を目指して、学習指導要領に示された内容を全ての児童・生徒に確実に指導するとともに、児童・生徒の実態等に応じた指導を展開できるよう、学習指導要領改訂の機会を捉え、教員用の指導書である「性教育の手引」を改訂し、平成31年度3月に全公立学校に配布した。

教員が本手引を活用して、児童・生徒が、性に関する正しい知識を身に付け、適切な意思決定や行動選択ができるよう、各学校における性教育を支援していく。

<成果>

- ・都教育委員会は、東京都医師会と連携し平成30年度から産婦人科医を活用した性教育の授業の実施を支援している。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、産婦人科医の講話を収録した映像資料による授業を中学校19校で実施した。
- ・改訂した「性教育の手引」の趣旨や特徴等について、区市町村教育委員会室課長会及び保健体育科主任連絡協議会等で周知した。
- ・教員の指導力向上を図るため、改訂した「性教育の手引」に掲載している性教育の目的や指導法等に関する研修動画を作成し、全ての教員を対象に配信した。

<課題>

- ・「性教育の手引」を活用した指導事例・実践事例を周知するとともに、産婦人科医を招へいた性教育の授業の充実を図ること。
- ・性教育に関する研修動画の活用を促進すること。

<今後の取組の方向性>

- ・区市町村教育委員会室課長会及び保健体育科主任連絡協議会等で、「性教育の手引」を活用した指導事例・実践事例を周知する。
- ・産婦人科医を活用した性教育の授業の募集枠を30校とし、引き続き、東京都医師会との連携を推進する。

2 アレルギー疾患対策の推進（都立学校教育部・地域教育支援部）

- (1) ガイドライン等に基づいた体制整備の推進（地域教育支援部）
- (2) アレルギー疾患対応研修の実施（都立学校教育部・地域教育支援部）

<取組状況>

アレルギー事故予防体制の確保と緊急対応の確立に向けて、全ての養護教諭やエピペン[®]携帯児童・生徒等の担任教諭、栄養教諭・学校栄養職員を対象とした、アレルギー専門医等による研修を実施し、平成27年度からは管理職も対象とした。さらには、アレルギー疾患対応に係る資料等を配布し、活用の周知・徹底を図った。

- ・アレルギー疾患対応研修実施状況（令和2年度）

対 象	回 数	参加人数
学校教職員	動画配信	3,237人
学校栄養職員	2回	294人

※学校教職員対象の研修のうち2回は管理職対象研修

<成果>

- ・アレルギー疾患の基礎知識やエピペン[®]の使用法の習得など、教職員が食物アレルギーの事故防止や緊急時に適切に対応できるようになっている。

基本的な方針6 健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育

- ・「食物アレルギー対応委員会」設置や校内研修の実施等、学校における適切なアレルギー疾患対応が構築されている。

<課題>

食物アレルギー対応が必要な児童・生徒等の増加や、食物アレルギーの新規発症に対応するため、全ての教職員がアレルギーへの対応力を身に付ける必要がある。

<今後の取組の方向性>

- ・アレルギー疾患対応研修を継続していくとともに、様々な事例を集めたヒヤリハット・ヒント事例集の活用等により、事故の未然防止や緊急時対応能力の向上を図る。
- ・学校における食物アレルギー対応の体制整備や校内研修の実施を推進する。

3 食育の推進（都立学校教育部・地域教育支援部）

(1) 学校における食育の推進

<取組状況>

栄養教諭及び学校栄養職員に対し、各種研修会の実施等を通じて、学校給食等を活用した食育の取組を支援している。

また、学校給食を「生きた教材」として活用するとともに、教科等間で連携した食に関する指導や地場産物を活用した地産地消に関わる指導など、食育を推進するため、栄養教諭の配置を進めている。

- ・学校栄養職員等研修実施状況（令和2年度）

研修名	参加人数
学校栄養職員新規採用者研修	27人
学校栄養職経験者前期（5年次）研修	（延期）
学校栄養職経験者後期（10年次）研修	37人
食に関する指導研修会	218人
学校栄養職員等研修会	441人

- ・栄養教諭配置実績（平成20年度から配置）

年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
配置人数	64人	64人	63人	63人	65人

<成果>

学校栄養職員等に対する各種研修会の実施を通じて、栄養士としての専門性や学校給食を活用した食育等についての指導力を向上させた。

また、一部の学校では、地場産物を取り入れた学校給食を活用した食に関する指導や栽培・生産体験などにより、食べ物や生産者に対する感謝の心が育ち、児童・生徒の食に関する意識が高まったものと考えている。

<課題>

食育推進の中核となる栄養教諭の配置を更に拡大する必要がある。

また、食に関する指導においては、栄養教諭の専門性を活用するだけでなく、他の教職員や家庭・地域との連携を図る必要がある。

<今後の取組の方向性>

栄養教諭の職をより魅力あるものとしていくことで、栄養教諭の配置拡大を図っていく。

また、新学習指導要領を踏まえ、体育科、家庭科及び特別活動だけでなく、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいても、食育が効果的に行われるよう支援していく。

<東京都教育ビジョン（第4次）>

基本的な方針	6	健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育
施策展開の方向性	17	危険を予測し回避する能力や、社会の安全に貢献できる資質・能力を育む教育を推進します。
予算額：168,358千円		決算額：48,995千円
従事職員数5人（指導主事5人）		

1 学校における安全教育の推進（指導部）

<取組状況>

(1) 「安全教育プログラム第13集」の作成及び活用の推進

児童・生徒が危険を予測し回避する能力や、他者や社会の安全に貢献できる資質・能力を身に付けられるよう学校における安全教育の推進を図るため、「安全教育プログラム第13集」を作成し、都内公立学校全ての教員に配布し、学校において生活安全・交通安全・災害安全の3領域をバランスよく指導できるようにした。

・「安全教育プログラム」作成・配布数

※第14集の作成数は予定

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
作成	71,500部（第12集）	72,000部（第13集）	72,000部（第14集*）
配布	71,500部（第11集）	71,500部（第12集）	72,000部（第13集）

(2) 「安全教育推進校」の指定

効果的な安全教育を実践的に研究し、効果を普及させるため、幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校12校を指定した。このうち新型コロナウイルス感染症の影響により2校が辞退したため、残る10校で実施した。また、指定校（園）が実践した取組を「安全教育プログラム」に掲載することにより、各学校での安全教育の推進を図った。

(3) 「自転車安全運転指導推進校」の指定

自転車の安全運転に関し、都立高等学校等における自転車通学時のヘルメット着用に関するルール化に向けた取組を実践・検証し、その成果を都立高等学校等に普及するため、高等学校3校を指定した。また、自転車安全運転指導推進協議会を設置し、自転車安全運転指導や、自転車通学時のヘルメット着用に関するルール化に向けた取組等、その促進について情報共有及び意見交換等を行い、自転車の安全運転に関し推進を図った。

(4) 関係機関と連携した安全教育の充実

警視庁及び都民安全推進本部と連携し、高等学校において参加・体験型交通安全教室（スタントマンを活用した交通安全教室）を実施した。

また、警視庁及び消防庁並びに都民安全推進本部と連携し、区市町村教育委員会や都立学校へ資料送付等を行うことで、安全教育の充実、徹底を図った。

<成果>

(1) 「安全教育プログラム第13集」の作成及び活用の推進

「安全教育プログラム第13集」に掲載されている総合的な安全教育を推進するための考え方や計画、実践事例を活用することで、教職員の安全教育への意識を高め、実践につなげるようにした。

(2) 「安全教育推進校」の指定

安全教育推進校の指定校2年目に公開授業を実施することで、安全教育の実践について広めることができた。実施を予定していた学校5校のうち、3校は公開して実施、2校は新型コロナウイルス感染症の影響により公開しない形で実施した。

(3) 「自転車安全運転指導推進校」の指定

自転車安全運転指導推進校2校において、自転車シミュレータやスタントマンを活用した交通安全教室を開催し、自転車の安全な利用について考えた。また、自転車安全運転指導推進協議会を3回開催し、ヘルメット着用の促進とともに、自転車の安全な利用について意見交換を行った。

(4) 関係機関と連携した安全教育の充実

参加・体験型交通安全教室（スタントマンを活用した交通安全教室）を実施することで、生徒及び教員の交通安全に対する意識を高めることができた。

<課題>

都立高等学校において、自転車通学時の自転車用ヘルメットの着用のルール化を含め、自転車の安全な利用について、推進する必要がある。

<今後の取組の方向性>

(1) 「安全教育プログラム第14集」の作成及び活用の推進

「安全教育プログラム」を都内公立学校全ての教員に配布する。

(2) 「安全教育推進校」の指定

「安全教育推進校」において、教科等と連携した問題解決的な学習を取り入れた安全教育、カリキュラム・マネジメントの視点を取り入れた計画的な安全教育、学校・家庭・地域（関係機関）が連携した安全教育を中心に研究を推進し、その成果について広く普及・啓発する。

(3) 「自転車安全運転指導推進校」の指定

自転車安全運転指導推進校5校において、自転車通学時の自転車用ヘルメットの着用のルール化を含め、自転車の安全な利用について検討し、各校が取り組んだ内容を事例として、各都立高等学校等に周知するなどしていく。

(4) 関係機関と連携した安全教育の充実

令和3年度においては、警視庁及び都民安全推進本部と連携し、高等学校において参加・体験型交通安全教室（スタントマンを活用した交通安全教室）を自転車安全運転指導推進校5校、安全教育推進校2校で実施し、自転車の安全な利用について推進していく。

2 防災教育の推進（指導部）

(1) 「防災ノート～災害と安全～」の活用促進

<取組状況>

発生が予測される首都直下地震などの自然災害発生時において、児童・生徒が「自助」、「共助」の精神に基づき適切に行動できるように、「防災ノート～災害と安全～」を都内の公立、私立・国立の小・中学校等に配布した。「防災ノート～災害と安全～」の活用や学校・家庭・地域が一体となった防災教育の一層の充実を図るため、「親子防災体験」（小学校等対象）を実施した。令和2年度の「防災標語コンクール」（中学校等対象）は、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業を中止とした。

- ・令和2年度「防災ノート～災害と安全～」作成・配布数

小学校1～3年生版	第1学年の児童に配布	128,500部
小学校4～6年生版	第4学年の児童に配布	120,200部
中学校版	第1学年の生徒に配布	123,600部
高等学校版	第1学年の生徒に配布	128,300部

- ・令和2年度「防災ノート～災害と安全～」の活用促進

※活用促進月間（7月から9月）については新型コロナウイルス感染症の影響で中止

	対象	内容	備考
親子 防災体験	都内の全国公立・私立小学校、特別支援学校(小学部)及び義務教育学校(前期課程)の児童並びにその保護者	防災体験施設や防災イベントにおいて、「防災ノート～災害と安全～」を活用して児童と保護者が共に防災体験(地震体験、消火体験等)を行う。	新型コロナウイルス感染症の影響により、可能な範囲で実施
防災標語 コンクール	都内全公立中学校、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校(中学部)及び義務教育学校(後期課程)の第1学年の生徒	「防災ノート～災害と安全～」を活用した学習を通して学んだことを踏まえ、生徒が防災標語を考える。	新型コロナウイルス感染症の影響により、中止

(親子防災体験の実施施設)

○都内8か所の防災体験施設【令和2年7月から令和3年3月まで】

東京消防庁都民防災教育センター(池袋防災館、立川防災館、本所防災館)

東京消防庁消防博物館、そなエリア東京、しながわ防災体験館、東京都北区防災センター、練馬区立防災学習センター

<成果>

- ア 「防災ノート～災害と安全～」の活用促進

「親子防災体験」の取組により、新型コロナウイルス感染症に鑑みながら、各学校において、避難訓練の事前・事後指導、各教科の授業、学級活動(ホームルーム活動)、朝の会・帰りの会などの日常的な学校生活における様々な場面で、「防災ノート～災害と安全～」の活用が図られた。

基本的な方針6 健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育

- イ 「親子防災体験」防災体験施設での実施者数（参加児童数）
令和2年度 3,399人
- ウ 防災標語コンクール（応募作品数）
事業中止のためなし。

<課題>

教材の活用等による防災教育の推進により、具体的な防災行動に、より一層つなげていく必要がある。

<今後の取組の方向性>

- ア 「防災ノート～災害と安全～」を、都内全ての小学校1年生・4年生、中学校1年生、高等学校1年生に配布する。
- イ 「防災ノート～災害と安全～」の活用を図り、家庭・地域と一体となった防災教育を一層充実させる。
- ウ 令和4年度版 防災教育デジタル教材「防災ノート～災害と安全～」の作成に向け、作成委員会を立ち上げ、準備を進める。
- エ 「安全教育推進校」において、教科等と連携した問題解決的な学習を取り入れた安全教育、カリキュラム・マネジメントの視点を取り入れた計画的な安全教育、学校・家庭・地域（関係機関）が連携した安全教育を中心に研究を推進し、その成果について広く普及・啓発するとともに、「防災ノート～災害と安全～」の活用方法について研究する。

(2) 「防災士養成講座」の実施

<取組状況>

都立高校生及び教員が被災地を訪問し、復興支援ボランティア、交流活動、「防災士」の資格取得を通じて、奉仕の精神の涵養や地域防災に積極的に関わろうとする態度を育み、防災リーダーとして活躍できる人材を育成することを目的とし、平成28年度から「合同防災キャンプ」として開始した。

令和2年度は東京オリンピック・パラリンピック競技大会と夏季休業が重なったため、「合同防災キャンプ」は実施せず、防災士養成講座のみ実施した。

ア 実施日時

令和2年10月4日（日）、10月11日（日）、10月18日（日）

※10月11日（日）は台風により延期し、11月8日（日）に実施

イ 実施場所

東京都庁第一本庁舎大会議場等

ウ 参加人数

生徒58人・教員21人、計79人（うち6人は辞退）

※辞退理由

学校の休業措置等による影響を受け、受講者決定後に進路や部活等の行事が重なり、辞退が発生した。

<成果>

講座終了後に実施したアンケートによると、9割以上の参加者から「今後に活かせる」といった回答が得られるなど、都立高校生及び教員の防災意識の向上を図ることができた。

<課題>

東京都で大きな災害がいつ発生してもおかしくない状況であり、学校、地域の安全を支え、実際に行動できる防災リーダーの育成がこれまで以上に必要である。

<今後の取組の方向性>

令和3年度は、被災地での宿泊研修は行わず、都内会場にて防災士養成講座を実施する。

(3) 都立学校における「宿泊防災訓練」の実施

<施策の取組状況>

災害から自らの生命を守るために必要な「自助」の能力を身に付けさせ、防災に関する意識を高め実践力の向上を図るとともに、助け合いや社会貢献など「共助」の精神を育み、人間としての在り方生き方を考えさせるため、都立高等学校等において一泊二日の宿泊防災訓練を予定していたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、事業を中止とした。

<成果>

事業中止のためなし。

<課題>

- ア 防災訓練を通して、帰宅困難者や避難所の運営など地域に貢献できる人材を育成する「共助」の精神を育む取組を推進していく必要がある。
- イ 気象変動に伴う災害の変化や甚大化・複合化に伴い、様々な災害を想定した防災教育のさらなる充実が必要である。
- ウ 防災訓練支援隊を中核とした校内の防災教育のさらなる充実が必要である。

<施策の取組状況>

令和3年度から、一泊二日の宿泊防災訓練に代わる地域との連携を強化した新たな防災教育（地域と連携した防災訓練及び避難所設営・運営訓練）を実施する。

3 特別支援学校における安全教育の推進（指導部）

<取組状況>

(1) 都立特別支援学校宿泊防災訓練の実施

首都直下地震等の大規模災害発生を想定した宿泊防災訓練を、全都立特別支援学校57校で予定していたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、実施を中止とした。

<成果>

これまでの実施により、大災害発生時、多くの特別支援学校が福祉避難所となることを想定し、実施校の90パーセント以上で、地域や関係機関と連携した避難所設営や避難及び防災訓練を計画している。

<課題>

児童・生徒等の実態及び教職員体制、地域の環境の変化等に対応した防災訓練を継続的に実施すること

基本的な方針6 健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育

が重要である。

感染症予防対策を考慮した実施について検討する必要がある。

<今後の取組の方向性>

引き続き、全都立特別支援学校における宿泊防災訓練を継続する。

(2) 安全な通学に向けたGPS機能の活用

全ての特別支援学校に、東京都教育委員会作成のリーフレット「位置検索（GPS）機能を活用した安全・安心な登下校に向けて」（平成30年12月）を参考にしながら、児童・生徒等の実態に応じた行方不明の防止策を講じることを指導した。令和2年度教育課程において、7割以上の特別支援学校で、行方不明を含む学校事故の防止を重点的な配慮事項とした。

<成果>

特別支援学校における行方不明発生件数が減少した。

<課題>

GPS機器を所有していない家庭、障害特性によりGPS機器を常時所持させることが困難な児童・生徒などへのGPS利活用支援が課題である。

<今後の取組の方向性>

引き続きGPS機能を活用するなどしながら通学時の事故の防止を図る。

＜東京都教育ビジョン（第4次）＞

基本的な方針	7	オリンピック・パラリンピックの精神を学び、育む教育
施策展開の方向性	18	東京 2020 大会、さらにその先の社会で活躍するために必要な力を身に付ける教育を推進します。
予算額： 5,863,858 千円 決算額： 604,794 千円		従事職員数 13 人（指導主事 6 人）

1 「東京都オリンピック・パラリンピック教育」実施方針に基づく教育の推進（指導部）

- (1) 「東京都オリンピック・パラリンピック教育」実施方針に基づく教育の推進
- (2) オリンピック・パラリンピック教育アワード校の顕彰

＜取組状況＞

都教育委員会が制定した「東京都オリンピック・パラリンピック教育」実施方針に基づき、都内全ての公立学校において、本教育を通常の教育活動に関連付け、年間 35 時間程度を目安として組織的・計画的に展開した。

＜成果＞

令和元年度に優れたオリンピック・パラリンピック教育を行った学校をオリンピック・パラリンピック教育アワード校として顕彰し、オリンピック・パラリンピック教育を一層推進した（事業推進部門 144 校、環境部門 28 校）。

＜課題＞

オリンピック・パラリンピック教育におけるレガシーの構築に向けた取組として、五つの資質のうち、特に「ボランティアマインド」、「障害者理解」、「豊かな国際感覚」に関連した取組の更なる充実・発展を図る。

＜今後の取組の方向性＞

各学校において、引き続きオリンピック・パラリンピック教育を推進するとともに、東京 2020 大会終了後のレガシーを見据えた取組を実施する。

また、東京 2020 大会を直接観戦する体験を通じて、子供たち一人一人に、人生の糧となる掛け替えのないレガシーを残していく。

2 ボランティアマインドの醸成（指導部）

- (1) ボランティアサミットの開催
- (2) 東京ユースボランティアの拡充
- (3) 東京 2020 大会に関連したボランティアへの参画

<取組状況>

社会に貢献しようとする意欲や、他者を思いやる心などのボランティアマインドを醸成し、子供たちの自尊感情を高めていくため、発達段階に応じて、ボランティア活動を行う「東京ユースボランティア」を展開した。

各学校がこれまで実践してきた環境保全に係る取組を基に、3R（リデュース、リユース、リサイクル）について幼児・児童・生徒が具体的な行動目標を設定し、目標に基づく自主的な活動を家庭、地域と連携して推進する「スクールアクション『もったいない』大作戦」を実施した。

<成果>

児童・生徒の発達段階に応じて、主体的・自主的なボランティア活動を支援する「東京ユースボランティア・バンク」では、令和3年3月現在、全ての都立学校252校に加えて、幼稚園・こども園3園、小学校・区立特別支援学校243校、義務教育学校6校、中学校83校が学校登録した。

また、「第2回都立高校生等によるボランティア・サミット」を開催し、「都立高校生海外ボランティア体験」の活動報告を行ったほか、参加した都立高校生等がグループディスカッションを行い、ディスカッションの結果をボランティア宣言としてまとめた。

東京2020大会に関連したボランティアへの参画として、「東京2020大会における中高生のボランティア体験（仮称）」の実施に向けた準備を行った。

都教育委員会が配布した具体的な行動目標を記入するポスターを活用するなどして、全公立学校が「スクールアクション『もったいない』大作戦」に取り組み、環境保全に係る活動をより一層推進した。

<課題>

各学校が取り組んできたボランティアマインドの醸成に関する取組を、大会後も長く続く教育活動として発展させる必要がある。

<今後の取組の方向性>

引き続き各学校におけるボランティア活動や環境保全に係る活動を充実させるとともに、東京2020大会開催時には、子供たちがこれまで育んできたボランティアマインドを発揮する機会として、大会に関連したボランティアへの参画を図る。また、オリンピック・パラリンピック教育アワード校（環境部門）の顕彰や優れた取組の紹介により、東京2020大会終了後のレガシーを見据えた取組を推進する。

3 共生社会の形成（指導部）

- (1) パラリンピック競技応援校の指定
- (2) パラスポーツ指導者講習会・東京都公立学校パラスポーツ交流大会の実施
- (3) 被災地等との連携によるパラスポーツ交流体験
- (4) ボッチャ交流行事推進事業
- (5) スクールアクション「もったいない」大作戦の実施（再掲）

<取組状況>

パラスポーツの観戦・体験、スポーツを通じた特別支援学校と地域の学校との交流など、子供たちが、

基本的な方針7 オリンピック・パラリンピックの精神を学び、育む教育

お互いの人格や個性についての理解を深め、思いやりの心を育成する取組を行った。

各学校がこれまで実践してきた環境保全に係る取組を基に、3R（リデュース、リユース、リサイクル）について幼児・児童・生徒が具体的な行動目標を設定し、目標に基づく自主的な活動を家庭、地域と連携して推進する「スクールアクション『もったいない』大作戦」を実施した。

<成果>

パラスポーツを通して障害者理解を促進するため、パラリンピック競技応援校として、10校を指定した。

また、ボッチャを通じた交流行事を推進する地区を2地区指定した。

都教育委員会が配布した具体的な行動目標を記入するポスターを活用するなどして、全公立学校が「スクールアクション『もったいない』大作戦」に取り組み、環境保全に係る活動をより一層推進した。

<課題>

オリンピック・パラリンピック教育におけるレガシーの構築に向けた取組として、子供たちの障害者理解をさらに高め、共生社会の形成につなげる必要がある。

また、各学校が取り組んできた環境保全に関する取組を、大会後も長く続く教育活動として発展させる必要がある。

<今後の取組の方向性>

パラスポーツ指導者講習会の実施、パラリンピック競技応援校の指定や各学校における障害者理解の取組等をさらに推進し、東京2020大会後のレガシーにつなげることで、共生社会の実現を目指す。

引き続き各学校における環境保全に係る活動を充実させるとともに、オリンピック・パラリンピック教育アワード校（環境部門）の顕彰や優れた取組の紹介により、東京2020大会終了後のレガシーを見据えた取組を推進する。

4 スポーツ志向の重視（指導部）

(1) オリンピアン・パラリンピアン等の学校派遣の実施

<取組状況>

子供たちが様々なスポーツを体験するなど、フェアプレーやチームワークの精神を育み、体力の向上や健康づくりに自ら意欲的に取り組む態度を養う取組を実施した。

<成果>

アスリート等の派遣事業「夢・未来プロジェクト」を公立学校98校で実施した。オンライン対応も可能となるよう準備を行った。

<課題>

各学校が取り組んできたスポーツ体験やアスリートとの交流などの取組を、大会後も長く続く教育活動として発展させる必要がある。

<今後の取組の方向性>

「夢・未来プロジェクト」の実施により、児童・生徒のスポーツへの関心を深め、夢に向かって努力したり困難を克服したりする意欲を培うための取組を推進する。また、各学校におけるスポーツに親しむ取組やアスリートとの交流を継続し、大会後も長く続く教育活動として発展させる。

5 豊かな国際感覚の育成（指導部）

(1) 世界ともだちプロジェクトの拡大

<取組状況>

大使館や留学生等との交流や、海外の学校とのメール・手紙等のやり取りなど、世界各国の人々と積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するとともに、豊かな国際感覚を醸成し、世界の多様性を受け入れる力を育てる取組を行った。

<成果>

「世界ともだちプロジェクト」では、大使館等と学校との直接交流が可能となるよう調整を図り、80か国の大使館等から協力を得た。オンラインでの交流も取り入れて行った。

<課題>

各学校が取り組んできた国際交流の取組を、大会後も長く続く教育活動として発展させる必要がある。

<今後の取組の方向性>

東京都国際交流コンシェルジュにより各学校の国際交流の取組を支援する。また、オリンピック・パラリンピック教育で築いたつながりを生かし、東京2020大会後も国際交流を継続するなど、各学校において、長く続く教育活動として取組を発展させる。

6 「学校2020レガシー」の構築（指導部）

(1) 「学校2020レガシー」構築に向けた取組の推進

<取組状況>

各学校が、「東京都オリンピック・パラリンピック教育」において展開してきた、五つの資質の育成と関連付けて発展させてきた活動、又は本教育を契機に新たに取組を始めた活動の中から、学校の特色として東京2020大会以降も継続させる活動を「学校2020レガシー」として設定し、教育活動を推進した。

<成果>

都内全ての公立学校が、「学校2020レガシー」構築に向けた取組を推進した。

<課題>

「学校2020レガシー」として設定した取組を、大会後も長く続く教育活動として展開する必要がある。

＜今後の取組の方向性＞

オリンピック・パラリンピック教育実践報告会等において、「学校 2020 レガシー」に係る優れた取組を紹介し、令和 4 年度以降の教育活動の在り方について周知するとともに、「学校 2020 レガシー」として位置付ける教育活動の一層の推進を図る。

(2) 子供の競技観戦に向けた準備

(3) 東京 2020 大会に関連したボランティアへの参画

＜取組状況＞

各学校が、「東京都オリンピック・パラリンピック教育」において展開してきた、五つの資質の育成と関連付けて発展させてきた活動、又は本教育を契機に新たに取組を始めた活動の中から、学校の特色として東京 2020 大会以降も継続させる活動を「学校 2020 レガシー」として設定し、教育活動を推進した。

＜成果＞

都内全ての公立学校が、「学校 2020 レガシー」構築に向けた取組を推進した。子供の競技観戦に向けた準備を進めたほか、東京 2020 大会に関連したボランティアへの参画として、「東京 2020 大会における中高生のボランティア体験（仮称）」の実施に向けた準備を行った。

＜課題＞

「学校 2020 レガシー」として設定した取組を、大会後も長く続く教育活動として展開する必要がある。

＜今後の取組の方向性＞

オリンピック・パラリンピック教育実践報告会等において、「学校 2020 レガシー」に係る優れた取組を紹介し、令和 4 年度以降の教育活動の在り方について周知するとともに、「学校 2020 レガシー」として位置付ける教育活動の一層の推進を図る。

また、東京 2020 大会を直接観戦する体験や大会に参画する機会を通じて、子供たち一人一人に、人生の糧となる掛け替えのないレガシーを残していく。

7 優れた芸術文化に対する理解の促進（再掲）（指導部）

＜取組状況＞

(1) 東京 2020 大会に向けた都の文化プログラムの活用による芸術文化の鑑賞・体験（再掲）

東京都の文化プログラム「Tokyo Tokyo FESTIVAL」や「オリンピック・パラリンピック教育推進支援事業（コーディネート事業）」における教育支援プログラム等を活用し、芸術・文化の鑑賞や体験等を推進し、様々な文化に対する理解を深める取組を行った。

(2) 都立高等学校における文化部活動の振興（再掲）

- ・令和 4 年度に開催が決定している第 46 回全国高等学校総合文化祭東京大会に向けて、都立高等学校の文化部活動の充実を推進するため、東京大会で開催が予定されている部門の文化部活動の活性化と部門内の組織強化を目標に、文化部推進校 18 校及び文化部新設置推進校 4 校を指定した。
- ・文化部活動における全国大会参加旅費等を支給した。

<成果>

(1) 東京 2020 大会に向けた都の文化プログラムの活用による芸術文化の鑑賞・体験（再掲）

文化プログラム・学校連携事業指定校として、広域活動団体型 30 校、地域連携型 114 校を指定した。指定校では、オーケストラや歌舞伎の鑑賞、和太鼓体験等を行い、優れた文化に対する理解を深めた。オンライン対応も可能となるようプログラムを準備した。

(2) 都立高等学校における文化部活動の振興（再掲）

第 44 回全国高等学校総合文化祭高知大会に、都立高等学校が延べ 26 校出場した。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、オンラインによる大会開催（WEB SOUBUN）となったことから、一部の部門において選考会等を実施できなかった。

項目	成果目標	結果
全国高等学校総合文化祭への都立高等学校の出場校	延べ 40 校以上	延べ 26 校

・新型コロナウイルス感染症対策として、オンラインを活用した交流会等を実施することで、他校や他県の高校生との交流を推進することができた。

<課題>

(1) 東京 2020 大会に向けた都の文化プログラムの活用による芸術文化の鑑賞・体験（再掲）

各学校が取り組んできた様々な文化を理解する取組を、大会後も長く続く教育活動として発展させる必要がある。

(2) 都立高等学校における文化部活動の振興（再掲）

- ・外部人材を効果的に活用した、生徒の取組意識及び技能を効果的に向上させること。
- ・推進校の取組を他の都立高等学校に普及させ、文化部活動全体の活性化の推進を図ること。
- ・第 46 回全国高等学校総合文化祭東京大会の実施に向けた、部門内組織を更に強化すること。
- ・新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた文化部活動を推進すること。

<今後の取組の方向性>

(1) 東京 2020 大会に向けた都の文化プログラムの活用による芸術文化の鑑賞・体験（再掲）

東京都の文化プログラムの活用などにより、優れた芸術・文化を鑑賞・体験する取組を促進しオリンピック・パラリンピック教育の充実を図るとともに、学校と地域の芸術文化団体との継続的な連携を構築することにより、東京都の文化プログラムの裾野拡大や東京 2020 大会のレガシーとなる取組を支援する。

(2) 都立高等学校における文化部活動の振興（再掲）

- ・全国高等学校総合文化祭東京大会までの取組を通して、推進校の取組や成果を都立高校全体の文化部活動全体の活性化につなげること。

<東京都教育ビジョン（第4次）>

基本的な方針	8	生徒の多様なニーズと時代の要請に応える「都立高校改革」
施策展開の方向性	19	次代を担う社会的に自立した人間を育成します。
予算額： 5,619,500 千円 決算額： 4,564,594 千円		従事職員数 13 人（指導主事 8 人）

(1) 「学びの基盤」プロジェクトによる教育プログラムの開発（再掲）（指導部）

<取組状況>

本プロジェクトは、当初の計画では、令和元年度から3か年で、研究協力校6校の高校生を対象として実施した調査・分析を基に、「学びの基盤」としての「読解力」等をも高めるための研究プロジェクトであり、令和元年度は、プロジェクト1年目として、読解力、自ら学ぶ力に関する調査、認知特性に応じた支援に関する調査を実施した。

令和2年度は、2年次調査を実施して実態を把握するとともに、1年次教育プログラムの検証授業を通して明らかになった課題を踏まえ教育プログラムの内容の充実を図ること、さらに、読解力、自ら学ぶ力、認知特性がそれぞれ取り組んだ1年次教育プログラムを統合させた教育プログラムを開発することとしていた。

しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大に伴う臨時休業等により、実態調査等を計画どおり実施することが不可能となり、令和3年度以降のスケジュールを見直した。

研究協力校においては、1年次教育プログラムを基に、校内体制を整え、組織的に授業改善を図った。

<成果>

- ・研究協力校において、1年次教育プログラムを基に、以下のように研究授業を行い、授業改善を行った。

	読解力育成のための授業実践	自ら学ぶ力を育むための授業実践	認知特性チームの開発した学習指導案に基づく授業実践	認知特性チームと連携した学習意欲を向上させるための授業実践	研究体制等
足立東	10/22 理科・化学基礎 10/22 国語・国語総合			11/16 地歴・地理 A	副校長を中心に若手の授業実践及び協議を実施
南葛飾	11/20 国語・現代文 B	11/27 公民・現代社会			主幹教諭を中心に若手の授業実践及び協議を実施
板橋	11/13 国語総合	11/19 コミュニケーション英語 II			本プロジェクトを学校経営に位置付け、副校長が中心となって声を掛けている。
光丘		11/26 地歴・世界史 B			昨年度構築した組織体制の推進が必要
東村山				11/25 地歴・地理 A	授業実践及び協議の取りまとめを行う人材が必要
秋留台	12/8 保健体育 12/22 英語	11/24 国語・国語総合	11/12 国語・国語総合	12/22 地歴・地理 A	副校長及び担当者を中心に授業実践及び協議を実施

<課題>

- ・令和元年度入学生への実態調査等を中止したため、令和2年度の「学びの基盤」プロジェクトを休止

し、令和3年度以降のスケジュールを見直す。

<今後の取組の方向性>

- ・新たなスケジュールとして、令和3年度入学生に対して令和3年度から5年度までの3か年の実態調査を実施する。
- ・令和3年度については、令和元年度に開発し、実践した読解力プログラム、自ら学ぶ力プログラムと、認知特性プログラムをそれぞれ統合したプログラムを開発し、検証を行う。その際に、各研究協力校においては、年間2回の研修または研究授業を実施する。
- ・実態把握のための日本語検定については、生徒のモチベーション維持・向上を図ることを目的に、5級から始まり、上級の受験を可能とする。
- ・令和4年度は、令和3年度の統合プログラムを一本化し、教育プログラムを開発、検証する。
- ・令和5年度は、2年間のプログラムを改善、検証し、「学びの基盤」教育プログラムを完成し、令和6年度から他の都立学校にも展開する。

(2) 高大連携の推進（指導部・都立学校教育部）

ア 東京都立大学との高大連携の推進（再掲）（指導部）

<取組状況>

希望する都立高校生を対象として、平成29年度から大学教授が最先端の研究内容を講演する首都大学フォーラム（令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で中止）を、平成30年度から生徒が大学の研究室で研究を実体験する理数探究ラボを実施してきた。

平成30年9月には、これまでの取組を踏まえ、都立高校生の学問的な探究意欲を喚起し、志を高めるとともに、大学での研究活動に対応できる資質能力を向上させることを目的として、首都大学東京と連携協定を締結した。

<成果>

- ・都立大学高校生探究ゼミの実施

参加した生徒からは、科学に対する興味・関心を高めるとともに、コミュニケーション力やプレゼンテーション力を身に付けることができたなどの感想があった。

<課題>

- ・幅広い学校から興味・関心の高い生徒を集めるため、活動内容を充実させる必要がある。
- ・感染症対策を講じ、連携事業を実施する必要がある。

<今後の取組の方向性>

連携協定に基づき、考古学、宇宙物理、無線通信の三つのテーマについて、東京都立大学が都立高校生向けに開講するゼミ等において、生徒が大学レベルの研究に継続して取り組むことができるようにしていく。

都立高校生のための先端研究フォーラムについては、感染症対策として会場集合型とオンライン型を併用して実施する予定である。

イ 東京農工大学との高大連携の推進（再掲）（指導部・都立学校教育部）

①指導部の取組

<取組状況>

東京農工大学の有する高度な教育・研究力を生かして、都立多摩科学技術高等学校の生徒に大学への進学を見据えた専門的な教育機会を提供するとともに、高校教育から大学院教育までの12年間を一貫したプログラムを開発することを目的として、平成31年3月に連携協定を締結した。

令和2年度は、理数分野（4分野）に関する研究発表会や科学技術に関する講演、イノベーション研修等の連携事業を展開し、参加生徒の研究に対する興味・関心を高めることができた。

<今後の取組の方向性>

連携協定に基づき、大学教員による生徒の研究に対する指導や、大学の研究室における専門性の高い実験の継続的な実施など、12年間のプログラムのうち高校段階のプログラムの一部を開始するとともに、高校教育と大学教育の円滑な接続に向けた検討を更に進めていく。

②都立学校教育部の取組

<取組状況>

平成31年2月策定の都立高校改革推進計画 新実施計画（第二次）に基づき、東京農工大学との連携により、世界の第一線で活躍する研究者としての素養を高校教育から大学・大学院教育まで継続的に育成するプログラムの開発を行う。

<成果>

令和2年度は、東京農工大学工学部と都立多摩科学技術高等学校と協議を重ね、令和3年度から開始する高大接続プログラムの検討を行った。また、新たに農学部と都立農業高等学校との連携関係構築に向けて協議を開始した。

<課題>

令和3年度からの開始に当たり、高大接続プログラムの具体的な検討と、実施上の具体的な課題の整理を行う必要がある。

<今後の取組の方向性>

高大接続プログラムのうち高校段階での取組内容をより具体的に検討していく。令和2年度から実施することができる取組については、実施する予定である。

また、高大接続プログラムのうち高校段階から大学入学段階、大学入学以降の段階についても検討し、高校から大学院後期課程までの12年間を見通した高大接続プログラムの開発に向けて取り組んでいく。

ウ 総合学科高校における高大連携の推進（再掲）（都立学校教育部）

<取組状況>

平成31年2月策定の都立高校改革推進計画 新実施計画（第二次）に基づき、総合学科高校における高大連携を更に推進し、大学の高いレベルの研究手法や指導法を学ぶことにより、課題研究を深化させ、高校での学びを生かした大学との円滑な接続を実現させる。

<成果>

令和元年5月に総合学科高校10校及び本庁（指導部・都立学校教育部）による連絡協議会を設置し、連携先候補大学の選定や、連携内容について検討した。

総合学科高校生の課題研究を大学のもつ研究手法・指導法により深化させるとともに、大学との円滑な接続等を図るなど幅広く連携事業を推進していくため、令和2年3月に産業能率大学との間で連携協定を締結した。

<今後の取組の方向性>

大学教員を講師とした総合学科高校の教員向けの講習会の実施や各学校のニーズに応じた生徒への学習支援、大学教員による課題研究発表時の指導講評、生徒の大学講義の体験受講など連携内容について、今後検討していく。

(4) 「志」育成事業の推進（再掲）（指導部）

<取組状況>

ア 令和2年8月15日（土）～21（金）動画配信

京都大学サマープログラム2020（参加者112名）

イ 令和2年10月3日（土） 令和2年11月1日（日）

東京大学 IRCN 東京都立高校生向けオンライン講義～Meet the Young Scientist!～（参加者55名）

ウ 京都大学「えるきゃす」オンライン2020（参加者27名）

エ 令和2年9月1日（火曜日）～12月22日（火曜日）

京都大学学びコーディネーター事業（参加校17校 参加者2544名）

<成果>

・フォーラム形式の事業は中止となったが、オンラインでの動画配信などの事業を実施し、研究意欲を刺激し、大学進学への目的意識を高めさせることができた。

<課題>

- ・フォーラムの内容に対する理解をより深め、自己の在り方等の意識を高めるために参加する生徒に予備知識を与えるなどの検討が必要である。
- ・開催時期を考慮したり、より早い時期から参加募集をかけたりにするなどしてより多くの生徒が参加できるような企画とするべく努めていく。
- ・「志」育成事業と高大接続事業、理数教育事業、各学校の進路指導等との関連性が不明確で、各事業への参加の動機付けが十分に行われていない。
- ・全体の参加者が減少傾向にある中、各フォーラムの参加者増に向けて、開催時期の検討が必要である。

<今後の取組の方向性>

- ・フォーラム開催時期を集中させ、生徒の興味・関心を喚起する。
- ・他の高大連携事業への参加の動機付けとする。
- ・会場での講演会に加えて、オンラインによる動画配信を行うなど実施形態を検討する。

基本的な方針 8 生徒の多様なニーズと時代の要請に応える「都立高校改革」

- ・生徒が進学先として検討する選択肢を増やし、大学進学希望を喚起するため、協力大学等の拡大を図る。

<東京都教育ビジョン（第4次）>

基本的な方針	8	生徒の多様なニーズと時代の要請に応える「都立高校改革」
施策展開の方向性	20	生徒一人一人の能力を最大限に伸ばす学校づくりを推進します。
予算額： 2,454,095 千円 決算額： 1,618,217 千円		従事職員数 4 人（指導主事 1 人）

(1) GAPに関する教育の推進（再掲）（都立学校教育部）

<取組状況>

農業系高校では、食品安全や環境保全、作業工程の効率化などについて取り組むGAP（Good Agricultural Practice：農業生産工程管理）の取組を通して、より良い農業経営について学習する取組を推進している。

GAPの認証団体による認証の取得については、令和2年3月時点で農業系高校全8校においてJGAP又は東京都GAPの認証を取得し、令和3年3月までに認証の更新等を実施した。

<成果>

都立農業系高校全8校において、令和元年度末までにGAP認証を取得している。

【農業系高校における認証取得状況（令和2年度末時点）】

学校名	認証取得農産物
園芸高等学校	トマト
農芸高等学校	トマト
農産高等学校	ナス、ピーマン、ダイコン、ブルーベリー、ブロッコリー、カリフラワー、キャベツ、えだまめ、さといも、トマト、ネギ
瑞穂農芸高等学校	メロン
農業高等学校	トマト、緑茶、日本なし、ブドウ
大島高等学校	トマト、ブロッコリー
三宅高等学校	さといも、ナス、緑茶
八丈高等学校	オクラ、トマト、ミニトマト

<課題>

GAP認証を取得していない農産物で、GAPと同様の取組を推進することや、GAPの意義を理解し、授業で教えることができる教員を育成するために、GAP指導員資格を持つ教員を計画的に育成すること。

<今後の取組の方向性>

認証を取得した農産物での取組の継続、認証を取得していない農産物の取扱いの検討。

GAPの意義を普及啓発することや、地域の農業従事者と連携した取組を推進すること、学校PRの実施等

(2) ものづくり立志事業の実施（再掲）（指導部）

<取組状況>

基本的な方針 8 生徒の多様なニーズと時代の要請に応える「都立高校改革」

工業高校への入学生を対象として、ものづくりへの興味・関心を高め、キャリア意識を培うため、熟練技術者による講演・実演やものづくり企業への現場訪問、基礎的な製作体験等の取組を、導入対策事業として1年次の1学期に実施した。

<成果>

本事業に参加した生徒は、「工業科目に力を入れて勉強したいと思うようになった」、「熟練技術者を目指して、頑張りたいと思った」と感想を述べた生徒が多く、本事業において、新入生のものづくりへの興味・関心を高めることができた。また、「技術者として働くことについて、具体的なイメージをもつことができた。」と感想を述べる生徒もあり、生徒のキャリア意識を高めることができた。

<課題>

講演を実施する学校が多く、生徒の意欲を高める取組としては成果を上げることができたが、実践につなげる取組が少なかった。

次年度は、生徒の学習意欲の更なる向上に加え、思考力と実践力を向上させる取組として、講演だけでなく、実習等を取り入れて実施することにより、都立工業高校に入学した生徒のものづくりへの興味・関心を高める。

<今後の取組の方向性>

主に2年次の生徒が参加する「東京未来ファクトリー」と関連付け、同世代で他の工業高校に通う生徒と交流することや、企業が求める技術・技能を体感することで、ものづくりへの興味・関心を高め、キャリア意識を培う取組を推進する。

(3) 産業高校における新たな類型の設置検討（再掲）（ ）

<取組状況>

東京都独自の学科である「産業科」を設置する橘高校において、東京の伝統工芸等に関する学習の実施に向けて、実習施設や機材の整備検討及び外部講師等の確保に向け検討・調整を行った。

<成果>

令和4年度本格実施に向けた教育課程の検討を行い、方向性を決定することが出来た。実習記載の整備のための、実習室等の整備方針が決定し、令和3年度以降施設の改修等を実施予定。

<課題>

伝統工芸に関する市民講師等の外部人材の確保

<今後の取組の方向性>

学校施設等の着実な整備を実施するとともに、外部講師等の確保に向け、都内伝統工芸関連団体等との調整を実施していく。

(4) 実地に学ぶ商業教育の推進（再掲）（指導部）

<取組状況>

ア 2学年「ビジネスアイデア」（学校設定科目）を実施

基本的な方針 8 生徒の多様なニーズと時代の要請に応える「都立高校改革」

令和元年度作成した「価値を生み出す力をはぐくむ「ビジネスアイデア」学習指導事例と授業ガイド」を活用し、各校の取組及び教材等を共有した。

イ 学習成果発表会の実施

「ビジネスアイデア実践発表会」のDVDを用いて、商業高校の取組状況を共有した。

<課題>

ア ビジネス科7校での「ビジネスアイデア」における指導方法等の共有の継続

イ 「ビジネスアイデア実践発表会」の充実

ウ 商業7校以外の商業科教員の本改革の趣旨の理解

<今後の取組の方向性>

ア 「商業教育コンソーシアム東京」理事会の開催

イ 「商業教育コンソーシアム東京」協力企業等連絡会の開催

ウ ビジネス科7校への企業や大学の講師等の紹介の充実

(5) 中高一貫教育校の改善（都立学校教育部）

<取組状況>

都立高校改革推進計画 新実施計画（第二次）（平成31年2月策定）に基づき、併設型中高一貫教育校について、6年間一貫した教育をより一層推進するため、高校段階での生徒募集を停止するとともに、中学校段階からの高い教育ニーズを踏まえた、中学校段階での生徒募集の規模拡大について調整を行った。

<成果>

改善実施に向けた諸調整を各校と進めるとともに、冊子「令和3年度（2021年度）東京都立高等学校に入学を希望する皆さんへ」において、富士、武蔵、両国及び大泉高校の募集停止について掲載し周知を行った。

<課題>

白鷗高校・附属中学校について、施設整備の状況を踏まえた実施時期を周知する必要がある。

<今後の取組の方向性>

引き続き、高校段階での募集停止及び中学校段階での生徒募集拡大について周知を行うとともに都立中高一貫教育校卒業生の社会における活動状況についての調査の実施・検証を行う。

＜東京都教育ビジョン（第4次）＞

基本的な方針	8	生徒の多様なニーズと時代の要請に応える「都立高校改革」
施策展開の方向性	21	質の高い教育を支えるための環境整備を進めます。
予算額： 34,765,855 千円 決算額： 29,547,085 千円		従事職員数 7 人（指導主事 1 人）

(1) 都立高校魅力発掘・発信プロジェクトの実施（都立学校教育部）

＜取組状況＞

各校のランドデザインを学校の特色として戦略的に広報していくため、以下の取組を実施した。

ア 都立高等学校ホームページのリニューアル

外部の専門スキルを活用したホームページの作成等

	令和元年度	令和2年度
ホームページリニューアル実施校数	39 校	41 校

イ 都立学校魅力PR動画「まなびゅ〜」の配信

生徒自身が企画や編集に携わりながら、生徒の視点や感覚で自らが伝えたい学校の魅力が詰まった動画を東京都公式動画チャンネル「東京動画」により配信し、中学生等の同世代に学校の魅力を伝えている。平成30年10月から配信を開始している。

令和3年2月末現在、43校（65作品）が配信されている。

＜成果＞

ア 都立高等学校ホームページのリニューアル

分かりやすく伝える訴求力の高いデザイン、内容に改善された。

イ 都立学校魅力PR動画「まなびゅ〜」の配信

動画制作を通して在校生が母校に一層愛着を持つとともに、企画力や協働する力、ICT関連の知識やスキルを主体的に学ぶ機会となっている。また、令和2年1月実施の教育モニターアンケートでも高評価を得ている。

＜課題＞

いずれもまだ取り組んでいない学校に対する啓発や支援が課題である。

＜今後の取組の方向性＞

まだ取り組んでいない学校に対する啓発や支援を進め、特にホームページについては、順次原則として全ての都立高等学校についてリニューアルを実施する。

(2) 高等学校における外国人生徒等に対する教育環境の整備（再掲）（指導部・都立学校教育部）

＜取組状況＞

日本語指導外部人材活用事業により、日本語指導の必要な生徒に対する支援のための予算措置を行っている。

在京外国人の人数が増加傾向にあることから、令和2年度においては、近年の増加数を考慮して予算の増額を行った。

<成果>

日本語指導外部人材活用事業の活用状況の推移

年度	決算額	申請人数
H26 年度	9,875,000 円	55 人
H27 年度	10,517,000 円	80 人
H28 年度	14,273,000 円	140 人
H29 年度	22,035,000 円	151 人
H30 年度	30,469,000 円	181 人
R 1 年度	26,587,000 円	174 人
R 2 年度	34,338,000 円	230 人

<課題>

- ・日本語指導のスキルや経験のある教員がほとんどいないため、日本語指導以外の学習指導や生活指導・進路指導等に困難を感じている学校がある。
- ・生徒の母語によっては、外部人材の確保が困難である。
- ・令和 2 年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、授業時間及び外部人材の確保がこれまで以上に難しい状況にあった。

<今後の取組の方向性>

- ・在京外国人の増加を踏まえ、日本語指導外部人材活用事業の一層の活用を検討する。
- ・教員の日本語指導に対する理解を深めるとともに、日本語指導が必要な生徒に対する指導（教科学習に関する指導や生活指導・進路指導等）に関する資質・能力の向上に資するため、教員向けハンドブックの開発を行う。

(3) 都立高校における在京外国人生徒等に係る募集規模の検討（再掲）（都立学校教育部）

<取組状況>

中学校における日本語指導が必要な在京外国人生徒等の人数の推移や、居住する地域のバランス、在京外国人生徒対象枠の募集校における入学者選抜の応募状況等を踏まえ、令和 3 年度入学者選抜においては、既設の募集枠設置校 1 校において募集人員を増やした。

<成果>

- ・「在京外国人生徒対象」枠の設置状況及び募集人員の推移
 平成28年 4 月入学（平成27年度実施入学者選抜） 国際高校・飛鳥高校・田柄高校・竹台高校・南葛飾高校の 5 校（募集人員 95 人）
 平成29年 4 月入学（平成28年度実施入学者選抜） 国際高校・飛鳥高校・田柄高校・竹台高校・南葛飾高校・府中西高校の 6 校（募集人員 110 人）
 平成30年 4 月入学（平成29年度実施入学者選抜） 国際高校・飛鳥高校・田柄高校・竹台高校・南葛飾高校・府中西高校・六郷工科高校の 7 校（募集人員 120 人）
 平成31年 4 月入学（平成30年度実施入学者選抜） 国際高校・飛鳥高校・田柄高校・竹台高校・

基本的な方針 8 生徒の多様なニーズと時代の要請に応える「都立高校改革」

南葛飾高校・府中西高校・六郷工科高校の7校（募集人員130人）

令和2年4月入学（令和元年度実施入学者選抜） 国際高校・飛鳥高校・田柄高校・竹台高校・南葛飾高校・府中西高校・六郷工科高校・杉並総合高校の8校（募集人員150人）

令和3年4月入学（令和2年度実施入学者選抜） 国際高校・飛鳥高校・田柄高校・竹台高校・南葛飾高校・府中西高校・六郷工科高校・杉並総合高校の8校（募集人員155人）

・「在京外国人生徒対象」枠の応募倍率

平成28年4月入学（平成27年度入学者選抜） 2.07倍

平成29年4月入学（平成28年度入学者選抜） 1.96倍

平成30年4月入学（平成29年度入学者選抜） 2.06倍

平成31年4月入学（平成30年度入学者選抜） 1.75倍

令和2年4月入学（令和元年度実施入学者選抜） 1.45倍

令和3年4月入学（令和2年度実施入学者選抜） 1.36倍

<課題>

在京外国人生徒対象枠の募集人員を増やし、入学者選抜の応募倍率は低下したものの、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否の状況等を踏まえ、引き続き、適切な募集規模を検討する必要がある。

<今後の取組の方向性>

中学校における日本語指導が必要な在京外国人生徒等の人数の推移や、居住する地域のバランス、在京外国人生徒対象枠の募集校における入学者選抜の応募状況等を踏まえ、適切な募集規模を検討する。

(4) 在京外国人生徒等の日本語習得に向けた支援（再掲）（指導部・都立学校教育部）

<取組状況>

日本語指導外部人材活用事業により、日本語指導の必要な生徒に対する支援のための予算措置を行っている。

在京外国人の人数が増加傾向にあることから、令和2年度においては、近年の増加数を考慮して予算の増額を行った。

・NPO法人等によるコーディネーター派遣事業の試行実施

NPO法人等によるコーディネーター派遣事業として、NPO法人と連携し「多文化共生スクールコーディネーター」を募集枠設置校4校に派遣し、入学した在京外国人生徒及び募集枠設置校に対する支援を行った。

<成果>

日本語指導外部人材活用事業の活用状況の推移

年度	決算額	申請人数
H26年度	9,875,000円	55人
H27年度	10,517,000円	80人
H28年度	14,273,000円	140人

基本的な方針 8 生徒の多様なニーズと時代の要請に応える「都立高校改革」

H29 年度	22,035,000 円	151 人
H30 年度	30,469,000 円	181 人
R1 年度	26,587,000 円	174 人
R2 年度	34,338,000 円	230 人

- ・NPO 法人等によるコーディネーター派遣事業試行実施校
杉並総合高校・南葛飾高校・府中西高校・六郷工科高校

<課題>

- ・日本語指導のスキルや経験のある教員がほとんどいないため、日本語指導以外の学習指導や生活指導・進路指導等に困難を感じている学校がある。
- ・生徒の母語によっては、外部人材の確保が困難である。
- ・令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、授業時間及び外部人材の確保がこれまで以上に難しい状況にあった。
- ・NPO 法人等によるコーディネーター派遣事業の試行実施
在京外国人生徒が、入学後に日本語習得に時間がかかる場合も多く、その結果、各学校における学習指導等も難しくなっている。また、言語・文化等の違いによる外国人生徒特有の課題等に対し、教員のみでは対応が困難になっている。

<今後の取組の方向性>

- ・在京外国人の増加を踏まえ、日本語指導外部人材活用事業の一層の活用を検討する。
- ・教員の日本語指導に対する理解を深めるとともに、日本語指導が必要な生徒に対する指導（教科学習に関する指導や生活指導・進路指導等）に関する資質・能力の向上に資するため、教員向けハンドブックの開発を行う。
- ・NPO 法人等によるコーディネーター派遣事業の試行実施
外国人生徒特有の課題等に適切に対応していくために、募集枠設置校と多文化共生スクールコーディネーターが連携し、支援体制の充実に取り組む。

(5) 英語「話すこと」の評価を行うスピーキングテストのプレテストの実施（再掲）（指導部）

<取組状況>

平成31年3月に公表した「民間資格・検定試験を活用した東京都中学校英語スピーキングテスト（仮称）事業」の募集要項により事業者の公募を行い、審査を経て事業者を決定した。また、都内公立中学校3年生約80,000人を対象としてプレテストを実施する予定としていたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により事業の計画全体を1年繰り下げるとともに、確認プレテストを2年にわたり行うこととした。令和2年度は600人を対象として確認プレテストを実施した。

<成果>

本事業に関する基本的事項、実施運営等を取りまとめ、事業者と協定を締結した。

確認プレテストの成果、課題等の検証結果を取りまとめ、次年度の確認プレテスト等の実施に向けて検討を行った。

<課題>

中学校英語スピーキングテストの本格実施に当たり、中学校における英語4技能育成に向けた「話すこと」の指導の充実が図れるよう、学校関係者に向けた周知を引き続き行っていく必要がある。

また、令和3年度の都内公立中学校3年生全生徒を対象とした確認プレテスト、令和4年度から始まるスピーキングテストに向けて、公平で公正なスピーキングテスト実施のための準備を進めていく必要がある。

<今後の取組の方向性>

事業者と連携の上、スピーキングテストの準備を進めるとともに、学校関係者へ向けた周知を行っている。

<東京都教育ビジョン（第4次）>

基本的な方針	9	これからの教育を担う優れた教員の育成
施策展開の方向性	22	優れた教員志望者を養成・確保します。
予算額：142,030千円	決算額：109,386千円	従事職員数11人（指導主事4人）

1 養成段階・採用段階における実践的な指導力の育成（指導部）

(1) 「東京都教員育成協議会」における連携促進

<取組状況>

ア 教員の研修や資質向上に関係する大学等と教員の育成ビジョンを共有し、教員の資質・能力の向上に係る事項の協議を行う。

(ア) 委員

- ・大学関係者 4名
- ・区市町村教育委員会教育長 3名
- ・学校関係者 4名
- ・教育庁関係者 17名

(イ) 取組

- ・第1回 教員育成協議会（令和2年7月14日）
- ・第2回 教員育成協議会（令和2年10月16日）

<成果>

法定で定められた協議会を定期的開催し、教員の資質・能力の向上に係る事項の調整及び協議を行い、教員の研修や資質向上に関係する大学等と教員の育成ビジョンを共有し、連携促進に努めた。

<課題>

新しい教育課題への対応など、継続的に教員の育成ビジョンを見直し、大学、学校、教育委員会の連携を一層深め、教員の資質・能力の向上に努める。

<今後の取組の方向性>

教育公務員特例法に基づき、「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標」及び「東京都教職員研修計画」を本協議会において協議し、教員の研修や資質向上に関係する大学等と教員の育成ビジョンを共有し、連携促進に努める。

また、本協議会において検討された内容は、ホームページを通じて広く周知するとともに、必要な事項は、区市町村教育委員会、都立学校及び関係各所等に周知する。

(2) 「東京教師養成塾」の実施

<取組状況>

東京都の公立学校の教員を希望する選抜された学生に対して、東京都の教育に求められる教師像にふさわしい人物（実践的な指導力や社会性を備え、即戦力として活躍できる教員）を養成するため、「特別

基本的な方針9 これからの教育を担う優れた教員の育成

教育実習」や「教科等指導力養成講座」を実施した。

ア 対象

小学校教諭一種免許状又は特別支援学校教諭一種免許状課程認定大学（大学院を含む。）で、東京都教育委員会が連携する大学に在籍し、推薦基準に基づき学長が推薦した大学4年生及び大学院2年生150人以内（小学校コース：130人以内、特別支援学校コース：20人以内）

イ 講座

(7) 特別教育実習（年間40日以上の実習と40時間以上の授業を実施）

「教師養成指定校」において、年間を通し、原則として週1回の実習及び5日間（年3回）の連続実習を行うことにより、各教科等の指導や学級経営を学び、実践的指導力や柔軟な対応力を育成した。

(4) 教科等指導力養成講座（年間10回）

「教科等に関する講座」・「教育課題に関する講座」などの講義を通して、教科等の専門性や指導技術及び学級経営における実践的な指導力を身に付けるとともに、今日的な教育課題について理解を深めた。また、年間10回の講座とは別に、自宅で学習できるように「オンライン英会話」と「動画視聴」（指導と評価）を実施した。

(5) 塾生の特別教育実習の状況（塾生の平均）

実習日数	44.6日	授業実践時数	42.8時間	管理職等の講話	11.2回
------	-------	--------	--------	---------	-------

<成果>

数多くの授業実践や行事等を経験し実践的な指導力を身に付けた塾生が、都の教員として採用された。

（塾生の採用状況）

年度	H28年度 (H29採用)	H29年度 (H30採用)	H30年度 (H31採用)	R1年度 (R2採用)	R2年度 (R3採用)
推薦者数	203名	183名	162名	147名	133名
入塾者	150名	131名	112名	80名	98名
都採用者	147名	128名	105名	76名	90名

<課題>

ア 将来の教育管理職候補者につながるような教員としての優れた資質能力を有する学生を育成するため、講座内容を見直す必要がある。

イ 塾生の指導・育成体制の充実を図るため、東京都教育委員会、教師養成指定校、連携大学、区市町村教育委員会や学校経営支援センターとの連携を強化する必要がある。

<今後の取組の方向性>

ア 連携大学等へ事業の趣旨や期待する塾生像等について具体的に周知を図り、優秀な学生を確保していく。

イ 養成塾修了者が、採用後に即戦力として円滑にスタートできるようにするため、講座内容の充実を図っていく。

ウ 動画視聴やビデオ会議システムを活用した協議等による講座運営の見直しを図っていく。

エ 東京都教育委員会、教師養成指定校、連携大学、区市町村教育委員会や学校経営支援センターの役

割を明確化するとともに、連携大学との連携強化を図っていく。

(3) 教職大学院との連携事業

<取組状況>

東京都教育委員会は、都内五つの教職大学院（創価大学、玉川大学、帝京大学、東京学芸大学、早稲田大学）との連携のための協定を結び、大学に「共通に設定する領域・到達目標」を提示するとともに、実習のための連携協力校を指定し、大学と連携して学部新卒学生を教員として養成している。

このため、教職大学院において、都が示したカリキュラムの内容が適切に実施されているか把握する必要がある。

そこで、東京都教育委員会と教職大学院との連携協議会を設置し、大学及び連携協力校を訪問し、授業観察や大学及び連携協力校関係者並びに学部新卒学生からのヒアリングにより、「共通に設定する領域・到達目標」の履行状況及び成果・課題等について評価を実施した。

【実績等】

- ・令和2年度の学部新卒学生のために提供した学校数
連携協力校：205校
- ・令和2年度評価についての聞き取りをするために訪問した学校数
大学院：5大学院 連携協力校：訪問なし
- ・令和2年度 東京都教育委員会と教職大学院との連携協議会
幹事会：2回開催 連携協議会：2回開催

<成果>

教職大学院での学修や連携協力校での教育実習を通して、学部新卒学生は、教員としての基礎的・基本的な資質・能力を身に付けることができた。

- ・令和2年度に新規採用された教職大学院修了者の所属長への追跡調査において、教職大学院での学修を「生かしている」、「ある程度生かしている」と回答した所属長の割合

領域①	領域②	領域③	領域④	領域⑤
教育課程の編成・実施	各教科等の実践的な指導方法	生徒指導、教育相談	学級経営、学校経営	学校教育と教員の在り方
91.7%	95.8%	91.7%	91.7%	83.3%

【令和2年度 11月調査】

<課題>

教職大学院と連携した学部新卒学生の一層の指導の充実を図るため、連携協力校における実習調査や教職大学院修了者への追跡調査などを引き続き行い、連携協議会において協議する必要がある。

また、教職大学院修了生と一般採用者との違いを明確にするために、各教科等の実践的な指導力だけでなく、学校における実習において組織貢献力、コミュニケーション力及び教員としての使命を高める必要がある。

<今後の取組の方向性>

学部新卒学生については、各教科等の実践的な指導方法を身に付けるだけでなく、教育課程の編成・実

施、生徒指導、教育相談、学級経営及び学校経営などについての理解を深めるため、教職大学院連携協力校連絡会や連携協議会において、各教職大学院のカリキュラムにおける「共通に設定する領域・到達目標」を示す。

また、教職大学院で学ぶ教育理論と実習校での実践の往還を図るために、実習記録を活用し、現職教員等や大学教授、実習校の管理職等との対話を通して、学部新卒学生が自らの実践を省察し、大学院での学びと結びつけて実習に取り組むようにする。

このような取組によって、教職大学院、連携協力校、教育委員会との連携を強化し、新しい学校づくりの有力な一員となり得る優秀な新人教員を養成していく。

2 優秀な教員志望者の確保（人事部）

(1) 優秀な教員志望者の確保

<取組状況>

ア 地方会場における第一次選考の実施

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るにあたり、ソーシャルディスタンスの確保を図るため、例年よりも会場を多く確保し、東京会場（9か所）に加え、仙台会場、大阪会場及び福岡会場において、第一次選考を実施した。

イ PRの拡充・拡大

(7) 「東京の先生になろう」の作成・配布

東京都公立学校の教員を目指す方へ、東京都が目指す教育、東京都が求める教師像、教育施策、現職教員の声、任用制度、キャリアアップ、研修制度やサポート体制及び福利厚生制度等を掲載した、東京都公立学校教員採用案内「東京の先生になろう」を作成・配布した。

更に、新たに別冊版として、技術科及び工業科の教員を特集した「技術科・工業科編」を作成・配布した。また、大学進学前の高校生に対し、将来の職業選択の一つとして教員の魅力を発信するため、「高校生編」を作成・配布した。

(4) 個別相談会

東京都の教員を目指している学生等が抱えている教育現場への不安や疑問に、現役教員が直接答える個別相談会を実施した。また、新たに、高校生を対象とした相談会も実施した。

実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、オンラインにより開催した。

・参加者数 146人

ウ 英語教育を推進する教員の採用

グローバル人材育成のための英語教育の充実と令和2年度からの小学校の英語教科化への対応を図るため、教員採用候補者選考において小学校全科（英語コース）を設置した。

・応募者数 30人、受験者数 23人、合格者数 10人

エ 理科教育を推進する教員の採用

小学校における理科教育の充実を図るため、教員採用候補者選考において小学校全科（理科コース）を設置した。

・応募者数 30人、受験者数 26人、合格者数 12人

オ 国際貢献活動経験者の採用

基本的な方針9 これからの教育を担う優れた教員の育成

グローバル人材を育成するための教育をより効果的なものとするため、教員採用候補者選考において、国際協力機構（JICA）の青年海外協力隊等への派遣経験者及び在学教育施設等経験者を対象とした特別選考を実施した。

- ・ JICA 青年海外協力隊等：応募者数 15 人、受験者数 13 人、合格者数 5 人
- ・ 在学教育施設等経験者：応募者数 3 人、受験者数 2 人、合格者数 1 人

<成果>

令和 2 年度教員採用候補者選考（令和 3 年度採用）の実施状況
応募者数 11,312 人、受験者数 9,265 人、合格者数 3,402 人
倍率 2.7 倍（平成 31 年度実施 3.0 倍）

<課題>

教員の大量退職が続く中、一定の応募者数を確保するとともに、競争性を担保しつつ、その中から教員としての資質能力を有する者を確実に採用する必要がある。

<今後の取組の方向性>

デジタルを活用して効果的・効率的に教職の魅力を発信するなど、戦略的な広報を行うほか、教員採用説明会の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図りつつ、参加者の状況に応じて参加しやすいよう、オンラインによる開催も併用していく。

3 将来の東京の教育を担う意欲ある人材の育成・確保（再掲）（都立学校教育部・指導部）

東京学芸大学との高大連携の推進

①都立学校教育部の取組

<取組状況>

平成 31 年 2 月策定の都立高校改革推進計画 新実施計画（第二次）に基づき、高校生が教職の役割と仕事のやりがい、教育の社会的意義などについて早期に学び、意欲的に教職を進路選択の一つにできるよう、東京学芸大学と連携したキャリア教育を推進する。

<成果>

令和 2 年度は、昨年度協議を重ねた取組内容をもとに、令和 2 年度から実施することができる連携事業について実施した。

<課題>

- ・ 教職への志をもち、教職を目指すための、魅力ある具体的な取組の検討
- ・ 都立小金井北高等学校以外の学校への取組の拡大

<今後の取組の方向性>

教職への志を高められるような 1 年次の取組内容と教職に就くに当たり必要となる知識・技能・態度などを育成することができる取組内容の具体化に向けて検討していく。

基本的な方針9 これからの教育を担う優れた教員の育成

令和3年度の実施年度に当たり、参加生徒に教師としての基本的な素養や職業意識等を育むことができるよう、連携事業を進めていく。

②指導部の取組

<取組状況>

教職に興味のある高校生に、教師としての基本的な素養や職業意識を育むため、平成31年3月に東京学芸大学との連携協定を締結した。

教師に魅力を感じ、教職を志す生徒が取り組むプログラムを、都立小金井北高等学校を拠点校として中心に実施することとした。

令和元2年度は、東京学芸大学と事業連携対象の都立小金井北高等学校が、オンライン講座や教職大学院ワークショップ等の連携事業を展開し、参加生徒に教師としての基本的な素養や職業意識等を育むことができた。

<今後の取組の方向性>

連携協定に基づき、東京学芸大学の教員による教職の魅力伝えるセミナーや、教職大学院生によるワークショップを実施するとともに、地元の小中学校での学習活動や学校行事におけるボランティアスタッフとして、児童・生徒に積極的に関わる機会を設定し、教師の道を志す生徒の意欲を更に高めていく。

<東京都教育ビジョン（第4次）>

基本的な方針	9	これからの教育を担う優れた教員の育成
施策展開の方向性	23	教員一人一人のキャリアに応じた資質・能力の向上を図ります。
予算額： 2,286,498 千円 決算額： 1,440,827 千円		従事職員数 27.6 人（指導主事 23 人）

1 教員経験等に応じた教員研修及び啓発支援の充実（指導部）

(1) 「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質向上に関する指標」を踏まえた教員研修の充実（指導部）

<取組状況>

教員自らが生涯にわたって、キャリアに応じて求められる資質の向上に努められるように策定した「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質向上に関する指標」を踏まえ、「各職層に応じて身に付けるべき能力や成長段階に応じて求められる役割・能力」について、教員のキャリアステージや職層に応じた研修を実施した。

また、教員及び教育管理職に共通して求められる「教育課題に関する対応力」についても研修を実施した。

ア 経験に応じた研修

種別	都立学校
1 年次研修	441 人
2 年次研修	527 人
3 年次研修	444 人
中堅 I 研修	562 人
中堅 II 研修	181 人

イ 職層に応じた研修

種別	都立学校
主任教諭研修	941 人（407（任用時）、534 人（任用前））
4 級職研修	285 人
主幹教諭研修	284 人（151 人（任用時）、133 人（スキルアップ））
指導教諭研修	1 人
教育管理職研修	620 人
校長研修	249 人
副校長研修	371 人

基本的な方針9 これからの教育を担う優れた教員の育成

ウ 教員の教育課題に関する対応力を高める研修

種別	公立学校
特別支援教育コーディネーター研修	195 人
教科等に関する専門性の向上	3,659 人
教育課題に関する専門性の向上	5,267 人

<成果>

ア 具体的な成果

1 年次研修	状況に応じてオンライン型研修を実施し、研修内容について理解を深めさせることができた。
2 年次研修	校外における研修は集合研修からオンラインを利用した研修に変更した。代替研修を工夫することで、適切に実施することができた。
	ワークシートを、校外における研修の事前課題として活用することにより、校内における研修と校外における研修の内容を充実させることができた。
3 年次研修	校外における研修は集合研修からオンラインを利用した研修に変更した。代替研修を工夫することで、適切に実施することができた。。
	研修テキストを有効活用することで、研修のねらいに即すとともに受講者の主体的な学びを促進することができた。
中堅Ⅰ、Ⅱ研修	新型コロナウイルス感染症対策の観点から集合研修と代替課題とを組み合わせ実施した。課題を工夫することで、受講者が自己の職務と関係付けながら課題に取り組むことができ、理解度・満足度を高められた。
主任教諭研修	都立学校副校長を講師としたり、昨年度作成した研修動画を追加したりして、内容の充実を図ることができた。
主幹教諭研修	スキルアップ研修では、演習の内容をカリキュラム・マネジメントに変更し、主幹教諭としての具体的な取組を考え、経営への参画意識を高めることができた。
指導教諭研修	異なる校種・教科でも共通する要素を盛り込んだ配布資料を作成するため、事務局が基礎資料を作成して、講師訪問を行い、その結果、講義内容を充実することができた。
教育管理職研修 (校長・副校長)	録画した研修動画の配信など研修形態を工夫することで、研修効果を高めることができた。
特別支援教育 コーディネータ研修	受講対象者の経験年数等で講座設定をしたことにより、ニーズに応じた研修を実施することができた。
教科等に関する 専門性の向上	教科調査官や大学の教授等を講師にすることで、受講者に新学習指導要領の理解の推進や課題意識の向上を図ることができた。

基本的な方針9 これからの教育を担う優れた教員の育成

教育課題に関する 専門性の向上	学習指導要領等改訂の趣旨について受講者に理解させることができた。
--------------------	----------------------------------

イ 効果測定結果

受講者アンケートにおける満足度・理解度や校長評価において、高い評価を得ることができた。

	受講者アンケート		校長評価
	満足度	理解度	成果
	肯定的	肯定的	肯定的
1年次研修	97.6%	97.9%	78.9%
2年次研修	97.4%	97.8%	86.3%
3年次研修	97.8%	97.1%	82.2%
中堅Ⅰ研修	97.1%	98.9%	81.9%
中堅Ⅱ研修	96.5%	98.9%	
主任教諭研修	92.0%	92.0%	
主幹教諭研修	99.0%	99.0%	
指導教諭研修	100.0%	100.0%	
校長研修	99.0%	99.0%	99.0%
副校長研修	99.0%	99.0%	
特別支援教育コーディネーター研修	90.3%	89.8%	
教科等に関する専門性の向上	91.9%	92.1%	
教育課題に関する専門性の向上	89.1%	90.1%	

※特別支援教育コーディネーター研修、教科等に関する専門性の向上、教育課題に関する専門性の向上は、公立学校対象のアンケート調査結果

※1年次研修、2年次研修、3年次研修及び中堅Ⅰ研修は、都立学校対象のアンケート調査結果

<課題>

1年次研修	受講者の学修歴等に応じた研修となるよう検討を進める必要がある。
2年次研修	学習指導についての研修で、評価について深く学ぶ必要がある。
3年次研修	校内における研修への指導主事等派遣が希望性であるため、校外における研修で学習指導力の向上を図る必要がある。
中堅Ⅰ、Ⅱ研修	今後の受講者数増加に伴い、申込事務を含めた受講者管理事務のシステム化が必要である。
主任教諭研修	講義だけでなく、事前課題や演習などの位置づけについて、任用前及び任用時研修全体に一貫性をもたせる必要がある。
主幹教諭研修	① 演習で取り扱う教育課題を最新の東京都の喫緊の教育課題とするよう検討していく。 ② 5レスの推進を図る必要がある。

基本的な方針9 これからの教育を担う優れた教員の育成

指導教諭研修	① 校種・教科が多様な受講者のニーズに対応できる研修の運営・体制づくりが必要である。 ② 5レスの推進を図る必要がある。
教育管理職研修 (校長・副校長)	指標に基づき、研修内容を一層工夫する必要がある。
特別支援教育 コーディネータ研修	受講対象者の経験年数の幅が広いことから、研修内容を工夫する必要がある。
教科等に関する 専門性の向上	東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標」との関連を踏まえた研修を構築する必要がある。
教育課題に関する専 門性の向上	最新の教育課題に対する教員の幅広いニーズに応える研修の構築を図る必要がある。

<今後の取組の方向性>

1年次研修	研修テキスト及び録画した研修動画の配信等の活用を含めて内容及び方法の充実を図っていく。
2年次研修	基本的事項については、全受講者が共通する内容を受講し、確認していく。
3年次研修	校外における研修で学習指導について研修し、主体的・対話的で深い学びを実現する授業改善について学習指導案等に基づいて検討していく。
中堅Ⅰ、Ⅱ研修	「マイ・キャリア・ノート」のシステム更新・改善により、学校及び事務局の事務負担減少を図っていく。
主任教諭研修	研修テキスト及び録画した研修動画の配信等の活用を含めて内容及び方法の充実を図っていく。
主幹教諭研修	① 研修改善検討会において、報告書や研修アンケートの結果を基にして、内容を検討していく。 ② ペーパーレスの推進に伴い、演習時にタブレット端末やプロジェクターを活用し、協議・発表を行う。
指導教諭研修	① 研修改善検討会において、報告書や研修アンケートの結果を基にして、内容を検討していく。 ② ペーパーレスの推進に伴い、演習時にタブレット端末やプロジェクターを活用し、協議・発表を行う。
教育管理職研修 (校長・副校長)	外部講師の積極的な活用も含め、職層及び校種のニーズに沿った講師を選定していく。
特別支援教育 コーディネーター研 修	受講対象者の経験年数に応じて専門性を向上させる研修内容としていく。
教科等に関する 専門性の向上	教員経験が1年目から8年目の若手教員を対象とした講座や動画を活用した研修の充実を図っていく。

基本的な方針9 これからの教育を担う優れた教員の育成

教育課題に関する 専門性の向上	教員の幅広いニーズに応える研修内容としていく。
--------------------	-------------------------

(2) 産休・育休中の教員等に対する動画配信の実施（指導部）

<取組状況>

コロナ禍のため、動画作成業務が中止となった。

<成果>

年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
配信用動画数	56 本	6 本	6 本	0 本
動画閲覧者数	169 人	49 人	360 人	0 人

令和2年度で事業終了

(3) 研修動画の Web による配信（指導部）

<取組状況>

コロナ禍のため、動画作成業務が中止となった。

<成果>

年度	R1 年度	R2 年度
配信用動画数	10 本	0 本
動画閲覧者数	562 人	0 人

(4) サテライト研修の実施（指導部）

<取組状況>

コロナ禍のため、2回実施予定のうち1回は集合研修が中止となった。

<成果>

年度	R1 年度	R2 年度
研修数	16	1
コマ数	20	1

2 新たな教育課題に対応する教員の資質・能力の向上（指導部）

(1) 外国語（英語）科教員等の海外派遣研修の実施

<取組状況>

グローバル人材育成のための英語教育の充実と令和2年度からの小学校の英語教科化への対応を図るため、120名を定員として、外国語（英語）科教員及び小学校全科教員を英語圏の大学に派遣し、英語

基本的な方針9 これからの教育を担う優れた教員の育成

の4技能に優れ専門性の高い教員の育成に向けて集中的に研修を実施している。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、中止した。

<成果>

都教育委員会と覚書を締結している国・地域（カナダ ブリティッシュ・コロンビア州、オーストラリア ニュー・サウス・ウェールズ州、クイーンズランド州及びニュージーランド）を中心に、これまでに734名の教員を派遣している。

<課題>

新型コロナウイルス感染症の影響により、海外派遣が困難な状況が続いている。

また、派遣教員を中心に指導力の向上が図られているものの、東京都における英語教育の改善を実現するには、研修内容の更なる充実を図りながら、引き続き本研修を実施していく必要がある。特に小学校英語教科化に関して、円滑な移行を実現するため、教員の指導力の更なる向上を図り、児童・生徒へ還元することが求められている。

<今後の取組の方向性>

新型コロナウイルス感染症の影響を見極めつつ、研修の一部をオンラインで実施すること等を検討する。また、本研修を継続実施するとともに、学校現場のニーズに合致した研修内容の更なる精選を通して、より高い指導力や豊かな国際感覚を身に付けた教員を更に多く養成し、英語授業等の改善を図っていく。さらに、覚書を最大限活用し現地教育機関と連携することで、より効果的な派遣事業の在り方等の検討を進める。

(2) 中学校英語科教員を対象とした研修の実施（再掲）

<取組状況>

平成29年度から令和元年度までの過去3年間、「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための研修」を実施し、新学習指導要領の全面実施に向けた中学校英語の指導方法及び評価方法の改善について周知を図ってきた。また、令和2年1月に「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための指導資料」を作成し、研修で発信してきた内容やこれまでに出版されている資料等を収録したCD-Rとともに、中学校外国語科の先生方全員と、小学校に各校1冊ずつ配布した。

今年度は、都内公立中学校、義務教育学校（後期課程）、中等教育学校（前期課程）に在籍する英語科教員（希望者）及び区市町村教育委員会の外国語教育担当指導主事等（希望者）を対象として、授業公開を含めた「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための授業力向上セミナー」を3回実施した。実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の状況から、通常の授業公開を避け、その中でもなるべく多くの先生が受講できるよう、授業映像の視聴及び授業者による解説とすることとした。

<成果>

受講者に対するアンケート集計結果より（3回分の合計）

項目	「よくあてはまる」 「ややあてはまる」の合計	「あまりあてはまらない」 「あてはまらない」の合計
①新学習指導要領改訂のポイントや外国語科の目標などについて理解することができた。	99.7%	0.3%
②授業映像を通じて、本日のテーマについて理解を深めることができた。	99.4%	0.6%
③授業者や講師の説明を通じて、本日のテーマについて理解を深めることができた。	99.7%	0.3%
④自身の指導と評価の改善につながる内容だった。	99.1%	0.9%

<課題>

アンケート結果から、受講者のニーズに合った研修内容とすることができたと考えられるが、一方で「即興で話す力を高めていく指導について」、「生徒が学習の見通しを立てたり、振り返ったりすることができるようにする指導について」依然として不安に感じている受講者の割合がそれぞれ、63.4%、50.3%であった。新学習指導要領の全面実施となる令和3年度は、引き続き新学習指導要領に対応した授業を実際に見られる機会を提供するとともに、更に指導と評価の充実を図っていく必要がある。

また、新型コロナウイルス感染症の状況から、研修形態を授業映像の視聴及び授業者による解説としたが、会場の関係上、抽選とせざるを得ない会があった。できる限り多くの希望者が受講できるよう、会場選定やオンラインによる開催について検討を進めていく必要がある。

<今後の取組の方向性>

令和3年度においても、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、新学習指導要領における指導のポイントとなる項目を研修テーマとして設定した「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための授業力向上セミナー」を、引き続き年3回実施する。さらに、学習評価について、取組事例等をリーフレットにまとめ、発信していく。

3 「体罰根絶に向けた総合的な対策」に基づく取組の推進（指導部・人事部）

(1) 「体罰根絶に向けた総合的な対策」に基づく取組の推進（指導部・人事部）

<取組状況>

ア 平成26年1月に策定した「体罰根絶に向けた総合的な対策」に基づき、全ての公立学校から体罰等を一扫するための取組を推進する。経験年数や職層に応じた体系的な研修や、服務事故再発防止研修としてアンガーマネジメント等の特別研修プログラムを実施する。また、体罰を指導の手段とする

基本的な方針9 これからの教育を担う優れた教員の育成

- 誤った認識のある服務事故者を対象として「指導方法・意識改善プログラム」を実施する。(指導部)
- イ 体罰等の定義やガイドラインに基づき、実際の指導場面を映像化したDVDを、服務事故防止月間等で積極的に活用し、体罰根絶に向けた共通認識を深める。(指導部)
- ウ 体罰のない、生徒の意欲を高める部活動を推進・普及するため、全ての顧問や外部指導者等を対象とする指導者講習会を開催するとともに、Good Coach 賞により、優れた指導を実践した顧問を顕彰する。(指導部)
- エ 都内公立学校における体罰の実態把握 (人事部)

令和元年度に実施した都内公立学校の教職員及び児童・生徒を対象とした体罰等の実態調査について、例年6月頃公表しているところであるが、コロナウィルス感染拡大による学校の臨時休校の状況を踏まえ、取りまとめの時期を変更し、令和2年11月12日に調査結果を公表した。
- オ サービス事故防止月間における体罰事故に係る研修等の実施 (人事部)

サービス事故防止月間(7・8月、12月)のうち、7・8月を体罰防止月間として位置付け、パワーポイントと実際の体罰事件事例を基にしたワークシートを活用した校内研修を全ての都内公立学校で実施するとともに、管理職と教員との個別面談を実施し、個別の教員が抱える状況を踏まえてサービス事故防止の指導を行い、体罰根絶に向けて取り組んでいる。

<成果>

- ア 教員の意識改革を図る研修の展開 (指導部)

経験年数や職層に応じて、全ての研修機会を教員としての力量形成の場と位置付け、体罰防止に関連する研修を行った。
- イ 運動部活動顧問に対する講習の実施 (指導部)

東京都中学校体育連盟や東京都高等学校体育連盟等のスポーツ団体と連携を図り、全ての顧問や外部指導者等を対象に、種目別にスポーツ指導の在り方などの指導者講習を実施した。新型コロナウイルス感染症の影響により、オンラインや書面開催等による実施もあった。
- ウ 特別研修プログラムの実施 (指導部)

感情を抑えられずに衝動的に体罰を振るう教員に対しては、怒りの感情を抑え、言葉で指導する力を高める特別研修プログラムを実施した。また、体罰を指導の手段と考え、繰り返し行う教員に対しては、暴力への依存性が強く、本人の自覚のみでは改善が見込まれないため、心理職を含めた専門家による指導方法・意識改善プログラムを実施した。
- エ Good Coach 賞の顕彰 (指導部)

生徒の発育・発達や能力・志向に応じて、生き生きとした学校生活につながるような部活動指導を実践している顧問を「Good Coach 賞」として広く顕彰することにより、優れた指導方法を普及した。なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、表彰式を中止した。

	中学校 中等教育学校(前期課程)含む。	高等学校 中等教育学校(後期課程)含む。	特別支援学校
令和2年度	42人	7人	1人

- オ 外部指導者バッジ・資格証の配布 (指導部)

都立学校の校長が認めた外部指導者に対し、体罰等を行わない部活動指導の自覚を高めるため、

資格証及びバッジを配布した。

カ 都内公立学校における体罰の実態把握（人事部）

令和2年11月に公表した令和元年度の実態調査では、体罰を行った者は前年比で4名減少して19名となり、体罰実態調査を開始した平成24年度との比較では約9分の1に減少している。

<課題>

- ア 体罰根絶に向けた総合的な対策を基に、学校において、体罰根絶に向けた取組を着実に推進する。
- イ 体罰根絶に対する考え方の学校経営計画への明記を徹底する。
- ウ 正規教員だけではなく、産休・育休代替教員や時間講師等の会計年度任用職員による体罰に関するサービス事故が発生していることから、産休・育休代替教員や会計年度任用職員を対象とした体罰根絶に向けた取組等が必要である。
- エ 体罰を行った者は、体罰実態調査を開始した平成24年度と比較すると約9分の1に減少しているものの、いまだ根絶には至っておらず、部活動に関連した体罰においては、程度の著しい事案も発生している。また、暴言等の不適切な指導については、過去3年間の発生件数は横ばいの状況であり、今後も引き続き、取組の充実を図っていく必要がある。

<今後の取組の方向性>

- ア 体罰が行われる要因を分析・周知し、各学校がより積極的に体罰の未然防止に取り組めるようにする。
- イ 学校経営計画に、体罰根絶に対する考え方が示されていない学校があり、改めて明記の徹底を図る。
- ウ 職層研修や必修研修等で、引き続き体罰防止に関連する研修を実施するとともに、会計年度任用職員については、体罰や不適切な指導の防止を含めた自己啓発リーフレットを配布する等、体罰根絶に向けた取組を行っていく。
- エ 教員採用候補者に向けたサービス事故防止の啓発資料について、説明会時に案内する。
- オ 区市町村教育委員会等が主催するサービス事故防止研修に管理主事等を講師として派遣し、研修の充実を図る。

<東京都教育ビジョン（第4次）>

基本的な方針	9	これからの教育を担う優れた教員の育成
施策展開の方向性	24	教育者としての高い見識をもち、広い視野で学校経営ができる管理職を育成します。
予算額：1,811,098千円 決算額：1,410,121千円		従事職員数9人（指導主事5人）

1 学校のリーダーを育成するための支援の充実（人事部・指導部）

<取組状況>

(1) 学校マネジメント強化モデル事業（人事部）

校務が集中し、多忙感のある副校長の業務負担を軽減するため、引き続き「学校マネジメント強化モデル事業」を実施。小中学校では、区市町村が学校の状況に応じて「学校経営補佐」又は「副校長補佐」を任用・配置し、都がその費用を補助している。

都立学校では「都立学校副校長マネジメント支援員」を直接任用・配置し、これらモデル実施校における配置効果やより効果的な支援の在り方の検討を行っている。

(2) 学校リーダー育成プログラム（人事部）

ア 学校マネジメント講座の実施

区市町村教育委員会・学校経営支援センターが選抜した主任教諭相当以上の力を有する者を対象に、キャリア形成や学校マネジメントに関わる講座を実施した。

講座は、「若手教員後期からのキャリア形成」、「主任教諭・主幹教諭の職務」、「教育管理職からの講話」、「危機管理」、「サービス管理」、「人材育成」、「指導主事の職務・役割について」等をテーマに参加型講座を実施した。

イ 学校リーダー育成特別講座

人材育成研修に実績のある民間企業に委託し、宿泊講座を含む全4回を実施する計画だったが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、第1回から第3回の講座を中止し、前年度までに同講座を修了した受講者を対象にした第4回のみ実施した。

【第4回】令和2年9月16日実施

・内容：講義・演習「学校マネジメント実践事例発表」

<成果>

(1) 学校マネジメント強化モデル事業（人事部）

令和2年度は都内小中学校476校、都立学校40校に会計年度任用職員を配置（又はこれに係る任用費用を補助）し、効果検証を実施している。

令和2年度はコロナ禍における学校運営の負担増に配慮して調査実施を見送ったが、令和元年度におけるモデル実施校では、副校長の勤務時間が減少（実施前後の3月を比較して小学校で7時間46分/週の減、中学校で4時間15分/週の減。実施前後の6月を比較して高等学校で9時間28分/週の減、特別支援学校で12時間35分/週の減。）するとともに、人材育成等の本来業務に集中できるようになり、副校長のやりがいにもつながっていることを確認できた。

(2) 学校リーダー育成プログラム（人事部）

ア 学校マネジメント講座

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、各区市町村及び学校経営支援センターの判断に応じて実施した。

37区市町村教育委員会で393名、3学校経営支援センターで128名が受講した。

イ 学校リーダー育成特別講座

学校リーダー育成特別講座（第4回）では、前年度までに学校リーダー育成特別講座（第1回から第3回）を修了した者で区市町村教育委員会及び学校経営支援センターから推薦のあった85名（小学校58名、中学校14名、高等学校11名、特別支援学校2名）が受講した。

受講者のアンケート結果では、受講者の70%が教育管理職になることに対する意識が高まったと回答し、受講者の65%が「教育管理職選考を受験する」と回答した。

<課題>

(1) 学校マネジメント強化モデル事業（人事部）

本格実施に向けて、副校長が人材育成などの本来業務により専念できるよう、また、昇任・着任間もない副校長にあっても業務への円滑な適応に係る支援を受けられるよう、引き続き校内組織の整備も含め、効果的な副校長支援の在り方を検証するとともに、効果を上げている学校の活用例の共有を進めていく必要がある。

(2) 学校リーダー育成プログラム（人事部）

ア 学校マネジメント講座

新型コロナウイルス感染症の影響により、学校マネジメント講座が実施できなかった地区があった。また、実施した地区でも受講者確保の取組や講座内容等が、十分ではない区市町村教育委員会があった。

イ 学校リーダー育成特別講座

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、宿泊研修を含めた第1回から第3回講座を中止せざるを得なかった。特別講座の修了生のうち、実際に教育管理職選考受験資格を得るまでの期間が空く者については、選考受験へのモチベーション維持に向けた取組が必要であった。

<今後の取組の方向性>

(1) 学校マネジメント強化モデル事業（人事部）

依然として過労死ラインを超える勤務状況の副校長が多いことを踏まえ、実施規模を拡充しつつ、小中学校では、他の施策による副校長の業務負担の軽減効果との切り分け・整理を行う。また、都立学校でも短時間勤務の支援員を追加配置し、支援のバリエーションに係る検討を進める。これらのことを通じて、モデル事業の成果を総括するとともに、活用事例を整理・蓄積し、本格実施に向けた準備を進めていく。

(2) 学校リーダー育成プログラム（人事部）

ア 学校マネジメント講座

指導室課長会等を通じて、区市町村教育委員会に学校リーダー育成プログラムの意義を周知するとともに、学校マネジメント講座の実務担当者説明会を実施し、演習、実践事例紹介等を通じて、区

市町村教育委員会が受講者に必要な指導ができるよう支援する。

イ 学校リーダー育成特別講座

通所による講座だけでなく、オンラインによる講義やグループ協議を実施する。この他、通所による講座においても研修室を増やすなどの三密回避を踏まえた講座内容を計画する。

本講座を受講した主任教諭が教育管理職になるまで、校長や区市町村教育委員会、学校経営支援センターと連携し、教育管理職になるという意識や、モチベーションの維持を図っていく。

その一環として、教育管理職選考受験の年齢要件を満たして新たに有資格者となる者に受験を促すための直前講座（第4回）を「アドバンスコース」と改名し、引き続き次年度以降も実施する。

2 教育管理職登用の推進（指導部）

(1) 教育研究員宿泊研究会における保育業務委託の実施

<取組状況>

教育研究員宿泊研究会において、子育て中の教員の研究員への応募を促進するために、御岳に託児所となる宿坊を準備して子供との宿泊を可能とし、研究時間中の保育を実施する予定だったが、新型コロナウイルス感染症の影響から、教育研究員宿泊研究会を中止したため、本保育対応も中止した。

<課題>

教育研究員宿泊研究会を実施する場合は、子供の養育を理由とした研修機会の損失が起きないように支援が必要であるが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点やDX推進の視点も含めて、支援の在り方について検討する必要がある。

<今後の取組の方向性>

教育研究員宿泊研究会が実施される場合は、保育対応の実施とともに、オンライン会議システムを活用した研修参加など、新型コロナウイルス感染小拡大防止の観点やDX推進の観点から必要な支援を実施する。

(2) キャリア形成を意識したジョブローテーションの推進（人事部）

<取組状況>

教育管理職等への登用を促進するため、管理職選考受験啓発リーフレットの作成及び配布を行った。また、育児・子育て時期における人事異動面での配慮を行うほか、キャリア形成を意識したジョブローテーションを実施している。

「教育管理職受験の促進を目的としたロールモデル集」を平成28年度から年度3回、令和元年度末までに合わせて12回発行し、管理職の職務内容や仕事と家庭の両立に関する情報提供を行うことで、女性が教育管理職選考受験の意欲を持つことができるようにした。

さらに、新たな層から優秀な教育管理職を確保するため、平成29年度から教育管理職B選考の受験資格を、従来の主幹教諭・指導教諭だけではなく46歳以上54歳未満の主任教諭（主任教諭歴2年以上）にまで拡大している。

平成30年度から育児休業を取得中の教員も、教育管理職選考を受験できるようにした。

<成果>

本施策取組前の管理職選考受験者のうち、女性が占める割合は27.2%であったが、平成31年度管理職選考における同割合は、26.9%となった。

<課題>

管理職選考受験者について、令和2年度管理職選考においては、女性が占める割合が25.8%に低下しており、受験促進の取組が継続的な増加にまで結びついていない。

<今後の取組の方向性>

教育管理職B選考の受験資格拡大について、該当する主任教諭への制度周知を徹底して受験意欲の醸成・喚起を図る。

校長が、自己申告面談の機会などに「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質向上に関する指標」を活用しながらキャリアプランを作るよう働き掛けをするほか、学校リーダー育成プログラム等、教育管理職登用推進のためのその他の取組についても継続実施し、教育管理職選考受験を促進していく。

(3) 産休・育休中の教員等に対する動画配信の実施（再掲）（指導部）

<取組状況>

コロナ禍のため、動画作成業務が中止となった。

<成果>

年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
配信用動画数	56本	6本	6本	0本
動画閲覧者数	169人	49人	360人	0人

令和2年度で事業終了

<東京都教育ビジョン（第4次）>

基本的な方針	10	教員の負担を軽減し、教育の質を向上させる「働き方改革」
施策展開の方向性	25	教員が誇りとやりがいをもって職務に従事できる学校運営体制を整備します。
予算額： 16,543,116 千円 決算額： 12,874,007 千円		従事職員数 10 人（指導主事 1 人）

1 学校を支える人員体制の確保（人事部・指導部）

<取組状況>

(1) 70歳まで働こうキャンペーン（人事部）

今後も教育の質を維持・向上していくためには、ベテラン教員の有する豊富な経験、知識やノウハウを積極的に活用する必要がある。そのため、令和元年度に引き続き、令和2年度末に退職を迎える教員等を対象に、「定年退職後の多様な働き方に関する説明会」を開催する予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から開催を見送るとともに、代替措置として東京都教育委員会ホームページに退職後の学校現場における具体的な働き方等に関する資料を掲載し、周知を図った。

さらに、退職後の多様な働き方の魅力ややりがいをPRするためのパンフレットを、年度末58歳以上65歳までの教員に向けて約2万部配布した。

(2) 小学校における英語教科化に向けた指導体制の整備（再掲）（指導部）

令和2年度は、指導主事連絡協議会や学校の訪問を通して、学習指導要領の趣旨の徹底を図っていくとともに、英語専科教員の専門性向上をねらいとして、「小学校英語専科教員連絡協議会」を実施した。実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策として、区部と市部に分けて実施することで密を避けるとともに、検温、アルコール消毒の徹底を行った。また、新規英語専科教員の配置校を指導訪問し、授業の指導・講評等を行い、小学校英語専科教員の授業力向上への支援を行った。

(3) 学校マネジメント強化モデル事業（再掲）（人事部）

校務が集中し、多忙感のある副校長の業務負担を軽減するため、引き続き「学校マネジメント強化モデル事業」を実施。小中学校では、区市町村が学校の状況に応じて「学校経営補佐」又は「副校長補佐」を任用・配置し、都がその費用を補助している。都立学校では「都立学校副校長マネジメント支援員」を直接任用・配置し、これらモデル実施校における配置効果やより効果的な支援の在り方の検討を行っている。

(4) スクール・サポート・スタッフ配置支援事業（人事部）

教員の業務負担を軽減するとともに、生徒指導や授業準備などの本来業務に集中できる環境を整備するため、小中学校に教員の業務を補助する非常勤職員（スクール・サポート・スタッフ）を配置する区市町村に対し、その人件費を補助している（国庫補助1/3、都費2/3）。

<成果>

(1) 70歳まで働こうキャンペーン（人事部）

様々な職の魅力等のPRを徹底した結果、以下のとおり任用者数が増加した。

基本的な方針 10 教員の負担を軽減し、教育の質を向上させる「働き方改革」

- ・ 再任用教員については、令和元年度比で令和2年度には約1.1倍、令和3年度には約1.2倍の任用者数となった。
- ・ 産休育休代替教員については、年度末年齢66歳以上では、令和元年度比で令和2年度には約1.5倍、令和3年度には約1.9倍の任用者数となった。
- ・ 時間講師については、原則として設けられていた年齢制限が会計年度任用職員制度の導入により撤廃され、年度末年齢66歳以上の者について令和2年度には1,260人、令和3年度には1,634人を確保した。
- ・ 非常勤教員についても時間講師と同様に年齢制限が撤廃され、年度末年齢66歳以上の者について令和2年度には426人、令和3年度には550人を確保した。

会計年度任用職員制度導入に関する周知の完了に伴い、本事業は令和2年度末をもって終了したが、今後は各々の職の選考実施要綱等において勤務条件等の周知とともに積極的なPRを図っていく。

(2) 小学校における英語教科化に向けた指導体制の整備（再掲）（指導部）

- ・ これまでに作成・配布した、実際の授業の進め方などを映像から学ぶことのできる「小学校第3・4学年外国語活動指導資料DVD」及び「小学校第5・6学年外国語指導資料DVD」の活用方法について、「小学校英語専科教員連絡協議会」において周知し、活用の促進を図った。
- ・ 外国語担当指導主事や、英語専科教員等に学習指導要領の趣旨や外国語の学習評価における留意点を「小学校英語専科教員連絡協議会」において周知するとともに、受講者が個別に実施する演習などを実施し、理解の深化を図った。
- ・ 新規英語専科教員の配置校を指導訪問
- ・ 「小学校英語専科教員連絡協議会」において、「学習指導要領で求められている指導」、「学習評価」、「新型コロナウイルス感染症に配慮した言語活動の工夫」について、指導に対して不安があると回答する教員の研修前と研修後の割合がそれぞれ、14%、28%、34%減少

(3) 学校マネジメント強化モデル事業（人事部）

令和2年度は都内小中学校476校、都立学校40校に会計年度任用職員を配置（又はこれに係る任用費用を補助）し、効果検証を実施している。

令和2年度はコロナ禍における学校運営の負担増に配慮して調査実施を見送ったが、令和元年度におけるモデル実施校では、副校長の勤務時間が減少（実施前後の3月を比較して小学校で7時間46分/週の減、中学校で4時間15分/週の減。実施前後の6月を比較して高等学校で9時間28分/週の減、特別支援学校で12時間35分/週の減。）するとともに、人材育成等の本来業務に集中することができるようになり、副校長のやりがいにもつながっていることが確認できた。

(4) スクール・サポート・スタッフ配置支援事業（人事部）

令和2年度は、都内公立小中学校約1,900校において、当初約1,500人の配置予定であったが、コロナ禍において校内の消毒作業等の感染症対策にも活用できることを周知し、短時間勤務の人材を組み合わせ有効に活用している事例などを紹介することで最終的に53地区1,698人のスタッフを配置した。配置校においては、従来は授業以外の時間に行っていた印刷等をスタッフが授業中に済ませてくれることや教室の換気や健康観察の記録整理など多様な感染症対策にもスタッフが活用できることから、教員の負担軽減のため、令和3年度に向けても引き続き多くの配置希望が寄せられている。

<課題>

(2) 小学校における英語教科化に向けた指導体制の整備（再掲）（指導部）

令和2年度から全面実施の学習指導要領により、新たに始まった教科としての英語の学習評価等について、引き続き十分な周知を行う必要がある。

(3) 学校マネジメント強化モデル事業（再掲）（人事部）

本格実施に向けて、副校長が人材育成などの本来業務により専念できるよう、また、昇任・着任間もない副校長にあっても業務への円滑な適応に係る支援を受けられるよう、引き続き校内組織の整備も含め、効果的な副校長支援の在り方を検証するとともに、効果を上げている学校の活用例の共有を進めていく必要がある。

(4) スクール・サポート・スタッフ配置支援事業（人事部）

教員の働き方改革を都全体の取組として進めていくために、地域の実情にも配慮しながら、希望する全ての学校にスタッフが配置できるよう、取組を拡充する必要がある。

<今後の取組の方向性>

(2) 小学校における英語教科化に向けた指導体制の整備（再掲）（指導部）

令和3年度においても、「小学校英語専科教員連絡協議会」、新規英語専科教員の配置校への指導訪問を継続し、学習指導要領の趣旨や外国語の学習評価における留意点を周知するとともに、英語専科教員の専門性向上を図っていく。

(3) 学校マネジメント強化モデル事業（再掲）（人事部）

依然として過労死ラインを超える勤務状況の副校長が多いことを踏まえ、実施規模を拡充しつつ、小中学校では、他の施策による副校長の業務負担の軽減効果との切り分け・整理を行う。また、都立学校でも短時間勤務の支援員を追加配置し、支援のバリエーションに係る検討を進める。これらのことを通じて、モデル事業の成果を総括するとともに、活用事例を整理・蓄積し、本格実施に向けた準備を進めていく。

(4) スクール・サポート・スタッフ配置支援事業（人事部）

令和3年度は配置規模を令和2年度の1,500人から都内の全公立小・中学校に1人ずつ配置できる1,879人に拡充するとともに、有効な活用例を発信するなどの取組により、配置を促進する。

2 在校時間の適切な把握と意識改革の推進（総務部・人事部・地域教育支援部）

(1) 在校時間の適切な把握と活用

都立学校では、登下校時にカードリーダーで打刻を行うこと等により、教育職員の在校等時間を客観的に把握している。令和2年4月1日からの「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（給特法）の改正を受けて、「学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」を改正し、都立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るため、時間外在校等時間の上限（原則1か月45時間、年間360時間）等について、都教育委員会規則で定めた。

＜成果＞

都立学校の教育職員に係る令和2年度10月の時間外在校等時間は、令和元年度と比較して、高等学校の教諭等の「45時間超」の割合が6ポイント程度増加した一方で、特別支援学校の副校長の「45時間超」の割合が16ポイント程度減少した。

＜課題＞

都立学校の教育職員の時間外在校等時間について、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症への対応として、令和2年3月から5月末まで臨時休業が実施されたこと、学校再開後は、長期休業期間の短縮など様々な対応を行ったことなどが影響しており、引き続きその動向を注視していく必要がある。

＜今後の取組の方向性＞

都立学校において、引き続き、管理職が教育職員の在校等時間を適切に把握し、必要に応じて指導・助言等を行うことを通じて、メンタルケアの更なる充実や、長時間労働の改善を含めたライフ・ワーク・バランスの実現を図っていく。

(2) 区市町村における出退勤管理システムの導入（総務部・地域教育支援部）

＜取組状況＞

学校における働き方改革のため、区市町村立学校の教職員の出勤及び退勤時間を記録し、在校時間を客観的に把握するための出退勤管理システムを導入する区市町村教育委員会に対して財政支援を行ってきた。令和2年度は16区市町村に対し補助を実施した。

＜成果＞

都の補助事業を活用するなどして、令和2年度末時点で約9割の区市町村が出退勤管理システムにより在校時間を客観的に把握できるようになっている。

3 教員業務の見直しと業務改善の推進（総務部・地域教育支援部）

(1) 区市町村における統合型校務支援システムの導入

＜取組状況＞

公立小中学校における教職員の働き方改革の観点から、学校業務を効率化し、教職員の負担軽減を図ることを目的として、統合型校務支援システムを導入する区市町村教育委員会に対して財政支援を行ってきた。令和2年度は10市町に対し補助を実施した。

＜成果＞

都の補助事業を活用するなどして、令和2年度末時点で約8割の区市町村が統合型校務支援システムにより学校業務の効率化や教職員の負担軽減を図っている。

4 部活動の負担軽減（指導部）

(1) 部活動指導員の配置・活用（再掲）

＜取組状況＞

基本的な方針 10 教員の負担を軽減し、教育の質を向上させる「働き方改革」

部活動において、「部活動指導員」等の外部の指導者を活用し、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導の実現を図り、指導者の減少や学校における「働き方改革」や多様化するニーズ等の課題に対応する。

<成果>

ア 部活動指導員の導入状況

部活動の実技指導や学校外での活動の引率等を行う部活動指導員を配置した。

- ・都立学校 174 校に対して 735 名を配置
- ・中学校 36 区市村 581 名を補助対象に決定（区市町村が任用、国と都が人件費を補助（国 1 / 3、都 1 / 3）

イ 効果

- ・休日等における対外試合の引率回数の減少により、教員の負担が軽減した。
- ・専門的指導を受けたいという生徒、保護者のニーズに応え、技能が向上した。
- ・顧問の教材研究や生徒指導等の時間が増加した。
- ・コロナ禍の部活動中止期間においても、自宅にいる生徒に対しオンラインや書面等による指導の継続を行った。

ウ 「東京都教育委員会 運動部活動の在り方に関する方針」及び「東京都教育委員会 文化部活動の在り方に関する方針」を策定した。

エ 「生徒のバランスのとれた心身の成長や学校生活に向けて ― 部活動に関する総合的なガイドライン ―」を作成・配布した。

<課題>

ア 人材の側面

- ・部活動指導員として資質を備えた人材を更に多く確保し、紹介する体制を整備すること。
- ・適切な部活動運営のための体制整備と研修を充実すること。

イ 財政的な側面

- ・国が示す 1 時間当たりの単価（1,600 円）や予算を増額すること。
- ・国の補助事業を継続的に実施すること。

<今後の取組の方向性>

ア 顧問の負担軽減と部活動の質の確保を図るため、部活動指導員の配置事業の規模を拡充すること。（都立学校：600 人、公立中学校：613 人）

イ 「生徒のバランスのとれた心身の成長や学校生活に向けて ― 部活動に関する総合的なガイドライン ―」を周知し、適切な部活動運営をより一層推進すること。

<東京都教育ビジョン（第4次）>

基本的な方針	10	教員の負担を軽減し、教育の質を向上させる「働き方改革」
施策展開の方向性	26	多角的に学校を支援する新たな体制を構築します
予算額： 437,585 千円	決算額： 350,981 千円	従事職員数 10 人（指導主事 0 人）

1 一般財団法人東京学校支援機構（TEPRO）との連携による学校への支援（総務部）

(1) 財団事業の実施

<取組状況>

令和2年度より本格的に事業を開始した。主な状況は以下のとおりである。

○TEPRO Supporter Bank 事業

- ・ 人材バンクを設置することにより多様な外部人材（サポーター）を確保し、都内の公立学校・教育委員会のニーズに応じた人材を紹介
- ・ サポーターの登録及び学校におけるバンク利用促進に向け、学校向けシンポジウムの開催、ニューズレターの発行、電車内広告等を実施した。

○学校法律相談デスク事業

- ・ 都立学校が日々の現場で抱える懸案事項について、初期段階から気軽に弁護士等に相談できる窓口を設置し、相談を実施
- ・ 「学校法律相談デスク通信」の配信等により学校へ事業を周知した。

○都立学校施設維持管理業務事業

- ・ 都立学校施設の小口・緊急修繕工事を迅速かつ安定的に実施（前年度以前（TEPRO への委託前）の状況と比較し）
- ・ 学校からの修繕依頼方法を FAX からシステムに変更し迅速・的確な修繕依頼を実施した。
- ・ 対象とする工事内容の範囲を拡大し、多様な修繕工事に対応した。

<成果>

主な成果は以下のとおりである。

○TEPRO Supporter Bank 事業

- ・ （令和2年度末時点）サポーター登録者 8,108 人（個人 4,323 人・団体 3,785 人（72 団体））、マッチング 2,129 件、学校が採用した人員 634 人（個人 625 人、団体 9 人（3 団体））
- ・ 様々な知識や経験等をもつサポーターの活用を促進し、児童・生徒の学習支援や教職員の事務支援等を行うことにより、教職員の負担軽減と教育の質の向上を図った。
- ・ 学校の満足度 89.4%（サポーターを採用した公立学校へのアンケート結果）

○学校法律相談デスク事業

- ・ （令和2年度末時点）相談件数 88 件（令和2年5月下旬から）
- ・ 教職員の負担軽減とトラブルの未然防止と早期解決、学校の課題解決能力の向上を図った。

- ・ 学校の満足度 86.4%（利用した都立学校へのアンケート結果）

○都立学校施設維持管理業務事業

- ・ （令和2年度末時点）小口・緊急修繕工事件数 4,061件（令和2年7月から）
- ・ 施設の安全性維持やバリアフリーの向上等、対象とする工事内容の範囲を拡大し、教育環境整備を推進した。

<課題>

主な課題は以下のとおりである。

○TEPRO Supporter Bank 事業

- ・ 個々のサポーターへの活躍の場の一層の提供
- ・ 事業の更なる活用を促進するための学校へのPRや学校ニーズの把握とマッチング強化
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策やICT支援など学校を取り巻く環境変化に応じたニーズへの対応

○学校法律相談デスク事業

- ・ 法律相談デスクの一層の活用
- ・ 事例の周知等による学校の課題解決能力の一層の向上

○都立学校施設維持管理業務事業

- ・ 施設の実査や最新図面による的確な修繕発注の一層の推進
- ・ 石綿関係法令改訂に向けた工事店への指導の徹底

○強固で柔軟な組織体制の強化・推進

- ・ 組織体制の盤石化、優秀な人材確保に向けた柔軟な働き方を選択できる職場環境の整備

<今後の取組の方向性>

主なものは以下のとおりである。

○TEPRO Supporter Bank 事業

- ・ 成功事例の紹介等による学校への外部人材活用促進
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策やICT等、新たな教育課題に対応した人材の確保、活用促進
- ・ 登録前研修や登録後のフォローアップ研修等によるサポーターのスキルアップ及びサポーターに対する定期的な情報提供

○学校法律相談デスク事業

- ・ 学校法律相談デスクへの相談事例の学校への周知

○都立学校施設維持管理業務事業

- ・ 修繕対象校の図面・写真等のデータベース化
- ・ 登録工事店に対する、法令改訂・具体的対応等の研修や指導の徹底

○強固で柔軟な組織体制の強化・推進

基本的な方針 10 教員の負担を軽減し、教育の質を向上させる「働き方改革」

- ・ 公益財団法人への円滑な移行
- ・ 決裁の電子化などデジタル活用による業務効率化
- ・ テレワークや勤務形態等柔軟な働き方の推進

<東京都教育ビジョン（第4次）>

基本的な方針	11	質の高い教育を支える環境の整備
施策展開の方向性	27	教員一人一人の健康保持の実現を図ります。
予算額： 889,822 千円	決算額： 780,840 千円	従事職員数 5 人（指導主事 0 人）

1 教員のメンタルヘルス対策等の取組の推進（福利厚生部）

(1) 教職員のメンタルヘルス対策

<取組状況>

ア 精神疾患の早期自覚・早期対応に向けた取組

ストレスチェック等の実施、土日相談窓口の設置など相談体制の充実、心理士派遣によるセミナー・個別面談等の実施等

イ 「リワークプラザ東京」（職場復帰訓練支援機関）の運営等

精神疾患により休職した教員が円滑に職場復帰するために、臨床心理士や復職アドバイザー等を「リワークプラザ東京」に配置して、面接や電話相談を実施し、復職に向けたプログラム作成など復職を支援するとともに、再休職の予防を図っている。また、管理職等へのきめ細かな助言・指導を行っている。

さらに、短期休職者向けに公立学校共済組合直営病院が始めたリワークプログラムの周知を行っている。

ウ 啓発活動

全教職員向け啓発冊子の配布

エ 「副校長ベーシックプログラム」の実施

<成果>

- ・ ストレスチェックの実施 19,870 人に実施（実施率 91.3%）
- ・ ストレス検査の実施 843 人に実施（実施率 92.3%）
- ・ 精神保健相談 電話 1,128 件 面接 235 回
- ・ 早期相談体制の充実 土曜相談 614 件 日曜相談 529 件
- ・ 訪問相談 1,080 回
- ・ 心理士派遣（セミナー） 35 回、心理士派遣（個別相談） 168 回
- ・ 産業医研修 3 回
- ・ 職場復帰訓練開始承認 78 件
- ・ 副校長ベーシックプログラム 当初、宿泊研修（福島県）を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、代替実施（資料配布）に変更

心理士派遣（セミナー）等事業は、講義、リラクゼーション、ストレスマネジメント、事例検討、個別面談等ニーズに応じて内容を工夫して実施し、利用者からは、「セルフケアやラインケアの方法が分かり、今後の業務に生かせる」「自信を見つめ直す良い機会であった」などの意見があった。

基本的な方針 11 質の高い教育を支える環境の整備

また、学校や教育委員会の要望を受け、新型コロナウイルス感染対策として一部は映像配信やオンラインによる形式で実施した。

「リワークプラザ東京」の利用者からは、「段階を追ったプログラムを実施することで、スムーズに復帰することができた」などの意見があった。

<課題・今後の取組の方向性>

- ア ストレスチェックの受検率を向上させる。
- イ 教員のストレス要因をより適切に把握するため、独自の調査票によりストレスチェックを実施する。
- ウ ストレスチェック集団分析結果を職場環境改善に活用する専門家を、都立学校へ派遣する。
- エ メンタルヘルス事業の更なる周知・啓発を図る。

(2) 都立学校教職員の健康管理

<取組状況>

ア 定期健康診断

一般健康診断（呼吸器系健診、生活習慣病健診、消化器系健診）、採用時及び復職後健診、特定化学物質・有機溶剤等取扱業務従事者健診を実施。※コロナウイルス感染拡大の影響で、高気圧業務従事者健診は未実施。

特別健診として、女性健診、VDT健診、腰痛健診、C型肝炎ウイルス検査及び前立腺がん検査を実施

イ 都立学校労働安全衛生管理体制

安全衛生組織の設置、衛生管理者資格取得支援、保護具の措置

<成果>

・健診受診率

呼吸器系健診 令和元年度 86.8% 令和2年度 87.4%
(うち書面提出者数 令和元年度 12.7% 令和2年度 8.3%)

生活習慣病健診 令和元年度 87.2% 令和2年度 87.7%
(うち書面提出者数 令和元年度 12.6% 令和2年度 8.1%)

・衛生管理者の資格取得支援 受講者 10人 免許取得者 10人

<課題・今後の取組の方向性>

- ア コロナウイルス感染対策に万全を期し、安全安心に健康診断を実施する。
- イ 各都立学校安全衛生委員会のより一層の活性化に向け、好事例の取組紹介など、安全衛生管理体制の更なる充実を図る。

<東京都教育ビジョン（第4次）>

基本的な方針	11	質の高い教育を支える環境の整備
施策展開の方向性	28	質の高い学校教育を支える施設・設備等を整備します。
予算額：27,867,344千円 決算額：21,441,600千円		従事職員数12.5人（指導主事2人）

1 学校施設の耐震化の推進（地域教育支援部・都立学校教育部）

(1) 公立小・中学校等における震災対策の推進（地域教育支援部）

<取組状況>

平成25年度から30年度まで非構造部材の耐震対策を実施する区市町村に対し、財政支援を行ってきた。令和元年度以降も財政支援を継続することとし、令和2年度は非構造部材の耐震対策を行った16区市町村55事業に対し補助を実施した。

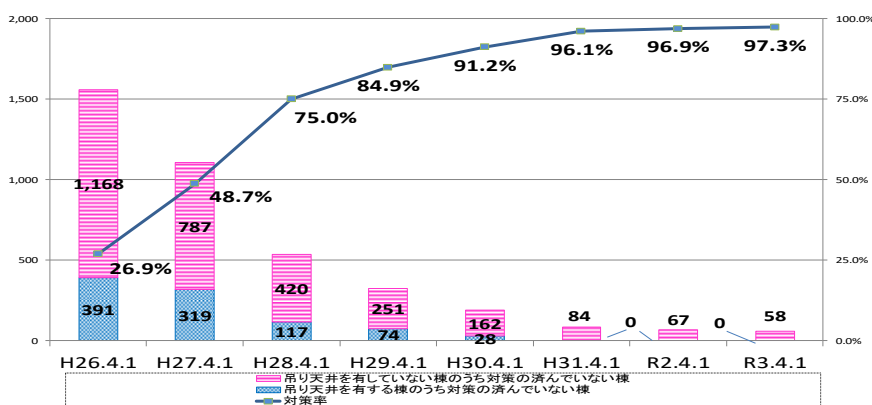
・対応件数

時点	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
実績	163事業	146事業	127事業	81事業	55事業

<成果>

都内区市町村立小中学校の屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策は、下記のとおり着実に進んでおり、令和3年4月1日現在の対策率は、97.3%である（速報値）。

都内区市町村立小中学校の屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策の状況



※ 文部科学省調査「公立学校施設の耐震改修状況フォローアップ調査」より

※ 公立学校施設の耐震改修状況フォローアップ調査（文部科学省）による。

<課題>

屋内運動場等の吊り天井については対策を完了したものの、吊り天井以外の照明器具やバスケットゴールについて、令和3年4月1日現在、11区市町村で58棟が対策未完了である（速報値）。

<今後の取組の方向性>

対策の完了していない区市町村の今後の整備計画や課題を適切に把握し、早期の対策完了を働き掛けていく。

(2) 都立学校における震災対策の推進（都立学校教育部）

<取組状況>

平成 24 年度に都立学校の体育館における天井材、照明器具、バスケットゴール等の非構造部材の調査・点検を実施し、調査結果を基に、平成 25 年度から必要な耐震化工事を実施している。

また、体育館以外の校舎棟、武道場等の施設の非構造部材についても、平成 25 年度に調査・点検を実施し、平成 26 年度から耐震化を進めている。

【令和 2 年度実績】

- ・つり天井材の撤去、落下防止対策：26 校（武道場 24 校）

<成果>

- ・都立学校 体育館の天井材等の落下防止 平成 28 年度までに全校対策済
- ・都立学校 武道場等の天井材等の落下防止 248 校中 223 校対策済（令和 3 年 3 月 31 日現在）

<課題>

都立学校の体育館や武道場等における天井材撤去等の大規模な工事が必要な場合、長期にわたり当該施設を使用できなくなるなど、教育活動に大きな影響を及ぼすこととなるため、施工時期や代替施設の確保等について学校との綿密な調整が必要である。

<今後の取組の方向性>

都立学校体育館における非構造部材の耐震化については完了したが、体育館以外の非構造部材の耐震化についても、学校と調整を図り夏季休業期間以外の時期にも工事を行う等の工夫により、取組を加速していく。

2 ブロック塀等の安全対策の推進（地域教育支援部・都立学校教育部）

(1) 公立小・中学校施設設備等の安全対策の推進（地域教育支援部）

<取組状況>

平成 30 年 6 月に発生した大阪北部地震でのブロック塀の倒壊による児童死亡事故を受け、平成 30 年度、ブロック塀等の安全対策を実施する区市町村に対し、財政支援を行った。令和元年度以降も、財政支援を継続することとし、令和 2 年度はブロック塀等の安全対策を行った 4 区市 14 事業に対し補助を実施した。

- ・対応件数

時点	H30 年度	R1 年度	R2 年度
実績	251 事業	70 事業	14 事業

<成果>

都内区市町村立小中学校において、ブロック塀等の安全対策が着実に進んでいる。

<課題>

ブロック塀等の安全対策及び安全点検が未完了の区市町村がある。

＜今後の取組の方向性＞

対策の完了していない区市町村の今後の整備計画や課題を適切に把握し、早期の対策完了を働き掛けていく。

(2) 都立学校におけるブロック塀等の安全対策の推進（都立学校教育部）

＜取組状況＞

平成30年6月に発生した、大阪府北部を震源とする地震によるブロック塀の倒壊事故を受け、これまでブロック塀等の点検や調査を行ってきた。

その結果を踏まえ、現在はブロック塀等の安全対策工事を実施している。

【令和元年度実績】

高等学校	16校で実施（30年度撤去校の設置を含む。）
特別支援学校	2校で実施

＜成果＞

【令和2年度実績】

高等学校	9校で実施
------	-------

＜課題＞

ブロック塀等の撤去後の再設置に当たっては計画通知が必要であり、その経費・期間等の確保が必要である。また、隣接地との境界塀については、その撤去・再設置に当たり、十分な調整が必要であり、境界確定が必要な場合、調整が長期間となることも想定される。

＜今後の取組の方向性＞

隣接地との調整等が必要な学校を除き令和2年度末で対策事業を完了する予定だったが、新型コロナウイルス感染症の影響等により、一部の学校で工事が延期になったため、令和3年度末の完了を目指す。

3 国産木材の利用の促進（地域教育支援部・都立学校教育部）

(1) 公立学校木の教育環境整備補助事業（地域教育支援部）

＜取組状況＞

我が国の伝統的な建築材料である木材を活用し、温かみと潤いのある学校環境の中で児童生徒を育成することを目的とし、公立学校施設に国産木材を活用した整備を実施する区市町村に対して、その費用の一部を補助している。

＜成果＞

- ・内装木質化・造作工事 1町
- ・什器等設置 1市
- ・物品購入 2区1市

＜課題＞

区市町村が、複数の学校で同時に整備や物品購入をする場合にも、本事業を活用し、一層の利用促進を

推進する必要がある。

<今後の取組の方向性>

国産木材の活用に向けて、区市町村への働きかけを積極的に行う。

(2) 都立学校における国産木材の利用の促進

<取組状況>

校舎等の新築・改築及び大規模改修工事に際し、校舎等の内装・什器等において国産木材を活用
また、ブロック塀等の耐震化対策の際に、国産木材を活用した木塀設置を検討し工事を行った。

【令和2年度実績】

塀等への活用	4校で実施（高等学校4校）
什器（生徒用机・椅子等）の購入	43校で実施（高等学校30校・特別支援学校13校）

※上記のほか、新築・改築及び大規模改修工事等に併せて校舎等の内装において活用
（例）教室、廊下、昇降口、多目的ホール等

<成果>

【令和2年度末時点計】

プール目隠し塀	6校
隣接地との境界塀	4校

<課題>

敷地境界塀等での国産木材利用に際し、隣地所有者の理解が得られない場合や調整に時間を要する場
合が想定される。

<今後の取組の方向性>

国産木材の積極的な活用に向けて、校舎等の外装・外壁への活用についても検討していく。

4 空調設備の整備の促進（地域教育支援部・都立学校教育部）

- (1) 公立学校施設冷房化支援特別事業（地域教育支援部）
- (2) 公立学校屋内体育施設空調設置補助事業（地域教育支援部）

<取組状況>

平成26年度から公立小・中学校における児童・生徒の良好な教育環境を確保するため、公立小・中
学校の特別教室のうち音楽室、視聴覚室、パソコン教室、図書室について冷房化補助を行っていたところ
であるが、平成27年度に都立学校において冷房化対象教室が拡大されたため、小・中学校においても従来
の冷房化対象の特別教室に加えて理科室、家庭科室、調理室、被服室、図工室、美術室及び技術室又はそ
れに準じた教室に対象を拡大して財政支援を行っている。

平成30年度には、災害級の猛暑を受けて、体育活動の熱中症予防と避難所機能の強化のため、体育館
等への冷房設置に対する補助を公益財団法人東京都環境公社への委託により平成31年2月から開始し
た。

基本的な方針 11 質の高い教育を支える環境の整備

令和元年度からは、給食室を冷房化対象に含めたほか、体育館等への空調整備が早急に推進されるよう、リース契約による整備についても補助を開始した。

・対応件数

時 点	H30 年度	R1 年度	R2 年度
特別教室 実施数	501 室	254 室	118 室 (※1)
体育館等 実施数	45 室	563 室	493 室 (※2)

※1：給食室7室を含む。 ※2：リース契約補助330室を含む。

<成果>

令和2年9月1日時点 特別教室空調設置率 90.9% (都の対象としている教室以外も含む。)
体育館等空調設置率 51.2%

<課題>

特別教室の空調設備設置率については、平成26年度65.4%から令和2年度90.9% (文部科学省空調(冷房)設備設置状況調査による。)に上昇しているが、設置状況に偏りがある。

体育館等の空調設備設置率については、本事業開始前の平成30年度9.2%から令和2年度51.2% (同上)に上昇しているが、こちらも設置状況に偏りがある。

一方で、国においては、本事業の採択順位が低く留まっており、冷房化を進めにくい状況が続いていたが、令和2年度第3次補正予算以降は、給食施設への空調設置が補助対象となったほか、体育館等への空調設置については断熱性確保を条件として採択するとの方針が示された。

<今後の取組の方向性>

本事業は令和3年度を終期としているが、令和3年度における各区市町村の空調整備状況及び未整備理由を把握・検証し、事業の在り方を検討する。

(3) 都立学校における空調設備の整備 (都立学校教育部)

<取組状況>

- ・都立高等学校の特別教室の冷房化を実施 工事 21 校
- ・都立高等学校の体育館の冷房化を実施 工事 99 校
- ・都立特別支援学校の体育館の冷房化を実施 工事 1 校

<成果>

- ・都立高等学校における特別教室の冷房化 190 校中 121 校整備済 (令和3年3月31日現在)
- ・都立高等学校における体育館の冷房化 190 校中 122 校整備済 (令和3年3月31日現在)
- ・都立特別支援学校における体育館の冷房化 58 校中 56 校整備済 (令和3年3月31日現在)

<課題>

非構造部材の耐震化や校舎の改修等、他の工事案件との兼ね合いも考慮しながら、冷房化工事を計画的に実施していく必要がある。

<今後の取組の方向性>

基本的な方針 11 質の高い教育を支える環境の整備

都立高等学校における各特別教室について、施設や電気設備の状況等に関する調査結果を踏まえ、計画的に冷房化を実施していく。また、都立高等学校及び都立特別支援学校の体育館の冷房化を実施していく。

5 トイレ整備の推進（地域教育支援部・都立学校教育部）

(1) 防災機能強化のための公立小・中学校等施設トイレ整備支援事業（地域教育支援部）

<取組状況>

児童・生徒にとって安全・安心な環境を確保するとともに、災害発生時に地域住民の避難所としての機能を向上させるため、平成 29 年度から、トイレ整備を実施する区市町村に対し、財政支援を行っている。

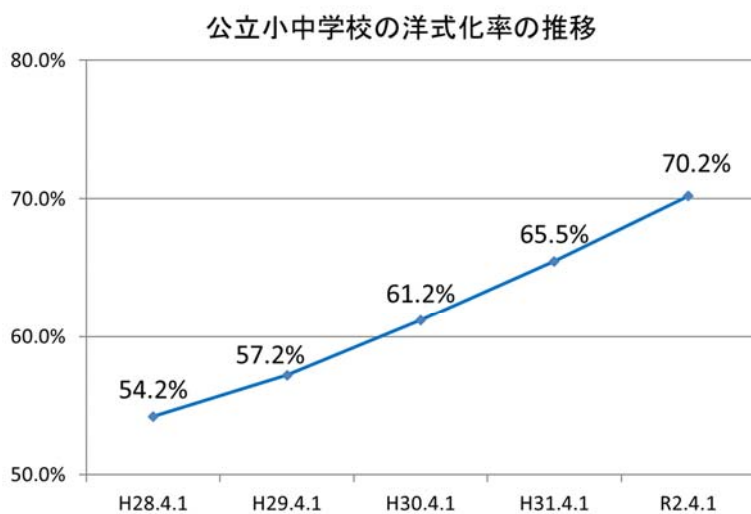
令和 2 年度は、37 区市町 134 事業に対し補助を実施した。

・対応件数

時点	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
実績	203 事業	186 事業	208 事業	134 事業

<成果>

都内区市町村立小中学校のトイレの洋式化は、下記のとおり進んでいる。



※ 東京都調査「公立学校施設トイレ整備に関する調査」による（平成28年度は文部科学省調査）

※ 対象施設は区市町村立小・中学校、義務教育学校、中等教育学校（前後）、特別支援学校

（平成28年度文部科学省調査の対象施設は公立小・中学校、義務教育学校、中等教育学校（前））

<課題>

新型コロナウイルス感染症の影響による夏季休業期間の短縮により、予定していたトイレ改修工事を見送る事例などが生じた。

<今後の取組の方向性>

令和 2 年度までであった本事業の事業期間を令和 4 年度まで延長することとした。

(2) 都立学校におけるトイレの洋式化の推進（都立学校教育部）

<取組状況>

小規模な改修工事により、和式大便器を洋式に交換するトイレ洋式化を実施したほか、老朽化が著しいトイレ設備についてはトイレ洋式化とともに配管等の改修を含めた工事を行った。

【令和2年度実績】

- ・小規模な改修工事（トイレ洋式化） 125校で実施
- ・老朽トイレの改修工事 2校で実施

<成果>

- ・都立高等学校 トイレの洋式化率 78.7%（令和3年3月31日現在）
- ・都立特別支援学校 トイレの洋式化率 94.2%（令和3年3月31日現在）

<課題>

トイレは児童・生徒が日常的に使用する施設であるため、工事实施中の教育活動への影響を考慮し、工事実施時期や対象範囲を工夫する必要がある。

<今後の取組の方向性>

教育活動への影響を抑えるため、工事対象を絞った小規模な改修工事を複数回実施し、トイレの洋式化を進めていく。また、老朽化が著しいトイレの改修を行う際には、併せてトイレの洋式化を図る。

6 環境に配慮した整備の推進（都立学校教育部）

(1) 太陽光発電設備の整備

(2) 照明のLED化の推進

<取組状況>

学校の新築・改築、大規模改修工事等を捉えて、太陽光発電設備の整備及び学校の照明設備の原則LED化を進めている。

【令和2年度実績】

（太陽光発電設備整備）

高等学校 2校で整備（合計125kW） 特別支援学校 4校で整備（200kW）

（照明設備のLED化）

高等学校 3校 特別支援学校 4校

<成果>

（太陽光発電設備整備）

平成27年度末 71校 1529.72kW（高等学校58校・特別支援学校13校）

平成28年度末 80校 1714.72kW（高等学校65校・特別支援学校15校）

平成29年度末 86校 1854.72kW（高等学校70校・特別支援学校16校）

平成30年度末 91校 2109.72kW（高等学校73校・特別支援学校18校）

基本的な方針 11 質の高い教育を支える環境の整備

令和元年度末	94校	2289.72kW	(高等学校75校・特別支援学校19校)
令和2年度末	100校	2614.72kW	(高等学校77校・特別支援学校23校)
(照明設備のLED化)			
平成30年度	4校		
令和元年度	6校		
令和2年度	7校		

<課題>

学校の照明機器のLED化工事は、教育活動への影響が大きく新築・改築及び大規模改修時を捉えて原則LED化を図るとともに各種工事の際に併せて整備している現状である。

太陽光発電設備の整備は、校舎屋上にある既存空調機の室外機、ヘリサイン等が設置され、屋上緑化が行われている学校もあることから、設置スペースの確保が困難となる場合がある。また、建物強度の面で構造上設置が可能か現地調査及び構造計算書等により判断が必要となる。

<今後の取組の方向性>

教育活動への影響を抑えるため、新築・改築及び大規模改修工事の際等を捉えて整備を行っていく。

7 ICT環境整備の更なる推進(再掲) (総務部)

<取組状況>

(1) 区市町村立学校のICT環境整備・利活用

ア 公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備支援事業

児童・生徒一人一人の理解度や進度に応じて、個別最適化された学びや主体的・対話的な学びなどを実現するため、公立小・中学校において校内LANの新設・更新及び電源キャビネットの新設・更新を行う区市町村に対して、国の補助により整備費を支援するのに加えて、令和2年度から国の補助に上乗せした都独自の補助を実施した。

【補助実績】

東京都公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備支援事業 38地区

イ 公立学校情報機器整備支援事業

児童・生徒一人一人の理解度や進度に応じて、個別最適化された学びや主体的・対話的な学びなどを実現するため、公立小・中学校において一人1台端末の整備を行う区市町村に対して、国の補助を活用し整備することを積極的に働き掛けるとともに、端末導入時の機器設定や授業等における利活用について支援する端末導入支援員の配置経費を都独自で補助した。

【補助実績】

東京都公立学校情報機器整備費支援事業(端末導入支援員) 23地区

ウ ICT利活用モデル検証事業

基本的な方針 11 質の高い教育を支える環境の整備

公立小中学校における I C T環境整備を推進するため、先進的に I C T機器を整備・活用している区市町村教育委員会の協力を得て、I C T機器の活用及び効果等について実証研究を実施した。また、都内外公立学校、私立学校等の活用事例の調査分析を活用し、児童・生徒一人1台端末の環境におけるオンライン学習の特徴とその効果を整理し、I C T機器整備モデルの研究及び開発を行った。

エ 新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症による学校の臨時休業等を踏まえ、児童・生徒の家庭におけるオンライン学習の環境を整備する区市町村を支援し、教育のデジタル化の加速化を図った。

【補助実績】

東京都家庭学習通信環境整備支援事業 (ルーター機器費、通信費支援)	33地区
東京都オンライン学習環境整備支援事業 (学校配備端末転用、クラウドサービス利用支援)	31地区

(2) 都立学校の I C T環境整備・利活用

ア 「Society5.0に向けた学習方法研究校」事業

- (ア) I C Tを活用して、Society5.0に不可欠な生徒一人一人の資質・能力を最大限伸ばす学習方法を開発するための研究を行うモデル校を18校(高等学校及び中等教育学校12校、特別支援学校6校)指定した。
- (イ) I C Tを活用し、生徒一人一人の資質・能力を最大限伸ばす学習支援を実践した。また、ブランドデザインに基づくI C T活用推進計画等を各校で立案した。

イ 採点支援システムの構築・活用

- (ア) 採点支援システムを都立高校7校に導入し、定期考査や小テスト等の採点業務を正確かつ効率的に行うことで、採点誤りの防止と教員の業務縮減を図るとともに、問題ごとの正答率等を集計・分析し、授業改善や生徒の補習等の取組を推進した。
- (イ) 定期考査や小テスト等のデータを分析し、教員の更なる授業改善と個に応じた指導の充実についての研究を実施した。

ウ I C T支援員の配置・教員向け研修

- (ア) 都立学校への校内無線LAN環境整備、統合型学習支援サービスの導入等のI C T環境整備に当たり、トラブルに迅速に対応し、安定した活用を支援するとともに、専門的見地から活用手法の改善や新たな活用法について支援するためのI C T支援員を配置した。
- (イ) オンライン学習を推進するための教員向けの研修動画を公開した。また、児童・生徒一人1台常時接続下での学習活動を、学校が滞りなく進めていくための学校管理職向け研修動画を作成し、公開した。

エ 教育用ダッシュボード整備に係る調査研究

校務系データと学習系データの効果的な連携方法及び学習系データを蓄積するための基盤(クラウド)構築について研究を実施した。

オ 教育用 I C Tネットワークの更改

- (ア) 都立高等学校、高等学校附属中学校、中等教育学校及び特別支援学校におけるI C T環境の充

基本的な方針 11 質の高い教育を支える環境の整備

実のため、平成 21 年度に全校を結んだ教育用 I C T ネットワークを整備した。

- (イ) ネットワーク基盤更改とともにネットワーク帯域の拡張や運用の改善を行い、継続して情報活用能力を育成する環境を整備した。

カ 校内無線 L A N 環境の整備

- (ア) 生徒が所有する I C T 機器等の効果的な活用方法や校内ルールづくりなどの研究を行うモデル校を 10 校指定し、校内無線 L A N 環境を平成 30 年度に当該校に整備した。

- (イ) 令和 2 年度に 87 校（高等学校及び中等教育学校 80 校、特別支援学校 7 校）の校内無線 L A N 環境を整備した。

キ 統合型学習支援サービスによる全校オンライン学習環境の整備

教員及び児童・生徒等の双方向のオンライン学習等を可能とする統合型学習支援サービスについて、令和 2 年度から都立高等学校、高等学校附属中学校、中等教育学校及び特別支援学校の全教員及び児童・生徒等分のアカウントを発行し、利用を開始した。

ク 新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症による学校の臨時休業等を踏まえ、全都立学校への統合型学習支援サービスの導入や I C T 支援員の配置を行った。

(3) 教育における先端技術利活用促進事業

5 G や A R / V R 等の先端技術の活用について、都立学校 3 校において実証研究に取り組むため、V R 機器等を試行利用し新たな指導方法の検討を行った。

(4) 統合型校務支援システムの整備

児童・生徒一人一人の力を最大限に伸ばす質の高い教育の実現及び校務の効率化を図ることを目的とした T O K Y O スマート・スクール・プロジェクトを推進するため、統合型校務支援システムのシステム構成及び各サービスの機能要件を精査し、システム化の範囲を決定し構築設計を行う。

<成果>

(1) 区市町村立学校の I C T 環境整備・利活用

ア 公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備支援事業

国及び都の補助を活用し、令和 2 年度中にほぼ全ての地区で校内 L A N の整備が完了した。

イ 公立学校情報機器整備支援事業

国の補助を活用し、令和 2 年度中にほぼ全ての地区で一人 1 台端末環境の整備が完了した。

また、都の補助を活用し端末導入支援員を配置することで、円滑な端末導入を支援した。

ウ I C T 利活用モデル検証事業

都教育委員会が検証実施地区として指定した区市教育委員会（千代田区・町田市）が指定する I C T 利活用モデル検証事業実施校において実践研究を実施した。千代田区の実施校では、家庭学習と連動した一人 1 台のアクティブラーニング型授業における学びの変容の可視化調査を行い、町田市の実施校では I C T の機器構成と活用事例の取りまとめを実施した。また、都内外公立学校、私立学校及び海外教育機関の I C T 活用事例の調査分析を実施した。

本事業の目的と概要、実証研究の内容を動画にまとめ、区市町村教育委員会に周知した。さらに、成果報告書を都教育委員会ホームページに掲載した。

エ 新型コロナウイルス感染症対策

各補助事業によって、新型コロナウイルス感染症による学校の臨時休業時等のためのルーター等の整備、学習支援クラウドサービスの導入等家庭におけるオンライン学習に必要な環境整備を促進した。

(2) 都立学校のICT環境整備・利活用

ア 「Society5.0に向けた学習方法研究校」事業

研究校に生徒・教員用タブレットPC及びデジタル教科書を配備し、ICTを活用した資質・能力育成型授業スタイルの研究・開発を行った。また、研究校での実践事例を全都立学校へ動画配信するとともに、中間報告書としてまとめた。

イ 採点支援システムの構築・活用

採点支援システムを導入することで、定期考査の採点時間の縮減効果について検証した。また、定期考査及び小テストの採点データの活用研究を行い、蓄積された採点データを集計・分析し授業改善や指導改善等につなげることで、エビデンスベースの指導及び個別最適化された学びが実現される実践を行った。

ウ ICT支援員の配置・教員向け研修

(ア) 統合型学習支援サービスの導入、運用等に関する支援、研修をICT支援員が行い、都立学校における統合型学習支援クラウドサービスの利用やICT機器等の活用を推進した。

(イ) 教員向けの研修動画及び学校管理職向け研修動画の公開により、新型コロナウイルス感染症による臨時休業期間中におけるオンライン学習や各学校におけるICTを活用した教育を推進した。

エ 教育用ダッシュボード整備に係る調査研究

統合型学習支援サービス利用状況のデータ、校務に関する情報及び、学習に関する情報を対象として、データ収集、加工、蓄積、可視化及び分析について、データの収集から可視化まで一連の構成を構築し、試行検証を通して、分析基盤、データ分析の有用性及び、本構築に向けたデータ量の検証を実施した。また、非認知情報に関するアンケートの回答と校務に関する情報を組み合わせて分析する研究を実施した。

オ 教育用ICTネットワークの更改

基盤更改とともにネットワーク帯域の拡張を行うことで、都立学校においてオンライン学習が可能な環境を整備することができた。また、運用改善を行うことで、学校における環境管理業務の負荷を低減することができた。

カ 校内無線LAN環境の整備

令和2年度に87校（高等学校及び中等教育学校80校、特別支援学校7校）の校内無線LAN環境を整備することで、都立学校におけるオンライン学習を推進することができた。

キ 統合型学習支援サービスによる全校オンライン学習環境の整備

統合型学習支援サービスについて、令和2年度から都立高等学校、高等学校附属中学校、中等教育学校及び特別支援学校の全教員及び児童・生徒等分のアカウントを発行し、利用を開始することで、教員及び児童・生徒等の双方向のオンライン学習等が可能となった。

ク 新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症による都立学校の臨時休業等を踏まえ、全都立学校への学習支援クラウドサービスの導入やICT支援員の配置を行うことで、オンライン学習を推進することがで

きた。

(3) 教育における先端技術利活用促進事業

研究校3校において教員を中心にVRやIoT機器等の試行活用を行い、それらの技術や機器類の活用が学習目的に適合するかどうかの検討や、翌年度の活用に向けた課題の整理などを行った。

(4) 統合型校務支援システムの整備

関係部署及び都立学校職員によるプロジェクトチーム及びワーキンググループで、統合型校務支援システムのシステム構成及び各サービスの機能要件を確認し、システム化の範囲を決定した。

<課題>

(1) 区市町村立学校のICT環境整備・利活用

ア 公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備支援事業

一人1台端末環境下での校内通信ネットワークの円滑な運用を確保する必要がある。

イ 公立学校情報機器整備支援事業

一人1台端末を授業等で十分に利活用するため、必要な支援体制を検討する必要がある。

ウ ICT利活用モデル検証事業

一人1台端末環境に対応した教員のICT活用指導力と端末の持ち帰り学習に向けた検討

エ 新型コロナウイルス感染症対策

非常時等にオンラインによる学習へ切り替えが迅速にできるよう、日常的なオンラインを活用した学習を推進する必要がある

(2) 都立学校のICT環境整備・利活用

ア 「Society5.0に向けた学習方法研究校」事業

研究校で蓄積した実践事例を、都立学校が各校の実態に合わせて有効活用できるように工夫して展開する必要がある。

イ 採点支援システムの構築・活用

モデル校での実績を全都立高等学校等へ展開するため、採点支援システムを全都立高等学校等に導入するとともに、データ活用研究の成果を各校で活用できるように展開する必要がある。

ウ ICT支援員の配置・教員向け研修

校内無線LAN環境、統合型校務支援システムの導入等、都立学校におけるICT環境整備が進んでおり、一人1台端末環境での安定運用を各校で行うために、学校が継続的に活用していくための仕組み作りのための支援について実施していく必要がある。

エ 教育用ダッシュボード整備に係る調査研究

教育用ダッシュボードの実現に向け、エビデンスベースの指導や子供たち一人一人の個に応じた学びにつながるダッシュボードとして取り上げるべき有効なデータの選択や実証研究の有用性の検証、システム間の連携方法について検討する必要がある。

オ 教育用ICTネットワークの更改

オンライン学習が進むことで、より性能の高いネットワークが必要になる可能性がある。

カ 校内無線LAN環境の整備

令和3年度の全校校内無線LAN環境の整備を確実に完了する必要がある。

- キ 統合型学習支援サービスによる全校オンライン学習環境の整備
オンライン学習をより推進するため、P D C Aサイクルを循環させ、機能の改善や拡張等が必要となる。
- ク 新型コロナウイルス感染症対策
新型コロナウイルス感染症による都立学校の臨時休業等、今後の動向が不透明なため、状況に応じて必要となる対応を迅速且つ柔軟に進める必要がある。

(3) 教育における先端技術利活用促進事業

今年度は教員を中心とした試行活用が中心であったため、今後、生徒を含めた活用を行い、学習における効果を検証する必要がある。また、教員の機器取扱いの習熟等も課題として挙げられているため、活用場面での支援等も考慮する必要がある。

(4) 統合型校務支援システムの整備

令和4年度4月からの円滑な運用開始を目指し、統合型校務支援システムの構築及び研修を行う。

<今後の取組の方向性>

(1) 区市町村立学校のICT環境整備・利活用

- ア 公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備支援事業
各区市町村の校内通信ネットワークの接続状況、課題等を定期的に把握し、必要な支援を検討していく。
- イ 公立学校情報機器整備支援事業
令和3年度は端末導入支援員の配置を引き続き支援するとともに、各区市町村の一人1台端末の活用状況等を定期的に把握し、必要な支援を検討していく。
- ウ ICT利活用モデル検証事業
本事業は令和2年度で終了する事業であるが、今後、一人1台端末活用で得られる教育データ活用に向けた検討が求められる。
- エ 新型コロナウイルス感染症対策
日常におけるオンラインを活用した学習の推進

(2) 都立学校のICT環境整備・利活用

- ア 「Society5.0に向けた学習方法研究校」事業
モデル校が蓄積した実践事例を分類化・モデル化することで、都立学校が単元や教科等のまとまりの中で計画的に活用できる学習モデルを開発するとともに、開発したモデルの効果検証を行う。
- イ 採点支援システムの構築・活用
令和4年4月からの全都立高校等への展開に向けた設計・開発を行う。また、全都立高校等での円滑な運用及び採点データの効果的な活用を目指し、令和3年度のモデル校における研究成果を生かした導入方法を検討する。
- ウ ICT支援員の配置・教員向け研修
全都立学校へICT支援員を配置し、ICT利活用の支援を行う。また、児童・生徒一人1台常時接続下での学習活動を学校が滞りなく進めていくため、中核となる教員の存在が不可欠であることから、各学校におけるデジタル利活用を一層推進するため、各学校における中核となる教員を

基本的な方針 11 質の高い教育を支える環境の整備

対象とした、未来を生きる子供たちに必要な資質・能力を真に理解することにより教育イノベーションを実現するための研修を実施する。

エ 教育用ダッシュボード整備に係る調査研究

教育用ダッシュボードの実現に向け、追加の試行検証を行うとともに、教育用ダッシュボードに必要な機能や環境等について検討を進める。

オ 教育用 I C T ネットワークの更改

各学校におけるネットワークの利用状況等を踏まえ、次回の更改に向けネットワークの見直し等の検討を進める。

カ 校内無線 L A N 環境の整備

新設校の新規整備や校舎移転時の校内無線 L A N 整備の対応を確実に遂行する。

キ 統合型学習支援サービスによる全校オンライン学習環境の整備

P D C A サイクルを循環させ、オンライン学習をより推進するために必要な機能の改善や拡張等を検討する。

ク 新型コロナウイルス感染症対策

日常におけるオンラインを活用した学習の推進

(3) 教育における先端技術利活用促進事業

令和 2 年度の試行の成果と課題を踏まえ、引き続き研究校 3 校において、生徒を含めた先端技術の活用の研究に取り組む。

(4) 統合型校務支援システムの整備

令和 4 年度 4 月からの円滑な運用開始を目指し、統合型校務支援システムの構築及び研修を行う。

8 安全対策のための防犯カメラの整備（地域教育支援部）

(1) 公立学校防犯設備補助事業

<取組状況>

児童・生徒の安全を確保することを目的として、区市町村が実施する防犯設備整備について財政支援を実施した。

- 令和 2 年度は、16 区市町、119 園・校で整備した。

幼稚園	1 区	5 園
小学校	8 区市町	94 校
中学校	7 区市町	20 校

- 対応件数

	H27 年度		H28 年度		H29 年度		H30 年度		R1 年度		R2 年度	
	区市町 村	園・校	区市町 村	園・校	区市町 村	園・校	区市町 村	園・校	区市町 村	園・校	区市町 村	園・校
幼稚園	2	11	5	17	1	3	3	8	1	1	1	5
小学校	8	66	20	243	17	111	18	132	8	35	8	94
中学校	6	76	13	108	16	70	12	61	2	5	7	20

<成果>

区市町村・学校における防犯カメラの新規設置及び老朽化した設備の更新が進み、現在都の補助事業で1,066校に防犯カメラが整備され、ほぼすべての学校で防犯カメラが設置済となっている。

<課題>

未設置の学校がある区市町村がカメラを設置できるよう支援する。

<今後の取組の方向性>

区市町村が必要な整備を行うよう働き掛ける。

<東京都教育ビジョン（第4次）>

基本的な方針	12	家庭、地域・社会と学校とが連携・協働する教育活動
施策展開の方向性	29	学校と家庭、地域・社会が一体となり、子供を見守り、育てる教育活動を推進します。
予算額： 3,664,566 千円 決算額： 2,473,131 千円		従事職員数 12 人（指導主事 6 人）

1 学校と家庭との連携を図る取組の充実（再掲）（指導部）

(1) 学校と家庭の連携推進事業

<取組状況>

「家庭と子供の支援員」の配置

ア 配置の目的・配置先について

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生活指導上の課題に対応するため、問題を抱える児童・生徒に直接関わるとともに、その保護者からの相談に応じる「家庭と子供の支援員」（民生・児童委員、保護司、青少年委員、退職教員、退職警察官、心理学系大学生等）を小・中学校に配置する。

イ 活動内容等について

「家庭と子供の支援員」と教員が家庭訪問等を行い、児童・生徒やその保護者へのアドバイスや情報提供等を行う。

ウ 「学校と家庭の連携推進会議」の設置

「家庭と子供の支援員」を配置した小・中学校に、学校管理職及び教職員と「家庭と子供の支援員」を構成員とした「学校と家庭の連携推進会議」を設置し、支援が必要な児童・生徒やその保護者についての情報交換及び対応についての協議を行う。

エ スーパーバイザーの配置

対応が困難な事例などに対しては、スーパーバイザー（弁護士、医師、臨床心理士など）が、「家庭と子供の支援員」に対して、定期的に助言を行う。

オ 事業経費運用方法

(ア) 学校指定初年度（委託事業）

国 1/3、都（委託料） 2/3

(イ) 学校指定2年目以降（補助事業）

国 1/3、都（負担金補助及び交付金） 1/3、区市町村 1/3

※ ただし、スーパーバイザーの配置に係る経費については、都が全額補助

カ 実施地区、配置校数、配置人数

(ア) 実施地区

(31 区市町村（13 区 17 市 1 町）

(イ) 実施校

392 校（小学校 249 校、中学校 143 校）

(ウ) 家庭と子供の支援員数

797 人

(エ) スーパーバイザー数

131 人

キ 家庭と子供の支援員及びスーパーバイザーの派遣日数

延べ 23,327 日

ク 事業等

令和3年2月4日の生活指導担当者連絡会において、区市町村教育委員会担当指導主事と「家庭と子供の支援員」による協議を実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から中止とした

<成果>

平成30年度から令和2年度の推移をみると、「家庭と子供の支援員」の配置を希望する学校が年々増加傾向にあり、区市町村教育委員会や学校がその効果を認識していることがうかがえる。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
小学校	221校	211校	249校
中学校	129校	135校	143校
計	350校	346校	392校

<課題>

家庭と子供の支援員による不登校児童・生徒への支援前後の態様について

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
① 支援を行った不登校の児童・生徒の合計人数	378人	563人	674人
② うち、改善が見られた児童・生徒の合計人数	156人	266人	328人
③ 改善率 (②/①×100)	41.3%	47.2%	48.7%

過去3年間で支援を行った不登校児童・生徒のうち、改善が見られた割合は、5割弱である。

不登校という状況を問題行動として判断してはならないことや、学校復帰のみを目標としないことなど、教育の機会確保法の理解が広がり、対応が変化していることが影響していると考えられる。区市町村教育委員会及び学校における活用方法等について、実態や課題を把握するとともに、不登校施策における今後の活用の在り方について再度検討する必要がある。

また、「学校と家庭の支援員」は、児童・生徒への対応に関して必ずしも専門性を有する者ではないことがあることから、対応力向上を図るための取組を行うことが必要である。そこで、区市町村教育委員会へのスーパーバイザーの配置を推進するとともに、生活指導担当指導主事連絡会において家庭と子供の支援員同士が事例を通して情報を共有することができるようにし、学校と家庭の支援員の対応力向上を図る。

<今後の取組の方向性>

学校において、多様な外部人材同士が連携し、児童・生徒に対して、一層効果的な支援を行うことができるようにする体制を構築することが必要である。そこで、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、「家庭と子供の支援員」等の外部人材同士が連携して児童・生徒等に支援を行って成果を上げた事例を収集し、各学校に周知するとともに、生活指導担当指導主事連絡会において、学校が多様な外部人材をコーディネートする機能をもつことができるようにするための方策を提言していく。

2 「放課後子供教室」における活動の推進（地域教育支援部）

<取組状況>

(1) 「放課後子供教室」と「学童クラブ」との一体型の推進

多様な保護者ニーズを踏まえた学童クラブとの一体型を推進する区市町村を主な対象に、環境整備や終了時間延長などの取組や、NPO等の専門人材を活用した魅力的な活動プログラムの充実などに対する支援を実施した。

<成果>

- ・ 教室数及び実施小学校区数の増加（令和元年度比：13 教室 16 小学校区増）
- ・ 専門人材を活用し、科学実験教室やスポーツ教室等のプログラムを実施

<課題>

活動内容の充実を図るため、活動プログラムの実施教室数を増やしていくとともに、多様なプログラムの展開が必要

<今後の取組の方向性>

区市町村に対して学童クラブとの連携や地域人材の活用など多様な活動事例の紹介を行うとともに、専門人材を活用した活動プログラムの展開等区市町村における活動内容の一層の充実を支援する。

(2) 「放課後子供教室」の促進

区市町村が実施主体となり、全ての子供を対象に、放課後や週末等に小学校等を活用して、安全・安心な子供の活動拠点（居場所）を設け、子供たちに学習や様々な体験・交流活動の機会を提供する事業を実施した。

- ・ 実施地区数及び教室数等の推移

年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
地区数（区市町村数）	55 地区	55 地区	55 地区	55 地区	55 地区
教室数	1,200 教室	1,240 教室	1,260 教室	1,272 教室	1,285 教室
小学校区数	1,145 校区	1,178 校区	1,187 校区	1,196 校区	1,212 校区

- ・ 放課後子供教室スタッフ等研修の実施

区市町村が実施する放課後子供教室に関わる地域コーディネーター等の事業関係者の資質向上を図るための研修を実施した。

参加者数の多い「スタッフ研修」については、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、本年度はYouTubeチャンネルによるオンデマンド開催とした。

【当初予定：コーディネーター研修（2回）スタッフ研修（1回）計3回】

【実績】コーディネーター研修（2回） 受講者数 185名

スタッフ研修（オンライン開催） 視聴回数 延2,470回

- ・ 情報提供

東京都教育委員会ホームページを活用した「放課後子供教室」の活動事例等の情報提供を行った。

3 外部人材を活用した授業以外の場における学習支援の充実（再掲）（地域教育支援部・指導部）

(1) 地域未来塾の推進（再掲）（地域教育支援部）

<取組状況>

区市町村が主体となって、放課後等に地域住民等の協力を得て、学習支援が必要な中学生等を対象に学習習慣の確立や基礎学力の定着を図ることを目的とした学習支援の機会である「地域未来塾」を実施した。

- ・実施区市町村 30 区市町村（平成 28 年度事業開始）

（対象校数（計画） 小学校 380 校、中学校 264 校、両方対象：22 区市町）

実施地区数等の推移

年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度計画
地区数（区市町村数）	15 地区	21 地区	29 地区	31 地区	30 地区
対象校数	230 校	428 校	640 校	659 校	651 校

- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響

多くの地域未来塾は、放課後等に学校を会場としているため、学校休業中は実施することができなかった。学校再開後は、感染予防対策を講じた上で実施又は未実施など、地域や学校により対応が異なった。

- ・取組内容

大学生や教員OB等による、個別指導やグループ学習等の形式による学習支援を実施

会場は、自治体ごとに様々で、学校の教室を利用するものや公民館・教育センター等、学校以外の施設を利用している例もある。

<成果>

実施した教育委員会や学校からは、「地域未来塾に参加することで学習する習慣がついた。」「宿題を確実に終了させるとともに疑問点もその場で聞くことができる。」などの学習習慣が確立したことや、「学校の授業についていけるようになった。」「授業で学習した内容を復習し、理解することができるようになった。」といった基礎学力の定着などの成果が報告されている。

また、参加している児童・生徒からは、「苦手意識のあった教科も、地域未来塾を通して「好きになった」「学校で聞けなかったことを聞ける」など、意欲に関するアンケート回答も寄せられている。

<課題>

未実施地区への「地域未来塾」活用促進や実施地区における対象校数の拡大促進が課題である。また、各地域未来塾の運営に関しては、感染症予防対策の好事例の共有やオンラインの活用などがある。

<今後の取組の方向性>

区市町村に対して、コロナ禍における取組をまとめた事例集をはじめ、参考となる情報を提供するなど、地域や学校の実態を踏まえた学習支援の取組が一層拡充するよう働き掛けを行う。

(2) スタディ・アシスト事業の実施（再掲）（地域教育支援部）

<取組状況>

モデル地区を指定して中学生を対象とする進学を目的とした放課後等の学習支援を実施した。

- ・ 4 地区 計 27 中学校、中学 3 年生 243 名が参加
- ・ 数学、英語を中心に、民間教育事業者（講師）により 10 名程度の少人数で習熟度別に指導
- ・ 放課後、土曜日又は長期休業日中に 2 時間程度
- ・ 7 月又は 8 月から 2 月にかけて 25 回程度

<成果>

	A 地区	B 地区	C 地区	D 地区
参加生徒の満足度（「満足」、「役立った」、「期待通り」等の計）	98%	100%	100%	97.3%
【平均点の比較】 業者による事前テスト（初回）と 事後テスト（最終回）の結果	英語 +29.2	英語 +4.7	英語 +10.2	英語 +22.3
	数学 +12	数学 + 1.2	数学 +16.3	数学 + 2

平成 30 年度、令和元年度の 2 年間のモデル実施（2 地区）を経て、令和 2 年度からは地域未来塾の一環として、実施地区を拡大し、4 地区で実施した。コロナ禍における休校の影響で、進学支援として有効な夏季休業前に事業周知が十分に行うことができなかつたため、実施地区が拡大したものの、昨年度とほぼ同じ受講者数となった。

生徒対象のアンケートには、「無料でここまでやってもらえるのはありがたかった」「塾は勉強しなければ置いて行かれるところだと思っていたが、わからない所でも教えてくれたので、塾に対するイメージが変わり勉強するようになった。」等、通塾経験のない生徒から肯定的な声が寄せられた。

<課題>

実施条件は、日時（土曜日又は放課後）、日程（ほぼ定期的又は不定期）などモデル地区によって設定が異なっている。各実施地区における実績の共有化を図りつつ、モデル地区の地域性をより踏まえた効果的な条件設定が必要である。

<今後の取組の方向性>

- ・ 平成 30 年度、令和元・2 年度の事業成果や課題を踏まえ、今後の公立中学校の進学を目的とした学習支援事業の在り方について検討しつつ、令和 3 年度もモデル地区を拡充し、引き続き事業実施を行う。
- ・ 具体的には、モデル地区を 4 地区から当初計画の 6 地区程度とし、これまでのモデル地区における成果や課題を踏まえた各地区における実施計画の策定を促すことで、実施地区の課題や状況に応じた効果的な事業運営を図る。
- ・ 他の区市町村教育委員会に対して情報提供を行うなど、事業成果に関する周知を行う。

(3) 校内寺子屋の推進（再掲）（指導部）

<取組状況>

義務教育段階の基礎学力の定着状況が十分ではない生徒に対して放課後等に外部人材を活用した学習支援を行う学力向上研究校（校内寺子屋）を30校、2年間（令和2・3年度）指定した。

- ・国語、数学、英語において高校1年生20名程度の生徒を対象
- ・各教科週2回程度、放課後に2時間程度
- ・元教員や非常勤講師、大学生などの外部人材を活用し個別学習を実施

<成果>

令和元年度の対象となる生徒の意欲向上に関するアンケート結果の分析から、「学習意欲が上がった」、「分からない問題が分かるようになった」、「基礎学力が向上した」という設問に対し、81%（前年度比+22%）の生徒が「当てはまる」又は「ほぼ当てはまる」と回答しており、生徒の学びに対する意欲の向上につながったと考えられる。

<課題>

地域によっては外部講師の確保が難しい学校があり、近隣の中学校や学習塾などとの連携が必要である。

<今後の取組の方向性>

令和2年度のアンケート結果を分析し、新規（10校）と継続（20校）の課題をそれぞれ把握することで、基礎学力の向上や中途退学の防止により一層取り組む。

(4) 「進学アシスト校」事業の実施（再掲）（指導部）

<取組状況>

進路多様校等において、大学進学を目指す生徒の資質・能力を伸ばし、進学実績の向上を図るため、予備校講師等の外部人材を活用して大学受験講座等の学習支援を行う「進学アシスト校」を設置する。

- ・対象校：都立松原高等学校、都立福生高等学校（2校）
- ・実施回数：1年生4回（1月～3月）、2年生20回（5月～3月）、3年生16回（5月～12月）
各教科1講座60分

<成果>

- ・進学実績の向上（GMARCH、日東駒専）
- ・成績の向上、学習習慣の改善

<課題>

- ・講座日以外の時間の使い方や参加生徒一人一人の学習計画に対する学習サポートの充実
- ・生徒の出席率の低下
- ・講座内容の充実と教員の参加の推進

<今後の取組の方向性>

- ・指定の最終年度にあたり、これまでの成果と課題を踏まえ、委託業者と連携を密にし、事業計画に基

基本的な方針 12 家庭、地域・社会と学校とが連携・協働する教育活動

づき進行管理を行いつつ、事業実施の効果検証を行い、事業の終了・継続について検討する。

<東京都教育ビジョン（第4次）>

基本的な方針	12	家庭、地域・社会と学校とが連携・協働する教育活動
施策展開の方向性	30	地域・社会の教育資源を活用し、子供を支え伸ばす教育活動を推進します。
予算額：2,668,711千円		決算額：2,366,351千円
従事職員数6人（指導主事0人）		

1 「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」の取組の充実（地域教育支援部）

(1) 「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」の取組の充実

<取組状況>

企業・大学・NPO等の専門的な教育力を、学校教育をはじめとした子供たちの教育活動に効果的につなげるための仕組みを生かしながら、多様な教育プログラムの提供及びその活用への促進を図った。

ア 主な取組内容

- (7) 小・中学校等を対象とした、企業等外部の教育プログラムの効果的な活用について助言を行う「プログラムアドバイザー（教科学習分野、キャリア教育分野）」の配置（協力団体：2団体）
- (イ) 「令和2年度地域学校協働活動推進フォーラム」のオンライン開催としての企画及び実施
- (ロ) 「都立高校生の社会的・職業的自立支援教育プログラム事業」における「教育プログラム」の提供及びその支援
- (エ) 「放課後子供教室における専門人材を活用した活動プログラムの充実事業」における「教育プログラム」の提供及びその支援
- (オ) 「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」サイト運営

年 度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
会員団体数	502 団体	548 団体	576 団体	586 団体	590 団体

<成果>

- ア 会員団体数が、4団体増加した。
- イ 「都立高校生の社会的・職業的自立支援教育プログラム事業」では、51団体が都立高校138校の「総合的な学習の時間」等において、「教育プログラム」の導入及びその支援を行った。
- ウ 「放課後子供教室における専門人材を活用した活動プログラムの充実事業」では、会員団体と連携し、専門人材を活用した、「科学実験教室」、「コミュニケーションワークショッププログラム」、「スポーツ教室」等、多様な「教育プログラム」を実施した。

<課題>

- ア 学校や放課後子供教室などから、企業・大学・NPO等の教育プログラムの情報や、具体的な活用事例を把握することが難しいとの声を聞くことから、小・中学校等への効果的な教育プログラムの提供方法やプログラムアドバイザーの活用についての周知方法等の検討が必要
- イ 新学習指導要領、放課後子供教室などの目的に適った学校内・外の教育活動に対応した「教育プログラム」の充実

＜今後の取組の方向性＞

- ア 「統括コーディネーター」や「放課後子供教室スタッフ」等を対象とした会議や研修、フォーラム等を通じて、企業・大学・NPO等の多様な教育プログラムの提示やプログラムアドバイザーの効果的な活用等について、周知等を行っていくとともに、企業・大学・NPO等との連携や多様な主体の「地域学校協働活動」への参画を推進し、子供たちの学びが充実するよう支援していく。
- イ 会員団体である企業・大学・NPO等と連携しながら、都立高校における新学習指導要領（総合的な探求の時間）や放課後子供教室の活動等に対応した「教育プログラム」の導入を支援していく。

2 「地域学校協働活動」の推進（地域教育支援部）

- (1) 「地域学校協働本部」の設置・促進
- (2) 統括コーディネーターの配置促進

＜取組状況＞

ア 区市町村の取組

区市町村が主体となって、地域全体で子供たちの学びや成長を支える仕組みである「地域学校協働本部」の設置・促進を通じて、学校支援活動をはじめ、地域と学校が連携・協働し行う地域学校協働活動を支援する事業を実施した。

・実施地区数及び学校数の推移

年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
地区数 (区市町)	29 地区	30 地区	31 地区	32 地区	34 地区
学校数	1,013 校	1,135 校	1,246 校	1,309 校	1,305 校

・主な活動内容

学習支援活動、部活動支援活動、教育環境整備、登下校の安全確保等

イ 東京都の取組

・推進委員会の開催 6回（うち3回は小委員会）

教育庁関係課職員で構成する委員会を設置し、地域学校協働活動をめぐる各課関連事業について共有するとともに、今後の事業推進に向けた方策について協議を行った。

・統括コーディネーター会議 3回

都が統括コーディネーター（東京都地域学校協働活動推進員）を設置して、地域学校協働活動の推進等に関する情報交換や協議を目的として統括コーディネーター会議を開催した。オンライン会議を併用し、第6回はオンラインで開催した。

・情報提供や研修

「地域学校協働活動推進事業」報告書の印刷配布：2,000部

・地域学校協働活動推進フォーラムの実施

区市町村の地域学校協働活動関係者を対象とし、コロナ禍における取組事例等動画のオンライン配信を行った。

<成果>

- ・地域学校協働活動推進事業実施校数
実施校数割合（区市町村立全学校数に占める実施校数の割合）
令和元年度（69%） → 令和2年度（70%）

- ・統括コーディネーターの配置
配置地区数

平成30年度	令和元年度	令和2年度
4地区	29地区	31地区

<課題>

- ・実施地区の拡大や実施地区における地域学校協働本部の設置の促進
- ・地域と学校が連携・協働した取組としての「地域学校協働活動」の推進

<今後の取組の方向性>

- ・未実施地区における地域学校協働本部の未設置理由を把握し、地域の実情に沿った設置を支援する。
- ・統括コーディネーター会議の開催、コーディネーター研修の実施や多様な地域学校協働活動事例の提供などにより、オンラインも活用しつつ、区市町村における取組充実を目指した支援に努める。

(3) 学校内地域交流拠点（コミュニティハウス）の設置支援及び設置に向けた調査研究の実施

<取組状況>

ア コミュニティハウスの設置支援

学校支援活動や子供たちの放課後活動の支援等、地域学校協働活動の推進を図るとともに、様々な活動を通じて元気高齢者の社会参加を促進するため、清瀬市が学校の敷地内に地域交流拠点を設置する支援を行った。

イ コミュニティハウスの設置に向けた調査研究の実施

コミュニティハウスの活動によるソーシャルキャピタルの蓄積や、学校教育にもたらす効果を測定・検証するための調査を実施した。

<成果>

- ア 令和3年3月31日にコミュニティハウスが竣工（清瀬市立清瀬中学校敷地内）
- イ 清瀬市内の全小中学校の教員、児童生徒、保護者、地域コーディネーター等を対象とした調査を実施

<課題>

- ア コミュニティハウスの設置を通じた地域学校協働活動の活性化

<今後の取組の方向性>

- ア コミュニティハウスの開設に向けて、活動内容の検討を行っていく。
- イ コミュニティハウスの活動によるソーシャルキャピタルの蓄積や、学校教育にもたらす効果について、経年での変化を測定できるよう引き続き調査を実施していく。

3 地域と共にある学校づくりの推進（都立学校教育部）

(1) 地域との連携・協働による学校運営の推進

<取組状況>

ア 地元商店街、企業、NPO等とのネットワークである地域学校協働本部と連携・協働し、地域との連携・協働をブランドイメージとする「地域連携リーディング校」として、平成29年度から2年間のモデル事業に引き続き、第三商業高等学校、園芸高等学校、武蔵村山高等学校の取組を支援している。

イ 高校選択の幅が広がる中、地元の期待・信頼に応える、魅力ある存在となり選ばれる高校となるために、地域と密着した「地域密着型教育活動推進校」として、竹台高等学校、大森高等学校、飛鳥高等学校、光丘高等学校、山崎高等学校の5校を指定した。指定期間は平成31年度から令和3年度までの3年間である。

また、学校運営連絡協議会に地元区市町村教育委員会職員を加え、連携強化に取り組んだ。

ウ 新型コロナウイルス感染症の影響

三密を回避するため、地域のイベント中止や体験施設の閉鎖により地域と直接交流する活動は実施できなかった。そのため、学習支援員による講座の実施等により地域連携を積極的に進めた。

<成果>

地域連携リーディング校では、学校が組織的に地域連携に取り組んでいる状況が地域団体等に見えることにより地域の意識が向上し、学校と地域との関係がより密になり、教育活動の幅が広がった。

<課題>

地域から支援を受ける一方で、地域側との連絡調整が必要になり、教員の負担が増加している。

<今後の取組の方向性>

地域連携リーディング校と地域密着型教育活動連携校の連絡会を設置する等、ノウハウの共有や事業計画について支援する。また、教員の負担軽減について工夫していく。

第6 令和2年度新型コロナウイルス感染症への緊急対策一般会計補正 予算等関連事業

1 ICTを活用したオンライン教育の推進（111.7億円）

（都立学校）

都立学校において、民間の学習支援クラウドサービスの活用やネットワーク環境が整っていない生徒への臨時休業中のモバイルルータの貸出しなどを実施し、オンラインでの学習支援を可能とするとともに、個に応じた学びが全校で実施できるよう基盤となる環境整備を行った。また、都立中学校及び中等教育学校前期課程における生徒一人1台端末整備を前倒して実施するとともに、オンライン学習の定着と加速化に向けて都立学校へのモバイルルータの配備を推進した。

（区市町村立学校）

区市町村立学校における臨時休業中のICTを活用した学習環境の整備を支援するとともに、全区市町村立学校で今年度中に通信基盤整備が完了できるよう国のGIGAスクール構想を活用した整備への支援を前倒して行った。また、学習用PC等が家庭にない児童・生徒に対して、区市町村の学校配備端末を活用してもなお不足する台数を都が緊急で貸し出すとともに、モバイルルータの貸出しについて支援した。

2 小学生向けの生活・学習番組の放映（2.8億円）

臨時休業中の子供たちの生活や学習の習慣付けを支援するため、小学生向けテレビ番組を放映した。

3 学校における感染症予防対策（46.7億円）

（都立学校）

マスクや手指消毒液、非接触型体温計など、都立学校における保健衛生用品を整備し、サーモグラフィーやアクリル板など感染症対策用品について整備を進めた。

（区市町村立学校）

区市町村立学校における感染症予防のための保健衛生用品の整備や、サーモグラフィーやアクリル板など感染症対策用品について、区市町村立学校での整備を支援した。

4 「昼食」提供支援（2.2億円）

（都立学校）

臨時休業中に、都立特別支援学校において学校給食に代わる「昼食」を提供する場合に、食材費の一部を支援した。

（区市町村立学校）

臨時休業中に、児童・生徒の居場所の確保等を行い、その一環として各学校において「昼食」を提供する場合、それに伴う経費の一部について区市町村へ補助を実施した。

5 都立学校における修学旅行等の中止や延期に係る追加的費用への支援（0.5億円）

臨時休業等に伴う修学旅行等の中止や延期に係る追加的費用について、保護者の経済的な負担軽減を図るための支援を実施した。

第7 点検・評価に関する有識者からの意見

佐藤 昌宏（デジタルハリウッド大学大学院 デジタルコンテンツ研究科 教授）

令和2年の点検・評価を拝見し、オリンピックを前に世界からも注目される都市の教育施策として、多岐に渡る多くの課題に対して積極的に取り組んでいる点について、そして、新型コロナウイルス蔓延の影響が長引き、中止や見直しを余儀なくされる事業がある中、教育現場と連携し、代案や改善に取り組み、事業目標達成に対して大きな遅れを出していない点については一定の評価と感謝を申し上げたい。東京都教育ビジョンは、中期計画にあたり、中長期的な視点で見守る必要があるものの、今後、更に感染症の蔓延やその他の大きな外部環境変化が生じた場合は、学習者中心の視点を持ちながら、柔軟に施策の見直しや中止（選択と集中）を行って欲しい。

個別施策については、特に教育のデジタル化に伴う「TOKYO スマート・スクール・プロジェクト」の推進について言及したい。

■区市町村立学校の情報通信ネットワーク、校内LAN、情報機器などの環境整備の完了

・コロナの状況や国を含めた補助金の措置もあり、環境整備が完了したことは大きな成果である。

■環境整備から利活用へ

・ICT活用の目的は、教育・学習効果の向上にあり、整備で終わってはいけないことは周知の事実である。東京都教育ビジョン（第4次）、TOKYO スマート・スクール・プロジェクトの完成までの中間地点であるこの時期に、「利活用に向けた道筋」を改めて示すべきではないかと考える。

・具体的には、短期的：①教育現場での利活用の推進（主にソフトウェア）、②都による成功事例の抽出と横展開。不登校だった児童・生徒がオンライン化された授業に参加し対面に戻った際に学校に登校してきた例もあるため、良い例は積極的に横展開すべきと考える（「使ってみる」→「良いやり方を広げてみる」）。
中期的：①人材育成（児童生徒への情報活用能力の必修化と教員向け教育イノベーション研修の更なる強化）、②教育効果向上に向けたデータ取得、分析、標準化などの仕組み化の検討（国とも連携）を挙げる（「ICTを理解する」→「活用のための正しい試行錯誤をする」）。

■都の教育政策やビジョンの更なる発信

・現在、都ではSNSや情報教育ポータルサイト「とうきょうの情報教育」などを活用して都民、保護者などへ広く情報発信しているところだが、興味のある方に向けたコンテンツであり、文字も多く理解しやすいとは言い難く、結果として政策と教育現場において理解の乖離が見られる。

・そこで、都民、保護者はもちろん、児童・生徒、教員を巻き込んだイベント（オンライン・対面は状況を見て）を通して、広くビジョンやスタンスを発信すべきではないかと考える。こういった都と教育現場が一体となったビジョン提示によって、政策と教育現場の乖離を埋められるのではないかと考える。

最後に今後の点検・評価のあり方について、本施策が特定の職員や専門家にとどまらず、多くの都民に共有され、自分ごととして推進されるよう提案を申し上げたい。

<中間目標達成度を見やすく共有>

■点検・評価については、予算額・決算額・従事職員数などの枠が加わり改善が見られるものの、多くの事業が並行して進められているため、進捗が分かりづらい。事業の進捗を都民にも開示、理解を求める意味でも、ひと目で進捗が分かる工夫をすべきと考える。

具体的には、達成度をグラフやアイコン化し、5年計画のどこまで進捗しているのかを明示することを提案する。

コロナ禍にも関わらず、多くの施策を実施し成果を生まれたことを高く評価します。以下、コロナ対応も含め、働き方改革の中で、より少ない取組で大きな成果を上げていくための改善案を示唆することで、点検・評価に代えさせてください。方針、方向性、施策を「1.1.1（小・中学校の基礎学力の定着）」等と略し、なるべく具体的に記述します。

【ICTの利活用に関して】

ほとんどの施策がコロナ禍の影響を受けた中、ICTが使われている／使える施策について、そのポテンシャルを活用して、より大きな効果を生めそうなものを列挙します。

- 1.1.3(3), 1.1.4, 1.1.8, 3.6.5：対面での活動後、常時オンラインでセルフペースの学習
- 1.1.7, 1.2.2, 3.6.1(3)：デザインされた活動によるラポール形成後、児童・生徒や教員を問わずつながり合うことによる日常的な学習（教員であれば、授業の実施だけでなく、授業研究の協働での実施など）
- 12.29-30：デザインされた活動によるラポール形成後、保護者と地域、学校関係者等がオンラインでつながり合うことによる価値観・問題意識の共有、各種事案への迅速な対応

【EBPMに関して】

EBPMや（他有識者から御指摘のあった）ロジックモデルは質や価値を問わない領域、目標が固定な（前向きに高まっていかない）領域にフィットします。例えば下記施策に適用することで政策の検証・改善が進み易くなります。

- 2.5.1, 4.10, 4.11, 10.25-26, 11.27-28：基本的に基盤整備の施策のため。
- 3.6.2, 3.6.3, 3.6.4：英語教育は意図的な教育場面以外で生徒が英語に触れる機会が少ないため、比較的学习努力との相関が高く、施策の効果が見やすい。ただし、学習機会の記録と効果の対応付けが必要。
- 6.15, 6.16, 6.17：身体・健康に関わる領域は経験量が効くため、EBPMが馴染みやすい。

【アクションリサーチに関して】

反面、EBPMが馴染み難い領域は、学習者（施策対象者）にどのような姿を期待するのか（目標）、その姿に向けてどのような支援・介入策を打つのか・それがどう効くのか（仮説）、実際どのような姿が見られたのか（実践・検証）の改善サイクルが有効です。

- 1.2.2, 3.6.1(1)(2), 5.14, 8.19, 8.20, 8.21, 9.22-24：目指す学校や教員の姿の都・地区・学校での設定・実践・検証
- 2.3, 2.4, 2.5.2, 2.5.3, 2.5.4, 3.8, 5.13：目指す生徒像の設定・実践・検証
- 4.9：児童・生徒自身による目標の設定・実践・検証

【総括】

以上のように、基盤整備系事業をEBPMによって効率的に検証しながら、そこで浮いた／空いた学校・教員のエフォートを効果的に使って、よりよい授業など児童・生徒に良質な学習経験を育むためのアクションリサーチへつなげていくことが重要です。そのように良くデザインされた活動にICTを活用できると、その後に、これまでの固定的な学校や教育課程の在り方を超えた自由な学習（情報共有・意見交換等）ができるようになるはずです。

一つの観点として、ICTにおいては、インプット（DVDやドリルによる学習者への情報提供）だけでなく、アウトプット（学習者自身の意見の外化やフラットな協働）を、事例については単なる普及から各主体の協働・吟味を重視するとよいでしょう。

つまり、教員間も学校間も教育行政関係者等幅広い関係者間で、「協働問題解決」の場を増やしていくことが施策充実の鍵になるでしょう。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、全く前例のない、先の見えない1年間だった。そのような中、東京都教育委員会は、令和元年度末からの一斉休校、感染拡大防止のための施策・事業の見直し、学校における感染症対策の支援、コロナ感染症によって新たに必要となった子供たちへの支援など、「有事」への対応を行いながら、子供たちの学びの継続のために、オンライン学習等の環境整備を進めることなどにより、「平時」と同様の教育活動の実現を追求してきた。未知の感染症への不安も抱えながら、尽力してこられた教育庁の職員、学校教職員の皆さまに心から感謝したい。

報告書には、「東京都教育ビジョン（第4次）」に基づく多岐にわたる事業についての点検・評価の状況が記載されているが、その中でも、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、特に注目した取組は以下の2点である。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響で、家庭環境に起因する教育格差がますます拡大することが懸念される中、一斉休校期間を除けば、地域未来塾やスタディ・アシスト事業が継続して実施されていることは心強い。これからも各校において臨時休校等が行われることも予想されるが、社会経済的に脆弱な環境に置かれた子供ほど休校による負の影響を受けやすいという研究成果も出てきているので、負の影響を最小限にとどめられるような施策の確実な実施と拡充に努めていただきたい。その際、東京都福祉保健局が発行する「とうきょう子育て応援ブック」に、教育と福祉の垣根を越えて子供とその家族への支援内容が包括的に示されているように、教育という視点だけにとられず、子供の学びと育ちの支援に関わる福祉部局など他部局とも連携し、社会経済的に脆弱な環境に置かれた子供にこそ施策が届くような尽力を期待したい。
- ② 人が集まることが難しくなる中、就学前教育カンファレンス配信動画や「SNS 東京ノート」の活用法に関する動画のように、一本が短くて分かりやすく、いつでも参照できる動画による研修は、コロナ感染症がもたらした逆境を、新しい可能性を開く好機に変え得る取組である。育児や介護で時間的な制約が厳しいなどの理由で、集合研修に参加することへのハードルが高い教職員でも気軽に見ることができ、関心のある都民にも開かれたこのような取組を、今後さらに進めることを期待したい。

最後に、昨年度から引き続き、「東京都教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」を、各事業の改善につながり、都民が見ても分かりやすい資料にすることを目指すことを求めたい。分かりにくさの原因の一つは、それぞれの事業の〈成果〉として示されている指標の種類が大きく異なる（取組状況、学校等から集めたエピソード、アンケート結果、対象者数などの変化など）ことにもあると考えられる。例えば、それぞれの指標について、それが「インプット（資源の投入など）」「アクティビティ（取組）」「アウトプット（生み出されたもの）」「アウトカム（効果・望ましい変化）」のどれにあたるのか、また、それぞれの指標が量的に示されている（数値で表せる）のか質的に示されている（数値で表せない）のか、という整理をしてみることも有効ではないか。

<資料>

東京都教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱
20教総政第135号
平成20年6月12日
教育長決定

(目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づき、東京都教育委員会（以下「委員会」という。）が自らの権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を実施するために必要な事項を定めることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、都民への説明責任を果たし、都民に信頼される教育行政を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところとする。

- 一 点検 個々の施策及び事業のこれまでの取組状況や成果について、取りまとめることをいう。
- 二 評価 個々の施策及び事業についての点検を踏まえ、課題を検討するとともに、今後の取組の方向性を示すことをいう。

(点検及び評価の対象)

第3条 点検及び評価の対象は、東京都教育委員会の権限に属する主要な事務事業とする。

(点検及び評価の実施)

第4条 点検及び評価は、前年度の東京都教育委員会の権限に属する主要な事務事業の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、毎年1回実施する。

- 2 点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。
- 3 施策・事業の進捗状況等を取りまとめ、教育に関し学識経験を有する者の意見を聴取する機会を設けるものとする。
- 4 委員会において点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を作成し、東京都議会へ提出する。また、報告書は公表するものとする。

(学識経験者等の知見の活用)

第5条 教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、「点検・評価に関する有識者」を置く。

(委任)

第6条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

- この要綱は、平成20年6月12日から施行する。
この要綱は、平成27年6月26日から施行する。
この要綱は、令和2年5月12日から施行する。